

早稲田大学図書館紀要別冊 3

早稲田大学
図書館所蔵

曲亭馬琴書簡集

早稲田大学図書館

早稻田大学
図書館所蔵

曲亭馬琴書簡集

早稻田大学図書館

一 曲亭馬琴肖像 雪旦画・馬琴自賛 [天保七年] 絹本着色 一軸 (画面八四・五×二九〇釐 九表具、一文字) 白金襷 廻り 黒地竹屋町唐草縫い 軸 牙切軸 軸長四六・八釐)

信長可 於 歎 々

何 様 心 一 巻 あり 後 何

よ き 孔 崎 を あ り け ゝ へ

古稀自祝之題咏

蓑笠漁隱



蓑 笠 漁 隱 雪 旦 畫

つきせしな齡はさゝれいし龜のよろつよもきの嶋をおふまで 古稀自祝之題咏 蓑笠漁隱 [画] (白文) 巖岳齋雪旦畫 [雪旦]

曲亭新著俠客傳第一集畫者筆工樹人目次

有像一十七頁 江戸 漢齋英泉

淨書筆跡 江戸 谷 倉 金

繡像刺刷 江戸 原 倉 伊

全卷刊字 京都 井上治兵衛

俠客傳第二集 曲亭翁著 全五卷

近世說美少年錄 曲亭翁著 全一卷

同第三輯 全五卷

家傳神女湯 精製奇譚九

私製本家 江戸神田町神下田町町長

天保三年壬辰正月吉日印發

江戸小傳馬町三丁目

大坂心齋橋筋博愛町

丁子屋平兵衛

河内屋茂兵衛

一平五段... 江戸... 漢齋英泉

淨書筆跡... 谷 倉 金

繡像刺刷... 原 倉 伊

全卷刊字... 井上治兵衛

俠客傳第二集... 曲亭翁著 全五卷

近世說美少年錄... 曲亭翁著 全一卷

同第三輯... 全五卷

家傳神女湯... 精製奇譚九

私製本家... 江戸神田町神下田町町長

天保三年壬辰正月吉日印發

江戸小傳馬町三丁目

大坂心齋橋筋博愛町

丁子屋平兵衛

河内屋茂兵衛

図書館長

佐々木 八郎

本館は故市島春城先生が館長として在職せられてこのかた、今にいたるまでに、八大伝自筆稿本をはじめ、馬琴の日記、書簡、雜稿、ならびに馬琴の著作に対する諸家の批評とその答評など、馬琴に関する貴重な資料を相当数に及んで収蔵することができました。そして、その日記の一部は、すでに本館の『紀要』に収載して公表しております。

書簡の中には出版書肆宛のものも多く、馬琴の生活自体のほか、その著作関係など、いずれも馬琴研究上貴重な資料でありますから、その公開を期して整理を進めておりますが、特別資料担当の柴田光彦君の鋭意不断の尽力によって、本文の解読や日付の検討など、まことに面倒な諸般の整理も完了いたしました。あたかも折から馬琴の生誕二百年、歿後百二十年に当りますので、このことをも記念して、『早稲田大学図書館紀要』の別冊として公刊することにいたしました。

なお、柴田君が年ごろ、馬琴の書簡について傾けられた稠密周到な調査研究の成果を特に請うて「補注」として収載する便宜を得ましたことを併記して、謝意を表します。

昭和四十二年臘月上浣

目次

まえがき 三

凡例 四

前編 書簡本文篇

一 〔文政一二年〕八月六日 河内屋茂兵衛宛 二

俠客伝著述潤筆内金・三月廿一日大火災・大暑馬琴霍乱・俠客伝稿本紛失・大坂屋半蔵病氣・書籍注文

二 〔文政一三年〕正月二八日 殿村篠齋宛 三

寒中雷鳴・松前老侯中風・根岸転宅の事・八犬伝七輯上帙差出・美少年録二輯売出延引・大坂屋半蔵物故・八犬伝七輯下帙校合濟・去冬河内屋太助隠居・美少年録丁子屋平兵衛引請・水滸伝十編、漢楚襄三編上帙、金魚伝下編歳尾出板・迎福南鏡録、百伝一奇、未著・書籍注文・借用之間評并黒牡丹之事・金瓶梅・拍案驚奇・女仙外史・金聖歎本水滸伝・傾城水滸伝十編、製本間に合不申・八犬伝七輯上帙式百五十部当日売切・尼子九牛一毛伝・種彦評八犬伝七輯上帙・年玉朱墨礼・美少年録答評・八犬伝七輯上帙答評・馬琴創作観・正月十九日小伝馬町火事

目次

三〔文政一三年〕九月一日 河内屋茂兵衛宛 三

京都地震・明和のぬけ参り、夢物語・俠客伝式編著述筆工出来かね・書籍注文

四〔天保二年〕四月二十六日 同 三〇

河内屋茂兵衛長崎旅行・書籍注文・俠客伝挿絵追々出来・孫兩人疝癪

五〔天保二年〕七月四日 同 三三

俠客伝看板校合刷本校了・序文の直し・稀なる大暑

六〔天保二年〕九月一日 同 三三

俠客伝筆工校合刷本不足覚

七〔天保二年〕九月〔二〕二日 同 三三

俠客伝彫刻揃・琴魚病氣・江戸の校合・表紙板下大概出来

八〔天保二年〕九月〔二〕二日（追啓） 同 三四

水滸四伝全書相場・水滸伝李卓吾本入用・三才発秘名古屋新渡

九〔天保二年〕九月二八日 同 三五

俠客伝式之巻校合出来・表紙の事・付江戸絵彫分校合済・井上治兵衛彫刻分悪彫

一〇〔天保二年〕一〇月〔二〕二日 同 三七

俠客伝巻之巻巻番校合直し出来、二番校合済・読本彫

二〔天保二年〕一〇月二二日（追啓）同……………三

水滸四伝全書・三才発秘直段之事・琴魚の俠客伝二番校合

三〔天保二年〕十一月二六日同……………三

俠客伝五之卷直し出来、式番校合濟・校合は式番切、早春売出・八大伝作最中・三才発秘松坂本
大磨滅

三〔天保二年〕十二月一日同……………三

俠客伝四之卷式番校合濟・江戸下し刷本四百部・江戸彫絵付板、表紙・書籍注文取消

四〔天保二年〕十二月四日同……………四

三才発秘代金・俠客伝校合濟分刷本四百部丁子屋_に下し・花營三代記、南朝紀伝、承久紀、江戸にて穿鑿

五〔天保三年〕正月二一日（別翰）同……………五

三才発秘發送札・俠客伝大坂彫刻刷本半分着・序文、目錄粹の刷・花營三代記、俠客伝四五卷式番三番校合刷本着・俠客伝以後江戸彫・旧冬孫大怪我・河内屋茂兵衛長崎出立・河茂内室病氣、水天宮守札進上

六〔天保三年〕二月八日同……………六

三才発秘落手、磨滅落丁補写依頼・俠客伝惣目錄彫直し、売出延引

七〔天保三年〕四月二六日同……………七

河内屋茂兵衛長崎旅行・三才発秘落丁挿入・俠客伝再校合延引・書籍注文・俠客伝大坂八冊綴分

六〔天保三年〕九月一六日 同

.....

西廂記、琵琶記落丁磨滅・平妖伝端本六冊注文・紀州名所図会到着札・俠客伝二集式之巻迄出来・河内名所図会買入・前約合巻三作延引・彫師、絵師の督促・書籍注文

九〔天保三年〕一〇月一八日 同

.....

平妖伝端本、十二樓、西山物語發送承知・参考太平記注文・大学衍義相場問合・俠客伝稿本四の巻迄出来・八犬伝八輯下帙彫出来・八犬伝八輯下帙悪彫

三〔天保三年〕一〇月二一日 同

.....

水滸略伝奥目錄広め引札彫刻出来・書籍注文・古今類句催促・十二樓船積承知・俠客伝三集執筆は来春・朝夷巡島記七編以下株式中村屋幸蔵引請、七編著述依頼・本朝水滸伝後編写本注文・綾足作冊子物語搜索・美少年録、俠客伝評判記の事

三〔天保三年〕十一月二四日(覚) 同

.....

俠客伝潤筆請取および書籍代金覚書

三〔天保三年〕十一月二〔五〕日 同

.....

綾足頭陀物語所持・俠客伝二集五冊稿本出来・画工重信病氣画出来不申・俠客伝三集潤筆内金請取・書籍値段水滸略伝引札小口の事・俠客伝引書の事

三〔天保四年〕正月一七日(追啓) 同

.....

俠客伝二集刷本旧冬差登、正月売出・宗伯眼病

二 (天保四年) 四月九日

同

二

楠正行朝臣真迹俠客伝卷首に加入・俠客伝三集五冊稿本出来・俠客伝三集潤筆殘請求・俠客伝四集と美少年録四集と潤筆振り替・注文本類

三 (天保四年) 五月六日

同

三

俠客伝三集四集潤筆、美少年録四集潤筆・俠客伝三集書了・馬琴食中毒・丁子屋上坂の事・書籍注文

四 (天保四年) 五月一日

同

四

奇忠丸注文は河内屋太介の誤り・俠客伝三集挿絵国貞画かず

五 (天保五年) 正月二日 (別翰)

同

五

俠客伝四集売出延引・注文書物類一部も不被遺・書籍注文

六 (天保五年) 二月一八日

殿村篠齋宛

六

年頭試筆甘吟・年玉人中画礼・俠客伝三集売出・平山冷燕入手發送・江戸名所図会略評・本朝医談購入引受・奇魂といふ書・篠齋金瓶梅三集略評・八犬伝九集著述遅延理由・篠齋、桂窓江戸店類焼・江戸作者部類黙老写本・篠齋病手、馬琴腰痛・楠公詠歌懷格墨本礼・諸国名義考序・李笠翁の事・鶴屋物故の事・筑志物語作者部類に用・平山冷燕の板種・馬琴右眼みえず

七 (天保五年) 五月二日

同

七

江戸名所図会、平山冷燕翁送到著・篠齋若山へ出立・馬琴試筆・桂窓亡兄十三年忌・告志編、異聞
 雜稿・馬琴眼病・八犬伝九輯六冊にて百三回・佐渡相川平左衛門八犬伝長歌加入希望・俠客伝三
 集誤写・英双栞作者近路行者并筑紫船物語の事・江戸作者部類之事、写本代・新武家閑談、兼山
 麗沢秘策・松蔭日記・貸本返却落手・日本外史写濟・西遊記・馬琴借用本返却・篠齋紀州出立・
 孫大病・風邪流行・米菜値上り・杜鵑不鳴・浅草反畝稻のびず

三〇〔天保五年〕七月二一日

同

馬琴大病・篠齋若山より帰宅・俠客伝四集本文彫刻出来、序目口画未稿・田中雪磨序文依頼・丁
 子屋店内看板・松蔭日記不足分借写・柳沢侯実録・辺要分界図考・小兒病痾・大暑大旱・馬琴眼
 病・米直段高料の限り・馬琴の桂窓評・馬琴の篠齋評

三一〔天保五年〕一一月一日

同

借用松蔭日記落手・事迹合考作者・江戸作者部類大字本式本写出来・篠齋多用の趣・馬琴眼病、
 宗伯腫氣・八犬伝九輯上帙六冊綴り了・大坂若太夫芝居八犬伝狂言・俠客伝四集四冊彫刻出来・
 黙老俠客伝三集評書・傾城水滸伝十三編上帙売出・新編金瓶梅三集下帙書く氣無之・両婚交伝、隔
 簾花影拜見之事・快心編允借・女仙外史黙老所持・瓊浦通全部熟読・篠齋若山隠居・黙老国勝手
 被申付・江戸名所図会後編印行延期、雪且病死・後言といふ書・江戸繁昌記

三二〔天保六年〕正月一一日(別翰)

河内屋茂兵衛宛

年賀・俠客伝三集校合見落・お百、足の腫物・書籍依頼

三三〔天保六年〕二月一一日

同

河内屋手代馬琴書状請取らず・京大坂の飛脚問屋・馬琴流行風邪、疝續腰痛・俠客伝四集彫刻延

引・俠客伝五集潤筆返却致し度

言〔年未詳〕正月七日

同

一七

年賀・家薬黒丸子進上

付〔封筒〕一〇月一日・二月二日 同

一六

後編 書簡補注篇

一〔文政二年〕八月六日

河内屋茂兵衛宛

一三

二〔文政三年〕正月二八日

殿村篠齋宛

一四

三〔文政三年〕九月一日

河内屋茂兵衛宛

一五

四〔天保二年〕四月二六日

同

一四

五〔天保二年〕七月四日

同

一七

六〔天保二年〕九月一日

同

一六

七〔天保二年〕九月〔二〕二日

同

一四

八〔天保二年〕九月二二日（追啓）

同

一五〇

九〔天保二年〕九月二八日

同

一五一

一〇〔天保二年〕一〇月二二日

同

一五一

二	〔天保二年〕一〇月二二日（追啓）	同	一五三
三	〔天保二年〕十一月二六日	同	一五五
三	〔天保二年〕二月一日	同	一五五
四	〔天保二年〕二月一四日	同	一五五
五	〔天保三年〕正月二一日（別翰）	同	一五七
六	〔天保三年〕二月八日	同	一五九
七	〔天保三年〕四月二八日	同	一六一
八	〔天保三年〕九月一六日	同	一六六
九	〔天保三年〕一〇月一八日	同	一六八
一〇	〔天保三年〕一〇月二一日	同	一七〇
一〇	〔天保三年〕十一月二四日（覚）	同	一七〇
一一	〔天保三年〕十一月二〔五〕日	同	一七六
一二	〔天保四年〕正月一七日（追啓）	同	一七〇
一三	〔天保四年〕四月九日	同	一七三
一四	〔天保四年〕五月六日	同	一七四
一五	〔天保四年〕五月一日	同	一七六
一六	〔天保五年〕正月二一日（別翰）	同	一七七

六	〔天保五年〕二月一八日	殿村篠齋宛	一〇
元	〔天保五年〕五月二日	同	一〇三
三〇	〔天保五年〕七月二日	同	一〇六
三	〔天保五年〕十一月一日	同	一〇
三	〔天保六年〕正月一日	河内屋茂兵衛宛	一〇三
三	〔天保六年〕二月二一日	同	一〇四
三	〔年未詳〕正月七日	同	一〇七
付	〔封筒〕一〇月一日・二二月一日	同	一〇七

口 絵

一、曲亭馬琴肖像

- 二、書簡一 〔文政一二年〕八月六日
- 三、書簡二一 〔天保三年〕十一月二四日
- 四、書簡二八 〔天保五年〕二月一八日
- 五、俠客伝 第一集卷五卷末
- 六、癸巳日記〔天保四年〕四月八日・九日・一〇日

挿 絵

- (一) 水天宮見取図(切絵圖より模写)..... 一一五
- (二) 俠客伝第三集卷首(楠朝臣正行筆蹟模本)..... 一七三
- (三) 「異聞雜稿」貼込焼場方角図..... 一九一
- (四) 俠客伝第四集卷首(藤原藤房卿筆蹟模本)..... 二〇三
- (五) 俠客伝第三集卷三挿絵有像第三十四「竹裡投石能碎衆兵乱箭」..... 二〇九

早稲田大学
図書館所蔵

曲亭馬琴書簡集

校注
柴田光彦

まえがき

曲亭馬琴の書簡については、さきに堀内快堂氏の蔵した、伊勢松阪殿村篠齋宛の三十四通を謄写考証した『曲亭書簡集』（大正九年）があり、のち三村清三郎氏は「日本芸林叢書」第九卷（昭和四年）にこれを再録、さらに篠齋宛十三通「曲亭書簡集拾遺」と、林宇太夫の控え写した「曲亭書状写」十一通をも加え録した。これよりさき市島謙吉翁の国書刊行会で出した「与鈴木牧之書」六通（抄録『曲亭遺稿』所収 明治四四年・全文『鈴木牧之書』料集 新潟県文化財調査報告書第七集所収 昭和三六年）などがある。また藤井乙男博士の紹介せる「馬琴の書簡」（『江戸文学研究』大正一〇年）があり、博士の書写になる「馬琴書簡集」四冊は、京都大学国文学研究室に蔵せられており、その原本は日本大学図書館の蔵に帰したと聞いている。

近頃では、国立国会図書館蔵の殿村篠齋・小津桂窓宛の四十余通を、同館の小林花子氏が翻刻紹介され（『上野図書館紀要』第三・四冊 昭和三二・三五年）、さらに天理図書館に蔵する桂窓・篠齋宛を主とした百数十通は、同館の木村三四吾教授によって「ビブリア」（第六号 昭和三一年以降）に、綿密詳細な研究を付して、逐次紹介されつつある。

早稲田大学図書館には、かつて饗庭篁村老の旧蔵になる馬琴の資料若干が蔵されているが、これらの他にまた書簡のいくつかも蔵している。近世名家書簡の収集家である南大曹医学博士の旧蔵になる篠齋宛四通（一通は「曲亭書簡集拾遺」所収）と、大阪書肆河内屋茂兵衛宛の二十八通、ならびに新収の篠齋宛一通である。

今年、昭和四十二年（一九六七）は、馬琴生誕の明和四年（一七六七）よりかぞえて二百年目にあたる。馬琴の生れ

た六月九日は、太陽暦七月四日である。ここに館蔵の馬琴書簡を翻刻紹介してその記念としたい。

本書簡集のなるについては、本館の資料の他に、天理図書館・東京大学図書館・京都大学国文研究室らの資料を参照した。また本館館長佐々木八郎先生の深い御理解をはじめとし、暉峻康隆・洞富雄教授、天理図書館木村三四吾教授・国立国会図書館小林花子氏らから多くの学恩を辱くした。併せ記して感謝の意を表する次第である。

— 四二・七・四 —

凡 例

一、早稲田大学図書館蔵の馬琴書簡は、つぎの三種にわけられる。

イ 殿村佐五平(篠斎)宛 四通四卷

(南大曹旧蔵
名家書簡集/中)

千六・三九〇

巻次

(一六五)

- 一 〔文政十三年〕正月二十八日
- 二 〔天保五年〕五月二日

(一六六)

- 三 〔天保五年〕七月二十一日

(一六七)

- 四 〔天保五年〕十一月一日

(一六八)

ロ 曲亭馬琴書簡集 河内屋茂兵衛宛 二九通一四巻

ヌ六・七七三

- 一 〔文政十二年〕八月六日
- 二 ①〔天保二年〕十月二十二日
- 三 ①〔天保二年〕七月四日
- 四 ①〔天保二年〕九月二十八日
- ②〔文政十三年〕九月一日
- ②〔天保二年〕九月〔二十〕日
- ③〔天保二年〕九月十一日
- ②〔天保二年〕十一月二十六日 (別啓共)

五 ①〔天保三年〕二月八日 ②〔天保二年〕四月二十六日 ③〔天保二年〕九月二十二日（追啓）

六 ①〔天保二年〕十二月一日 （封）十月一日・十二月十一日

七 ①〔天保三年〕十一月二十〔五〕日 ②〔天保三年〕十一月二十四日（寛） ③〔天保二年〕十二月十四日

八 〔天保三年〕正月二十一日（別翰）

九 ①〔天保三年〕九月十六日 ②〔天保三年〕十月十八日

〇 ①〔天保三年〕十月二十一日 ②〔天保二年〕十月二十二日（追啓）

一 ①〔年未詳〕正月七日 ②〔天保四年〕正月十七日（追啓） ③〔天保三年〕四月二十八日

二 ①〔天保四年〕五月六日 ②〔天保四年〕五月十一日

三 ①〔天保六年〕正月十一日（別翰） ②〔天保四年〕四月九日（同） ③〔天保六年〕二月二十一日

四 ①〔天保五年〕正月十二日 ②〔天保六年〕二月二十一日

八 殿村佐五平（篠齋）宛（別翰） 一卷

〔天保五年〕二月十八日

二、右の中イの一の一通は「曲亭書簡集拾遺」に拾録されているが、館蔵書簡の一覧ということ、および校訂者の相違による異同も若干あるので、再録した。

三、これらの書簡が館蔵に帰した時は、イは昭和二十六年。ロは未詳。（主として俠客伝出版に関する資料であるが、これまでこれらの書簡を使用した業績には、浜田啓介氏「馬琴に於ける書肆、作者、読者の問題」『国語・国文』第三二巻、四号、昭和二十八年、および木村三四吾氏「西荘文庫の馬琴書簡（十）」『ヒブリア』第一六号、昭和三十五年などがある。）ハは昭和四十年新収。

四、右書簡翻刻に当っては、便宜上これらを日付順に並べ直して、一連番号を付した。（凡例一を参照のこと。）

一 〔文政十二年〕八月六日 河内屋茂兵衛宛

二 〔文政十三年〕正月二十八日 殿村佐五平宛

三 〔文政十三年〕九月一日 河内屋茂兵衛宛

四 〔天保二年〕四月二十六日 同

凡 例

五

ロ一
イ一
ロ二
ロ五
②

- 五〔天保二年〕七月四日 同
- 六〔天保二年〕九月十一日 同
- 七〔天保二年〕九月〔二十〕三日 同
- 八〔天保二年〕九月二十二日〔追啓〕 同
- 九〔天保二年〕九月二十八日 同
- 〇〔天保二年〕十月二十二日 同
- 一〔天保二年〕十月二十二日〔追啓〕 同
- 二〔天保二年〕十一月二十六日〔別啓共〕 同
- 三〔天保二年〕十二月一日 同
- 四〔天保二年〕十二月十四日 同
- 五〔天保三年〕正月二十一日〔別翰〕 同
- 六〔天保三年〕二月八日 同
- 七〔天保三年〕四月二十八日 同
- 八〔天保三年〕九月十六日 同
- 九〔天保三年〕十月十八日 同
- 〇〔天保三年〕十月二十一日 同
- 一〔天保三年〕十一月二十四日〔寛〕 同
- 二〔天保三年〕十一月二十〔五〕日 同
- 三〔天保四年〕正月十七日〔追啓〕 同
- 四〔天保四年〕四月九日 同
- 五〔天保四年〕五月六日 同
- 六〔天保四年〕五月十一日 同
- 七〔天保五年〕正月十二日〔別翰〕 同

元	〔天保五年〕 二月十八日	殿村佐五平宛	ハ
元	〔天保五年〕 五月二日	同	イ二
三	〔天保五年〕 七月二十一日	同	イ三
三	〔天保五年〕 十一月一日	同	イ四
三	〔天保六年〕 正月十一日	河内屋茂兵衛宛	ロ一①
三	〔天保六年〕 二月二十一日	同	ロ一四②
三	〔年未詳〕 正月七日	同	ロ二①
付	〔封筒〕 十月一日十二月十一日	同	ロ六②

五、本書簡集の編纂に当って、第一部 書簡篇 第二部 補注篇 にわけ、第一部は書簡の本文を収め、第二部は日記その他関係資料の管見に入るものを集録した。

六、本書簡集の翻刻に当っては、漢字は印刷の都合上多く当用漢字を用いた。第一部については、出来るだけ原本に忠実に平仮名と片仮名を使用し、変体仮名は平仮名に改め、読み易いように適宜字間をあけた。第二部については、引用書により若干の異同があるが、文意をとるに止め、便宜上句読点を付し、厳密な校訂は行わなかった。また方の字をよりに統一した。

七、書簡の中には、まま破損や切断の箇所があるものがあり、また欠行ありと思われるものは、その旨傍示した。しかし行数の推定には厳密の意味はない。

八、第二部補注篇の大部分をしめる資料は、馬琴の日記であり、その所蔵者ならびに著録書の一覧をかかげる。なお、その他の資料については、引用箇所においてそれぞれ表示しておいた。

文政十年	天理 図書館蔵	〔ビブリア〕第一一―二四号所収。	(木村三四吾校訂)
丁亥(雅俗日記四)			
文政十一年	早稲田大学 図書館蔵	〔早稲田大学図書館月報〕第二九―三六号	(碑峻康隆等校訂)
戊子日記		〔近世文芸叢書〕第二二卷所収。	(伊藤十可良等校訂)
文政十二年	天理 図書館蔵	〔ビブリア〕第二五―三六号所収。	(木村三四吾校訂)
己丑日記			

凡 例

〔文政十三年
(天保元年)〕

今亡歟

天保二年
辛卯日曆

今亡

〔馬琴日記〕所収。

(和田万吉校訂)

天保三年
壬辰日記

早稲田大学図書館蔵

〔早稲田大学図書館月報〕第三七、四〇号
〔早稲田大学図書館紀要〕第一号以降。

(暁峻康隆等校訂)

天保四年
癸巳日記

早稲田大学図書館蔵

〔未刊〕

天保五年
甲午日記

東京大学図書館蔵

〔未刊〕

この他、饗庭篁村編「馬琴日記抄」がある。

* これらの日記引用に際しては、読方において諸家の校訂と若干異なるところもある。

九、年次推定については、すべて校訂者の責任であり、難読による読解不能のところもすくなくない。よろしく斧正を乞う所以である。

前編 書簡本文篇

一 〔文政一二年〕八月六日

〔紙背・第一、二行別筆〕

丑八月廿一日着

八月廿二日返書出し
〔補注〕

河茂様要用書

瀧 沢

尚々文談入組申候処 多用中乱書よろしく御推覧可被
下候 已上

一筆致啓上候 其後者御不音打過候 秋暑之節御揃弥御
安康可被成御暮 珍重ニ奉賀候 随而蔽屋替事無之候間
乍慮外御休意可被下候 然は兼而御約束ニ付俠客傳著述
潤筆内金拾両也 当三月下旬当地大坂屋半藏殿迄被遣之
其後右同人方請取忝奉存候 兼而ハ春之内方差急キ夏中

一 〔文政一二年〕八月六日

迄ニ不殘綴り可申存罷在候処 如御案内三月廿一日当地
大火災近來稀成事ニテ 蔽屋ハ幸ニ無恙候へ共 親類共
武家町家共七八軒類焼ニ付 大勢押込 以之外混雑ニ及
ひ 且愁意之書肆 画工 筆工共 大かた致類焼候 依
之右一義ニのミ日ヲおくり 四五ノ両月は夢のことくニ
暮し候事ニ御座候 依之中たるみいたし 諸事手都合あ
しく罷成候内 大暑ニ赴 一時斗霍乱いたし 九死一生
之病難後 暑中ハ甚おそれ候故 弥及延引候事ニ御座候
尤俠客傳稿本 少々は春中取かゝり候も有之候処 右大
火混雑ニ紛失 彼是ニて弥不都合 筆紙ニ尽しかたき事
ニ御座候 右ニ付 当年ハ合巻 絵草紙の拙作も例方すけ
なく候故 これも日々催促ニてこまり入申候 いつれ少
くも秋冷ニ赴候ハ、早々取かゝり可申候間 此段御承
知可被下候 先達而中方度々 大坂や半藏殿に早状被遣
写本御催促のよし及承候 大半事 類焼後の気うちにて

一

久々不快の処 何か氣病の様子にて 先月中はどうと床
 = 打臥 よほとむつかしき様子ニ御座候 これも第一の
 不都合ニ御座候 大半殿上人物にて 氣質婦人のことく
 内氣の仁故 度々其御許方御催促の御状にて 甚きのと
 くニ存 日々その事のミ申くらし候故 おのつから病氣
 の障りニも成候よし及承 氣之毒ニ被存候 拙者方稿本
 差急キ候ても それのミにあらず 書画共もそれく御
 誂候事ニ候処 画工英泉ハ 類焼後根津の縁者方へ参り
 居 片邊土にて不都合の上 いろく俗事出来のよしニ
 て 外々の画も一向出来かね候 且筆工書千吉杯は 何
 方ニ居候哉 今以しかとしれかね候 其上大半大病ニ候
 間 走廻り催促いたし候ものも 無之候故 何分只今写
 本登せ候事 いたしかたく 萬々氣之毒ニ被存候 然共
 打捨置候義ニは 決而無御座候 追々冷氣ニ相成候ハ、
 昼夜共出精いたし可申候 其内ニは大半殿も 病氣順快
 可致候間 画工 筆工は 彼仁方御やくそくのこことく
 世話可被致候 遠方之事故 此方様子御存なく 高金も
 御渡し置被成候事故 御不安心にて 度々大半に御催促

被成候哉と奉存候 遅速之義は何とも申かね候へ共 拙
 者請合候事故 是非々々当冬中迄ニは 写本不殘登せ候
 様 可致候間 夫迄御待可被下候 大火災たに無之候へ
 ハ 思召通りニ成可申候処 前文之趣の仕合にて 心底
 ニ任せ不申候 此段御遠察可被成下候 大半殿萬々一長
 病ニ相成 世話いたしかね候歟 不慮之事も出来候て
 著述冬後も差支候ハ、 三月中の内金返上可致候 決而
 御損ニかけ不申候間 くれくも此義ハ御安心可被下候
 拙者事老年ニハ候へ共 息災にて大暑も凌キ候間 命た
 に御座候ハ、 いか様共可致候 大半殿に度々御催促御
 状被遣候ても 此節同人大病中にて 御返事も致しかね
 却而氣をもミ 病氣の障りニ成候のミにて 何之かひも
 無之候間 已来御用も御座候ハ、 大半病氣痊快迄老拙
 方へ可被任下候 何分大半きをもミ候様子 彼是貴様思
 召もきのとくニ被存候間 当処之様子委細得貴意度 先
 は時節御見舞 右申訳迄如此御座候 恐々謹言

曲亭事

八月六日

龍澤篁民

河内屋

茂兵衛様

梧下

尚く別段御頼申候注文

一 崇正通書 唐本

この品はやく見申度候

一通徳類情 同

一三才発秘 同

一宗鏡 同

右之書御地ニは可有之候 御仲ヶ間御穿鑿被下 御座候

ハ、先ツ直段何程と申事 御しらせ可被下候 手前な

から相応之直段ニ候ハ、かひ入申度候 あまり高料ニ

てハ、ちから及びひ不申候 もし只今御地ニ無御座候ハ、

注文帳へ御扣置被下 来年迄ニも御心かけ いなや被仰

下候様いたし度奉願候 已上

〔別紙・細字〕

右被遣候金子 大半方請取候ハ 江戸大火後四月八日の

事ニ御座候 其節老拙方も 以之外混雜ニて取込罷在

此様子ニてハ中く急ニ取かゝり候事も 致しかたく

且画工 筆工も 類焼故 写本も急ニ出来かね可申候

依之右之金子ハ 只今請取ましく候間 預り置候様 辞

退いたし候へ共 大半被申候ハ 少しもはやく著述ねか

ひ度存候而 度々大坂表へ申遣し 先便ニ金子折角着い

たし候処 御請取不被下候てハ 弥めいわくニ及候 此

節の大変故 少々おそなハリ候ても 大坂ニても無扨義

故 承知ニ有之候間 何分請取くれ候様被申候間 請取

申候 ケ様之わけ合も御座候間 大半甚きのとくニ存候

様子ニ御座候 末の本文と御引合せ 御勘考可被下候

二 〔文政一三年〕正月二十八日

早春御別箋御細書辱拜見 春寒未退候処 弥御清福之

趣承知奉賀候 旧蠟蔽屋病人等ニて 冗紛之様子 諄

々入御聞候処 御懇篤御尋被下奉謝候 老妻病痾 十

二月下旬迄ニ痊愈 頃者平生体ニ成候得とも 老衰ニ

て老人前ニは用立かね候 婢女も縁者共方汲引いたし 十二月廿九日ニ置つけ まづやうやく落付候得とも 初春は日々来客応対等ニて 一向ニ隙なく 今に著述ハ打捨置 読書も出来かね候 例年正月中は右之仕合ニ候得とも 当春ハ元日方日々晴天ニて 別して来客多く御座候 雪は旧冬方尠度もふり不申候 寒中夜少々遠雷有之 四ヶ年前寒中雷鳴有之 一昨年諸国洪水凶作の聞え有之 旧冬寒中又雷鳴 当秋の豊荒いかゝと心配この事ニ御座候 信濃 越後 総て北国も雪例年方寡候よし 奥州津軽南部領のミ 近年稀なる大雪のよし及聞候 左候ハ、 当秋の実入り 奥州ハ可宜と存候事ニ御座候 寒中も例方ゆるやかにて 本月中旬より折々暖和 氷もはらすよほと春めき候て日向宜処ハ野梅も満開 しかし野鶯ハ未鳴候 旧冬方雪ハさら也 雨も甚間遠ニて 十五六日も晴天続キ 風烈はたひくニ御座候 小傳馬町も本月十九日ニ又焼候 遠火ハ折く有之候へ共 大火後故敷雨まれにあはせてはまつ静謐ニて歎ひ申候 悴事度々御尋奉

存候 長病癘務当年ニて及三ヶ年 今に痊愈ハ不致候得とも 当春致出勤候て 年始廻勤等無恙いたし候 主家老侯一昨年冬方御中風ニて今に御平臥 悴事出勤いたし候へハ 昼夜詰居不申候てハ 不相成候得とも 病後中く左様之勤ハ致かね候間 御断申上候て 三五日ニ一度ツ、御診ニ罷出候事ニ御座候 これら緊要の事ならず候へとも 毎度御尋被下候ニ付 心事得貴意候事ニ御座候 悴も宜申上度よし申候 七ヶ年の長病養生のミにて 安樂にくらし候癖つき候哉 何事も磊墮ニてやくにたち不申候 御一笑可被下候 ○根岸へ轉宅之事 正月中方普請ニ取かゝり候つもり 大工へも内金渡し置候処 俄ニ故障之事出来 右之借地及破談候 依之亦復了簡いたし 見候へハ只今の居宅相応之相手有之候而 沽却不致候程ハ家内不残移徒もなりかね 是彼ともに尤不便之事多くさし支候間 当分老拙一人別宅いたし 悴ハこのまゝ差置候方可然と存候ニ付 又根岸売居をたつね候而 宮様御家来ニ懇友有之 篤く世話いたしくれ候へとも とかく長し短し

にて 今に決着致かね候 老拙一人別宅いたし候へハ
新ニ家作いたし候ニも不及候 とかく手かるなる売家
をと存候へとも 如意のものは無之 折々家見ニ罷
越候も わつらハしく何か落付ぬやうニ覺 いやく
著作の障リニ成候へとも 忤と同居いたし候てハ 家
内のまつりこと 内外共老拙一人ニうち任せ 且嫡孫
も老拙を慕ひ 朝夕机辺をはなれず これ彼ニて近來
ハ著述出来かね候 坐して食へハ山も空しく候間 右
之謀ニ決着いたし候へも ^(マ) これも竈ヲ引わけ 忤方を
もしめくり候へハ 餘分の雜費多く 痛し癖シニて
思按とりくニ御座候なれ共 相応の売家有之次第
右之趣ニ可致存罷在候 左候へハ 御状も只今迄之こ
とく 忤方へ被遣候へハ 早速届候事ニ御座候 いや
く別居ニ取極め候ハ、老拙は僕一人召つかひ 閑
暇ニ餘命をおくりたく存候事ニ御座候
一 八犬傳七輯出版 板元之不埒之趣 粗入御聞候処 御
承知のよし 夏濟候義ハ不及再復文略仕候 右七輯上
峽巻部 任御兼約旧臘傳馬町御店迄差出し候処 廿九

日ニ御地へ着いたし 早春御披閱被成候趣 承知安心
仕候 右代料金巻分 今便被遣之 慥ニ落手仕候 御
高評の御答ハ 此末にしるしつけ候間 貴覽之上御一
笑可被下候

一 美少年録二輯之義も 旧臘得貴意候ことく 早春出版
のつもりニて 製本とり急キ 板元ハ大病中ながら
板元の弟丁子屋平兵衛引請 正月廿四日比うり出し可
申候つもりニて 日々製本差急き候内 右板元大坂や
半藏事 養生不叶去ル廿三日夜中物故いたし候 依之
美少年録うり出し 及延引 いつ比と申事いまた定か
ならず 右大半ハ八犬傳板元とちかひ 心はえよきも
のニ候処 去春類焼ニて土蔵も焼失 俗にいふ丸やけ
ニ成候上 五六月中ガ勞効の症ニて打臥 医案菓ちか
ひ等ニて 以之外大病ニ成候へ共 病中美少年録の事
のミ心配いたし候趣 聞え候間きのとくニ存 老拙板
元ニかハリ 画工并ニ板木師へも度々かけ合 催促い
たし 何分存命の内うり出し候様いたし遣し度 急き
候へとも 画工北溪ことの外づるき性ニて 去年四月

方さし画をルかゝせ候処 旧冬迄ニ出来をへらす 正月ニ至りやうく色外題 ふくろ とひらの板下出来

依之製本不都合ニ相成 板元存命之内 出版間ニ合不

申候 板元家内の歎キハ勿論 於老拙も遺憾此事ニ御

座候 乍去日から立候ハ、丁子屋引請売出し可申候

なれとも 第三輯は引請人取極り不申候てハ 著述も

いたしかね 当分幕つかへニ成可申候 とかく好人物

ハ短命多く候事 和漢今昔一致ニ御座候 右板元大半

ハ享年四十才 飽までよミ本好ニてよき板元ニ候処

ケ様之仕合尤歎しき事ニ御座候

一八犬傳第七輯下駄 三冊も旧臘おしつめ迄に大抵校合

相済 正月松過方すり込申候 依之来月早々出版可致

候 右兩種出版次第 早速傳馬町御店迄差出し可申候

上帙四冊は 最初ニ校正いたし遣候へ共 一旦三売出し

候事故 今に校合直し不致候 大坂表へ上セ候事も未

決着候様子ニ候間 いつ直り可申候哉 難斗候 とか

く利にのミさかしき板元たましひ 嘆息の外無之候

八犬傳七輯出版之趣 去秋中方大坂へも聞え候よしニ

て 河内屋今の太助方度々書状ヲ以 巡島記七編の著述頼参り候へ共 是迄河太いたし方不宜候間 ろく

く返翰ニも不及候て打捨候処 去冬中前の太介隠居

後太市郎と改名 右老人方細翰ヲ以 巡島記著述之事

頼被申候へとも とてもかくても今の太助萬事吝嗇ニ

て 且行届不申 それのミならず さし画筆工共此方

ニて仕立登せ候事故 格別煩らしく 中く手まはり

かね候ニ付 その趣ヲ以厳しく断ニ及ひ申候 依之巡

島記ハ書つゝき不申候つもりニ決着いたし罷在候 御

推量のことく 殺生石三編の口 頼家卿の一二段ハ

巡島記七編の趣向ニ御座候 又俠客傳もすり本美少年

録と交易のつもりニて 是ハ美少年録の板元萬事引受

江戸板同様ニいたし可申候趣 最初とり極 潤筆も多

分受取置候得とも 美少年録板元物故いたし候故 引

請人無之 丁子や平兵衛引うけ可申候へ共 是は渡世

向甚せわしく候上 養父平兵衛去年物故いたし 今の

平兵衛ハとしわか故 萬事行届不申候間 これもちと

二の足を踏ミ いかく可致哉と存候事ニ御座候 俠客

傳著述断ニ及候得は 受取置候潤筆を返し候迄ニ御座

候 右俠客傳板元河茂 当春ハ出府のよし及承候間

河茂出府の上ニて いつれとも致し可申存罷在候 か

やうにいろく故障出来 煩しき事のミニて これら

のかけ合 文通ニ寸暇を費し候事ニ御座候 よミ本ま

れ合卷まれ 一部の小説をあミ立候事ハ さのミ太義

ニも寛不申候とも 悪ほりの校合并ニ行とムかざる板

元を相手ニいたし 一ム十迄の指揮 凡一ヶ年の心配

事々物々煩しく 殆困り申候 出板後繙閲して好悪を

評し給ふ見物こそ羨しけれと 毎度存候事ニ御座候

御遠察可被下候

一傾城水滸傳九編 殺生石三編 白女辻等被成御覽候よ

し 三すいこ傳九編出来後 十編上帙も 旧臘下旬ニ出

板 漢楚賽三編上帙 金魚傳下編八冊之内四冊も 歳

尾ニ致出板候 定めて被成御覽候事と奉存候 迎福南

鍼 并ニ百傳一奇 是ハいまた著述ニ取かゝり候いと

ま無之候 はやく書名を著し置 世上にしられ候へハ

後年売出しの節 捌方格別ニ宜候よし 板元頼ニ付

書名を惣もくろく中ニ載せおかせ候迄ニ御座候 且南

鍼録は 世上の卜宅家に目を覚させ可申存候 大著述

故引書十分ニ手ニ入不申候てハ 著述ニ取かゝりかた

く候 旧冬御勞煩奉願候

崇正通書

是ハ一友人藏弄いたし候よし 近ころ及承候間 早速

かりニ遣し候処 前約有之 平田大学へかし候間 か

へり次第かし可申と申来候 左候へは借膳いたし可申

候 依之琴魚様御上京の節も 右之書ハ御穿鑿被下候

ニ及不申候

選擇宗鏡

をのミ御穿鑿奉頼候 此義琴魚様へ御示談被成候ハ、

右之趣尚又御傳へ被下候様奉頼候 百傳一奇ハ如御推

量 崎人傳 先哲叢談やうのものニ御座候 これハ少

々下拵も有之候へ共 何分禁忌多く うかとは筆とり

かね候 両様ともいつ比著述ニ取かゝり可申候哉 難

斗事ニ御座候

一曩に恩借之間評 并ニ黒牡丹之事 旧冬も被仰下 早

速ニも不及云云と蒙命 委曲承知忝奉存候 借用段々
長引 未御覽相済候書を かやうに引留置候事 尤無
心之至り 汗顔之至ニ御座候 間評ハ美少年録著述ニ
入用ニ候ハ、 留置候も 黒牡丹ノ方ハと被仰下 貴
意之趣感佩仕候 美少年録も前文之趣ニ付 第三編当
年ハ著述休ミ可申候 左候ハ、兩種共返上可仕事勿論
ニ候へとも 老拙も着之砌 只一度繕間いたし候のミ
にて 不残ハ記憶いたし不申候 遠方の事故 返上之
後又借用いたし候事も 容易ならず候間 惣もくろく
并ニ入用之処 抄録いたし度奉存候 依之当六月中土
用休の節 兩種共抄録いたし 七月比ニハ無相違返璧
仕候様可致候間 とても事のニ其節迄御許借被下候様
奉頼候 近ころハ趣向も尽き候間 巧拙ニ不拘 唐山
の小説を足しろにいたし候へハ 格別気楽ニ御座候
五虎傳その外稗史御とり入被成候ニ付 御許借可被下
候旨 被仰下奉拝謝候 その書御覽済之節 恩借奉頼
候 水滸後傳はいかゞ これも御覽済次第 借覽いた
し度奉願候 ○早春金瓶梅かりよせ見かゞり候へとも
読書のいとまなく わつか半冊斗よみさし打捨置候
これハ金ひら船板元へ 傾城水滸傳のやうに綴り易遣
し可申哉ニ存候下心有之候処 よく／＼考候へハ 西
門慶一件ハ 水滸傳の趣ニて その餘ハ淫奔の事のミ
候へは とり直し候てもをかしからず可有之と思ひか
へし 未致一決候 右金瓶梅ハ 昔年蔵弄いたし候へ
共 あまりに誨淫の事故 他本と交易いたし 今ハ蔵
弄不致候故 久く／＼て披閱いたし候事ニ御座候 小
説中の手とり物ニてよみ易からず候 この外拍案驚奇
并ニ六合内外瑣言 西湖佳話等も書肆がとりよせ置候
此内かひ入候書御座候ハ、 御交易ニ貸進可仕候 拍
案驚奇ハ 昔年見候ハ大本ニ御座候 此度のハ巾箱本
ニて 誤字尤多く御座候 昔年の大本が價以之外貴く
御座候故 いかゞ可致哉と存 決しかね候 六合内外
瑣言ハ 太平廣記 耳食録やうのものにて 俗語にあ
らず 一トきれの怪談ニておもしろキ咄へなし 文ハ
簡古ニてよく御座候 西湖佳話ハ 西湖の故事を俗語
ましりにつゞり候 虚実相半いたし候もの いつれも

一二冊つゝよみかけ 未及卒業候 何分読書のいとま
なく かりものにてハせわしくて不卒業かへし候事ニ
御座候

一 女仙外史ハ 傾城水滸傳滿尾の後 翻案可致と存居候
処 如命鶴屋板の惣もくろく中ニ繩張いたし候もの有
之 右何かし漁隱とやら 何人ニや一向不存 此義鶴
やへ尋可申上存罷在候 右女仙外史ハ よろしきもの
ニ候へ共 何分あのまゝに綴り候てハ おかしからぬ
所多く有之 老拙翻案いたし候ハ、 原本のおもしろ
からぬ所ハ 引ぬき趣向をとりかえ可申上存居候が
彼人ハいかゞいたし候哉 無覚束奉存候 且燕王を尊
氏にして 唐賽兒を弁の内侍ニするとの事 こゝらハ
愚案といたく齟齬いたし候 燕王を尊氏ニするも相応
せず 弁の内侍ハ何ものにか これらにて推量いたし
候へハ 鮮魚をわろく料理してくさらかさねハよいか
と存候事ニ御座候 老拙ハ南朝の季ニとりなし候つも
りにて候ひき あはれよくつゞれかすと存候事ニ御座
候 女三国志も出候よし 一向ニ存不申候 他人の作

ハ見るいとまもなく候間 燈臺下くらく 尤不案内ニ
てはち入申候 水滸傳も京山^三訳し候ハ うれ不申候間
種彦ニいたし出板のよし たね彦ニてもいよ／＼うれ
不申候 泉市なとハ板元が五十口差越候 すいこ傳や
うやく十口あまりうり候て あとハ不残返し候よし申
候 たね彦訳し候ハいかゞ 老拙ハ些も見不申候 御
高評承りたく奉存候 芝居の評判をのみ見て 芝居を
見ぬ人と同様に御座候 一笑千笑

一金聖歎本水滸傳の翻刻も 去歲板元英平吉方が買取繕
閲いたし候処 点のつけやうあしく候 あれにてハ不
案内の人ニハ よめかねわかりかね候処 多く可有之
候 俗語家と倡へ候儒者も 肝要の和語にうとく候故
ニ御座候 且末の訳略ニハ 就中誤写多く 婆の字ヲ
波と書 又洒ノ字を酒と書候など 本文ニも多く御座
候 酒家ハわれ也 それを酒家と書候処 本文ニ尤多
く 一二ヶ処ならハ 校合ニ見おとしと申事も 可有
之候へとも 二三二なるもの面倒かりて校合をせぬに
やあらむ 又上下とある処おの／＼と訳し候ハ あや

まり也 是ハ陶生か水滸傳抄訳の誤をうけ候事と被存候 俗語を以世に誇る人の訳文だも 又岡目八もくニて あやまり多く見え候 著述ハ実にかたきものにて古書を訳し候すらかくのこことく候 とかく大言ハいハぬかよしと存候事ニ御座候 ぁとも早速嗣刻と及承候間 去冬も聞ニ遣し候処 板元類焼ニ付 急ニハ出来かね候 来春出板と申来候得とも 今に沙汰なし 水滸画傳も茶山稿本ハ不残出来居候よしニ候へとも 出板の沙汰なし 両様共多く売れざる故 板元の勢ひ折け候哉と存候 それニ引かえ けいせい水滸傳十編ハ彫刻おそなハリ 十二月廿日後やうやく出来^三 すり本ハ多人数ニてすり込せ候へとも 製本間ニ合不申候間 小売見せへ廻文をまハし すり本のまゝニて 表帯糸をつけうりわたし 小売方ニて製本いたし候間 やはり捌方よろしく 四五千あまり すり本のまゝニて捌ケ候よしに御座候 合巻ニハ古今未曾有と人々申候 時好ニ叶ひ候事 人力の致す所にあらず 引つゝきてハ八犬傳七輯上帙 現金うり正味十五匁つゝ^三 猿かも

ちならてハ 壹部もうり不申候へとも 貳百五十口の製本 当日ニ不残出候よし 去冬鶴やが得意注文引うけ 八犬傳前金にうけ取候処 右之本売口も無之もし老拙方ニ御座候ハ、 かしくれ候様申来候へとも 老拙方ニは藏弃之外無之候間 断ニ及び申候 これらにて御遠察可被成候 美少年録も見物待かまへ居候よしニて かし本や共手くすね引てうり出しを待居候処 板元物故ニて正月中のうり出しニならず 衆皆力をおとし候よしニ御座候

一^三 尼子九牛一毛傳之事 御尋被成候ニ付 及御答候この書名ハ 昔年八犬傳を創し候比 兩種共に思ひ付いつれにすへきかと再考いたし 見候処 牛ぶ犬の方人に近く 愛敬も有之候故 八犬士ニいたし候 其比九牛傳の書名も著し置候処 三ヶ年前今の八犬傳の板元猶飽かて 八犬傳満尾の後 引つゝき九牛傳をと懇望いたし候故 心もとなくハ思ひ候へとも 任其意再書名を著し候事ニ御座候 この比もし九牛傳をつゝり候ハ、八犬士とハいたく趣向をかえ可申と存候事ニ御

座候 然ル処去年岳亭と申画工の作ニテ 尼子九牛士の事出来それを又後の楚満人春水と改名いたし候ゑせ作者添削いたし 丁子や平兵衛并ニかし本や共より合ほり立候よし 依之拙作の九牛傳ハ 岳亭 春水へゆつりくれ候様 八犬傳の板元旧冬申候 素より得意ならぬ著述の事故 即座に任其意 此方ハやめ可申候と返答ニ及ひ候 とかく世の作者達も板元も 人のしり馬にのミ乗りたかり 株を守りて兔を待候のミ 比ミとして皆是也 早春 金ひら船のはん元参り 女の忠臣くらを綴りてくれと願ひ申候 これもけいせい水滸傳を羨ミ候によりての事と聞え候 依之金瓶梅をつゝりかえて遣はさんと約束して 女の忠臣くらは速にもミけし申候 一昨年西村や与八か 女の三国志をつゝりてくれと願候を やうやくにときやふり 漢楚賽をつゝり遣し候処 今春の新版に 女の三国志出候よし 貴翰にて承知 さてく世上ニハ才子もあるものかな 女の三国志など いかにも心力をつひやし候とも 愚老などハつゝり得かたく思ひ候ひしに たやすくつゝり

なし候ハ 作者何人にや ちと見たくなり申候事ニ御座候

一旧冬西村や与八方にて一夕 種彦 今の焉馬 春水等三人おち合 雑談の語次 たね彦か話に 八犬傳七輯上帙の事を申出し ことの外甘伏の様子にて 云云と評し候を 側聞いたせしもの 愚老へ告申候 聞候にたね彦の評ハ 作者の苦心を思ひやり候意味多く 見物の評とハ格別ちかひ候事も聞え申候 あらましを記したく候へ共 ほめられて風聴いたし候様ニも聞え且長文をいとひ候故 こゝに贅し不申候

一切無益の雑談ニて 御礼申おくれ候 不相替御とし玉として 朱墨一挺御投惠被成下 御深志忝奉感戴候 尤重宝之品ニて 早速日用ニ仕候 是も何そとし玉進上可仕候処 存付も無之 例之黒丸子并友人関氏の手すり物 有合せ候まゝ進上仕候 御笑留可被成下候 琴魚様御はしめ小津氏へも 可然御傳可被下奉頼候 あまりニ長文ニ成候へとも 美少年録 八犬傳之御高評 御答此末に記しつけ申候 御熟覽之上 尚又御手

透之節 貴答奉待候 恐惶謹言

正月廿八日

瀧澤篁民

殿村佐五平様

美少年録初輯の内 木偶介小夏を將て四条河原にて云の一条 お夏ハ名妓なるにてく介小夏に云云の生計させてハ お夏までしてみたたるやう也との高評 見物の観給ふ所ハ さもあるへきかしらす候へとも 愚案とハ齟齬いたし候 抑木偶介小夏ハお夏か為に良人也養女也といふよしハ 名のミにて 実ハ奴隸にひとしく 役使せらるゝこと勿論の事ニ御座候 今もこれらの徒ニハ かくのこともいくらもあり 娘のかけてて世をわたる二親 妻にかせかせて 口を餽ふ良人 女房娘ハ常綺羅にて 二親良人ハ奴僕にひとしきもの 他郷ハしらす 江戸にハ多くあり かゝれハお夏に客なき折 てく介小夏は河原に出て拵たづなくとも お夏ハ恥とせず 安然としてかれらに拵せたらん事 これお夏かお夏たる所以也 おもふにお夏ハ木偶介を良

人という事を恥たるもの かれらか窶ひくいまじきハお夏か得意也 てく介むかしのことく銭あらハ かくハあらし 世につれ時にしたかふ人情を よく解し給ハぬにやあらむ 但しひかこと敷 昔年老拙か飯田町に在し程 近きわたりにをこなる夫婦ありて 娘ハ名たゝる地藝者にて 且人にかこハれ 年中常綺羅にて 三たひの食も母親に給侍をさせ その身ハ安然として世をわたりしに 所か父ハきせるのらうのすげかえを渡世にしたり ざるを娘ハ恥とせず 親も亦うきことに思ふおもゝちせさりき 今かゝる徒ハ比ひまとして皆是也 松坂などにハなきもの故 知らせ給ハて云云の高評ありけるや 古語にいふ豹鼠管鬮ひょうねのたくひにハあらぬかこゝろ得かたし

一又美少年録ハ あハくしき趣向也と評し給ひしハのちくくの輯を見給ハさる故にもあるへく 且八犬傳巡島記などにハ いたく趣をかえたる所に目をとめ給ハぬにやあらむ 全体ハ構机間評の趣を以 和漢のたかひあるにより 換骨奪胎して つゝりもてゆくもの

なれハ 八犬巡島にハ いたく趣向もかはりて あは
くしきやうに見ゆれとも 前後の勘定をあハする所
橋杵間評にハ 一倍万倍也 第二輯もなほしこみなれ
とも 二輯を見そなハさハ 聊その意を得給ふへし
間評にハ 尤誨淫の条多し 彼に做ふ故 淫奔のくた
りなきことを得されとも 勸懲を正して 折目くを
つゝまやかにせまくほりするのミ 素より妙作にハあ
らす 只板元の責を塞くせつな細工なれとも 人情を
穿得たりとて 時好に叶ひしハなほ自他の幸ひといふ
へし

一 八犬傳七輯上帙御高評 早速御聞せ被成 感佩仕候
尚又愚意と齟齬いたし候処 有之候ハ、 及御答候様
被仰下 是又承諾 則左ニ辨明いたし候

一角太郎山猫退治の段 山猫本形をあらハしてハ 角太
等にとひかゝり 啖ひたふさんともすへかるに 文体
によれば逃まハるやうニて いかゝとの事
ときて云 山猫か一角にてありし程ハ 権と威と 二
ツなから一角船むしにあり 既にその本形をあらハさ

れてハ その勇と威力と角太郎現八にあり 勿論さる
怪有なるふるはけ物なれハこそ 家鳴り震動して と
ミにハ逃去らす しかれ共既に見あらハされてハ い
かてか犬士にかなふへき 是犬猫の差別にて 勢必
しかるへきこと也 さるを見あらハされても なほ怯
まて 角太郎と挑ミ争ふこと久しくハ 現八も助太刀
せてハ不叶勢ひになるへし をさなき作にハしかもか
くらめ 愚か用心ハこゝにあり 山猫かはしめより逃
まハリしにハあらねと 透あらハ引はつしてのかれん
とせしこと 当時の勢ひをもて見るへし 是犬士の犬
士たるゆえん也 但しひかことにや

一 この時逸東太ハ逃去るへかりしを わたゝひ丸のほし
けれハとて ふたゝひ立あらハれて 犬士と問答せし
ハ尤大胆也 云云との高評

一ときて云 逸東太か當時物陰に躲れ居て ことのやう
すに驚き恐れ そのまゝ逃去るものならハ 二枚目三
枚目の敵役にて 毛野か相手にするに足らず 渠不用
意にして 船虫を生とりたるをもて これを餌にして

木天蓼丸を得まくほりしてはかりたる 大胆ハ世にいふあたりまへなれ婆 怪しむに足らす これ君子と小人と各用心異なるよしを示さんとするの作意也 逸東太かもし船虫を生捕らすは 更こゝに及ふへからず 船虫を餌にしてはかりて木天蓼丸をもらひうけ 後遂に船虫にはかられて 天蓼丸をうしなひし更 彼是を照らして味ふへきこと歟 逸東太かなせしよしハ 苦肉の計也 渠か大胆を咎め給ひしハいかにそや 彼刀なきときハ 逸東太は白井へ帰りかたし 素よりをこの癖者の進退谷りてハ かゝる苦肉の計をもしつへし かへすくもかやうに大胆の悪人大奸ならさりせハ 毛野か敵手に足らざるもの也 但しひかことにや 一この文句の内 逸東太ハ毛野か親の仇なるを 現八角太郎はしらて云云といふよしを なくもかなと評し給ひし事

一ときて云 すへてハ物にあてかふことあり 黒人のわさには必このあてかひあり 素人藝にハさるることなし この条に云云とことわりしハ 切落して示す

文段にて 所謂作者よりあてかふ也 逸東太ハ毛野か仇なれハ こゝにてことわらすとも 毛野にうたるべかりしよしハしれたること也 しからハ逸東太かうたるゝ時に至りて 云云とことわるにも不及こと也 しかるを切落しの見物ハ 前後をよく味ふことなけれハ 現八角太郎もおなし犬士なるに 逸東太をゆるしかへせしハ遺憾也といふもの 多かるへしと思ふにより 作者よりおしあてかひて わさと云云とことわりし也 されハとて作者の用心に 逸東太ハ毛野にうたせねハならぬと思へハとて あのまゝに逃去らせてハ作意の手もなく足もなし 逃すましきものをゆるしかへすゆえんハ云云と 犬士の人となりと心術をとき示す段 作者の専文こゝにあり 是君子小人の用心各異なるよしを示す ほね折かひもなく かゝる批評にあへりしハ作者の本意にあらず 但しひかことにや

一是より先 一角船虫等か玉かへしの庵に来門のときの打扮 あまりに物くしくて いかて勿論その場のもやうにてもあるへけれど さる物くしくいてたちな

らすとも よかるへしとの評論の事

一ときて云 人各好憎あり 好憎によりて評するものハ必公論にあらず 一角船虫か打扮のものゝしかりしハその場のもやうのミにあらず 其威厳を示すへき為也 角太郎ハさゝやかなる草庵ニあり 鼠色のあハせきぬやうのものを着てあるへし さるを一角船虫等ハきらやかにものゝしきいてたちせされハ 親といふとも俗にいふ壓がきかぬ也 これらの衣裳つけ迄を難せられしハ 只一人の好憎によるに似たり 只一人に見するものならハ 好憎をもて難せられもせぬ 宇内へ公にする草子物かたりなれハ かゝる瑣細のことハよくもあしくも用捨あらまほしけれ 但しひかことにや

一一角か家に童扈従ありしハ 分に過たりとの評論

一ときて云 童扈従ハ高上の格別なきものゝ 召おくへきものならずといふことハ いまた聞もおよハぬこと也 文武の師たるもの 塾生の童子等に茶の給侍をさせ 客ある時左右に侍らすものをも 童扈従といふへ

し 享和年間 老拙いせ参宮の序 本居大平子を訪問せしに 十三四の童子兩人袴ものして主人の下座に侍りたり 徒弟をつとへ門戸を張る人の用心ハ ものゝしきものにこそとこゝに思ひたりき これらも童扈従といふへし かゝれハ 一角か家の童扈従咎るに足らず 高上の格式ある人ならてハ 童扈従と唱かたき証文も侍るにや 聞まくほしきことになん

一八犬傳六輯被成御覧候頃より 雛衣か腹内を玉とひ出して 山猫を打仆すなるへしと 被成御推量候処 今般七輯被成御覧候へハ 御推量ニたかはす云云と被仰下御明察御才幹之程 感心之事ニ御座候 乍去 只玉出て猫をうちたふすととのミにてハ ハツといたし候事にて御座候 定てそれ迄のすちも 御なくさミに御案し被成候ての事ト奉存候 もし右道行云云と被思召候事も御座候ハ、 合と不合は とまれかくまれ後学の為ニも成可申候間 御手透之節ざつと御書しるし御教示被下候様 仕度奉頼候

一濱路事最初々の腹稿にはあらし 何かしか批評により

そこらハ先刻承知の幕と云云に綴りなし候哉との御推量 貴兄ニはさもあるべく候 是ハ只今辨論いたし候

ニも不及候 八輯九輯不残出板 結局之段ニ至りて

扱最初ノ腹藁か 七輯ニ至りての急按敷の意味は自然

と御発明可被成事と奉存候間 此段はわざと注し不申

候 扱又はま路ハ何ものならんと推察被成候事 これ

は惣もくろくト口絵ニて御考被成候へハ しれやすき

事ニ御座候 よしや御考の相当いたし候とも 見功者

に誇らせられ候ほとこの事ニもあるましく哉 惣目錄と

口絵といふものなくて 御推量のことくに候ハ、尤

抜群の御見功者と可申候

一昔年八犬傳巡島記御批評被成候比とちかひ 只今ハ御

多用ニ付 貴評もあらく成候様ニ思召候よし 勿論之

義と奉存候 御評のあらく成候のミにあらず 被成御

覧候も頗疎にならせられ候様ニ奉存候 作者の胸に手

をおきて 一夕も考候事ハ 一向ニ善悪巧拙の貴評も

聞え不申候ニて 左思ひ候事ニ御座候 わたゝひ丸の

事なと 尤作者の苦心いたし候小道具ニ御座候 この

外いろノ書とり得かたかりし事多かり さるを貴評

に不被及候ハ 作者の勞を思し召あてられぬ故なるへ

し 惣して貴兄の御癖ニて とかく理窟をはなれず御

批評被成候故 氷炭合かたき事多く御座候 稗史は人

情を写し得候を専文ニいたし候ものニ御座候 その上

ニて勸懲を正しくいたし候を 上作と可申候 それを

只管理窟ニて弁論被成候へハ 金聖歎か水滸傳の評に

経史を引くと同様ニて 所云円器方蓋ニ御座候 あハ

れ理窟をはなれて御批評あれかしと奉祈候 此後とて

も御もちまへの理屈にて 御評論被成候てハ 貴評の

趣御尤ニ候とも 稗史の意味と齟齬いたし候故 甘服

いたしかたく候 尤失敬憚入候へとも 御懇友の事故

無介意かく迄ニ申候 是亦御一笑と奉存候

一奸夫淫婦の良人を害し候事ハ もとより伎倆ある事ニ

て めつらしけなし しかるニ素四郎ハ一時の怒を以

本作うら殺せし事 頗あたらしきよしの貴評 これら

ハさすかに御見功者ニて 誰もいまたいハさる所 尤

甘心不少奉存候 尚又下帙御覧の後 御手透之節御高

評御聞せ可被下候 ○東叡山宮様御家来にて 鈴木有年と申画工 これも少しハ学問有之 尤小説好にて拙作一覽後 折／＼批評を見せ被申候 八犬傳七輯上帙の評も過日被差越候 此人の了簡ハ 現八かひな衣の死を救ハぬを遺憾と申候 この外ニも現八を不仁と申もの有之 これらハよく拙作を觀るものニあらず 現八は勇あり智ありといふことを 合点せざる故なるへし ひな衣か死を救ん事 現八はさら也 作者も手段無之候 さるを現八かひな衣をすくはんとて 中途にあらはれ出候て 一角ハ化物也といふとも 角太郎それをまことにすへきや かくてハ現八はひな衣を救ひ得ざるのミならず 角太郎をも愆つへく 且その身も再び危かるへし 当時の勢かくのことくなる故に 現八中途ニあらはれ出て ひな衣を拯ハす よく角太郎を助けて 復讐の義を遂させしハ 現八か智計也事云云ととき示し候へハ 鈴木生ことの外甘服いたし候 右之評机邊ニ有之候間 御笑種ニ入貴覽候 いつ也とも御幸便之節 御返し被成候得ハ 宜御座候

一 本月十九日 小傳馬町の失火に 鶴屋出入之板すりも類焼いたし 右板すり方ニ遣し置候 鶴屋蔵板多く類焼その中にけいせい水滸傳九編の板もよほと焼申候 依之昨今右やけ候分 急ニ再板いたし候趣 鶴やが申来候 凡三十金あまりの損失のよし 人のしらぬ事ニ御座候 ○傳馬町御店とかく御不如意ニ付 一旦御引セ被成候よし 三月比迄ハ 御注文の本やはり傳馬町御店へむけ出し候様 其後ハ飛脚やへの御教示承知 何分うれハしく奉存候へとも 実に御勘定御不都合之御店 尚又御物入させられ候て 御抱被成候も見聞のミにておかしからず とてもかくても 右御店は一且御引退セ被成候とも 何そ別に御かけ店御出来被成候様いたし度奉祈候 傳馬町御店は 年久しく御相続の事故 江戸にて誰しらぬものなきを 尤をしむへき事ニ御座候 右御店退転候ハ、 江戸御出府もあるましくとは是亦遺憾の事ニ御座候 八犬傳 美少年録共 来月ハ 出版相違あるましく候間 出版早々只今迄のことく

傳馬町御店迄さし出し可申候 万一故障御座候て 三
月後ニ至り候ハ、 飛脚やに出し可申候 去冬貸進仕
候 八人抄も急ニ御返しニ不及候 当夏迄ニても慥成
御幸便ニ御かへし可被下候 尚申上度事多御座候へと

も あまりに長文御多務中御覧も御煩勞と申遣し候
昨今少々手透を得候間 心緒過半備御笑申候 頓首

冗紛中例之乱書失敬 よろしく御推覧可被下候

〔紙背継目上端ニ「追啓」下端ニ「瀧澤」トアリ〕

一条申遣し候 金ひら船七編の内 富士山の飄案は

日本たましひニて貴意ニ叶ひ候よし 幸甚々々 只富

士のミならず 右一編の結局 うかのみたまをとり出

し 瑠理壺 はせを扇 勾大刀 金の繩を 神酒瓶子

御田扇 注連等にいたし候をハ いかゞ御覧被成候哉

こゝら聊作者の用心ニ候処 何とも被仰下候ハ 遺憾

なきにしもあらず 只合巻と見なかし給ふにやあらむ

金魚傳下編 覚縁尼の事なともとくト御覧奉希候

三 〔文政二三年〕九月一日

一筆致啓上候 追日赴冷氣候処 弥御揃御清福可被成

御暮奉賀候 然ハ八月六日出之御状順着忝致拜見候

其節は京都地震の写本 早速被贈下御厚情忝奉存候

京師地震之説も処ニ來状等追々かり出し 写し留候

故 右写本もその内へとぢ込 致秘藏事ニ御座候 ぐ

れぐも御礼申演候 尚又かねて御頼申候御かけ参

大坂中旅行の一枚すり 何とそ御幸便ニ御下し被下度

奉頼候 此外明和のぬけ参り 夢物語 并ニ此度も右

夢ものかたり様之実録もの出板いたし候ハ、 御幸便

ニ御下し可被下候 代料ハ追て御勘定可致候間 御失

念なく奉願候

一 俠客傳著述之事 当地丁平殿が追々御承知と奉存候

此節専ら取懸り居申候 当暮迄ニ式編迄十冊 せひ

く不残書たて可申存候 但筆工書こみ合 何分只今

の内ハ筆工出来かね さし支こまり申候 尤来月ニ至
り候へハ 合巻さうし筆工不残書終り候間 よみ本斗
書せ候故 十一月ニははつ行可申候 中川氏の外
ニ仙橋と申筆工も有之候故 一冊つゝかゝせ可申存遣
し候処 書やうよろしからず 用立かね候故これハ止
メ申候 板下宜しからず候てハ ほね折候てもよめか
ね 且ほり立製本の節 ざく本ニ成り候間 筆工書を
第一ニえらミ候事ニ御座候 中川氏ハ年来拙作筆工は
かりいたし罷在候間 筆やうかなつかひ等のみ込居候
当月中にハ合巻書終りて 夫々来三月迄ハよみ本筆工
のミかゝせ申候つもり 談し置候 只今之内板下及延
引候義 右之仕合ニ御座候間 此段御承知可被下候

一尚又御面倒御頼申度候

唐本

一金聖歎本小刻水滸傳

代金壹両位までニて壹両の内ならはいよくよし

高くハ御無用

一参考太平記

代金右同断 壹両式朱位までならハ

右之さし直ニて本手ニ入可申候ハ、御とり入被下

来春迄ニふなつミ幸便ニ御下し被下候様奉願候 岡荷

ニてハ脚ちんも格別餘計かゝり可申候間 ふなつミの

節御つミ合せ可被下候 尤水滸傳ハちとはかりの品故

岡荷ニても並便りならハ、さのミ脚ちんかゝり申まし

く候間 岡荷ニても宜御座候 もし高料ニ候ハ、御

見合せ可被下候 只今々暮迄ハひたすらよミ本著述ニ

て 読書のいとま無之故 春迄ニてよろしく御座候

早春ハ諸板元ととし玉等をもらひ候故 かやうのなく

さミものかひ入候ニ便宜ニ御座候 代料ハ差引ニても

正金ニても無相違 御勘定可致候間 是亦御失念なく

奉願候 先ハ八月中御答旁如此御座候 恐々謹言

九月朔日

瀧澤篁氏

河内屋

茂兵衛様

尚々 追々赴寒氣候 折角御自愛專一と奉存候 丁平

殿も久々風邪のよしニて 対面不致候へとも 使ハ不

絶参り よみ本両様とも無由断被致世話候間 御安慮

可被成候 已上

四 (天保二年) 四月二十六日

尚々 追々向暑ニ赴キ可申候 折角御自愛可被成候
一 二月中旬の当月中旬迄霖雨ニてふりつき 一円風
邪流行いたし候処 四五日已来久々にて 日々日
の光をおかみ申候 御地へいか候哉 大かた同様
ト被存候

一筆致啓上候 追日温暖之時節候被成 御揃御安全被
成御暮目出度奉存候 然ハ当月十一日之御状 同廿三
日ニ相達 忝致拜見候 正月十七日御出立ニて 長崎
へ御旅行被成 四月朔日ニ御帰府之よし 初て致承知
長之御道中御障も無之 重畳目出度奉存候 右ニ付
当年は当地ニ御出府御座被成よし御尤ニ奉存候 且又
春中以書状御問合せニ及候類句之事 古今類句ニ哉と
御たつね之趣承知 御申越しの如く古今類句ニ御座候

直段之義金壹両の内ニてほしく候趣 御頼得御意候処
手筈を見たかへ被成候哉 壹両迄ト御申越被成候 壹
両ニてハ当地ニも本可有之候間 御無用ニ被成可申候
壹両の内ニ候ハ、いつ也共御つみ合せの節奉願候
外ニ素本源氏物語 下直之品御座候ハ、一処ニ奉願候
是ハ娘ニ遣し候本ニ御座候 湖月抄ニ候ハ、弥よろ
しく候へ共 直段はり候間 素本ニて式分位之処ほし
く御座候 古今類句 素本源氏兩様ニて 金壹両式分
位迄ニ候ハ、被遣可被下候 それの高直ニ候ハ、
御無用ニ被成可被下候 決して急キ不申候 当年ニて
も来春迄ニても 下直之本御手ニ入候節奉願候 直段
之処間違不申様御聞置可被下候
俠客傳さし画 追々彫刻出来の様子ニ御座候 二編め
の事御催促之趣致承知候 少しも如才無之候へ共 当
二月上旬の兩人の孫引きつき瘡瘡いたし 無難ニハ
候へ共 欠まかより ひま入多く候上 老妻二月中旬
が病氣ニて 今以勝れ不申候 倅ハ本生病身ニて 且
無人家内用多く まことに筆とり候いとま無之 三春

をむなしく送り候内 又合卷さうしの時節ニ成り 諸
板元（虫起）のさいそくを請候 当年ハ合卷の作をへらし 三
通り斗ニいたし候つもりニハ候へ共 是も多分潤筆請
取置候事故 つゝり遣し申さねハならず 是彼と手ま
ハリかね候 乍併俠客傳二編も 合卷の作少しも片付
次第 又ミ早ミ取かゝり可申候間 左様御承知可被成
候 まつゝ初編うり出し 世上の評判も承り候へハ
弥はけミニ成り候間 初編彫刻無滞出来候様祈り申候
前文之趣御承知可被下候 七月中ニハ尚又あと写本差
登せ候様に可相成候 大暑ニ赴候得ハ 著述も成りか
ね候へとも 由断なく出精可致候 右御返事迄如此御
座候 已上

四月廿六日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

〔料紙。黄色巻紙、茶・黄松葉模様散刷〕

五 〔天保二年〕七月四日

六月下旬御状相届致拜見候 弥御安全奉賀候 然ハ俠
客傳看板校合すり本一枚被遣之 御昏面之趣 致承知
候 あ二のまゝにてよろしく御座候間 御すり込せ可被
成候

一序文の内少し直し度所御座候

両雄トアル処 くら木ニいたし置候様 板木師へ御
申遣し置可被下候 委曲彫刻出来揃校合之節 直し可
申候 当年稀ナル大暑ニて凌かね 片息ニて避暑やう
く日をくらし申候 依之秋後すゝ風立不申候てハ
著述ハさら也 校合も出来かね候 久く休筆にて不
都合御座候 折角秋暑御いとひ可被成候 早ミ已上

七月四日

著作堂

幸便

河茂様

〔料紙。薄黄色巻紙〕

六 (天保二年) 九月十一日

俠客傳筆工校合すり本不足^一覚

壹之卷

廿 廿一 廿貳 廿三 廿四 廿五 廿六

メ 七丁

貳之卷

三 七 八 十 十七 十八 十九 廿二

メ 八丁

三之卷

壹 貳 九 十 十七 八 廿一 廿四

メ 七丁

四之卷

壹 貳 三 四 五 八 十一 十三 十五 十八

メ 十丁

五之卷

壹 貳 九 廿一 廿貳 廿三 廿六

メ 七丁

惣メ 三十九丁不足

右今晚丁平殿御出 立合改候処 右之通不足ニ御座候
尤一皿つゝほり立揃ひ不申候てハ いつれの板元へも前
まゝ断り候て 校合いたし不申候 右之わけハよみつぎ
候而わかり不申 のちくハ混乱いたし 却て手間とれ
中ニハ校合済 校合済ぬもまじり 見わけかたく候故ニ
一冊つゝ揃ひ不申候てハ 校合いたしかたく候間 早々
一冊つゝ御取揃へ 可被遣候 俠客傳ハ先へいたし 早
春はほりニ登せ候処 今以揃不申候 煩日多用の砌校合
参り候てハ 急ニ校合出来かね候 左候へハ当暮うり出
しの間ニ合かね可申候 さてく格別ほね折候かひも無
之きのとくニ存候 委曲丁平殿は可得貴意候間 文略
用事のミ 如此御座候

九月十一日

江戸

作者

河茂様

校合^三みのかミへ不残すりて可被遣候 同すり本こまかに折らぬ様にして 可被遣候 折つき候てハ朱すみのりかね こまり候也

七 〔天保二年〕九月〔二〕二日

尚々 江戸ほり絵つきの分ハ 大てい校合すミ 吉十郎ほり之分 いまた少し相すミ不申候 伊八方ニてほり候ハ画も 筆工も上ほりニ出来申候 近日右板 丁平^ノ登せ可被申候 左様御承知可被成候 已上

一筆致啓上候 追日冷氣ニ赴候処 弥御安全被成御暮珍重奉存候 然ハ俠客傳彫刻やうく揃ひ候よしニて五冊被遣之 去ル十六日夕方丁子や相届 髓ニ致落手仕候 右校合ハほりよろしく 直しすけなく共校合一冊ニ三日つゝかゝり ほりあしく候へハ五六日かゝり候処 前ひろニ出来分一冊つゝ不被遣 此度一度ニ

七 〔天保二年〕九月〔二〕二日

被遣候故 中く急ニハ校合出来不申候 依之先つ壺の巻ヲ去ル十七日ヲ取かゝり 悴ニも手伝せ やうく今日校合書拔等迄いたし候間 丁子屋迄差遣し今日登せ申候 此分見おとしなき様 よく御直させ可被成候 其内ニ式の巻校合引つゝき差登せ可申候一かねて上ほりニ被成様 御談し申候通りト存居候処 悪ほりまじり 十六丁^ノ廿六丁迄 此十一丁御らんの通り直し多く ほり崩しよめかね 校合以之外ひま入さてくこまり入申候 遠方の事故 直し行届不申候てハ 年内の間ニ合かね可申候間 其段よく板木師へ御申ふくめ見おとしなく御直させ 直り候ハ、色白キみのかミへ御すらせ 式はん校合早々可被遣候 尤其節此壺番校合すり本御さしそえ可被遣候 壺番校合無之候てハ 引合せ候事出来かね 式はん校合いたしかたく候間 此段御心得 式はん校合すり本ニ添壺番校合すりも御返し可被成候 此段遠方の事故 行届候様御取斗可被成候

一琴魚殿 先比京都逗留中ニ付 先比御状ニ式はん校合

ハ右同人に御たのみ被成度よし御申越候へ共 琴魚子
も今程ハ松坂へ被帰候よし 且同人病氣ニ付中く校
合出来かね可申候 且又壺番直しニ見おとし候分ハ式
はん三番直しの節 見おとしを見つけ候事も有之候故
壺番校合を手本ニハ成りかたく候 かた／＼他人ニ校
合まかせ候事 まちかひのたねニ御座候 先年朝夷巡
島記式はん校合も末 琴魚ニたのみ候処 行届不申見
おとし直し落 多く有之候ひキ ケ様之わけ合も御座
候間 校合ハいく度もわれら方へ可被遣候 尤下直し
を御たのミ被成候事ハ 御勝手次第ト存奉候
一江戸ニても校合ハ 三ばん四ばん迄手をかけ不申候て
ハ よく直り不申候 然共御地ハ遠方の事故 少しも
度数少く相すみ候様 精々板木師へ御申ふくめ 板元
様ニて此校合ト引合せ 不直分ハいくたひも 直させ
下改をして可被遣候 彫刻おそく出来候故 御手くり
あしく候てハ 年内の製本ニ成かね可申候 此節合卷
の作最中ニて甚せわしく候へとも 萬事をさし置早速
校合ニとりかゝり申候 校合ハ夜分ともし火ニては出

来不申 わかりかね候故別して日かずかゝり候 まこ
とによけいの仕事ニて 作者の苦心御さつし可被成候
校合にかまハぬ駄作ものハ格別 われらハ冥利の為
四十年來校合ニ格別ほね折候事也 御一笑／＼
一表紙板下 先日丁平殿ニかけ合 画工ニあつらへ 今
日あらまし出来 先刻画工参り表紙板下見せられ候
依之いろ板の事注文いたし 右板下ヲ丁平へ遣し候間
丁子やゝ可得御意候 外題ハ近日筆工かゝせ あとゝ
登せ可申候 表紙板下早々御ほらせ 出来候ハ、是
又校合すり御見せ可被成候 右可得貴意 如此御座候
只今及暮 乱書よろしく御推覧所希候 恐惶謹言
九月二日 瀧澤篁民
河内屋 茂兵衛様

八〔天保二年〕九月二日(追啓)

追啓

一水滸四傳全書四帙 此間はらひ物にて よそが参り候

茂兵衛様

故かひ可申存候へ共 相場しれかね候 御地にてハ本
有之候へハ 只今何程いたし候哉 御幸便ニ無御失念

御しらせ可被下奉願候

一水滸傳李卓吾本ハ 略文にて用立かね候へ共 下直之

品御座候ハ、 かひ入置申度候 文化中迄ハ江戸にて
廿五六匁いたし候処 只今ハ三十匁餘もいたし候哉

御地にてハ御はたらき何ほどにて可被遣哉 是又御

序ニ御しらせ可被下候 右ハ一帙の略文物 世ニ李卓

吾本ト唱へ候水滸傳ニ御座候

一三才発秘 七月中名古や新渡有之 代金壺両壺分式

朱のよし申来候間 早々本差下し見せ候様申遣し候処

其後沙汰なし 大かた名古やにてうれ候事と存候 寔

ニ新渡有之候哉 金壺両壺分位にて 本御座候ハ、

急々ほしく御座候 是又いなや御返事被仰下候様奉願

候 已上

一 九月廿二日

瀧澤

河内屋

九〔天保二年〕九月二八日

一筆致啓上候 秋冷之節弥御安全可被成御暮 珍重ニ

奉存候 然ハ俠客傳式之巻校合致出来候間 丁子や迄

差遣し候 定而丁平も早々差登せ可被申存候 御覽の

ことくカケ并ニケツ多く有之 校合存之外日数かゝり

候間 壺冊つゝ差登せ申候 五之巻迄ハ十月中旬なら

てハ校合出来終り申ましく候 道中往来ニ日数かゝり

候事故 御如才なく御世話せられ 直し行とゞき候様

可被成候 生直しにて校合ニ度々往来いたし候てハ

年内製本出来かね可申候 左候へハせつかく去冬も世

話いたされ候 丁平方不都合ニ及ひめいわく被致候事

故 此節閣萬事此校合ニのミ日をくらし申候 御遠察

可被成候

全体夏中もほり出来揃ひ候分一冊つゝ追々ニ校合ニ

被遣候へハ 手くり宜く候処 無其義九月ニ及び 五冊一処ニ被遣候故手おくれニ成申候 壹冊つゝ参り候へハ 先へ参り候方 追々校合はやくすみ可申候処 五冊一処ニてハ 五冊一度ニ校合出来不申候故 都合あしく候 大抵江戸ニても五冊の校合六十日かゝり申候 俠客傳も六十日校合ニかゝり候ハ、道中の往来又六十日かゝり可申候 左候へハ百廿日かゝり不申候てハ 製本いたし候様ニハ成り不申候 是まてなま直しニて 手まハしの為すり込候板元も有之候へとも 左様之事ハ後に自然としれ候間 左様之板元へハ断候て 已来拙著遣し不申候 よの作者ハ校合を面倒がりろくニいたし不申よしニ候へ共 老拙事ハ人のせぬ処ニまてほねを折候事 四十年ニ及び候 是全く冥利の為ニいたし候故 四十年繁昌いたし罷在候 此処乍失礼御勘弁被成 此度のミニもあらず候へハ 別して萬事行とゞき候様 御取斗專一ニ奉存候 三の巻も直ニ校合ニとりかゝり居候間 出来次第近便ニのぼせ可申候 一表帛の事丁平殿と相談いたし候処 いろ／＼いさし

等注文有之 文通ニてハわかりかね候間 江戸ニてほらせ候つもり かけ合申候 左様御承知可被下候 一絵つき江戸ほりの分不残校合相すミ申候 伊八方ニて出来 十八丁ハ画もよく出来 筆工もことのほかさ上りに出来申候 吉十郎殿方ニて出来の十四丁ハ筆直しも多く候て 八月中ほり上り候へ共 校合四ばん直し迄致させ候故 日かすかゝり申候 なれとも是も大かた校合相すミ申候 左様御承知可被成候 一井上治兵衛彫刻分悪ほりと申ニハ無之候へとも 中にハあしきもまじり 最初の見つもりとちかひ 校合ニ手間かゝり急の事ニ成かね候 絵つき迄も不残ほらせ候ハぬハ せめてもの事ト存候 いつれ来春ハ御出府被成候様奉待候 ケ様之趣ニてハ式へんめハちとすゝみかね申候 いつれ尚又御面談之上 二へんめニ取かゝり可申候 此義かねて御承知可被下候 此節手前ニ病人有之 その上無人ニてことの外せわしく こまり入候 依之乍例乱書よろしく御推覧奉願候 恐々謹言

九月廿八日

篁 民

河内屋
茂兵衛様

一〇〔天保二年〕一〇月二二日

一筆致啓上候 追日赴寒冷候処 弥御安全珍重奉存候
然ハ俠客傳壺之卷 壺番校合直し出来 二番校合すり
本共被遣之 去ル十九日夕着御紙面之趣 御尤逐一致
承知候 此節手前病人多く其上無人ニテ 尤取込罷在
候へとも くり合せ早速式番校合いたし 今日飛脚間
や嶋や佐右衛門方へ差出し申候 尤丁子屋に遣し 丁
子やが差登せ候事順ニ候へとも 丁子やに人遣候とも
飛脚屋へ人遣し候も 道のり同様ニテ いつれにも人
足やとひ不申候てハ 持參の人も無之 幸便を待候て
はおそなハリ 御急之間ニ合かね候間 いますた丁子や
には幸便無之候故 不及案内 差急キ右之通り取斗申
候 此段御承知可被成候

一〇〔天保二年〕一〇月二二日

一壺之卷 壺はん直し大てい直り候へとも 直し落^三直
しちかひ等 猶よほと有之 右しるしつけ候通り 入
念御直させ 直り候ハ、 此式はん校合すり本御覽
三番校合すり本可被遣候 よく直し候ハ、 大かたそ
れニテ壺の卷は相済可申候 直し行届不申候てハ、 い
つ迄も同様之義ニ御座候間 此段能々板木師へ被仰遣
手おくれニ成不申候様いたし度候 尤直しなき処も不
残すらせ可被遣候 とかく板とり扱ひ之節 カケ出来
申候間 右改の為江戸板元ハ右之通りニ致させ候也
何事も遠方之事ニテ 早速之間ニ合かね候 格別世話
多く困り入申候 五卷共直し行届キ申候ハ、 当暮う
り出しニ成可申候 直し行届不申候ては 暮うり出し
の間ニ合かね候 折角の事故何分大坂江戸共同時ニ暮
うり出しニいたし度存 此節合巻著述最中ニ候へ共
差置候て 如此速ニ校合いたし登せ候 此方少しも如
才無之候 此段御遠察可被成候

一江戸ニてもほりのあしきを 板木師仲間ニてよミ本ほ
りと申候 是ハ安物のよミ本 中本至て下直ニほらせ

候故也 拙作杯ハ夫とちかひくどく候へとも 板木師
 共普通の安ほりのくせ有之候故 龐末ニいたし候事と
 被存候 江戸ニても吉十郎殿ほり杯ハ不宜 校合ニ毎
 度こまり候へとも 近所の事故 三番四番直し共 早
 速ニ間ニ合申候 御地のほり斗あしくて 江戸のほり
 よきにハあらねと 年々ほりニ板木師ハかねて心得居
 候故 少しハちかひ申候 釈迦ニ法問とやらに候へ共
 此段御心得の為得御意候也 いつれニも来春御出府可
 被成候 其節とくと御相談とり極メ愚意ニ落候ハ、
 狭客傳二編早速取かゝり可申候 当年まづ御手隙を見
 候迄ト存候て 実ハ差ひかへ候也 はたして此分ニて
 ハ末々永キ事 中々御とり引いたしかたく候 くれ
 ぐも此段あしからず御勘考可被成候

一校合すり本 此方へ直ニ被遣候事 差またき不申候
 よろしく候へ共 丁平何とか存候事も可有之哉ト存候
 彼方ニても交易之事故 あつく世話いたし候様子ニ候
 間 たとへ校合すり此方ニ直ニ被遣候とも 其節ニ平
 兵衛殿へも御案内状被遣可然被存候 末々永キ事故仲

間われ不致様ニと寸志申述候 是又御如才あるましく
 候へとも 為念如此御座候 早々已上

十月廿二日

篁民

河内屋

茂兵衛様

一一 〔天保二年〕〔一〇月二日〕〔追啓〕

〔紙背・別筆〕

十月廿二日出

此書状後先

追啓

一水滸四傳全書 并ニ三才発秘直段之事 御問合せ申候
 処 御しらせ被下 忝奉存候 水滸傳全書は同様之直
 段ニて 先月中外素人々かひ取申候 三才発秘は 先
 年松坂殿村氏にも頼置候処 此節名古屋や松坂書林へ
 参候よしニて 右三才発秘かひ取差越し申候 然ル処

其御地直段が高直ニ御座候。もし返し候事相成候ハ、松坂へ其段申遣し。本かへし御地のをかひ入可申候得とも。大かたかひ取候て差越候様ニ奉存候。右かけ合の模様ニより。亦ミ可得御意候。左様御承知可被下候。一已来何ニよらず。新渡小説向。御手ニ入候ハ、御しらせ可被下候。此度新渡の三才発秘。以の外悪本ニて一向ニ字のなき処有之候。水滸全傳も古板ニて磨滅多く。よろしき本ニハ無之候。

水滸傳百回本。御地ニ御座候ハ、直段御しらせ可被下候。水滸傳金聖歎評。あやまり多く候間。近來の内水滸傳の評をあらはし可申存付候故。水滸傳異板入用ニ御座候。これも思召あらハ。来春御出府の節。くハしき事ハ御咄可申候。水滸傳ハ添物に候へ共。それハいか様ニも可相成候。先様へは御はなし御無用被成可被下候。

一琴魚子。松坂へ被帰候節。俠客傳二はん校合が彼仁いたし候つもり。御相談とり極置候よし。殿村氏が申来候。京師ニ被居候ハ、下改も早速出来可申候得とも。

一一一〔天保二年〕十一月二十六日

松坂へ被帰候てハ。五十歩百歩ニて。急の間ニ合かね可申候。其上琴魚下改いたし。又此方へ御見せ被成候も。差またき式度世話ニ候間。やはり末々迄。此方へ被遣候方。可然候。往來の脚ちん等少しつ、の失脚ハ。か、り可申候へ共。校合は始終の為ニ候間。少しの失却ニハかへかたき事と奉存候。猶追々可得御意候。何分来月一ヶ月ニ諸事揃ひ不申候てハ。くれうり出しの間ニ合申ましく候間。御手廻し行届き候様。專一ニ奉存候也。

一一二〔天保二年〕十一月二十六日

一本月十四日出八日限之御状。昨廿五日夜東着拝見致候。先以向寒之節。弥御安全奉賀候。然ハ俠客傳五之巻の方。先へ直し出来の由ニて。式番校合ニ被遣。御昏面之趣。委細致承知候。右すり本着早速校合取かゝり。式はん校合今夕飛脚に差出し申候。着候節早々板木師

三九

へ被遣候様 專一之事

一最初御手廻しあしく 校合五冊一度ニおそく被遣候
 故 年内御製本出来かね候間 来年へ御延し被成候思
 召のよし 依之校合ハ春ゆるくいたし候様 御申越
 しの趣致承知候 是ハ去ル十一日此方差出し候書状
 行違 十四日ニ御状御出しの節迄 老拙趣意を御存な
 き故と致推量候 十一日出之書状被成御覧候ハ、又
 模様かハリ可申事ニ付 此度ハ五の卷式はん校合 別
 してとり急キ 六日限ニて出し候様丁平殿ニ申談し候
 然共御地のうり出しハ 是非来年十二月ニ被成候ハ、
 強て御急キ被成候様ニも申かたく候得とも 左様ニ成
 行候てハ 九月中旬ノ十月中旬迄五冊の初校ニ晝夜取
 かゝり 江戸処ニ板元へ義理をわろくいたし 校合御
 間ニ合せ候ほね折 一向ニ無益ニ相成 尤遺恨之至ニ
 御座候 とくと御勤弁可被成候 九月中旬ノ十月中旬
 迄凡三十日許 暑からず寒からざる時節 外板元の合
 卷作ヲいたし遣し候へハ 七八冊ハ出来申候 此潤筆
 よほとこのうるほひニ成候処 それヲ致さずに 俠客傳

五冊の校合ニのミ打かゝり居候間 外板元合卷新作間
 ニ合不申候 八冊の物ハ四冊つゝやうく出板ニ成候
 然ル処俠客傳製本間ニ合ぬとて 来暮のうり物ニ被成
 候てハ あまりと申せハ思ひやりなき事と存候 外作
 者ハしらす老拙杯初ノ左様ニ御取扱ひ被成候てハ 甚
 迷惑ニ候間 弥来年へ御延し被成候ハ、あと作ハ御
 断申候間 此義御承知可被成候 夫共十一日出ニ得御
 意候通りニ被成 年内すり本江戸へ御下し被成候ハ、
 せめてもの事ニ御座候 とても江戸の通り三番四番直
 し迄致し候てハ 餘日無之候故 校合ハ式はん直し限
 りニして すり込せんとかねて存居候也 誠ニ親の心
 子しらすとやらニて さてく意外之仕合ニ御座候
 御一笑可被成候
 一御地のうり出しハ いつニ成候とも 江戸ハ是非く
 早春うり出し候様 為致度候 依之校合は式はん切ニ
 いたし 式はん直し板木師ノ出来候ハ、三番校合す
 り本不残半紙ニても不苦候間 御すらせ 五冊一度ニ
 ても早ニ可被遣候 扱御地ニてハそれにかまはずに

式はん直し出来次第 早々御すり込せ もし一度ニ手廻りかね候ハ、先へすり候分多 追々ニ御すらせ二度ニも三度ニも 江戸下しすり本早々御下し被成候様いたし度候 左様無之候てハ 是迄外板元へ不沙汰ニいたし 校合ニ久々打かゝり 極ほね折候甲斐も無之候 此方にてハ壹はん校合ハ申ニ不及 式はん校合も萬事をさしおき 早速取かゝり速ニ差登せ候 誠ニ精一倍ニほね折申候 ケ様ニ成行候て 全く其御方の御不手廻し故ニ御座候 此手都合間違不申様ののり申候 依之五四式冊の式はん校合ハ 六日限ニて登せ候様 丁平殿へ談し置候 四の巻式ばん校合すり 早々可被遣候 此節八犬傳作最中之上 短日色々用事多く取込中ニ付 早々用談のミ申述候 とくと御熟読可被成候 已上

十一月廿六日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

尚々先之使得御意候 三才発秘松坂多差越候本 大磨

一一一〔天保二年〕一月二十六日

減ニて一向ニ文字無之処も有之候 其上御地之本多高直ニ候間 右之本ハ返し可申哉と存候て 其段申遣し候処 よほと日時のび候事故 少々引ケを立くれ候様為と申事ニ付 いまた返し不申候得とも 御地之本壹両壹分のよし もし壹両ニ御働被下候ハ、松坂の本かへし 御地の本をかひ入申度候 松坂の本往來の脚ちんもかゝり その上少々ニても引ケ立候てハ よほと失却ニ成候故 もし壹両ニ御はたらき成かたく候ハ、まづ延引可致候 御地の本も同様之悪本ニて有之候 何分大カケのミの本ニて 壹人前の用立かね候 此義後便ニ一寸御返事御しらせ可被下候 右御返事次第ニて松坂の本かへし可申候 已上

〔別紙〕

追啓

すり込之節 板すりへよくく御申付 或ハもたらかし 或ハ破レ竹の皮ニてバレンケツ落し不申様 よくく入念すり之様 御取斗可被成候 御地のみみ本類ハすりあしきよし申もの有之候

二はん直し出来候ハ、其御方にて御引合せ その上
にて御すらせ可被成候 此義も專一之事ニ御座候也

十一月廿六日

作者

板元様

一三〔天保二年〕十一月一日

一筆致啓上候 先以向寒之節弥御安全珍重奉存候 然
ハ俠客傳四之卷式番校合并ニ御書状共 十一月廿四日
出早便同晦日夜五時比丁子屋ハ相届拜見致候 先月十
一日是ヲ得御意候一義 御承知ニ付 早春うり出しの
つもりにて 京都板木師方へ御手代武介被遣 一ハ三
迄式番直し出来 右板被持帰候ニ付 早速御すり込せ
被成候よし 御番面之趣委曲致承知候 依之四の卷式
はん校合も指急キ 当晚ハ直ニ校合ニ取かゝり 今日
終日にて校合いたし終り 則丁子やハ差遣し六日切ニ
て差登せ候 大かた七日比ニハ着可致奉存候 是にて

式番校合相済候間 両度迄得御意候通り 四五の両卷
板木師方直し出来次第 早ニ御すらせ可被成候 右手
都合等之事 先便両度迄得御意候間 文略いたし候
一すり本丁子屋へ御下し之節 式はん校合すり本五冊御
添 并ニ三番校合すり半紙に御すらせ 是又五冊右丁
子やに下しのすり本の内へ入れ 一処ニ御下し可被成
候 為念いつへんよみ見可申候 丁子やに御下しのす
り本ハ 四百丁部数定り居候上 それヲ丁子やがさし
越候てハ おしつめ混雜可致候間 校合すり本ハ別ニ
被成 右すり本の内へ一包ニ被成 尤式はん校合すり
本御添可被遣候 左様被成候ハ、脚ちん別ニ失却か
ゝらす 且うり出し前ニ着キ候間 右之通り無相違御
取斗可被成候

一江戸ほり絵付板の事 貴意之趣致承知候得共 右之板
ハもはや十一月廿六日出にて飛脚へ出し候よしニ付
すり本ニは登せ候事不相成候 並便りニてもダラでな
けれハ 十六日めニ大坂着致候間 大かた当月十一日
比ニハ 無相違御地に着可致候 表帛ハ入木直し致さ

せ候よしにて 校合すり今に見不申候 もし表帯の板後へ残り居候ハ、是ハすり本にて登せ候様 丁子や¹²申遣すへく候 もし表紙板共一処ニのぼせ候哉 久¹²丁子や主人不參候間 わかりかね候 此段御承知可被成候

一 大坂江戸共江戸うり出しニ相成 追々見物の評判 并ニ本の捌数等承り候へハ あと作のはけニニ相成候

来冬迄もちこし候てハ勢ひくぢけ 一向ニあとを書候心御座なく候 春うりの事丁子屋の為のミならず 第一

一 御店の為 并ニ校合のほね折むだニ不成様ニいたし度候間 右之通りニ取斗ひ申候 此段御賢察可被成候

一 十月廿七日ニ御状被遣候様ニ 先便之御状ニ見え候へとも 十月廿七日之御状ハ相届キ不申候 もはや過行

候事故 不届候ても宜く可有之候得とも 為念得御意置候 十月廿七日已後之御状ハ 先便及御答候 左様

御承知可被成候

一 是にて五冊式はん校合相済候間 此上ハ御手廻し次第にて 随分年内の製本ニ相成可申候 尤急キ候とも何

分すりヲ鹿末ニ不致様 精々板すりへ御申付可被成候折角ほね折校合直し致候ても すりあしくてハむだニ成候間 此義よく御心得 且板ヲ手あらくとり扱ひ カキ不申様 是又よく御申付可被成候

一 江戸ほりの板箱詰ニいたし 其箱ヲ紙にて張り損し不申様ニと 先達而丁子屋にくハしく差図いたし置候間 大かたその通りニ被致候半と存候 板損し不申早ニ御地に着いたし候様いのり申候 尚又用事も御座候ハ、後便ニ可得御意候 恐々謹言

十二月朔日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

尚々 南朝紀傳 花宮三代記 承久記等之事 先便御頼申候処 花宮三代記ハ群書類従ニ有之哉之よし 御申越し之趣承知いたし候 いか様両書とも群書類従の内ニ御座候を失念いたし候 江戸にてたつね可申候間 御穿鑿ニ不及候 尤群書類従も最初二百冊すり出し候のみ故 江戸ニも本多からず候へ共 気長ニ吟味いた

し候ハ、手ニ入可申候 南朝紀傳もたしか右合戦の部ニ有之候哉と存候 いつれとも此方ニて又たつね可申候

○承久記もわざ／＼御頼ミ御すらせ被成候ニ不及候 是も江戸ニてハをり／＼出候事有之候 先年ハ所持いたし候へ共かし失ひ申候 尚又春ニ成候ハ、たつね可申候 右之趣ニわざ／＼被遣候ニ不及候 此段御承知可被下候 早々已上

一四 〔天保二年〕 一二月一四日

一筆致啓上 先以盛寒之節御座候処 弥御安全可被成御起居 大悦之至ニ奉存候 然ハ三才発秘之事 先便之荷ニて代金壹両ニ御はたらき御下し被下候様 得御意候処 其已前十二月四日出之御状ニ 壹両壹分ノ下直ニは不相成よし 御申越被成 致承知候 外ならず老拙へ被遣候故 御如才なき事ハ勿論也なれとも 此

書之代金ハ 存寄も御座候間 本着次第正金ニて納申度候 依之忒朱ニても御引被下候事 出来候ハ、御引可被下候 尤急キ不申候得とも 俠客傳四五のすり本 御下之節 右一箇の内へ御入被遣被下候ハ、別ニ御ちんもかゝり不申候 此状着之砌 右すり本いまた御差出し不被成候ハ、右包之内へ入レ 丁子屋へ向ケ被遣可被下候 もはやすり本ハ不殘御下し被成候ハ、来春ニても不苦候 御ちんかゝらざる様ニ御取斗 御幸便次第被遣可被下候 松坂ノ差越之本ハ直段も高く その上少しわけ合も有之候而 御ちんを損ニいたし返し申候 夫故御店の本かひ取申度 態と早便ヲ以御願得御意候 此段御承知可被下候

一十二月四日之御状 同十二日ニ丁子屋ノ相届致拜見候 然ハ俠客傳校合濟分 壹ノ三迄すり本四百口 丁子やニ御差下し 既にはや飛脚やへ御出しのよし 御案内の趣致承知候 扱当地ニても 外題とひらひやうしハすり本ニ致し 十日切ヲ以早々御地へ差登せ候様 先比丁平被參候節致示談 其後も早々登せ候様申遣し置

候間 大かたその通りニ取斗被申候半と存候 何分時
分柄多用の折ニ候へハ 其後丁子やゞ便りも無之 様
子不存候へとも 御取急キ被成候ハ、早春のうり出
しの御間ニ合可申奉存候 随分無由断心附候へハ 丁
平ニも如才有之間敷候 此上ハ両方共無故障すらく
と御製本出来 めてたく御うり出し被成候様奉祈候

一花宮三代記 南朝紀傳 承久記とも 是ハ江戸ニて穿

鑿可致候間 御世話被下候ニ不及趣先便得御意候間

御承知と奉存候 今便ハ三才発秘の事御頼申度 早々

如此御座候 此節小兒不快之上無人ニ而 弥多用乱書

倉卒用事のミ如此御座候 猶来陽めてたく可得御意候

恐惶謹言

十二月十四日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

尚々三才発秘之事 御幸便無之候ハ、被遣候事ハ

おそくても不苦候へ共 右之書外へ御うり不被成 無

相違被遣候様いたし度奉願候 松坂が差越候本ハ 今

日飛脚へ 出しかへし申候故ニ御座候 右代金ハ本着
次第 差登せ可申候 少しニても御はたらき下直ニ奉
願候 悪本故ニ御座候也

一五 〔天保三年〕正月二一日(別翰)

尚々 今日ハ朝が度々客来等ニて 別してせわしく

候上 秃筆ニて書ちらし よめかね候処も可有之候

可然御推覧可被下候 已上

別翰致啓上候 春寒之節 弥御清栄被成御超歳珍重奉

存候 然ハ本月十二日出之御状 一昨十九日夕着 忝

致拜見候 三才発秘之義 旧冬十二月十四日出ニて御

頼得御意候処 御承知被下 代金壹両貳朱ニて 丁平

殿へ御頼下し物之内ニ紙包ニ被成 被遣可被下様御案

内之趣 忝承知仕候 急キ不申候処 早速前文之通り

御取斗被下 千万大悦不少候

一 俠客傳 御地にて彫刻すり本半分 旧冬丁子やに着のよし及承候 尚又十二月廿二日御つミ下しの残り半分すり本 当月十七日着のよし 丁子やを案内有之 右ニ付すり本揃ひ候間 早速製本ニ取かゝらせ可申候処 御地を被遣候すり本の内 壺之卷三丁め惣もくろくのみわくニうす墨無之 此義旧冬丁子やを江戸にてほり立候惣もくろくの処 うす墨入ニすらせ 此通りニ被成候様申進し候処 其御返事ハ無之候よし 此度御地彫刻惣もくろくのかた／＼うすゝみ不入 江戸にてほり立候かた／＼斗薄墨入ニすらせ置候間 不揃にて見くるしく 何分そのまゝ製本いたしかたく候へハ 右惣もくろくのかた／＼壺丁急ニほり直し立 板うすゝみもほらせ 江戸のことくいよ奉書にすらせ候つもり 丁子やと相談ニ及ひ候 ケ様之事にて江戸より出しハいよ／＼おそく成り可申候 且又序文も江戸にてハいよ奉書ニすり来り候処 御地を此度被遣候すり本序文も半紙にすらせ被遣候 依之序文ニハ入レ紙いたし惣もくろく口絵のいよすり同様あつくいたし候つも

り 是又丁子やを申来候間 左様いたし候様談し置候何分百四十里隔候上の御かけ合故 不行届事多く 且間違出来候ても 早速之間ニ合かね申候 御地にてハやはり惣もくろく半分ハうす墨入 半分ハ薄墨不入不揃にて製本被成御売出し被成候哉 左様にてハ甚見くるしく可有之 にか／＼敷事ニ御座候 已来ハケ様之事よく／＼御心かけケ様之間違無之様いたし度候御地にてハ早速御製本御出来 今比ハ御より出し被成候半ト奉存候 左候へハ御地の製本ハ 千万申候ても不改事ニ御座候へとも せめて此後御仕立被成候分ハ惣もくろくのみわく不揃ニ不被成様 御取斗可被成候一 御頼申候塙本花宮三代記三冊 并ニ俠客傳四五の式番校合すり本 同三はん校合すり五冊 右一包 今日丁子やを被届 樋ニ致落手候 俠客傳は今壺度手透／＼ニ引合せ相改可申候 花宮三代記 御蔭にて早速手ニ入忝奉存候 南朝紀傳も塙本ニ有之候様覚候間 当地懇意之書林へ頼置候得とも 未入手候 其御地にては御心かけ被下

候様奉願候

一 俠客傳二集三集著述之事 御頼之趣致承知候 已来ハ五冊の内 四冊江戸にてほらせ 壹冊ハ御地にて御ほらせ被成度よし いづれニも遠方の事 校合ニ時日かゝり候故 江戸ほりの方便利ニ可有之候 尤一冊ハ留板の為御地にて御ほり被成候事 是又御尤ニ御座候 しかし末の巻ヲ御地にて御ほらせ被成候ハ、又おそくなり可申候 式の巻杯可然歟 此義ハ稿本出来之上可及御相談候得とも 中ノ只今急之事ニハ成かね候 八犬傳八輯稿本出来次第 直ニ俠客傳二輯稿本ニ取かゝり可申候心得ニハ罷在候へ共 その間合巻のさうしも著述いたし遣さねハ成り不申候 この板元もぬきさしならぬ分五軒有之候 これハ壹冊つゝつゞり遣し候ても 五冊の合巻ニ御座候 左候へハ何分当年ハ夏後かならてハ 俠客傳二集ニは取かゝりかたく可有之歟 只今ハ何とも難斗候 年中著述ニ追れ候上 老人之事故 寒暑ニはいたミ 著述はか行不申候 寒中ハ炭火を左右へ多くおこし置 背中へも安火を置候故 少し

ハ凌キ候へ共 大暑中六七月八月下旬迄ハ 一向著述

出来不申候 その上悴十ヶ年の病氣にて 打臥てのミ 居不申候へとも たのミにならず 家事も老拙一人ニて世話いたし候処 去年中ハ病人多ニて 別して事多く 十二月上旬孫女大怪我なといたし候上ニ 下女ニハ無抛暇遣し 十月比ハ今以無人ニて 孫どもの守り無之 彼是にていよ／＼せわしく著述いたし候にも ほか行不申候 ケ様之任合故少しも如才無之候へとも なき事を作り立候事故 存候通りニも成りかね とかくおそくなりがちニ御座候 此処かねて御承知之上 延引之義ハいくへニも御用捨可被下候 当年もし御出府候ハ、御面談にて申つくすへく候 一 唐本御仕入の為 二月下旬ハ長崎へ御出立の心かけのよし 左候ハ、四月下旬ならてハ御帰府被成かたく候ニ付 当地御出府ハその後ニ可相成候よし 御昏上之趣致承知候 五六月暑中御苦勞ニハ候へとも 何とそ当地御地御出府之上 とくと御相談御取極メ不被成候ハねハ 萬事心得違ひ 間違ひも出来可申候 何分お

そくも御出府有之候様 祈り申候

唐本御仕入御座候ハ、高料の品はちから不及候とも四五冊つゝの小説物 或ハ清人の隨筆物等 書名その節御しらせ可被下候 六七匁ぢ十匁位迄の四五冊つゝの小説物ハ 著述のたすけニ成申候 尤一度見候ヘハ事濟候品ニ候間 不用之節他ヘ譲り候ても あまり損行さる様ニいたし度奉存候 その心得ニテ老拙身上相応之品ハ御残し置 早速書名御しらせ可被成下候 廿年はかり已前ハ小説物多く所持いたし候ひしか 追々外の書物と交易いたし 只今ハ多くも無之候上 近來小説物芽を出し 昔年かひ入候ぢ格別高直ニ成候 石想頭霜記杯下直之本有之候ハ、ほしく御座候 これも昔年ハ所持いたし候ひしを 外の書と交易いたし 只今ハ所持いたし不申候 又折々見度事も御座候也 尤御面倒之義とハ奉存候得とも 何分可然奉願候

一 御内室御病氣のよし 右ニ付二月中迄御全快ニ不被成御座候てハ 長崎御旅行も被成かたく候よし 致承知候 いかゞの御様子ニ候哉 心ならず甚御あにし申居

候 御如才あるましく候へとも 御療養御手ぬけ無之様專一ニ奉存候 家内之病人ハ老拙杯十ヶ年悴病氣ニて思ひ合せ候 人しらぬ心配ニ御座候間 さそくと致賢察候 少しつゝもはや御快あれかしと奉祈候 御聞及ひも可有之候 当地赤羽有馬殿御鎮守水天宮利生尤いちしるきよし 衆人申候 右御守札有合せ候故進上仕候 水はつほニテ御印シの処 御腹用可被成候 しかし御宗旨ニよりケ様之事も御用ひ不被成候仁も有之候故 いかゞ可有之哉 難斗奉存候へとも 先申試候 老婆親切迄ニ御座候 恐々謹言

正月廿一日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

一六 〔天保三年〕二月八日

〔籤書〕
河茂様要用

瀧 澤

一筆致啓上候 今以春寒御座候処 弥御安全可被成御
暮 珍重ニ奉存候 御内室様御不快如例 追々御全快

ニ被為向候哉 御様子致承知度奉存候 折角御加養專

一ニ奉存候 然ハ三才發秘巻帙 早速御下し被下 当

月四日着のよしニて 丁子屋が被届之 忝慥ニ致落手

候 然処磨滅本ハかねて承知ニ御座候へとも よほと

落丁有之候 此地ニ本一向無之 懇意之方ニ所持之仁

も無御座候間 右落丁書足し候事も出来かね候 依之

其御方ニて右落丁鴈皮帯へ成共 薄ミのニ成とも 筆

工ニ御書せ被遣可被下候 右入用ハ追而御勘定可致候

夫共今度上本御手ニ入候ハ、直段少々増候其上本御

座候ハ、売かえ候てもよろしく候 右落丁別紙ニ認

上候 少々の落丁ニあらず 彼是拾餘丁の落丁ニ御座

候間 何分此まゝ差置かたく 御面倒奉願候

一 俠客傳之事 先便得貴意候通り 惣もくろくほり直し

ニて 今以製本出来不申候 うり出し存之外及延引

残念之仕合御座候 弥長崎表へ御出立ニ御座候哉 御

様子承度奉存候 先ハ右落丁書足之事御頼申度 早々

如此御座候 恐惶謹言

二月八日

河内屋

茂兵衛様

篁 民

御地ニてハ俠客傳もはや御うり出し被成候半と奉存候
評判いかゞニ候哉 承度奉存候

一七 〔天保三年〕四月二十八日

〔紙背・別筆〕

辰五月十八日返書下し

一筆致啓上候 漸赴夏気候処 弥御揃御安全被成御暮

珍重奉存候 御内室様御病氣御痊可のよし 誠以目出

度奉賀候 右ニ付三月五日比御出立ニて 長崎表に御

旅行のよし 是又目出度奉存候 最早此程ハ御帰着被

成候半と奉存候 右御様子承度 今便態と二月中之御

返事得貴意候事ニ御座候

一三才發秘落丁之事 御頼申候処 幸ひ御店ニ同本売日

有之 右之内御抜とり被遣之 御心配不淺忝奉存候

其内自序三丁は其御方ニも落丁ニて無之よし 致承知

候 先ニ本文落丁さし入大慶奉存候 右御礼申演候

一俠客傳御地評判宜敷よし 御同慶ニ御座候 再校合早

速可致処 去冬中今以著述ニいとまなく 中々不

急 校合杯いたし候暇無之候 且一端うり出し候あと

の校合ハ はり合なく何分すゝミかね 彼是ニて 及

延引候間 先つぜひくはやく直さねハならぬ所斗書

ヌキ 御めにかげ申候 此分ハいつれそのまゝにいた

し置かたく候間 此分早ニ御直させ被成候て 直り候

ハ、 抜すりニ被成御見せ可被下候 外ハカケツ等

ニ御座候間 たとへあのまゝさし置候とも さのミ障

りニ成候程の疵にハ 無之候 去なから俠客傳二輯ほ

り立出来 校合之節杯 一処に再校いたし度心かけ申

候 何分一日もいとま無之 只さしかゝりハ著述ニの

ミ追れ候 此段御賢察之上 此分御直させ可被下候

委曲ハ拜顔之節 くハしく可得御意候 則右書抜別帯

相添申候

一紀州名所図会 俠客傳二輯の引用ニ入申候処 手前ニ

所持不致候 丁平ニハ同本可有之候へとも 早速見候

て返し候事も成かね候 かし本ニ被致候を 久くと

め置候もきのとくニ御座候 御店ニ有之候ハ、 古本

ニていか様ニ手すれ候ても不苦候間 御出府之節ニて

も早ニ御携可被下候 近ニ式輯著述ニ取かゝり候間

はやくほしく御座候 此段奉願候

一醒世恒言

平山冷燕

連城壁

右無拋方たのまれ候 右之本御店ニ有之候哉 直段

何ほとに候哉 まづ直段斗御しらせ被下候様奉願候

一俠客傳御地にてハ 八冊にとちわけ 御うり出し被成

候よし 及承候 それハ甚よろしからぬ事ニ御座候

作者ニ不沙汰にとちわけうり出し候事ハ不致答 前ニ

がきひしくとり極メ置候処 御存無之哉 承り度候

先年平林庄五郎 弓張月拾遺をとぢわけ候事あり 御
地河太ニて巡島記五編ヲとぢわけ候事有之 いづれも
不沙汰ニいたされ候得とも はやくそのよし聞え候間
きひしく申断 とぢわけ分増潤筆うけ取 その上ニて
証文取置候事ニ御座候 とぢわけ候へハ 一冊ニ付半
冊つゝの潤筆をまし候事 是迄のとり極メにて 例も
御座候 五冊のものを八冊ニ被成候へハ 壹冊半分増
潤筆御出し可被成候 作者ハ一冊つゝニて潤筆申請候
一冊廿五丁つゝ五冊ニて百廿五丁ニ成候へ共 左様ニ
きつと百廿五丁ニは書とりかね候節ハ 百廿七八丁ニ
も百三十丁ニも及ひ候得とも 五冊ニ候へハ数丁ニ拘
り不申候 然共とぢわけて冊数ふえ候得ハ 一冊のと
ぢわけ半冊分まし潤筆うけ取候事 毎々とり極メニ
御座候 もし十四五丁ニてかすもの御好ミ候ハ、 已
来ハ一冊十四五丁つゝに綴り可申候 此段丁平殿へも
可申入存候得とも せわしく御座候間 いまた丁平へ
ハ不申候 これらの義いつれ御出府之上くハしく可申
候 此一義御返事はつきりといたし不申候てハ きの

一八 「天保三年」九月一六日

とくなから式輯の作ハ 当分出来かね候 とく卜御勤
考可被成候 尚心事後便ニ可申達候 恐々謹言

四月廿八日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

一八 「天保三年」九月一六日

一筆致啓上候 追日秋冷之節 御揃弥御安全之由大悦
不過之珍重ニ奉存候 随而蔽屋相替事無之候 御休意
可被下候 然ハ八月廿七日御状九月七日自丁子屋相達
忝致拜見候 先便得御意申候西廂記落丁并ニ琵琶記落
丁磨滅等之義 御承知被下 当地横山町壺丁め和泉屋
金右衛門殿ニ同本御預置被成候ニ付 申遣し引替候様
御示談之趣 忝承知いたし 早速丁子屋相頼ミ 和泉
やが右西廂記琵琶記共取よせ 落丁等それ〳〵改見候
処 西廂記ハ泉金の本落丁無之ニ付 則引替申候 琵琶

五一

舊記ハ泉金ガ差越候本も 矢張像贊の処壹式ト式丁落
 丁有之 其外磨滅之処も同様ニ付 引替不申そのまゝ
 返し申候 此段御承知可被下候 其後磨滅の処ハ 此
 方ニ古板の宜敷本御座候間 かりよせあらまし校訂い
 たし かき入候得共 落丁は像贊故致しかたなく そ
 のまゝニいたし差置候 近来新渡本とかく落丁多く困
 り入候事ニ御座候

一平妖傳之事 御頼申候処 御地ニも本無之よし 然処

端本ハ有之 全八冊之処末式冊紛失ニて 六冊有之よ
 し 端本ニ付代五匁 揃ひ候ヘハ金式分のよし 右端
 本ニても宜敷候ハ、 尚又其段御返事被得御意候様

御幣上之趣 是亦忝致承知候 扱端本ハせんかたなき
 ものニて あるにハおとりなきにハまし可申候得とも
 式冊不足ニ候ハ、 末二十回も足り不申事ト存候 尤
 五匁ニてハ高からぬ物ニ候得とも 肝心の末わかり不
 申候てハ 反故同様と存候 御如才あるましく候ヘ共
 金壹朱ニ被成可被下候 もし末式冊出候ハ、 其節御
 申直段ニて可申受候 尤岡荷ニてハ脚ちんよほとかゝ

り可申候 近ニ御幸便有之節 無御失念船ツミのツミ
 合せニ被成 被遣可被下候 それとも岡荷だら便りニ
 て 脚ちん共ニ五匁ニて相濟候ハ、 並便だらニて
 御下し可被下候 脚ちん共五匁ニて出来かね候ハ、
 矢張壹朱ニ御引被下 船ツミニ被成可被下候 いろ
 〳〵勝手かましく候ヘハ 恐入候得とも 近来も不相
 替 年ニ書物多くかひ入候故 少しも下直を好ミ候事
 ニ御座候 御一笑可被下候 此段注文入組申候 とく
 ト御熟覽之上 御承知被下候様奉願候 外ニ少ニ注文
 も有之候 それは末文ニ又書加ヘ申候間 此段ニハ致
 文略候也

一紀州名所図会 飛脚並便ニて御出し被下候よし 忝致
 承知候 俠客傳二集ハ八月中旬ガ取かゝり 此節式六の
 巻迄出来 筆工并ニさし画其巻の巻ハ不残出来 丁平
 ガほりニ出し それ〳〵手当被致候 二の巻も遠から
 ず板下写本上り可申候 右之仕合故 紀州名所 御地
 ガ被遣候迄待かね間ニ合不申候間 八月申丁平方ニて
 外ガかり出し差越候間 まつそれニて急用は間ニ合申

候 尤右之本ハ 九月節句前ニ丁子や^ニかへし申候

此末入用之節ハ御地^ヲ着之本を相待居候処 八月廿一

日ニ御差下しの紀州名所図会 壹^ノ冊 九月十三日

夕方致着 右^ニ榷^ニ落手いたし候 道中ニて本もめ こと

の外 表^ニ昏いたミ候へ共 中身ハ別条無之候 三集四

集追^ノ引用ニ入用ニ御座候間 まづ^ニ是^ニて安心いた

し候 かり物ニてハせわしく 末^ニ迄の用立かね候也

右紀州名所着いたし候間 御安慮可被下候 丁平殿十

四日夕方被参候間 右之本大坂^ヲ昨日着いたし候よし

申聞ケ置候 此義も御承知可被下候

一河内名所図会も 俠客傳引用ニ入候間 是ハ八月申丁

平殿仲ケ間よりせらせ 古本一口とりよせ候 是ハか

り物ニ無之 仲ケ間^ヲせり候本のよし 九月節句前ニ

至り いつれ末^ニ迄入用の本ニ候間 高直ならず候ハ

カ^ニかひ入レ置くれ候様 丁平^ニ申談しそのまゝとめ

置申候 此段御承知可被下候

一当地八月十五日比^ヲ俄ニ冷氣ニ趣候処 前約の合巻之

作 例の板元衆^ヲ追^ノ催促ニ候へ共 とても合巻作

いたし居候てハ 俠客傳二集暮^リ出しの間ニ合かね

候ニ付 外板元ハ一同ニ申のばし 八月中旬^ニ俠客傳

一式ニ取か^リり 晝夜出精いたし罷在候 右愚存ハ彼

一義ニ付 当夏^ニわさ^ノ御出府被成候程之義故 何分

御ふやくそくニ相成候てハ不濟事と存 外板元^ヲも前

金去秋中 或ハ当春^ニ被指越 受取置候て有之候へ共

右金子ハ返し可申候間 当時の事用捨いたしくれ候様

きのとくなから申断り やう^ノ納得致させ候 ケ様

之仕合ニ御座候間 手前稿本ハ来月中ニ不^ニ残出来可申

候 尤此上ハ板木師の遅速のミニ御座候 頼^ニむ^ニ処ハ聞

月有之 来月ハいつもの九月ニ候間 かなりニ暮^リ

の間ニ合可申存候 甚せわしき事ニて 中^ノ筆紙ニ

つくしかたく候 御遠察可被下候 丁平殿も甚せり立

ぬかりなく世話いたし候様子ニ御座候 此義ハ尚追

々^ノ丁平殿^ヲ御聞被成候半^ニ奉存候 柳川^ニへもきびし

く申談し 此度ハざるけなしニ画^ニせ候つもりニとり極

メ申候 くれ^ノも大かたならぬ心中立ニ御座候間

左様御承知可被下候

注文

一綾足本朝水滸傳第二編の写本 江戸ニハすけなく候へとも 御地ニテハ折ミ出候半と存候 うつし宜キ本ニテ高直ならず候ハ、一戸ほしく御座候 右之写本御座候ハ、早ミ御しらせ被成可被下候

一当夏御出府の節 御はなし御座候十種曲 代金式朱ニテ可入哉 落丁無之よろしき本御座候ハ、一戸船つみの節御下し可被下候

一笠翁十二楼も下直之本御座候ハ、一戸ほしく御座候

一猶園ハ当夏代金壹分式朱のよし 御はなし御座候へと

も 古本ニテ壹分位の処ほしく御座候 壹分壹朱迄ニテ宜キ本御座候ハ、是又ふなつミの節 被遣可被下候

一俠客傳二集五冊稿本皆出来之節 まつ差引勘定いたし夫々三集ニ取かゝり可申候 尤潤筆之事ハ 先年大坂や半藏殿へ申談し置候間 御聞被成候て 御承知とハ奉存候へ共 為念先日丁平殿へも申談し置候 決してよけいニ貪り候事ニテハ無之候へとも 河太へ巡鳥記

認遣し候例も有之候間 御承知可被下候 文談いろ

く入組申候 とくと御熟覽被下 件ニ御承知可被下候 此節風邪流行ニテ家内一同病人多く 其上下女ニ

いとま遣し 尤無人ニテこまり入申候 右ハ先便御答

并ニ紀州名所図会着之御案内旁如此御座候 恐惶謹言

九月十六日

瀧澤篁民

解(花押)

河内屋

茂兵衛様

人々

尚以 前文平妖傳端本の義ハ 船荷ニても岡荷ニても

右得御意候趣ニ御取斗 被遣可被下候 此外の注文ハ

急キ不申候間 船つみニてもよろしく御座候

○綾足西山物語壹式笈の処 宜敷古本御座候ハ、是

又奉願候也

本朝水滸傳二編写本の有無并ニ直段等 近便ニ御しら

せ可被下候 早ミ已上

一九 「天保三年」一〇月一八日

〔紙背・別筆〕

〔補注〕 十月廿八日着

辰十一月四日 丁平方届也

返書下し

一筆啓上致啓上候 追日赴寒冷候処 被成御揃 弥御
安全被成御起居奉賀候 蔽屋替事無之候 御休意可被
下候 然は十月五日出之御状 同十三日ニ東着いたし
忝拜聞致候 先便自是得御意候平妖傳端本代金壺朱ニ
は被成かたく候ニ付 五匁ニかひ入候様 并ニ十二楼
下直之本有之候ニ付 西山物語等丁平殿つミ合せニ被
成 船便り近々御つミ下し可被成候よし 致承知候
当夏御出府の節 御物かたり御座候 式朱の十種曲ハ
只今本無之ニ付 獐園とも御心かけ 本出次第可被遣
よし忝奉存候 急キ不申候間 下直ニて宜キ本出候節

被遣可被下候

一先比御たのミ申候 参考太平記 俠客傳著述ニ入用候
間 松坂友人にもたのミ遣し候処 彼地ニて本無之
松坂の大坂懇意の書林へ申遣し候処 代金壺両壺分式
朱 古本ニ御座候へハ 今少しのほり申候よし申来り
候旨 申越し候 是ハ素人うりの直段と存候 江戸ニ
ても壺両壺分式朱ニてハ 岡田やなどニて定直段ニ御
座候 春中ハ丁子や并ニ鶴や杯いたのミ置申候得とも
身にしミ不申候而 こまり申候 右参考太平記ハ 俠
客傳著述ニ見合せニいたし度候間 格別ニ御ほねをら
れ 古本ニて直段安の本御取出し 是亦船つミに被成
当暮迄ニ着いたし候様奉願候 是迄鶴や其外ニも著述
入用の書は 板元へ申遣しとりよせ候 所用すみ候へ
ハ返し候事も有之 そのまま留置候書も御座候得とも
さればとて参考太平記ハ 高料の品故やはりかひ入レ
可申候 そのかハリ直段等格別御はたらき可被下候
見候而用立可申哉 又さほにも無之哉 はかりかた
く候へ共 系図の中ニ見合せニいたし度事有之候間

早々かひ入申度御座候 此義御承知可被下候 俠客傳
 著述入用の書ハ 去年来よほとかひ入申候 その内南
 朝五日の書杯 うりものニ無之候故 松坂がかりよせ
 うつさせ申候 南朝巡狩録ハ松坂ニよき本御座候間
 かひ取申し候 かやうにもと入して 格別念入綴り候
 事ニ御座候 かやうの事 遠方の板元方御存なく 作
 者大ニふところをあけ候てほね折候 御遠察可被成候
 一 大学衍義 同衍義補 御地御仲ヶ間相場何ほとニ候哉
 御序ニ御しらせ可被下奉願候

一 俠客傳稿本 追々出来 四の巻迄出来 只今五の巻ニ
 取かゝり居申候 もはや末少しニいたし候間 当月中
 ニハ不残出来可致候 但画工柳川画埒明かね やう
 〳〵二の巻迄出来申候 丁平殿由断なくさいそくいた
 し候間 どうやら間ニ合せ候半と存候へとも 心なら
 ず候 筆工は三の巻迄出来 只今四の巻書居申候
 一 俠客傳 今少しはやく稿本出来し候つもりニ罷在候処
 八犬傳八輯下帙 九月上旬がほり出来 同二日が右校
 合ニせめられ それ故三十日もおくれ申候 然処八犬

傳以の外悪ほりニて 壹式巻の事のミならず 五八ノ
 上八ノ下 就中直し多く 去年の御地の俠客傳初編の
 通りニて その内八ノ下ハ 半丁ニ直し百四五拾ヶ有
 り かるキ処も七八十ヶ処有之 校合誠にあくみ申候
 九月二日が今日迄 今以右校合片付不申候 しかし今
 明日中ニハ 校合惣すみに成り可申候 此校合すみ申
 候へハ 俠客傳五之巻早速出来可申候 但画工のふや
 くそくニハほとんどこまり申候 何分暮うり出しの間
 ニ合候様 せき立候事ニ御座候 是又御遠察可被成候
 一 右八犬傳八輯下帙 ことの外の悪ほりニ付 俠客傳二
 輯も右同様之職人ニて ほりあしく 校合ニ五六十日
 ひま入候様ニてハ 十一月中ニ彫刻出来候ても とて
 も暮うり出しの間ニ合不申候間 丁平殿にきびしく申
 談候処 ほりちん壹枚ニ五分つゝのぼせ ほらせ可申
 候 左候へハ格別上ほりニ可致旨 職人一同申ニ付
 右之通り取極メ候へとも 手前の物ニも無之候 何と
 そ河茂殿に右之趣宜く御噂被下候様 丁平被申候 い
 か様少しのことをいとひ候て 暮うりの間ニ合不申候

てハ 又仕入ねかしに成候間 少しのほせ候ても間ニ
合候方却て便利ニ可有之ト挨拶いたし置候 丁平方も
此段御かけ合ニ及可申候 右之仕合ニ御座候間 此段
御承知可被成候 彫刻の直段ハ 作者の拘り候事ニは
無之候へとも 遠方の事故 証人ニ引れ候事ト存候
依之右之趣わさく得御意候 御一笑可被下候

一 作者いかやうにほねをり候ても 苦しからず候得とも
ほりあしく候て 校合ニ五六十日つゞくるしミ候事
しみ／＼とこまり入申候 合巻杯も 前々ほりあし
き板元多く候故 ほりあしき板元へハ けつしてかゝ
ぬときひしく申断候へハ 近来ハ一同ニ上ほりニいた
し校合ニひま入不申候 然処よみ本ハ とかく悪ほり
ニて その上本文つけかな二重ニ成り 長キもの故よ
けいの仕事 まこと／＼にこまり果候へとも されは
とてまんさらよめかね候を そのまゝにハいたし置か
たく いたしかゆしニてやむことを得ず くるしミ候
へとも 此上ほりあしく 度々校合ニひま入候へハ
無拠御断申候趣 丁平へきひしく申談し置候 左様御

承知可被下候

一 拙作十五六ヶ年已前迄ハ よミ本稿本 一行ニ廿六七
字つゞニて かな多く候に 只今ハ一行ニ三十六七字
四十二三字ニ成候処も多く 且真名多く候 これハだ
ん／＼しつめ候上故 かやうニくどくいたし まけて
見せねハ 見物歎び不申故也 然処彫刻直段 前々の
例を以ほらせ候へハ よくハ出来ぬ筈ニ御座候 左候
へハ 板木師をのミわろしとも申かたく候 御如才な
きことながら この段御勘考可被成候 尚色々得御意
度候へとも 何分短日ニてことの外多用ニ付 当用の
ミ如此御座候 乱書走筆よめかね候処も候ハ、よろ
しく御推覧可被下候 恐惶謹言

十月十八日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

入

二〇 [天保三年] 一〇月二日

〔紙背〕

〔別筆〕 〔補注〕

河茂様 追録要用 辰十一月四日幸便にて 瀧沢

一筆致啓上候 追日寒冷之節 弥御安全被成御起居奉
 賀候 然ハ先使用向御返事其外之事共 拙翰一封一昨
 日十九日丁子屋_ニ遣し 彼方_ガ幸便被相達候筈ニ御座
 候間 定而無滞御地着いたし 被成御覽候半と奉存候
 然処其節ことの外多用ニて 文中少ミ申おとし候事有
 之 後ニて思ひ出し候間 右可得御意 今便態与一_ニ通
 認 飛脚_ニ差出し候事ニ御座候
 一先便は水滸略傳おくもくろくひろめの引札 御地分彫
 刻御出来 校合被遣 早速一覽の処 ほり至極よろし
 く出来 一向ニ直し申処無之候間 そのまゝニて宜く
 御座候 水滸画傳当暮御出板のおく付ニ被成 其外何
 ニ限らず御蔵板新板ものゝ末ニ御附 御弘メ置可被成

候 はやく世ニしらせ置候得は 出板之節の捌け格別
 ニ御座候 よミ本杯も此度のおくもくろくのやうニ
 不残上ほりニ 出来いたし候へハ 校合ニくるしミ不
 申候得とも 丁数ものハ左様ニも成かね候事と奉存候
 一先便参考太平記之事 右ハ俠客傳ニも見合せの為ニ
 いたし候間 古本ニて下直の品 御はたらき御とり出し
 船荷ニ被成 当暮か来春正月中江戸着いたし候様 御
 頼得御意候間 御承知と奉存候 文化中当地柏屋半蔵
 方_ガ差越候 参考太平記ハ古本の宜キ本にて 代金壹
 兩式朱ト申事ニ候ひしか 其節ハいろ／＼かひ入候書
 多く候故 只入用の処のミ見候て返し候キ 今さら後
 悔いたし候事ニ御座候 古本ニても御吟味被成候て
 壹兩壹分位ニて 御とり出し可相成哉と存候 右之趣
 御ふくミ被成可被下候 是ハ俠客傳ニ入用ニ御座候間
 先便得御意候通 格別御ほね折られ 御利分なしニ被
 成被遣被下候様いたし度候 江戸板元ニ候へハ かれ
 是なしニ板元_ガとりよせ候事ニ御座候 板元様御遠方
 ト申 且右之本此節当地ニ拂底のよしニ付 作者のふ

ところをあけ候間 此段御賢察可被下候

右ふなつみの序ニ

冠字考 一丁

和訓葉 壹丁

これも江戸ニてかひ入候御地ハ下知(マ)と存候 是ハ俠客傳ニ入用の品ニは無之候得とも 御仲ヶ間へ被遣候直段ニて 下直之本御座候ハ、被遣可被下候 それとも江戸同様之直段ニ御座候ハ、はる／＼とりよせ候ニも不及候 下直ニ候ハ、奉願候

一 去年中歎御たのミ得御意候

古今類句ハ

いかゞニ御座候哉 此方さし直段位の本御座候ハ、是亦奉願候

一 十二楼下直之本御座候間 近々船つミ被成可被遣よし 忝承知致候 下直ト斗ニて直段しれかね候 何ほとニ候哉 後便ニ御しらせ可被下候 本はやく着いたし候

ハ、此度の惣勘定中ニ差加へ 御勘定いたし度候 一 俠客傳二集稿本出来次第 三集ニ取かゝりくれ候様

かねて丁子やも被頼候間 其心得ニて罷在候得とも

これを追／＼ほり立校合ニてとしをくらし可申候 来春ハ早々考取かゝり可申候 乍去朝夷巡島記七編已下株式 当地中村や幸藏 当秋中御地へ罷越 河太ニかけ合已来引請候ニ付 七編の著述被頼候 これも三四年來の催しニて 右引請候ハ、書きくれ候様被頼候間 板元かハリ其元引受被申候て つゞり遣し可申旨 やくそくいたし置候事故 今さらいなとも申かたく くり合せ來年ハ書あらハし可遣旨 やくそくいたし置候 左候へハよミ本数多く成候間 俠客傳 美少年録 両様共一ヶ年同時ニ出板いたし候様ニも出来かね可申 哉ト存候 なれとも俠客傳三集ハ無滞とりかゝり可申候 此次の処ハ決着いたしかね候 尚追／＼丁子やも被頼候間 追々相談之上 くり合せ出来次第 美少年もつゞり候心得ニ罷在候 乍去数多く成りこまり入候 行届かね候事と奉存候

一 本朝水滸傳後編の写本 早速御仲ヶ間御吟味被成候処 一向ニ無之よし致承知候 急キ不申候間 御心かけ

右之本うつしよろしきか出候ハ、御とり入レ可被下候 此度いせがかりよせ候同書外題を板行ニいたし有之候間 御地ニハ仕入之写本も御座候事と察し申候

江戸ニハ一向ニ見うけ不申候

一綾足作のさうしものかたり 西山物語の外ニ何とやら申もの むかし出板いたし候様ニ覚候 書名御存ニ候ハ、是又奉頼候 ねきもの故下直ニ可有之ト存候故奉

頼候外題ハ忘れ申候

一当夏中御はなしの上 御たのミの美少年録 俠客傳

評判記の事 江戸ニても一人愚作をよく見候仁有之

并ニ松坂琴魚兄其外へも申つかハし 評いたさせ候間

江戸のハ評し参候 松坂ハいまた不出来候 とり集め

次第よろしき評ヲえらみ その上文をつゝりかえ 犬

夷評判記のやうニいたし 来年夏までニ板下かゝせ差

上せ可申候 是ハ中本やうの物ニ候間 御地ニて御ほ

らせ可被成候 とても手を入レ不申候てハ よくハ成

り不申候 多分手のかゝり候へとも まんさら自分の

作を自分ニてハ評しかたく候間 まつ人ニにさせ候て

その上ニておもしろくつゝり立候事ニ御座候 御たのミの趣 打捨置不申 如此心かけ罷在候趣 御しらせ申候 いつれこれも来年稿本出来之節 尚又可得貴意候得共 かねて左様御心得可被下候 尚申もらし候事も有之候ハ、後便可得御意候 文談いろく候て用事入組申候 よろしく御熟覧の上 可然御取斗奉頼候 追く寒気ニ赴候 御地并ニ長崎迄も風邪流行のよし 当地ハくな風はやりやます候 悴杯六七十日風邪ニてヌケ不申候 家内打臥候程ニハ無之候へとも 病人多く其上此節無人ニてこまり入申候 御遠察可被下候

十月廿一日

瀧澤篁民

河内屋

茂兵衛様

人く

恐惶謹言

二一 〔天保三年〕一月二四日(寛)

覚

一金拾七兩ハ 俠客傳第一集五册潤筆

但拾五兩之處貳兩半 巡島記の通りニ請取候事

一金拾七兩ハ 同第二集五册潤筆

右同断

合セテ

金三拾四兩也

内

一 丑四月下旬

入金拾兩ハ 大坂や半藏殿持參請取

二 寅十二月廿七日

入金拾兩ハ 丁子や平兵衛殿持參請取

三 辰六月廿六日

入金拾兩ハ 請取

入金三拾兩三度ニ請取

二一 〔天保三年〕一月二四日

差引

金四兩残り

又此内

四 寅十二月廿八日着

入金壹兩ハ

小刻 水滸傳 二帙

五 辰二月四日着

入金壹兩貳朱ハ

三才發秘 壹帙

六 辰六月廿四日

入金壹分壹朱ハ

西廂記 一帙

同日

入金壹分壹朱ハ

琵琶記 一帙

金貳兩三分也

外ニ

注文本類

未着

〇一金三朱ハ

十二楼 覚世名言 一帙

未着

〇一五匁ハ

平妖傳 端本 六冊

未着

〇一金壹兩壹分

参考太平記 四拾一冊

六一

未着
○一金三分式朱ハ 古今類句

未着
○一毫勿五分 西山物語

此分メ

金貳兩壹分壹朱ト

六匁五分

元メ

金五兩壹朱ト

六匁五分

差引 右之本着候ヘハ

金壹兩壹朱ト

六匁五分

借りニ成候

但

○印五品代 貳兩壹分壹朱六匁五分のしろ物(紙継裏印瀧澤) いまた到

着いたし不申候ヘとも 此度之勘定ニ入置申候 右之

本着之節 尚又勘定相立可申候

一 俠客傳壹日五冊の潤筆 貳兩ましニて拾七兩と申事

寅年四月下旬 大坂や半蔵殿金子持參被渡候節 右之

趣申聞金子請取申候 然ル処其後半蔵殿大病ニ被成候

故通達行届候哉難斗候間 くハしく書しるし申候

今般中村や幸蔵殿ハ被頼候 巡島記七編潤筆も五冊分

矢張拾七兩ニ取極候 決して余分ニ申請候義ニハ無之

候間 左様御承知可被下候 已上

辰

十一月廿四日

河内や

茂兵衛様

丁子や

平兵衛様

覚

一金拾兩ハ 俠客傳 三集 五冊潤筆内金

右樋ニ受取申候 来春ハ早ニ取かり可申候 已上

辰

十一月廿三日夕

明神下

瀧澤瀧澤(印)

明神下

瀧澤瀧澤(印)

丁子や

平兵衛様

河内や

茂兵衛様

二二 〔天保三年〕十一月二〔五〕日

尚々 当冬ハ当地はやく雪ふり候て 久しく消不申

候 夫故申句ヲ俄ニ寒サつよく老人ハ大こまりニ候

御自愛專一ニ奉存候

一筆致啓上候 追日寒氣御座候処 御地御揃弥御清采

珍重奉存候 随而蔽屋無異ニ罷在候 御休意可被下候

然ハ十一月四日之御状 同十二日ニ相達忝致拜見候

注文本類丁子やニ頼合せの代ロ物出来かね候間 出来

次第早々船つミ可被成よし 御紙面の趣致承知候 定

て今比ハ御出し被下候敷と遠察罷在候 綾足頭陀物語

二二 〔天保三年〕十一月二〔五〕日

ハ所持いたし罷在候間 被遣候ニ不及候 其外の品之事ハ此末ニ書し申候間 此条ニハ文略いたし候

左様御承知可被下候

一 狭客傳二集五冊の稿本 五冊不残出来いたし候 筆工

も大かた出来候へとも 画工重信病氣のよしにて 何

分画出来不申候 扱々是ニハ困り入候 打臥候程の病

氣ニハ無之候へとも とかくふさぎ候て机にかゝるが

いやと申病氣ニ御座候 右画工にて差支 当暮うり出

しの間ニ合かね候ハ、御地ハ春うり出し不宜よしニ

付 来巳の暮迄もち出しニ可成候 左候へハ作者の勢

ひもぬけ候て 引つゝき三集の作いたし候ちからもお

ち候間 来夏秋の比が取かゝり可申候旨 丁平殿ニ申

聞候処 丁平殿承知不致 画工之義は何分ニもいたし

間ニ合せ可申候間 三集稿本引つゝき綴りくれ候様

達而被申候 うり出し暮の間ニさへあひ候て 来年一

ヶ年持越し不申候へハ 子細も無之事ニ候間 左候ハ

、ともかくも可致旨 及挨拶候 しかしなからは又

狭客傳ほり立 校合も参り可申候へハ 年内ハとても

外二

古本

一俗説弁 贅弁 傲弁 一式揃

代壺分朱位ニテ

同

一参考保元物語古本

同

一参考平治物語古本

代金七匁位つゝニテ

一先便御問合せ申候大学衍義 同衍義補 和訓栞 冠辭

考 同統貂 等之直段 御書付被下忝奉存候 大学衍

義補ハ久しくほしく御座候て 心かけ候へ共 何分高

料の品ニテ手まハリかね候 まづ大学衍義をかひ取置

其内くり廻し宜き節うり替候て 衍義補かひ入申度候

尤急ニ御つミ下しニ不及候 来春夏の内 御都合よろ

しき節 左之通り御つミ合せニ被成被遣可被下候

一大学衍義 二分四朱のよし

壺朱引ニテ

一冠字考 同統貂とも

二品代金壺分三朱ニテ

外二

古本

一俗説弁 贅弁 傲弁 一式揃

代壺分朱位ニテ

同

一参考保元物語古本

同

一参考平治物語古本

代金七匁位つゝニテ

右五品下直の本御心かけ 来夏比迄ニ御下し可被下候

是ハ俠客傳 美少年録 評判記の潤筆中ニテ御勘定い

たし度心かけニ御座候間 急キ不申候 大学衍義補

和訓栞 兩様ニテ金四兩位の本 御心かけ置可被下候

これハ先へより都合よろしき節 尚又注文可得御意候

間 夫迄御扣下直之本入次第 御しらせ可被下候 俗

説弁 保元平治の参考本ハ 十ヶ年斗已前迄所持いた

し罷在候処 飯田町近火の節紛失いたし 不自由ニ御

座候間 下直の本有之候ハ、 かひ取申度 此段御承

知可被下候

一あや足はいかい頭陀物語は 致所持罷在候間 被遣候

ニ不及候 をりく草も先年見候間 入用無之候 本

朝水滸傳の写本ハ 御心かけ可被下候 是も急キ不申

候 只今ハいせがかり候本 手前ニ御座候故也

一水滸傳略傳引札の事 先得御意候通り直しハ無之候

へとも 跡ニて心つき候 小口ニ文溪堂藏と有之候

是ハ筆工が八犬傳のわく紙へ書候故 小口ニ丁子や堂

号御座候を そのまゝニいたし置候ニ御座候 右之小

口の堂号ハ御けつりとらせ被成候とも 又ハ群玉と入

木被成候とも可被成候 御心得の為得御意候也

一俠客傳引書の事 先便あらまし得御意候へハ 御承知

と存候へとも 野老心かけの趣を御しらせ申候 俠客

傳とても作り物語ニ候へハ さまで引書ハなくても済

候半と思召へく候へとも 是迄南朝の末の事をつくり

候よみ本無之 依之此俠客傳ハ ほね組をしつかりと

して 後々迄も永く行れ候様ニと存候外無之候 いつ

れも珍書ニ御座候間 処々がかりよせうつしとり候

右引書

南朝巡狩録 十四卷

南狩録 三卷

南朝紀傳 三卷

南朝編年紀略 三卷

南朝紹運録 七冊

いせの卷 三卷

つくしの卷 三卷

異本花榮三代記 三卷

北畠系図 一卷

北畠記 一卷

桜木物語 七冊

いせの国大絵図

メ十一口 此度かり出し追まうつしとり申候 此外の引書ハ手前

ニ有之候

此外ニ

花營三代記（イマ）

紀州名所図会

いつミ名所図会 手前ニあり

河内名所図会

参考太平記

これは御世話ニて手ニ入申候 かれ是よほと元入ニ
御座候へ共 此度のみに限らず 後ニ迄も用立候事故
かようニ物入ニ不構ほね折候 外作者とハ一向ニ了簡
ちかひニ而 萬事かやうに心を用ひ候趣 御賢察可被
成候 恐惶謹言

十一月廿日

篁 民

河内屋

茂兵衛様

上文ニ奉頼候注文の品々 来年御積下し之節迄 か
ねて奉頼候繪園代金壹分壹朱位 十種曲式朱の品御
座候ハ、御失念なく一円ニ被遣被下候様奉頼候

(料紙。薄青色巻紙)

二三 〔天保四年〕正月一七日(追啓)

追啓

一 俠客傳二集すり本 丁子屋が旧冬廿六日出迄ニ不殘飛
脚問屋に出し差登せ候よし及承候 定て早春七八日比
迄ニハ御地に着いたし 早ニ御製本^二正月中ニ御うり出
しニ成候半と致遠察候 御うり出し後 御地之評判等
御しらせ可被下候 悴義^三旧冬を眼病ニて引籠罷在 右
ニ付早春も別て多用 且餘寒つよく御座候間 老人寒
氣ニいたみ 閏十一月已来旧冬ハ俠客傳校合ニてとし
をくらし 春もいまた著述ニとりかゝりかたく 甚せ
わしく消光致し罷在候 一日もはやくあたゝかにいた
し度祈申候 御遠察可被下候 已上

正月十七日

二四 〔天保四年〕四月九日

一筆啓上候 追日温暖赴夏気候処 弥御安全之由珍重
奉存候 拙方相替事無之候 御安慮可被下候 然ハ三
月廿一日御状 四月一日ニ着致拜見候 楠正行朝臣眞
迹 或人印行被致候よしニて 志枚おくり被下忝奉存
候 誠ニ珍書ニて別して忝く永く可致架蔵候 俠客傳
巻首ニ飄刻加入いたし 世ニ弘メ申度候 左候得は俠
客傳入用品ニ御座候間 尤用立欲ひ入候事ニ御座候
依之御礼申述候

一 俠客傳三集五冊 此節稿本不殘出来申候 筆工板下も
三巻め迄出来 只今四の巻板下かゝせ申候 此後美少
年録四編をつゝり候つもりニ候処 此度の俠客傳三集
ハ 五冊共姑尸姫の事のミにて 小六か不出候故 見
物のうけいかゝ可有之哉被存候間 其段丁子や^レ及相
談 第四集引つゝきつゝり立 当冬三集四集と出板の

二四 〔天保四年〕四月九日

つもりニとり極メ申候 俠客傳四集出来の上 美少年
録四集取かゝり候つもりニ御座候 依之御店之利運ニ
相成候 拙著頼尤諸方の事故 御店斗へ出精いたし候
ニも無之候へとも 当年ハ三集四集引つゝき出し不申
候てハ 右之わけ合ニて世評いかゝと存候間 無扨右
之趣ニくり合せ申候 乍然画工国貞二月下旬^ノ扇扇の
画并ニ役者にしき画こみ合居候よしニて 今以さし画
ハ一枚も出来不申候 さてくはり合なくこまり申候
委細ハ丁平殿^ノ御聞可被下候

一 俠客傳三集潤筆内金拾兩ハ 先達^ニ而丁子や^ノ請取申候
残り金七兩内 先達^ニ而之本代残り金壹兩壹朱ト六匁差
引 金五兩三分ト五匁分五厘 早^ニ御渡し可被下候
其上四集潤筆内金拾兩 是又請取申度候 先達^ニ而丁平
殿^ノ美少年録四集内金拾兩 請取置候得とも 美少年
録四集ハ 俠客傳四集を綴り終り候而 つゝり候間
右俠客傳四集潤筆トふりかえ申度候 尤丁平殿も俠客
傳三集彫刻立かへ多く候よしニ付 此段得御意候 丁
子屋御対面之節 御相談被成 夫迄丁子や^ノ金子不被

渡候ハ、飛脚便ヲ以早ニ御勘定可被下候 是亦委細
ハ丁平殿ノ御聞可被下候

一此度注文之本類 別番の通り丁子や殿ニ頼ミ遣し候注
文之本下直之品御座候ハ、船ツミ之節一緒ニ御下し
可被下候 尤急キ不申品は御心かけ追々御下し可被
下候 是又丁平殿ト宜御相談可被下候 右可得御意如
此御座候

一今般丁子屋平兵衛殿業用ニテ 御地ニ被罷越候ニ付

幸之義と存し 種々頼ミ遣し候 御面会之節 此方様
子もとくと御聞可被下候 愚老両三年来持病の腰痛ニ
て 歩行成かたく 近比は机ニかゝり居候ても 少し
つゝ腰いたミ難義いたし候へ共 著述ハ業用之事故
随分出精いたし候 俠客傳四集内金わたり次第 早々
四集稿本取かゝり 年内出板の間ニ合せ申度候 此段
御承知可被下候 恐々謹言

四月九日

瀧澤篁民

河内屋

茂兵衛様

尚々 丁子や殿へ頼遣し候注文之本 別番ニしるし申
候 御心得之上丁子や物語も御座候ハ、宜御相談
の上 別番之通り御取斗可被下候 已上

〔別紙〕

覚

一大学衍義

右ハ代金式分式朱のよし 去年御申越被成候 それガ

下直之本無之候ハ、式分式朱ニてかひ入申度候

一七修類稿

下直之本御座候ハ、ほしく御座候 本御座候ハ、右

之直段 飛脚便リニ早々御しらせ可被下候

一花押藪前編後編揃十三卷揃

古本ニて下直之本御座候ハ、ほしく御座候 本届候ハ

、船ツミ之節ツミ入可被下候 尤直段何ほと申事

御しらせ被下度奉願候

此三日ハ急キ申候

外ニ

一瑯琊代醉編

和本古本にて下直之品

一 無冤録モン

右同断

一 繪園

右ハ代金壹分式朱ト去年御申越被成候 夫々下直之

本無之候ハ、右之直段ニても

不急候

一 源氏物語湖月抄

これは急キ不申候 素人拂本杯にて下直之品御座候

ハ、御心かけ江戸相場を式わりも下直之品御座候

節 船つミニ被成可被下候

右四口ハ急キ不申候間 御心付下直之品 御はたら

き可被下候

又外ニ

一 冷山平（マヤ）燕 合本
連城壁

一 十二楼前編

一 三遂平妖伝四冊物之方
原本也

右唐本下直之品出候節 頼奉り候 冷山平燕ハ 松坂（マヤ）

が被頼候而 久しくたつね申候 これハ直段ニかゝハ

らす 本出候ハ、早々御しらせ可被下候

美少年録ニ入用之品

一 中国治乱記

大内義隆記

西国太平記

右三口ハ丁子や殿へ頼置候書ニ御座候 尤美少年録不

残出来終り候へハ 手前ニは入用も無之書故 丁子や

に返し候つもりニ御座候 入用之節斗かり受申度候

俠客傳ニ入用

一 いせ名所図会

これハ急キ申候 古本ニても下直之品御座候ハ、俠

客傳著述の内御かし可被下候

尤本御座候ハ、丁平殿へ御渡し可被下候

右之通り丁子や殿にたのミ遣し候 尤代金一度ニとり

候てハ ちとこまり申候間 右之段も御心得可被下候

卯月九日

已上
瀧澤

河内屋

茂兵衛様

尚々 去年の冬直段御申越被成候 冠字考 同統貂
和訓栞 三編揃もほしく候へとも 何分代料一度ニ
てハ 炭ミ候間 この分ハ来年の事ニ可致候 夫迄
下直之本御心かけ可被下候

二五 〔天保四年〕五月六日

〔紙背〕
四月廿八日早便御返事

瀧澤

尚々 丁子や^レ之御状 無人ニは御座候得とも 早
速御届申候 此段御承知可被下候

一
四月廿八日出早便御状今日昼後着 糸致拝見候 先以

薄暑之節 弥御揃御安全被成御起居珍重奉存候 随而
拙方相替事無御座候 御休意可被下候 然ハ四月九日^二
是^レ差出し候書状を以 俠客傳三集四集引つゝき出来
之趣 御案内申入候処 御承知被成厚く御申越し之趣
致承知候 右ニ付三集潤筆残り 金五兩三分ト五匁二
分五厘 外ニ四集潤筆内金拾兩被遣可被下候よしニて
今般金子式拾兩丁子や^レ御下し被成候よし 御紙上之
趣 忝承知致候 然ル^レ処三集殘金さし引勘定 右五兩
三分五匁二分五厘ハ 丁平殿^三出立前持參被致 慥ニ請
取申候間 丁平殿^レ此度被遣候金子ハ 同人方^レ引取
可被申候 尚又四集潤筆内金も 美少年録^四四集潤筆内
金拾兩 先比丁子や殿^レ請取置候処 俠客傳三集四集
引つゝき綴り上候間 美少年録ハ其次ニ相成候 左候
へハ 右美少年録四集内金をふり替候ても不苦候間
當時差急キ請取候ニも不及ト存候得とも 何分丁平殿^五
旅行留守之事ニ付 丁子や留守居和介殿^レ金子着候節
右拾兩被差越候ハ、預り置候て 丁平殿^レ歸府之節及相
談いつれとも可致候条 此段御承知可被下候

一 俠客傳三集ハ 四月上旬不殘書をハリ 筆工も五の卷

迄不殘出来申候 然ル処画工国貞も今以さし画巻丁も

出来参り不申候故 先により差支ニ可相成哉と 甚心

配いたし罷在候得とも 何分丁平殿旅行ニ付 画工之

様子わかりかね候 丁子やは画工へさいそく無由断

いたし候様 折く申遣し候事ニ御座候

一 老拙四月中旬少ものあたりいたし 今以全快不致候

間 いたまた俠客傳四集ニは取かゝり不申候 その已前

つるや泉市へ合巻多さうし廿丁ツ、つゝり立遣し可申

かたくやくそくいたし置候処 右不快故それも今に出

来不申 追々暑氣へ赴候間 一日もはやく取かゝり申

度 心のミいらち候へとも いたまた机にかゝり候氣力

無之候 此節しらかゆのミ少し被下候 乍然はじめ兩

三日打臥候のミにて 始終ふせりはいたし不申候得と

も 氣分引立不申 甚こまり申候 乍然此一兩日ハよ

ほとよろしく御座候 此分ニ候ハ、 追々全快可致候

間 御安意可被下候

一 丁平殿いたまた御地は着無之よし 致承知候 名古やニ

用事有之 それがいせ参宮等被致候故 御地には五月

節句前後ならてハ 着被致ましきよし かねて被申候

キ 大かた此節ハ 着被致候半と存候 御地着被致候

ハ、 宜く御傳可被下候 丁平殿御家内いづれも御か

はりなき様子ニ及承候間 此段も御つたへ可被下候

一 先便注文之本御面倒御たのミ申候処 承知のよし致承

知候 右之外ニ

一 華嚴經

直段何ほといたし候哉 あまり高直之品ニ無之候ハ、

船つみの節御たのミ申度候

一 永亨記 写本也

これハ俠客傳ニ入用ニ御座候 江戸にてかり出し可申

友人方尋候処 手ニ入かね候 うつしよろしき写本御

座候ハ、 買取申度候 宜キ本御座候ハ、 是ハ丁平

殿歸府の節 御渡し可被下候 少しのもの故 荷物之

内へ入持参被致候へハ 弥都合よろしく御座候

右無御失念奉願候 先ハ右御返事迄早々如此御座候

恐惶謹言

五月六日

瀧澤篁民

河内や

茂兵衛様

御返事

二六 〔天保四年〕五月一日

一筆致啓上候 追日赴薄暑候処 御地御揃弥御安全被
 成御消光珍重奉存候 随而拙方相替義無之候 御休意
 可被下候 然は先便早状御返事得御意候節 奇心丸御
 注文之御返事致候処 右ハ間違ニて御地河内や太介殿
 方申来り候事ニ御座候 其節老拙不快ニて罷在候故
 右書状名前見ちかへ甚籠忽之御返事いたし氣之毒ニ奉
 存候 依之右葉ハ今便河内や太介殿に差出し候間 此
 段御承知可被下候 此間違御心得なく候故 不審ニ思
 召候半と萬ミ致遠察候 依之わざ／＼如此御座候
 一俠客伝三集さし画 本所国貞子方方今一枚も出来不

参候間 甚心配いたし候 尤丁子や方も度々無由断致
 催促候得とも いつもおなし口上ニて出来かね 甚こ
 まり入候よしニ御座候 一体かの仁何か氣に障り候ハ
 一年も二年も引すり候事 折々有之候故 此度も
 左様之事ニハ無之哉と存候事ニ御座候 平兵衛殿在宿
 ニ候ハ、又相談も致し方可有之候得とも 何分ニも
 旅行中の事ニて致し方なく候 もし丁平殿帰府之比迄
 も右さし画出来不申存ハ、相談いたしとり戻し 外
 画工ニかゝせ候様ニも可致候 此段丁平殿着被致候ハ
 、御咄し被成可被下候 老拙不快追々快方ニ候へと
 も 久しく時候不揃ニて五月七日方打つき甚冷氣ニ
 御座候故 氣分引立かねこまり申候 乍去食事等ハ追
 ム平生体ニ成候間 御安意可被下候 右可得御意 態
 と如此御座候 恐惶謹言
 五月十一日
 河内や
 茂兵衛様
 篁民
 尚々 丁平殿着被致候ハ、宜く御傳可被下候 御同

人留守宅相替候事無之 いづれも安全之様子ニ御座候
已上

二七 〔天保五年〕正月二日（別翰）

尚々 走筆乱書よめかね候処も可有之候 用事文談
入組候間 失礼なからとくと御熟覧の上 御心得ち
かひ無之様いたし度奉存候

別翰致啓上候 餘寒強御座候処 弥御揃御安全可被成
御超歲 重畳目出度奉存候 然は旧冬は俠客傳四集う
り出し延引之義ニ付 愚意申述候処 早速御返事被遣
且御趣意之趣 丁子屋平兵衛殿も同様 段々被申聞候
趣致承知候 尤上方筋は正月二日迄ニうり出しニ不相
替候てハ 捌方七八日も減し候よし 御商ひの都合
第一の事ニ候得は 今さら彼是可申様も無之 いづれ
とも思召次第ニ御取斗被成候様奉存候 尤五集は先ツ
八犬傳九輯十冊稿し畢り候而 亦取かゝり可申候 且

二七 〔天保五年〕正月二日

水滸後画傳も名古屋ニて水滸後傳通結いたし 出板之
もくろミ有之よしニ付 丁子やハ何分はやく初編出し
度よし被申入 左候へハ俠客傳五集はいよゝおそな
ハリ可申入 いづれ來春四集御うり出し後 引つゞき
五集稿本ニ取かゝり候様いたし度心かけ申候 此段御
承知可被下候 老拙追々老邁に及び 且悴年中病身ニ
て 家事も手前一人ニて世話いたし候事故 萬事行届
かね候 此段御遠察可被下候

一乍序申試候 去年中注文の書物類 書付を以幸便ニ御
つみ下し被下候様 御たのミ申入 尚又丁平殿御地ニ
被參候節 くハしくたのミ遣し候処 其節の御状ニ丁
平殿へ御談し置被成候よし 御申越し被成候へとも
丁平殿被帰候てハ 今以その義何とも不被申候 尤注
文之本一口も不被遣候 是は先達而申談候書籍直段之
義ニ付 愚意申述候ニ付 思召ニ障り候て不被遣候事
と察し申候 左候ハ、ケ様ミのわけ合故 注文之本
ハ下さぬと一筆被仰越候へハ 其心得ニ罷在候へとも
御承知之趣故 被遣候事と心得罷在候 既に去年中も

七三

大学衍義外の本有之よし申来候間 かひ入可申哉とも
存候へとも 又御店が被遣候へハ 二重ニ成候故 そ
の本かひとり不申候て 後悔いたし候 老拙が御頼申
候本類ハ 不被遣候思召ニ候ハ、 已来其心得ニ可罷
在候間 弥左様ニ候ハ、 此返事ニ御断之趣 可被仰
越候 左様之義ニも無之候ハ、

一 大学衍義外ニ諸国名義考 壹頁

右大学衍義ハ 先達而代金式分式朱ト被仰越候 右之
書壹頁外ニ

一 和蘭新譯地球全圖

右両様当年船つミ幸便ニ被遣候様いたし度候 それと
も前文之趣ニ候ハ、 強て御頼申候わけニハ無之候
当地書林ニてたつね候て もし有合せ不申候とも 御
地外之書林へ申遣し候ても 用事ハ弁し可申候得とも
たとへ御利分無之候とも 聊之品御たのミ申候ても取
引不被成候思召ニ候ハ、 一向之他人ニハ劣り候事ニ
候へハ 俠客傳水滸後画傳共 ほねを折候はり合も無
之事ニ御座候 尤あたり前の潤筆御出し被成候上は

仔細も無之事ニ候へとも 此方とても校合其外ともニ
定めの外之ほね折候上は かはりの御世話被成候とて
も さのミ御用心ニもあるましき哉と存候 俠客傳ニ
入用之写本 その外去年かひ入候本代 此節勘定いた
し見候へハ 七両式分位費し候 外之作者ニかくのこ
とく 先手を入候て骨を折候もの有之候哉 とくト御
勘考可被成候 畢竟は末永くうれ候て 板元方の株板
ニいたし度存候外無之処 乍失礼気まつき被成候様ニ
てハ さりとハく存候様ニも無之 ほね折かひも無
之様ニ被存候間 心事覆蔵なく得御意候 あしからず
御勘弁の上 いつれとも思召之趣 御返事ニ可被仰聞
候 御断ニ候ハ、 本類注文已来決して御頼ミ申し
く候 此義去年中が今以わわかりかね候間 無摺申試候
右可得貴意如此御座候 恐惶謹言

正月十二日

瀧澤篁民

河内屋

茂兵衛様

二八 〔天保五年〕二月一八日

尚々 是を差出し申候紙包ハ 飛脚問屋へ遣し 書
状は傳馬町御店へ出し候様被仰越候得共 此節御店
へもたせ遣し候も 無心候様ニ存候間 此状則飛脚
へ出し申候 内一封乍御煩勞 桂窓子へ御届被下候
様 奉希候 ○貴宅を小津氏迄凡幾町許御座候哉
心得度存候 御序之節御示教可被成下候

一筆啓上仕候 追日赴春暖候処 弥被為揃御清茶可被
成御起居 奉賀候 随而蔽屋無異消光仕候 御休意可
被成下候 然は正月廿一日 年始御状并御添翰共々
封 二月二日ニ相届 忝拜見仕候 不相替御試筆 玉
吟それく甘吟仕候 心の花 当年も亦めてたく覚候
唐山俗語中に ものよろこほしきを 心花方開了など
あるより 最初へ思ひつかれ候哉と 猜し申候 か々

二八 〔天保五年〕二月一八日

ミ餅なほさらと感吟 しかしなから なほ老と稱し給
ふ程にはあらしものをと奉存候 是を正月六日ニ大傳
馬横町御店迄差出し之拙翰 十六日ニ着被成御覧候よ
し承知仕候 是等之再御答は末文ニ具に可得貴意候
一御とし玉として 唐山稗説人中画といふ書一帙 御投
惠被下候よし 御状中ニ被仰越 右は別ニ紙包ニ被成
同時ニ御差出候趣 承知仕 先欲しくいかならん物敷
と心まちいたし罷在候処 右小帛包ハ 翌三日昼後は
亦傳馬町御店を 被相達 忝落手仕候 扨当夜を緋閣
仕候処 一冊つゝのキレくの物語ニは候へとも こ
との外おもしろき物にて 手不停披凡二夜許ニ拜見い
たしをハリ候 一々三迄の物語は 合巻物のたねに可
成候得は 去年の御とし玉春柳鶯より猶一しほ用立可
申候 何寄之恩賜と千万く忝不知所謝感戴仕候 幾
久しく藏弄可仕候 扱つらくと右の書となりを猜し
候処 元来ハ廿四卷許有之候物敷 その板足らすなり
しより 唐山の書賈 その内ニテ四冊拔出し 人中画
と新に命し とひらと目録と式丁のミ彫立候て 四冊

一帙ニ拵へ候て 売候物と猜し申候 そのあかしは
 毎卷書名ハなくて 題目の下に 丑下 未上 酉上
 戌下ト有之 是則十二支ニ配当して その十二支ニ上
 下あれハ 合して全日廿四卷の物にてありけんと存候
 左候へハ 拍案驚奇 今古奇観の類の物にて可有之候
 前の三冊の物かたりハ 此度初て見候様にて 珍らし
 く覺候へ共 第四冊め

女秀才移花接木

この前後の二話は今古奇観第三十四回ニ出候通りにて
 一字も異同無之候 おもふに 拍案驚奇ニある物語の
 又 今古奇観ニも入候ことく 是も亦そのたくひの大
 部ものなるへし 只四冊(破損) 舊名ハ何といひし
 やむつかしく存候 恩賜の珍書を如此論し候は 尤失
 敬ニ候へとも かくまてに見候を告奉らざるも 遺憾
 ニ可有之候へハ 介意なく愚衷を申試候 いかゞ御覧
 被成候哉 後便に御示教可被成下候 人中画といふ書
 名は 書賈の私に命し候物にて御座候事 推量にたか
 ふましく候 いかゞ 右御礼中ノ寸楮にて尽しかた

く存候 半ニも至らず候 可然御猜覧 御一笑可被成
 下候

一 正月六日夕七時比 傳馬町御店へ差出し候 俠客傳式
 口其外共紙包巻封 右ハ仔細有之御店ハ八日ニ飛脚や
 へ御出し被成候ニ付 廿日ニ御状御認候節迄御地ニ不
 届候よし 同時に此方ハ飛脚へ差出し候 桂窓子分の
 一包は 正月十五日ニ御地ニ着のよし 被仰越 扱ミ
 意外之仕合 是非もなき事ニ御座候 六日ニ夕七時比
 飛脚問屋嶋屋并ニ御店へもたせ遣し候節 御店へハ急
 キ候品ニ付 今晚御出し被下候様申遣し候へ共 大か
 年始状杯御認候故 当日の間ニ不合 八日ニ成候事
 と存候 正月六日ハ初並便出日ニ候間 例ハ早く届候
 事かねて存居候故 大かた十五六日比ニハ 御地ニ着
 可仕と存候処 思ひきや 八日ニ被出候半とは くれ
 ぐも遺憾此事ニ御(破損)付 已来ハ桂窓子と一包ニ
 いたし 飛脚やニ出し候様被仰越 承知仕候 已来ハ
 左様ニいたし候方 大ニ勝手宜く たとへ一包ニいた
 し不申候て 貴家并ニ桂窓子分別ニ包わけ候ても 一

処ニ飛脚やへもたせ遣し候方 便利ニ 大傳馬 (破損)

町与瀬戸物町ハ才ニ三四町の 右ニ遣 (破損)

し候 立の事 (破損) 使人足ちんも飛脚やのミ遣し候

が余斗ニ候へハ その方便利ニ御座候 くれくも已
来ハ一緒ニ飛脚やに出し可申候

○右俠客傳三集 大坂ハ正月二日ニうり出し候よし

河茂が申来候 御地には一本十一日ニ大坂が 御地書
賈に参り候よし 一日ニ付かし本ニいたし候を 桂窓

子御覽の処 此方を出し候分 又桂窓子へハ 十五日
ニ着いたし 未被成御覽 貴家に之一包ハ 廿日迄も

着いたさ、りし事 尤不都合いふはかりなく候 乍併
廿二三日比迄ニは着いたし被成御覽候半と奉存候 式

輯貴評も被成かけ候へとも 御多務ニて未御果し不被
成候よし いかて二集三集とも 当年は貴評拜見いた

し度奉存候 当所黙老子も只感心のよしハ 早春申来
候得とも 是も初春ハ多務のよしニて いまた評は見

せられず候 桂窓子ども一わたり御覽のよしのミ被申
越候故 なほあかぬ心地せられ候内 当地舞馬の難有

之 一同大変ニ及び候間 忽地失春色候て 大殺風景

申限りなく候 御遠察可被成下候

一 俠客傳三集代金 式部分式百疋 右御状中に御封入

早速被遣 樋ニ落手仕候 此度ハ端銀も可有之哉の趣
得貴意候得とも 矢張前々の直段の通りニうり出し候

よしニ付 端銀ニ不及候 右金式分ニて御勘定相濟申
候 此段御承知可被下候 同書未着よしの処速ニ被遣

之 御心配感佩仕候

一 右俠客傳三集かねて得貴意候ことく 江戸ニてハ丁
子や正月五日ニうり出し候 時節から故 とも の (汚損)

節売れましく存 殊ニ現金売りにいたし候事故 百口
許製本いたしうり出し候処 存之外多く出候故 製本

間ニ合不申 板すり并に仕立職人三日の間 不睡ニて
仕立させ候ニ付 おのく眼を腫らし候程の事のよし

先つ式百五十部許売出し候 あと五十口有之 三百部
ハ正月中ニうり終り可申候条 正月中旬丁平年礼ニ罷

越候節の話ニ御座候 外書林杯 此節左様ニ売候事
外ニ類なしとて 肝を潰し申候 是併泰平の餘沢と忝

く覚候 御歎ひ可被下候

一江戸名所図会出板の事 旧臘得貴意候処 是迄御聞及

も無之候よし 右之書

御家内勢へ御見せ被成度 思召候ニ付 一口かひ取

飛脚へ出し候様被仰越 右代金として 金壹両貳分

傳馬町御店を請取可申旨被仰越 御手形一通被遣之

御書面之趣 承知仕候 早速板元須原屋茂兵衛方へ聞

ニ遣し候処 かねてハ時節から 故本多く出ましく存

仲ヶ間入銀売りニいたし候つもり 右入銀高ほとすり

込 製本いたし うり出し候処 存候を評判よろしく

多く売れ候故 只今本出来合無之 来月ならてハ間ニ

合かね候よし 申来候 依之大かた丁子やニは本有之

候半と存 又丁子やに申遣し候へハ 丁子屋ニハ有之

候 丁子や申候ハ 此度うり出し候ハ十冊半分にて

全口は式拾冊のよし 前集十冊にて立直銀(勘型)の

よし かし本やには皆右の直段(汚題)にて遣し候得とも

拙家ハ格別之事故 五拾匁にて上ヶ可申旨申候ニ付

然は現金拂ニ可致間 なるたけはたらき候様 及掛合

候得とも 五拾匁の外引ヶ不申候よしにて 右巻口七

日の屋前ニ差越し候間 請取申候 然ル処御聞及ひも

候半 七日の屋後八時過 拙宅を程遠からぬ 神田佐

久間町を出入 折から西北大風烈にて 忽地神田町を

飛越し 下町一面 佃嶋迄類焼 丁子やも忽灰燼に成

候 凡横幅十二三町 堅一里許の大火ニ成候 大傳馬

町御店も同断御類焼 尤御見せ蔵ハ残り候様子ニ候へ

とも 御勝手向ハのかるゝ事なく 書買ハ丁子や 鶴

屋 西村や 森や 山口や等 懇意之諸板元 皆類焼

武家の親類も はま丁にて一二軒焼亡 八日ハ火事見

舞おくり物等にて 丑としのこたく 大元紛ニ御座候

キ 正月廿七日ニ雨ふり候のミにて 一向ニ雨無之

且大風烈故 如此災出来 衆人困苦限りなく候処 同

九日暮時呉服橋外檜物丁を失火 本日ハ南風烈にて

日本橋西河岸迄焼亡 江戸名所図会板元須原やも類焼

いたし候也 其翌十日も又午牌少し前 丸の内大名

小路 松平伯州候西丸御老中屋敷長局を失火 本日も西北

大風烈にて 鍛冶橋内 数奇屋橋内 諸大名衆多く類

焼 南町奉行所も同断 鍛冶橋 数奇屋橋両御門御焼失
かはし御門は 御橋も御焼失 その火忽西御門外町
家へうつり 京橋辺一面 南ハ芝口三丁目東木戸際迄
東南ハ築地本願寺をはしめ 向築地濱際迄 以て外の
大火ニて 怪我人も多く有之候よし 定て御聞被成候
半と存候故 具ニは注し不申候 然ル処 十一日午牌
小石川水戸様梅の御殿が失火 本日も西北風烈ニて
水戸様御やしき多く焼失のよしなれとも 御大家故外
へハ焼出不申候 峯姫様 御本丸へ御立退被成候
飯田町ハ少し風わきに候へとも 最初ハ火の粉飛来候
よしニて 舊宅杯大きわきいたし候処 同時に小川町き
し橋通り 大納言様御小納戸 間宮総左衛門殿やしき
又失火有之 その辺の御旗本衆廿軒許類焼いたし候へ
とも 夕七時比が風ナキ候故 大火に至らず候 同十
三日も 西北大風烈ニ候処 夕七時過 駒込追分そは
やが失火いたし候へとも 幸ひに風ナキ候故 大火に
至らずなれとも その辺よほと類焼いたし候よし也
同十六日昼前 拙家近所石川侯が失火 少々風立候へ

とも 拙家ハ風脇ニ候 乍然さしわたし三四町ニ候間
以て外さわき候内 人々十人斗かけつけくれ候 とか
くする内ニ火鎮り候 此外江戸中日々あやし火の訴
七八ヶ所つゝ有之候よし 人心穩ならず 必用の物ハ
からけおき スハトいはゝ各持出し候用心の外無之候
これらの趣ハ 桂窓子へもくハしく御傳達被成可被
下候 両通ハしたゝめかたく候故 奉希候 尤あら
ましハ別紙へ申遣し候也
右之仕合ニ付 江戸名所図会は 当月七日大火少し前
ニ買取置候得とも 傳馬町御店も御類焼の御事故 金
子請取ニも遣しかたく 先ツそのまゝ預り置候 尤此
節近所もあやし火度々有之よしニ付 一日もはやく
右之書飛脚へ出し度存候へとも 年来手前へ飛脚かよ
ひ帳差越し候 瀬戸物町嶋やハさら也 京屋も類焼い
たし いまたかり普請も不致出来候よしニ付 差遣し
かたく 如此延引ニ及び申候 尤右江戸名所図会御世
話賃ニ一覽いたし候義 勝手次第たるへき旨 被仰越
忝奉存候 乍然 七日已来中々読書もいたしかたく

候間 不及熟覽候 落丁等は忤に申付 見させ候処
 落丁は無之候へとも 忤の巻ニさし画の処 入ちかひ
 有之候 直させ申度候得とも 右板元須原やハさら也
 丁子やも類焼 諸職人も同様之仕合故 当分左様之事
 もいたしかたく候 そのまゝにて上可申候間 その御
 方にてとちを御はなし ちよと御直し被成候様 奉存
 候 よほどの炭ニ候間 あて板をよく入レ不申候ハね
 ハ 道中ニてもめ可申存候へとも あて板ニ可致物手
 前ニ無之候 無扨前町のさし物屋へ申付候処 此節板
 以之外高直のよしにて 忤枚のあて板代七分にて出来
 申候 ことの外高料ニ候へとも 此節松板杉板とも
 金壹両ニ拾八枚のよし 官府へ書上ケハ 六十二枚
 相場ニ候へとも 一向ニ物切レのよしにて 相対にて
 十八枚ニうり候へとも 売上ケ書付ハ出し不申よしニ
 御座候 準之わつかのあて板も右之通り高料ニ御座候
 是にて諸事御遠察可被成候 明和九年の大火の節 金
 壹両ニ松板六十枚ニうり候を 以之外の高料と聞傳候
 処 十八枚とハあまりの事歟 類焼の人ニ板かこひも
 容易ならず 迷惑さこそと嘆息の外無之候
 一かねて御頼の平山冷燕 やう／＼たつね出し 辛くし
 て手ニ入候得とも 思ひの外高直ニ御座候間 思召ニ
 叶可申候哉 難斗奉存候 右ハ正月元下旬野生名代とし
 て 忤を芝神明前泉市へ年礼ニ遣し候節 忤ニ申付岡
 田やをはしめ 通り町辺書肆を軒別ニたつねさせ候処
 通新石町須原屋源介方ニ 平山冷燕忤有之 忤の巻
 ニ錐穴程の虫入少しあるのミ 古渡りの書と見受 帙
 も唐製ニは無之 あとにて拵候物と見へ候なれとも
 帯切レ等ハ無之候 直段承り候処 金式分壹朱と申候
 忤存候ハ わつかに四冊の唐本あまりニ高直ニ候へと
 も 金壹分式朱ヲ壹分三朱迄ニねきり申候処 一向ま
 け不申 先方にて申候は この書手前の物ニは無之
 出入の御やしきを売りくれ候様頼まれ 此外云云の書
 四五口預り置候とて 出して見せ候か さしたるもの
 ニも無之候よし 平山冷燕ハ一向ニ無之候間 仲ヶ間
 へ遣し候ても 壹分式三朱ニは通用いたし候 是ハ預
 り物故 一向引ケ不申候ト甚氣つよく申候ニ付 しハ

らく休息いたし 外のはなしニいたし 右うりぬしを
聞候処 そのぬしハ 忝不存候へ共 忝師匠の御子息
懇意の官医方衆 まづそのまゝにいたし罷帰り候よし
帰宅後申候 依之古キ日記をくり見候処 野生右之書
をかひ入レ候ハ 文化三寅年正月の事にて 銀拾八匁
ニかひ入申候 其後文化の末ニ唐書をかひ入候節 金
壹分の下本ニ遣し候事迄見出し申候 左候へハ 一倍
餘の高料ニ成り候也 たとへ三都に弘底の唐本也とも
あまり高料ニ候間 いかゞ可致哉と二の足をふミ候処
忝申候は 師の御子息へ申入レ 元へかゝり候てかひ
取候ハ、少し下直ニ手ニ入可申哉之よし 申ニ付
忝を遣し候て 云云申込候処 先方歴々の事故 しひ
ても直きりかたく 遠方ヲ被頼候而遣し候間 脚ちん
等もかゝり候事故 云云と申入候ハ 仲人取斗ひのよ
し 金貳百疋の内 壹匁五分引ニて廿八匁五分ニてか
ひとり候つもりニ決着いたし 本ぬしの分ン壹分三朱
その餘ハ源介の利分ニ遣し候趣 被申候よしニ御座候
かくのことくほねを折候へとも 文化のはしめ野生か

ひ入候節ヲ 拾匁五分高直ニ御座候 尤金壹分貳朱ニ
候ハ、いつニても源介方へ引取可申旨申候よし被申
候 思召難斗候へとも ケ様之任合故 此段得貴意候
上ニて 御返事承り候て かひ入候なといふ ゆるや
かなる事ニあらず その節かひそこなひ候へハ 又い
つ手ニ入可申哉 難斗候間 右之通りニ取斗ひ申候
依之江戸名所図会と一封ニいたし 近日の内飛脚へ出
し可申候 それとも右之書上方がもはや御かひ入被成
候歟 或ハ高料ニて思召ニ不叶候ハ、御介意なく御
かへし可被成候 六匁引ニて沽却いたし候とも 或ハ
野生方へとり置候とも 可致候 連城壁も 忝他行の
折く心かけたつね候ハ、手ニ入ル事も可有之哉の
よし申候 右御案内迄ニ具ニ表進仕候

三
覚

一銀五拾匁 江戸名所図会 前編十冊

後編十冊ハ来春出版のよしニ御座候

一廿八匁五分 平山燕燕 一帙

一七分 右包あて板代

×七拾九匁式分

あて板代ハわつかの品 拙方^もさし出し候ても 不苦
候得とも 有合せ無之 新に申付さし物や^もかひ入候
義 前文ニ申上候間 此内へ加へ申候

先便被遣候御手形 いまた金子ハ請取不申候得とも

先へより御手形通り請取候得は 金壺両式分の内 さ

し引銀拾匁八分残り申候 御勘定御面倒と奉存候間

右拾匁八分の内ニて 紙包並便の脚賃 江戸拂ニ可致

候 それニても尚少ミ残り可申候 その残り候分ハ

傳馬町御店へ返上可致哉 後便ニ御示教被成候様奉存

候 右江戸名所図会 かねてハ金壺両式分のよし 外

書買^も及承候間 其段得貴意候処 此度うり出し候ハ

全卅廿冊の内十冊ニて 直段もちかひ候 立直五拾三

匁の内 三匁下直と申迄ニ御座候 此段御承知可被下

候

一^三江戸名所図会 此節よみ見候いとま無之候間 只絵か

らとあちこちめつらかに寛候江戸近郊の条など 三四
ヶ条よみ候処 作者三代四十年の著述ニハにけなく

穿鑿疎鹵の事多く 奇説ハ見えす候 まつは諸名所図

会同様之俗書ニ御座候 この俗書故多く売れ候事と被

存候 丁子やニて斗 五六十匁うり候よし 正月下旬

作者齋藤市左衛門方ニて あたりふる舞いたし候よし

風聞御座候 畢竟貴地の御婦人方杯 江戸を御覧被成

かたきにハ 此上もなく御慰ミニなり候半と奉存候

江戸に生れ候ものゝ目より見候へハ めつらしけなく

候 何事も遠きか花のなかめに御座候 江戸とハいへ

と 武州一国の事を あらまし録し候間 江戸の事^も

却近郊の事ニハ 是迄聞しらぬ 河崎の新田大明神

巨新左衛門早勝の墓杯 かやうのるいも 往々見へ候

熟読いたし候ハ、亘き事も可有之候へとも 何分ざる

いとまなく 且此節心中穩ならず候間 残念ながら熟

読不致候 御覽後御高評承り度奉存候 来春後十冊出

候節 尚又御求被成候ハ、可被仰越候 早速かひと

り候て上ヶ可申候 かねてハあと十冊ハ 当秋うり出

し候と申候ひしか 大火にて来春ニ成り可申候

一旧臘^三 本朝医談の事 申試候処 いまた不被成御覧候

よし 拙方^二かひ入候節 外ニ^一壱^二口^一かひ取上候様 被

仰越致承知候 旧冬 右作者と懇意之官医方迄たのミ

遣し候処 此節製本無之 外^二も注文有之候間 出来

次第差越し可被申旨 申来り候 右製本出来候て 指

越候へ、其節貴家様分もかひ取候而 上ケ候様可仕

候

一奇魂といふ書の事 被仰越 はしめて承知仕候 一口

かひ取 一覽可致存候処 大火にて右名前の書^二買^一大

かた類焼不都合ニ成り申候 先へ至り吟味いたし か

ひとり候て 見可申存罷在候

一拙編金瓶梅三集 被成御覧候よし 御略評被仰越忝承

知仕候 俠客傳三集も 御高覧被成候へ、御略評也

ともはやく承り度心地せられ候

一八犬傳九集 正月中は悴^二口痛病臥^一 来客等にて 稿し

不申候 二月初^二やうく^一とりかゝり わつかに三四

丁稿し候処 七日の大火後 萬事画餅ニ成候故 勢ひ

折け一筆も出来不申候 いつれ人氣穩ニ成り候ハねハ

筆もすゝミかね候故 出来ハいつ比とも思ひ定めかた

く御座候 何事も無異の世の中ならてハ 著述ハ出来

かね候ものニ御座候 且九輯の開手毛野か復讐の条ニ

て かねても申候ことく 鬪戦ハ尤書とりかたき作者

難義の場にて さらても筆洩り候処 心中轉倒いたし

候へハ 弥出来不申候 御遠察可被成下候

一 大傳馬町御店 度^二の御類焼にて 御心配奉察候 桂

窓子小あミ丁の御店 御同様にて 氣之毒千万ニ奉存候

正月下旬^二米賣追^一ニ引下ケ 小売ハ百文ニ七合ニ

成候処 又大火にて追^二に高直ニ成り 職人わきて

困窮のよし むかしハ大江戸の大火事 三十四年ニ一

度の様ニ存候処 六ヶ年めにて 且荒曠の時分 如此

三日引つゝき大火 前未聞の様ニ存候 其御地ニても

当分ハ只此大火の御噂のミと察し申候 何分おかしか

らぬ事ニ御座候

一 江戸作者部類 式冊稿本 是ハ極秘書ニ候得とも 知

音の方ハ格別之事故 早春黙老へかし置候 野生稿本

ハ あまり細字ニて且はりけし書直し候処も多く有之
久しく蔵弄ニ成りかたく候間 今少し大字ニいたし

黙老自筆に写させ その本を以筆工ニ書せ候節ニ相談
いたし度候 同人がかへり次第 御めにかけて可申候

もし桂窓子と被仰合 御写させニ被成候思召ニ候ハ、
野生稿本ハ 細字ニてうつしかたく可有之候 黙老子

写し候本を以 当地筆工ニ写させ上ケ可申候 御同意
ニ候ハ、 御覧之上否可被仰越候

一 旧冬及承候奇談も くさくしるしつけ 是又黙老へ
かし置候 其内旧冬内ニ得貴意候はなしも 有之候へ

とも 又珍談も御座候 江戸名所図会等 飛脚へ差出
し候比 同人が被返候ハ、一緒ニ封入可仕候 もし

その比迄ニ 返されず候ハ、 後便ニ入電覧可申候
一 先便御状 件ニ御請いたし度候へ共 あまり長文ニ成

且大かたハ事済候 御再答の又御再ニ答ニ成候間 多
く文略事済候義ハ 今便ニ御答不申上候 なれとも要

用の事申もらし候義も御座候ハ、 後便ニ云云と御示
教奉希候

一 近來御病手 追々御痊可ニ候哉 長文御状も乍失礼

むかしニ御替りなく さら々と見事ニ御走筆被成候
様に見奉り 何よりめてたく欲しく奉存候 拙者腰痛

ハとかく同様ニて御座候 かゝる忽劇の折なと 悴ハ
病人也 あとハ老人婦人小児等ニて 物の用ニ達かた

く 只資ケ来ぬる人とのミたのみニ御座候 はやく
く世上おたやかにいたし度存候 旧冬が正月中途

度々の雨雪ニて火事一向ニ無之候故 是のミ安心と存
候処 二月に至りその末を一度ニ崇り来て 丑としの

いたミが一倍ニ御座候 千万寸楮ニつくしかたく 外
がも追々御承知可被成と畧し申候 悴義正月下旬が

此節ハまづ大発りも無之凌キ居申候 同人事よろしく
申上度よし申候 恐惶謹言

二月十八日

著作堂

(解)(花押)

篠斎大翁

机下

御礼申おくれ候 楠公詠歌懷帟 墨本一幅 御投患被
成下 尤珍書忝奉存候 右御所蔵の御仁ハ 御地三井
同家の御隠居 鈴のや御門人のよし 委曲御しらせ可
被下候 俠客傳三集に剿入の楠小公願書も 御同人御
所蔵ニて 去春京師ニて御上木のよし かねてハ右も
御めくみ可被下与思召候処 既ニ楠小公のハ 六日の
菖蒲ニ成候故云云 藤房卿 新田殿のも御同人御所持
のよし いつれもなつかしく覚候 いかてはやく拝見
いたし度物ニ御座候 去年の春一友人ガ 常州某寺の
什物 藤房卿の肉筆のよしニて 拓本ニいたし候をも
らひ置候 俠客傳四集巻首ハ 序文かハりに 又そ
れを剿入いたし候 先便被下候楠公の懷帟ハ 五集へ
剿入いたし可申存候 その内義貞卿のも上木出来候ハ
、六集へ加入いたし度奉存候 此段御序之節 御当
人にも御噂被成可被下候

楠朝臣ト見あやまり 云云被仰越御尤ニ奉存候 天
朝の姓氏にうとき編者杯ハ かゝるあやまら往々有之
俗説弁ニも 井沢長秀并に谷重遠カ 楠朝臣ト書候事

有之 それらを被見候て 不図思ひあやまられ候歟
なれとも さしも鈴屋門人にハ にけなき事也 失礼
なからちと毫の故には 無之候哉 実ニいふかしき事
ニ御座候

一藤原安广呂の諸国名義考を昔年見候節ハ 大平と川喜
多氏の二序有之 此節又見候本にハ 大平の序のミに
て 川喜多の序ハ無之候 書賈の除去り候歟 右川喜
多氏も鈴のや門人のよし 學術その外名号等 くハし
く御しらせ被下候様 奉希候 又那安广呂も実名何と
申候哉 御存ならハ是亦御示教可被成下候

一本文ニ可申上候処 忘れ申候 旧冬御たつねの李笠翁
の事ニ付 不図李卓吾の談ニも及ひ候条 李卓吾も笠
翁同時の人と申候ハ 暗記之失ニ御座候 李卓吾ハ明
人ニて 李笠翁ガよほとの前輩ニ御座候 此段御承知
可被下候 旧冬の拙翰 李卓吾云云の条下ハ 御引裂
捨被成可被下候 老耄故歟 不都合の談申上 尤汗顔
之仕合ニ御座候 御一笑と奉存候

一先便鶴屋物故の事ニ付 云云被仰越候条に 昔年御逢

被成候 鶴や主人の弟歟 御あひ被成候ハ肥肉の様に御覚のよし云云 右ふとり肉の男ハ主人にあらず 金助と云伴頭ニテ 文化のはしめ田所町へ別家いたし

只今ハ故人ニ成候 先代鶴や主人ハ瘦形の男ニ御座候 瘋病にて文化中病没 旧冬没し候鶴やハ その長男ニテ野生ハその三四才の時々存居候ものニ御座候 当主人ハ弱冠にて 萬次郎と申候伴頭ニテ 叔母筆の嘉兵衛と申者 後見いたし候 十年ニ三度類焼いたし候故 此度ハわきてむつかしからんと きのとくニ存候 無益の事ながら 是又仰進いたし候也

一村田春海の筑志物語 藏弄被成候哉 作者部類に任用ニテ 一寸見度候得とも 此辺懇友所持不致候 もし桂子歟 外御懇意ニ御所持の仁御座候ハ、右序の落款斗 并に題目等 さつと御写しとり被下候様 奉願候 尤急候事ニハ無之候 御心かけ可被下候

一此度購得候て上候 平山冷燕は 文化中野生所持いたし候とハ 別本ニ御座候 昔歳拙蔵の本ハ明板に候歟 本の形半紙本程有之 九行か十行ニテ天花の序文有之

候様ニ覚申候 此度手ニ入候は 康熙の季歟乾隆の初年の板なるへし 十二行三十三字ニ候へハ 細字ニテことの外書つめ候 いぬる比御めにつけ申候 拙蔵拍案驚奇に似たる本からニテ 本の形ハ小刻にあらず候 へとも別本ニ御座候 多く誤字あり 彫工のあやまりも見え候 尤推量ニテよめ候事ハ よめ候へとも 善本とハ申かたく候 何分当今拂底の唐本故 なき物ほしやニテ不相応之高料ニ御座候 三十年前とちかひネキ物の小説も 只今ハ一倍貴く成候 紅樓夢杯文化中ハ金一分老朱ニテ手ニ入候処 当正月中紅樓夢芝岡田やニ有之候 倅立寄候節承り候へハ 金壹両と申候よし 呆れ申候 大坂ニテハ金式分式朱位のよし 先年河茂申候ひキ 唐本ハ大坂の方いつれも少しハ廉候様ニ存候 いか、思召候哉

一野生去年中々つめて著述ニ取かゝり候へハ 右の眼俄聖ニいたミ候事有之 筆の運び見えわかぬ事折々有之 又その翌日ハ左もなく候間 さのミ心をとめ不申候処 当月ニ至り右眼一向ニ見えす 只左眼にて用事を弁し

候 左を閉候へハ少しも見えす うち見ハ両眼とも平
 生ニ不替候様ニ候へとも 偏枯いたし候哉 四五十年
 屋夜眼力を尽し候故 老樹の片枝枯候様ニ成候歟 何
 分一眼ニてハ心細く覚候 一兩日前々悴療治ニてあら
 ひ葉 眼薬等いたし候へとも 同様ニ御座候 眼科の
 功者ナルニ療治うけ可然よし 悴申候得とも とても
 かくても古家の造作ニて そのかひありかたく候ハん
 と存候故 打捨 眼科ニもかゝらす候 当分眼を休せ
 候様 悴いさめ候へとも 筆硯と読書を廃し候ては
 一日もくらされず 活かひもなく候間 尚如此長文を
 二通 桂窓子分とも二日二夜かゝり候て認候 かく認
 候内もおろほけにて 筆の運び見えわかす成候事 度
 々御座候 もし著述など出来かね候様に成候へハ 大
 不経済ニ御座候 弱冠が一たひも眼疾を患ひ候事 無
 之候ひしに 見ること久しけれハ曇るといふ 古人の
 金言今さら思ひ合し候 御賢察可被成下候 頓首
 正月十八日再白
 藤齋大翁

（三マゴ）

著作堂

（科紙。薄青色巻紙）

二九〔天保五年〕五月二日

二九〔天保五年〕五月二日

〔前欠〕

髓ニ落手仕候 依之右両度の御報巨細ニ申上度候得と
 も 右之仕合ニ御座候間 事済候義ハ省略いたし 先
 三月十二日の御請が左ニ申上候 尤是が先便得貴意候
 件ニ御承知被下候義ハ又不申上候 省略御海容可被成
 下候
 一かねて御頼の江戸名所図会并ニ平山冷燕 二月廿六日
 飛脚屋へ差出し候処 十二日出御状半御認之節 三月
 十一日ニ着いたし御入手被成候よし 委細被仰承知
 安心仕候 江戸名所図会ハ桂窓子も店へ被申遣 三月
 節句前ニ着いたし候よし 價ハ金壹両のよし 拙方が
 御世話いたし候が拾匁高料のよし おそなハリ候ても
 拾匁のちかひ少々の事ならず 御世話かひも有之 尤
 よろこはしく奉存候 但し六十匁ハ普通の直段ニ可有

之候 拙方のハ丁子やニて一文も口銭とらせす 無抛
方へ進物ニいたし候間 かひ入値段ニしてくれよ そ
のか〔前後切斷〕ハりに」遣しとりよせ候事故 右之通ニ御座候
其後丁平参り候節 右之書又直段登り候 此後御注文
御座候ても 前の直段ニ上ケ候てハよほと損立候間
かねて御承知被下候へと申候 ケ様之仕合故 此書の
事ニおいてハ 少々鼻高きこちせられ候 御一笑可
被成下候

一 平山冷燕 存候ハ高料ニ付 思召いかくと奉存候処
御厚謝之趣 逐一承知仕安心いたし候 彼書古今未曾
有之好小説のよし申上候処 云云被仰越 是亦本望之
至ニ御座候 手透を得候事も御座候ハ、拙評いたし
備御一笑度 今ハ存罷在候得とも 中ノ急ナル事ニ
ハ成かたく奉存候
右両様惣入御勘定端銀残りハ預り置 江戸作者部類写
本入用ニて指引候様 御示教之趣承知仕候 此義は末
ニ又可申上候

一 少々御心配の筋御出来 右ニ付早々寄紀劔へ御出かけ

可被成思召のよし いかなる事やらん 御文面ニてハ
ふかく氣つかひ奉り候義にはあるまじく 〔切斷、欠行アル歟〕
承り候様ニは無之 峯のしら雲とかよめる歌のこゝち
せられ候 とも五月比ニハ事済可申候間 俠客傳貴評
ハ事済候上ニて 御とりかゝり可被成思召のよし 御
尤之御義と承知仕候 聊ニても心かゝりの事ありてハ
筆のとれぬ事勿論ニ御座候 いかてゆる／＼御妙評御
きかせ被下候様奉存候

一 拙詠試筆云云 貴問之御答御承知被下 尚亦過分之御
好評忝承知仕候 御蔭ニて拙詠の光をまし大慶不過之
候

一 桂憲子御亡兄十三年忌ニ付 京都へ御出かけのわけ御
しらせ被下 忝承知仕候 御同人ハも出立前三月八日
春中両三度差出し候拙輸入手之案内のミちよと被申越
貸進之書の内二三口返し越され 又かし被申候書杯も
順着いたし候 三月下旬帰郷のよし 四月一日出貴翰
ニて承知仕候 依之右紙包順着入手の案内のミ今便ニ
申遣したく候 一封乍面倒早々御届可被下候

一告志編并ニ異聞雜稿等〔切斷〕本望之至奉存候 告志編ハ先

便桂憲子ノ御返却落手仕候 右ニ付同郷の御事 一友

人ガちよとしるしつけ贈られ候間 此内へ封入いたし

御めにかけて申候 うつし留置候間御返しニ不及候 但

し御歌ハかしくもいかにそやと奉存候 後の御歌杯

傳写のあやまりもある歟 あまりの事の様ニ奉存候

あなかしこく

一賤恙眼疾毎度御尋被下 殊ニ御深切ニ御示教之趣忝承

知仕候 とかく同様ニて相替候事無之候ト申内 出来

不出来有之候 右眼ハよほと瞳子ひらき候よし 見え

ぬは勿論の事 是ハまつ棄物ニいたし置 いかて左眼

へうつり不申様ニと祈り 療養無由断心かけ候得とも

何分一日も硯筆を廢し候事なりかね候故 葉のきかぬ

筈ニ御座候 只今江戸ニてハ土生玄碩老ニましたる眼

科無之候 丁子や杯日との葉取ハ 私方ニて小人もの

一人それニ付置候てもくるしからず 遠方ニ候とも

士生氏は芝 せひく土生様ニ御かゝり被成候へ 私

一人の〔切斷〕為のみならず 筆工 画工 板木師 江戸中の

本や かし本や一同の為ニ御座候間 せひく杯申す

ゝめ候へとも 土生ニかゝり候ても 半年や一年ニて

全快可致事ニあらず 且土生ニても誰ニても眼科の療

治をうけ候へハ 養生專一ニせられ 筆をとるな書を

みるなといハるゝハしれてあり 書ハ見すとも一日も

筆をとらてハ 家内六七口ひものニ成候故 とてもそ

の養生ハ出来かね候 左候へハ土生ニかゝり候ても

無益ニ候間 かく断り候て手前療治ニいたし居候

かくして双眼とも見えす成候ハ、 実ニ天命ニ御座候

只今長休ニいたし 不経済ニ成候を待候ハ 忍ひかた

く候 両眼見えす成候て 不経済ニ成候ハ、 天命成と

あきらめ可申存候 世路艱難御賢察可被下候 壮年ガ

斗米に腰をかゝめす ゆくを送り来ルを迎るあき人の

わさをほりせず 浪人ニてあたまつかへす 大都会に

大芝居を張り通し候事故 今さらせんかたなく候 悴

人ナミならハかくハあらしを 何分病身ニて半人前も

役ニたゝす 實にたすくるものなき故ニて 是則天命

ニ御座候 かくのことく存候へハ中くニうしとも思

ハす候 御一笑と奉存候 立入候義ニ候へ共 当今米穀ハさら也 諸物高直ならぬ物ハなし 大体是迄二ヶ月の費用一ヶ月ニ充候事故 少々の貯ハ去秋去追ミニ出しつくし候 丁子やが去春中が 美少年録 八犬傳の潤筆前金廿金餘請取置候処 美少年録ハ来年ニいたし八犬傳のかた急キ度よしニて 右美少年録の内金も八犬傳へふりかえニいたし度よし申ニ付 任其意候

左候へハ八犬傳ニのミ前金廿金餘御座候 是濟さねはあとの障りニ成候故 眼病中日ミに机ニかゝり 三月が此節迄ニ 八犬傳九輯一が四迄四冊稿し畢り候 はしめハ昼のミ筆とり夜分ハ休ミ候処 昼の内ハ来客使札の返事ニてひま入 何分出来かね候故 蚊の多く出ぬ内と存 近日ハ夜分も四時迄不休候 燈下ニてはいよく見えかね候へ共 只手こゝろにて細字の著述いたし候得とも 眼病の人の書たることクニあらず 平生ニかハリ候事なしとて 悴杯毎度胆を潰し候事ニ御座候 然ル処筆工画工一向ニ出来不申 筆工ハ三の巻只今書居候 四の巻稿本ハ拙宅の箱へ仕廻置候 さし

画ハ式之巻の式迄出来候 精出し候てもはり合無之候間 先月廿四日以来著作をやすミ候て 借置候塩尻并ニ後西遊記等の抄録いたし 黙老方ニて写し候悪写本の校訂 其外校合もの二三種大ていかた付候間 明日明後日比が又八犬伝五の巻へ取かゝり可申候 かくのことクニて譬へ名医にかゝり候ても 薬の効有かたき事 御賢察可被成下候

一八犬傳第九輯ハ六冊ニて百三回迄ニ御座候 一が四迄ハあまりおもしろくなき様ニ存候得とも されはとて略しかたく候 第五巻が大江親兵衛再出世の段ニ成候この段が看官喝采可致候 ○第十輯も六冊一百十五回ニて団円の心つもりニ候得とも 是ハ書終り不申候てハ 作者ニも長短しれかね候 乍然いつれ当年団円無相違候 かねて得貴意候御歌 近ミ不被遣候てハ間ニ合かね可申候 十二冊引つゝき秋中迄ニ稿し畢り度差急キ申候 九輯六冊ハ大かた九月十月比うり出し可申候 十輯ハ当暮敷来春出版ニ成り可申候 此段桂窓子へも御傳へ被下 御両君御歌七八月比迄ニ可被遣候

○佐渡相川の人平左衛門といふ多せ狂歌よミ 二十餘
年前江戸出府の折しはく蔽屋へ来訪し候処 其後中
絶胡越のことく打過候ひしか 去夏三〇中書状を以八犬傳
佐渡にてもことの外流行いたし かし本やをうるほし
候よし 右ニ付加入をねかひ候とて 拙キ長歌を作り
差越し候へとも 更に愚意ニ不叶候間 大にしかりつ
け遣し 長歌ハ外ニもやくそく有之加入いたしかたく
候 せめて反歌でもと存候へとも妙ならず候間 よミ
直し来春迄ニ見せ候様申遣し候 佐渡も荒飢故歎其後
便りも無之候 かやうの事毎度困り候 御遠察可被下
候 代歌でもして一首も九輯ニ入可遣哉と存候へとも
代作も先かた本意ならず思候半歎 何ぞ思召付れ候御
歌御座候ハ、それを春海三二の歌にして加入いたし度候
狂歌と発句ハ気かなく候故ニ御座候 畢竟ハ蟹丸ぬし
の歌を見て うらやましく存 かやうのねたりを申出
候事と猜し候 人の心ハをかしき物にて二十餘年疎遠
にても その身のほりする事あれば 俄に進物などお
くり 云云申来候 そもつれなくのミ返事も成りかね

候て こまり候事ニ御座候
一俠客傳三集中 悞写御しらせ被下忝奉謝候 就中復市
か竹藪の礫の図ニハ 付札なし勿論ニ御座候処 何も
のかいたし候哉 さよ二郎といふ付札有之 御忠告ニ
て驚入り やかて校本をとり出し見候へハ 稿本ニも
矢張さよ二郎と有之候 こゝに左あるへき処ならぬに
画ハ彫刻おくれ あとが校合すり本おそく参り候上
竹藪の中へ付札あり 且校合すり薄く候故 心つき不
申 そのまゝ出板遺憾不少候 あとにて考候へハ 作
者の稿本ニつけ札なきハとり忘れと存 画工の了簡ニ
てトわくをかき置候処 又筆工の推量にて さ
よ二郎とかき入 誰もしらぬくと申候 誰もしらぬ
付札の自然ニ出来候ハ、大奇ニ御座候 御一笑可被下
候 大坂へ板登せ候節ハ直し候様丁子やへ申遣し置候
得とも 江戸大坂にて多分すり出し候跡にて 今さら
とり戻し成りかね 遺憾不少候 但し板木師のわざか
あとにて札落の入木をさせられまいと存候てほり入候
歎 いつれこの三人の内にて可有之候へとも 今さら

あなくり候ても かひなき事故 そのまゝ打過候也
寔にけやけきあやまりを見おとし 汗顔の仕合ニ御座
候 千萬忝奉謝候

一英双昏作者 近路行者の事并ニつくし船物語の事杯奉
問候処 委細ニ御別昏ニ御しるし被下忝奉存候 御座
ニて疑霧一時に晴候て大慶不少候 御礼短楮につくし
かたく候 此百倍のよろこひと思召可被下候 つくし
船の御論杯実ニ的中ニ御座候

江戸作者部類之事 云云得貴意候処 桂窓子と被仰合
一口御入用ニ付写させ上候様 被仰越承知仕候 先便
得貴意候黙老自筆ニて大本ニ写 大きく出来候ハ、
そを原本にして 写させ上ケ可申候旨 先便御約束い
たし候処 先日黙老子ヲ写し出来 (破損)ニ付一覽

候処 一の巻ハ黙老自筆故宜候へ共 式の巻ハ外人ニ
写させ悞脱はいふもさら也 一向ニ字体も整ハす 用
立かね候故 大ニ望を失ひ申候 彼人書籍ハ好きニて
折々書を買ひ入候とも 悞写杯ニかまハぬ人ニ御座候
いかにすまし候哉 こゝろ得かたく存候事毎度御座候

されはにや 作者部類 右様之悪筆工ニ写させ候ても
よく見もせず被差越候事と察し申候 他本ハともか
くも 右部類ハいまた全書ならず 他見ハゆるしかた
き書に候へ共 同好の友人故 副本にもなれかしと存
黙老自筆ニて云云と申遣し候処 右之仕合故実に腹も
立候程之事ニ御座候 依之とてもかくても黙老方ニて
写し候ハ 用立かね候間 やはり拙稿本を以 極細密
に写させ候 野生方ニて写させ候筆工ハ 手迹ハ不
候得ともはかやりを旨とせず 律義によくよめ候様ニ
写し候故 筆料を例ヲよけい出し写させ候故 尤よろ
しく出来申候 一昨日 昨日両日校訂いたし候処 大
あやまりも無之候 板下にしてもよき処よほと見え
(破損 欠行アル) 桂窓子も一本御蔵弄可被成下候ハ、
早々可被仰越候 その内ニは大字のかた原本ニ成候様
手入行届可申候間 大字のかたを以 此筆工に写させ
上ケ可申候

覚

一三匁ハ

みのかみ二帖ト十二枚

但書ちん筆料幣とも

一六分 かりひやうしにしの内六枚

其外とも

一金壹分 貳冊 筆料

メ金壹分ト三匁六分

右之通候 (採清歌) 江戸名所図会其外 御勘定残り端

銀御引おとし その餘ハいつ也とも 御幸便ニ被遣候

様奉存候 此筆工手迹ハ不亘候得とも 律義ニ入念ニ

て はかやりを旨とせず 習ひ候ハ、板下も出来さ

うなる手筋故 老冊式朱つゝの筆料ニて書せ申候 尤

最初少ミ写し見せ候様申談し 十一二丁うつし参り候

処 りの字来の字杯書やうあしく候間 こと／＼く朱

を入 十一二丁ハ不用ニいたし 一丁ももちひす 又

はしめが書直させ候故 料幣それたけ餘計ニ御座候

此段御承知可被下候 出来の上二日かゝりニ校訂いた

し置候間 大抵ハ悞写あるましく(切斷) (破損)

まハし かりとちニ(破損) 幸便差出し申候 筆料かミ代

ハおくへしるし御めにかかけ可申候 これハ御両君一本

つゝ御所持あれかしと奉存候 黙老方ニて出来の式の

卷悞ニ校訂致させ 十日斗かゝり おし返し二度直さ

せ候へとも いまた行とゞき不申候 依之野生引とり

三日かゝり子供の清書を直し候ことく 片はしが朱く

いたし候故 反故同様ニ成候間 右直しを以 此方筆

工に写させ 黙老ニ進物ニいたし可申存 今朝例之筆

者参り候間 写しニ出し置申候 写し参り候ハ、又

校合いたし それを又写させ候ハ、善本ニ成り可申

候 もし今一本御入用ニ候ハ、大字のかた筆料も少

しハ安く出来候間 写させ上たたく 右之通りニほね折

申候 後世ニ至り流布いたし候上ニてハ いかやうの

悪写本出来候とも 数多キ中ニてハせんかたもなき事

ニ御座候得とも 未全の秘書一二本写し出来の処 右

体之悪写本ニいたし見せられ候ハ 実ニうらみニ御座

候 此段桂意子へも御傳へ可被下候 右部類被成御覧

候て 御氣ニ入(切斷・破・汚損) 欠行アル歟 ノ字結ト書候も(破・汚損)

それらハそのまゝさし置候 かく迄吟味

いたし候写本 多くあるましく奉存候 尚又御らんの

上悞字も有之候ハ、御直し可被下候 すぎうつしの
ミ書候筆工 かやうの細字ものを入念よく書候ハ 此
一人ニ御座候 但し四冊ニてハあまり大巻に成候故
三ノ上三ノ下四ノ上四ノ下とあと四冊にいたし 全_口
六冊のつもりニ御座候 来早春休ミの内つゝり申度
今_口心かけ罷在候也 此間_三浄るり本も十冊あまりかり
よせ 抄録いたし置候得とも 遠キ物ハ本無之揃ひか
ね候 いかて当冬比迄ニ揃ひ候様祈り申候 浄るり本
すら遠キ物ハ手ニ入かね候 苦心御察し可被下候 浮
世画類考もからうして式本とり出し候故 画工ハ大て
い遺漏有之ましく候 評書杯とちかひ 実ニ一朝の著
述にハ無之候 とくと御覧の上好_ヲ御介意なく 御高
評被仰下度奉存候 此段桂憲子へも御伝可被成下候
一いぬる頃 松蔭日記御再読被成候ニ付 三王外紀の外
同時代のもの 又被成御覽度思召候間 蔵弄もいたし
候ハ、貸進いたし候様 被仰越承知仕候 元禄中の
事のミ書つめ候ものハ無之候 かの諸国云云 (破損) 書
ハ一向とるに足らず

(破損) 新武家閑談 十五冊

兼山麗沢秘策 八冊

なとに粗見え候 秘策ハ実に秘書ニて室鳩巢か享保中
加賀の友人ニ申遣し候江戸の秘事ニ御座候 是ハ享保
の事多く 柳沢の噂ハまれニ御座候 新武家閑談ハ寛
文中_口正徳比迄の事ニ御座候 犬小屋の事_口ハくハし
く候へとも いろ／＼ましり申候 武家閑談 続武家
閑談の二書ハ慶長元和の官紀ニて 武家閑談といふも
の三編御座候 手前ニは新武家閑談のミ致蔵弄候 右
両様の内ニてよろしく候ハ、いつれニても貸進可仕
候間 後便ニ可被仰下候 秘策ハ鳩巢の好なる事もし
られ候尤秘書ニ御座候 右之外に 月堂見聞集廿九冊
これ京の人享保の比の日記ニて尤秘書ニ御座候 当地
ニてハ林家ニ有之のミに御座候 十ヶ年斗前 林家へ
たより借覧をねかひ候処 他へハ出さぬと申事ニて
かし不被申候 其内本_三所山名殿ニ一本有之 林家_口か
り受 他見を不許やくそくニてうつし取被申候よし
右山名殿_口かり受一本写しとり秘蔵いたし候 尤他見

を不許やくそくニてかり受申候

(汚損)
原本誤写多く 且筆

者京の人故江戸の事ハすけなく候へとも 実に珍書ニ

御座候 これも被成御覽度思召候ハ、貴君ハ格別の

御事故 内ニ懸御目候様可仕候 しかし廿九冊大口故

道中よほととの費用かゝり可申候 此段かねて御承知被

下 又可被迎越候

一松蔭日記拙蔵本 先年飯田町急火の節うしなひ端本ニ

成候 本所山名殿ニ一本御座候間 かり受写し足させ

可申存候処 山名殿のハみの本ニ御座候 拙蔵弄ハ半

紙本故都合あしく候故 いまた写し足し不申候 御蔵

弄之松蔭日記 半紙本ニ候ハ、右不足の分斗御かし

被下候様奉願候 手前ニ御座候ハ

式の卷

九 三 からころもが

十三 山さくら戸まで

四の卷

十八 みやま木が

廿二 さとりの卷

二九 「天保五年」五月二日

六の卷

廿七 ゆはた帯より

三十 月花

此三冊のミにて その餘ハ紛失いたし候 いかて此不

足の分御許借奉希候 当二月中書林英大吉方ニ一本有

之 むし入ニて且高料 尤ミの本ニ御座候よし倅申候

キ 手前ニ端本なから三冊有之候へハ うつし足し候

かた利便と存候而 その本とりよせも不致候て打過候

也

是迄今朔日昼後々夜四時迄走筆いたし候 眼疾一兩

日は出来ニて 右眼少しいたミ 左眼もかすみ候

故 まつ今夕ハ是迄ニいたし 残りハ明日認め飛脚

へ出し可申候 五月朔日

一前書申上候通り 四月朔日出之御紙包二ツ并ニ貴翰在

中 三 四月廿九日夕七時比無相違着 忝拜見仕候 先達

而貸進の拙蔵本

一瑣国論

一冊

一瓊浦偶筆

二冊

九五

- 一 足利治乱記 二冊
一 摘話時文 一冊
一 続紀小識 一冊
一 黙老後西遊記評 一冊
一 野州奇洞図説
 図本とも
一 異聞雜稿 一冊
一 水滸傳拙点付 一冊
右御返却被成慥ニ落手仕候 瑣国論御校合相濟候よし
二書少しつゝ出入有之候を 拙藏本へ御書入被下 且
そのわけおく書迄そえられ 尤忝大慶仕候 写本ハ多
く合卷ニ候得者 益少からず候事毎度御座候 足利治
乱記御写し御出来のよし 是亦本望之至 よろこはし
く奉存候
又一包ニハ御藏書唐本
 下上(マ)
一 兩婚交傳 八冊一帙
一 隔簾花影 八冊一帙
右御恩借被下慥ニ落手 千々萬々忝奉多謝候 両書と

も未見之尤珍書ニ御座候 金瓶傳(マ) 平山冷燕杯 後編
の作あるへしとハ思ひきやニ御座候 此兩交婚傳御所
藏の上ハ 平山冷燕是非なくてハ叶さる御事 御渴望
御尤至極と奉存候 おしかより早速拜見へいたしかた
く候へとも 少しつゝの手透くニ半冊つゝもよみ見
候て 又可申上候 一昨日着早々その夜 両書とも序
目ハ一覽いたしまつ仕舞置候 御手当よろしく候間
道中いさゝかも損し無之候 此段御安心可被成下候
一 日本外史 前月うつし相濟申候 いまた製本ハいたし
不申候得とも 原本廿二冊註今便返上仕候 去年五月下
旬歟平田氏ハ被廻候已来期月ニ及ひ申候 久々留置忝
奉多謝候 并ニ後西遊記も当春中やうく卒業 過日
序目等抄録いたし置候間 是亦今便返上仕候 久々こ
め置忝仕合奉存候 黙老後西遊記の評出来の節ハ 本
書不殘見不申候節故 此節再読いたし候処 実ニ大出
来にてよくも見られ候 右一本写し置 その上ニて手
透之節拙略評いたし 御めにかけたく今心かけ申候
唐山の小説を黙老のことくよく見るもの多くあるへか

らず あの評ハキツとしたるものニ御座候へとも 全
体 後西遊記 続西遊記 とも前記の意にちかひ候故
作の巧拙ハとまれかくまれ その理にかなハぬ大意を
たゞきちらし申さねハ 眞の評にハ無之候 不及なか
ら拙評ハそこらを解あかし可申候 黙老の評ハ本文の
評也 拙評ハ本文外の評と思召可被下候 ともかく
ても西遊記ハ一本ニて事尽キ申候 それを後記続記杯
作り候てハ 所云躑枝枯樹伐角殺牛ニて御座候 委曲
拙評出来之節 御覽被成候ハ、 わかり可申奉存候得
とも 多用の上眼力おとろへ気力も追々衰へ候故 急
ナル事ニハ成かね 且記憶薄く成候て よみ候内が多
く忘れ候故 総目録うつし置候のミにてハ憐として思
ひ出しかたく候 右黙老評ハ早速返し遣し候へ共 近
内又かりよせ候てうつさせ置可申候

一日本外史 廿二冊
あて板ハ包かみ其外とも平田氏被届候品ニてよく
つゞミ候
右一包 但し
一近世江戸作者部類 壹貳二冊
御注文のことくにしのうち二枚かさね かりひやうし
かけ かりとちにいたさせ候 尤全書揃ひ候節少しつ
ゞ御裁廻し可被成存候間 切かた少し大ふりニ申付候
右在中
一後西遊記 十冊一帙
右一包
右今日並便ニて瀬戸物町嶋屋佐右衛門方へ差出し申候
着之節御改御請取被成可被下候
一御痛処追々御痊可之御様子ニて 御長文貴翰被下大慶
仕候 いや／＼紀州へ御出かけ被成候よし 四月一日
出之御状ニ見え候 五月端午前ニハ御帰郷可被成奉察
候 彼御心配のすち追々すみより候哉 承りたく奉存
候

一拙孫女式才ニ成候もの 三月中ハ大病 四月中ハ危窮

両三度ニ及ひ候処 種々手当いたし まつしのき候得

とも とかく肥立かねこまり候上 此節小兒百日咳流

行いたし 七才の嫡孫 五才の孫女ともに昼夜咳入こ

まり申候 倅も正月中ハ久しく病臥 此節ハ少々快方

ニ候へとも 痰咳つよく今に（破也）□こもり居候 野生ハ二

月中ハ外邪感冒にて三四度再感いたし 今に入湯排出

来かね候得とも 打臥候ハ才に三日斗ニて大患ニ及ひ

不申候 此処家内流行の風邪ニて病人多く困り申候

一当地風邪流行疫癘もましり 疫ニて死し候もの多く御

座候 順復後疫流行 宝曆天明 此度も同様之勢ひに

御座候 御自愛專一ニ奉存候

一四月中ハ時候とかく不順ニ御座候 時節相应之薄暑ま

れニて朝夕とかく甚寒く候 且四月八日昼夜の大風雨

ニて麦を吹倒し候よし いまた実入り不申候 多く吹

倒され候風聞有之 八日ハよほときひしき風雨候ひし

さこそと想像いたし候 麦ハ十分の出来の処 此風雨


ニて六七分ト申候 四月下旬ハ米直段又引上ケ 市中

小うり中白米壹舁式百文ニ御座候 御蔵前ニてうり直

段九拾兩のよし それヲしらけ候て壹兩ニ三斗三舁ニ

うり候てハ過分の利無之よしニ御座候 野菜杯も夏物

時候ニあはせてハおそく御座候 黄瓜のミうり出し候

隠元豆杯  此位のものハ十ニて廿四文いたし

候 茄子ハいまた見かけ不申候 当秋萬一不作ニ候ハ

、実ニ飢渴に及ひ可申候 尤不安心の事のミ 豊作

を祈り候外他事無之候

一第一の奇ハ当夏杜鵑一向ニ鳴不申候 四月廿七日夕七

時比はしめて杜鵑の声を聞候 五月の節芒種前三日に

至り初声ハ甚おそく御座候 此後今に一声も聞不申

廿七日のミ御座候 おもふに去夏寒く候ひしにより

杜鵑多く死し候て 当夏すけなく候歟 杜鵑すけなき

としハ雷多しといふ俗説も候へハ ちと心かゝりニ御

座候 御地ハいかゝ候哉

一稲苗浅草反畝邊ハ更にのひ不申 尤うすく毛の如しと

申候 たねわるき故歟 冷気ハの故ニも可有之候 とま

れかくまれおかしからぬ風聞のミに御座候 野菜杯も

右之勢ひにておそきかと思ひ候 土用中照つゝき 秋
水災無之様にいたし度祈り申候 此節火事ハうすらき
申候 白米五合百文ニ候得とも市中静謐にてよろこば
しく被存候

一 悴義每度御致声被下忝奉存候 同人事宜申上度よし申
候 此餘申遣し候事も有之候ハ、 尚又後便ニ可得貴
意候 恐惶謹言

五月二日

著作堂

解(花押)

篠斎大人

三〇 「天保五年」七月二一日

(書指) 是も一つと段々申認候事多く成りつひ如此長
文ニ相成候 気力いまた本復に至らず候得とも 是
位之事ハ出来候間 御安慮可被成下候 いろく所
要御面倒なから熟覧ねかはしく奉存候

三〇 「天保五年」七月二一日

一筆啓上仕候 秋暑未退候処 御全家御揃被成 弥御

清栄可被成御起居奉敬賀候 蔽屋無異致消光候 御安

慮可被成下候 然ハ六月十七日之貴翰 同廿六日ニ相

達辱拜見仕候 早速御請可申上候処 野生事土旺中ハ

少ハ病痾之処 遂ニ瘧痢ニ変し よ程の大病ニて打臥

罷在 やうやく当月十五日ニ床上候得とも 老邁之上

大病後にて 気力尚本復致かね候間 今般大かた省略

ニて 先便御答得貴意候 此段御海容可被下候 賤恙

之様子ハ末文ニ別ニしるし可申候 依之此一条ニハ御

答延引之申訳のミニ御座候事

一 御内用ニて若山ハ御出かけも可被成 (破損) 先便被仰越

候処 四月十六日 (破損) 行五月廿八日ニ御帰宅のよし

御旅中無御恙奉賀候 右一義先比桂窓子ハ聊御噂被申

越候 その已前貴翰之趣を以大かた是ならんと查し奉

り 悴と御噂 (破損、欠行アル懸)

一 八大傳九輯の□のあらまし 先便得貴意候処 件々被

仰越承知仕候 尔後之事又得貴意候 五月中五の巻迄

稿し終り候処 五月下旬大坂書林 河内や茂兵衛出府

被致候 右ニ付俠客傳四集五冊 本文ハ彫刻大抵出来
 致し候得とも 序目口画等いまた稿し不申候故 急ニ
 創しもらひ度よし 丁平同道ニテ参り被頼候 右俠客
 傳四集ハかねて得貴意候ことく 去冬十一月月上旬迄ニ
 本文五冊 書画共不残稿し畢候処 大坂板元河茂ハ未
 の正月二日うり出しニ致し度よし申越候ニ付 板木師
 へわたりし置候写本もとり戻し候様子ニ成り 是ニテ勢
 ひ折ケ候故 序目口画ハ稿し不申候 当春稿し可申哉
 と存候内 大火さわきにて久しく休筆いたし 其内八
 犬傳九輯を丁子や急キ候故 八犬傳へとりかゝり 六
 の巻一冊稿し候へハ 皆出来ニ可成勢ひの処 それを
 打捨 又俠客傳四集の序目口絵を催促被致候故 作者
 の為ニハ不都合限なく候へとも 是も無拙事故任其意
 候て 五月下旬ハ俠客傳四集 序目口画とひらふくら
 表帛のもやう等を稿ニとりかゝり候へとも 俠客傳ハ
 気もはなれ候上 口画なといふものハ
 案し [] さし画ハ [] 候へ
 (破損以下三分敷)
 (破損コママ)
 とも 口画ハわけもなき事を 聊の縁をとり画にあら

ハし候もの故 とかくおなし姿ニ成り 目先かハリ不
 申 且贄杯もいつも同様ニ成りたかり 尤難義のもの
 ニ御座候故 凡十五六日のいとまを費し やうやく序
 目口絵等稿し遣し候て 責ハ塞キ候へとも 既に大暑
 ニ成り 且大病に打臥し候故 八犬傳九輯ハ五の巻迄
 ニテ 六の巻入口の処七丁稿し候のミにて 今に出来
 不申候 俠客傳惣もくろくの稿本杯も わりをいたし
 稿し候故 二三十日のいとまを費し不申候てハ出来不
 申候 いづれも壱の巻の口六七丁ハ甚ひま入 毎度作
 者大難義ニ候へとも 看官はさまでに思召ましく候間
 くハしく注申候 俠客傳の残りをあとへ廻し候へハ
 八犬傳ハ大病前六冊迄不残稿し可申候処 あと先ニ成
 候故 又勢ひ折ケ当分出来不申候 それ故八犬傳もか
 ねて存候ハおそくなり申候 後集六冊皆出来ハ当暮限
 りニ成り可申候 ○扱八犬傳九輯大江親兵衛再出世の
 段 かねてハ五之巻ニテ出し可申存候処 思ひしハも
 外事長く成り 六の巻の大切り前ニ一寸出候のミにて
 (破損) [] ても例のことく五冊
 (破損 欠行アル歟)

〔右八犬〕(破損コマデ) 一二三此三冊にて七犬士の復讐の事果申候

四五六の半分は 臺田素藤かたきやくのニ成り申候 此は大江か再出世の襦染ニ御座候 此九輯六冊ハ趣向是までといたくちかひ申候 看官何と可申哉 心もとなく存候事も御座候へ共 結局前故八犬士を二三冊休め候て綴り申候 これらの用心出板之節御高評承り度事ニ御座候 婦女子ハすかぬこゝちすといふもの多かるへく存候事ニ御座候 九輯三の末入る元の安房へかへし 又元の結城へ返し候か一趣向ニ候得とも この意味よく見るものハ 貴翁ならてハと思ひ候も をこかましく可有之候得は 出板の時を期し申候 当暮ハ俠客傳三四集 八犬傳九輯出板相違無之候故 早春の御なくさみハ是にて事足り可申哉 俠客傳ハゑり板にて当秋船つみニ致し 大坂へ遣し 大坂にて(破損)廻し 当冬中右すり本を江戸へ又遣し 江戸うりの分江戸にて製本いたしうり出し候つもりのよしニ御座候 左様不致候てハ 勘定入組むつかしく候と 河茂申候へと

も 実ハ江戸のすり本をとりよせ候てハ 異板にて人(破損、欠行アル歟)の裏を 候間 俠客傳(破損コマデ) 〇 〇 〇

一段かねて御承知可被下候 一雪戸呂といふ戯作者 昨年歟一昨年歟 はしめて濡燕雨傘雨談とやらんといふよミ本不破名古屋の事を作り前後十冊にて結局のよし 老拙に序文をたのミ候故 板行をたのむよしにて 丁子屋をかたらひ候ニ付 丁平則大坂河茂へ相談いたし 合刻にて江戸にてほり立候よしニ御座候 右ニ付去春中歟 雪戸呂拙宅ニ参り序文之事をたのミ候得とも 他作の序ハとし来かたく断候趣を以うけ引不申候 其後丁子やたひくゝ頼ミ申入れ 最初大坂へも御序文附候つもりニかけ合候事故せひくゝ願候趣申候へとも 去春中播州姫路の狂歌連八犬傳の誘係を以狂歌集出来 その序をたのまれ候へとも かたくいなミ候て書キ不申候 又北溪画の諸国天名所のよこ物にしき画よくうれ候ニ付 折本ニいたしうり申度よしにて 右板元中村や勝五郎といふ者 北

溪とくもニ参り たのミ候得とも 序文ハかゝぬと一同ニ申断候故 右之わけ合を以断り書き不申候 かやうの義も候へハ 雪片呂作よみ本の序 何分かきかた候間 この義はかりハゆるしくれ候様申断候ニ付 丁平大ニ困りちとうらみたるけしきにて その後ハ不申出候 何分他作の看板ニ被致候事 難義にて且わつらハしく 妙とも思ハぬ物をそらほめするも 心にすかぬにます事なければ かくまでに断候へとも 丁平いまた思ひ絶不申候様ニ御座候 近来引札并ニ売葉能書なと一同ニかたく断候へとも 諸板元をたのミ折々申込候も有之 尤うるさく覚候故 その類一丁の潤筆金五百疋と申候へハ それに怕れ候て退キ候も多ク又五百疋にも怕れす 二枚あつらへて千疋出し候も稀には有之候へとも その俗にいふ鷹のおとし餌にて常にある事にもあらず かやうの責近来追々すけなく成候間 うしろやすく覚候処 前書之序文なとたひくくとかれ尤困し候 御一笑可被下候 ○それに付又いやなる事御座候 丁子屋類焼後出来の見せの左右

一尺程つゝアキ候間 内看板を左右へかけ申度よし 文化中柏屋半蔵頼ニて 画賛扇多く染筆いたし遣し候例も有之ニ付 拙画賛扇ヲうりたく候間 右画賛扇の看板ヲ見せの内へかけ申度候間 案文いたしけれ候様三月中たひく被頼候 画賛扇の事も 文化已来柏屋退転後一同ニ断候て いつ方へもかき不申候 大坂河太杯毎度五十枚百枚つゝ注文申越し候へとも 何分多用ニてわつらハしく 且をこかましく難義ニ候間 近来きひしく断候処 丁子や又かやうのねたりこと申出候 一応ハ断り候へとも 彼よみ本の序を断り 又これも断り候へハ (破損) 存候ニ付 しぶくうけ引 看板案文ハいたし遣し候へとも 看板はかりにて扇面ハかく気無之候 たとへうり候ても 夏のミにて多くうれ候物ニあらず あまりに利を貪り候様ニも聞え 尤不本意之事ニ御座候 無益の雑談ながら御懇友の御事故 はらいやしに竟かやうの事迄御聞ニ入候 かへすく一笑千笑と奉存候 潤筆うけ候物は断りもいたしよく候へとも 心しらぬ友人のある人

が被頼候なとて 折ミ扇面たむさく画賛やうのものを被為書候 これは断り候もものくしく 無拠筆硯を費し候事第一の勞煩ニ御座候得とも 虚名の出示と観念いたし候なれとも 二三十年前の旧作の外 書へく新作ひとつも無之 毎度困り候事ニ御座候 鵬齋南畝杯ハ手迹もよく左様之事を専門ニ被致候へとも机上いとま無之 わか如きものハ実ニわつらハしく殆難義 御賢察可被下候

一松蔭日記 拙藏本缺本ニ成候ニ付 写し足度存 先便云云申試候処 幸ひニ御藏本半紙本ニ候間 右不足の分 近便御恩借可被下候段 被仰越忝奉存候 急キ候事ニハ無之候へとも 老人の事 先急キのせられさるにもあらず 九月比ハ筆工 作者部類写し終り可申候そのあとニて写させ度奉存候 俠客傳式集 貴評も其節御見せ可被下よし ふかく欲しく楽ミ罷在候 乍然是ハ彼御内事ニて御延引之事も難斗候 いかて御心すゝみ興あらん折 御綴り被成候様奉存候 何事も興なくて強て筆ハとりかたきものニ御座候間 是迄御延引

之義さこそと奉察候

一柳沢侯実録之事 御たつねニ付先便云云御答申上候 其書彼侯の事のミしるせしものにあらずハ 急ニ御覽被成候にも不及候間 御手透之節被成御覽度思召候折可被仰越候よし承知仕候 いつ也とも御入用之節 御用達申度候間 右相心得罷在候 彼侯の実録 当時の実記等 諸書ニ散在いたし有之 尤口碑ニ傳候事多く御座候へ共 されはとて一朝ニ抄録すへき物ニあらず いかて当地御出府の折を得候ハ、御面談ニ申述たく奉存候のミニ御座候

一近藤氏著述要分界図考 若山ニて被成御覽 よろしき物ニ思召候よし 右ニ付云云被仰越承知仕候 右之書ハ文化の初年献上被致候砌 副本を主人見せられ候席上ニて図のミ見候キ その後書肆柏やニて写本出来見せニ差越候得とも 其節ハ俗に云走りニて高料ニ付あちこちとびよみいたし返し遣し候 二三十年前の事故多く忘れ 只今ハ夢のことくニ御座候

度心かけ候事ニ御座候 鹿の [] をひ

(破損、欠行アル歟)

(汚損)

く囀書中ニ有之候様覺のミに御座候

一 小兒とも病痾の事御尋被下忝奉存候 兩人とも痊可いたし此節ハ追ミ肥立申候 小兒百日咳咒の事ニ付云云被仰越 興ある事ニ奉存候 海内棄方なくすへて小兒の痰疹 其外流行やまひの折なと 御こゝろ易く可被思召 尤うらやみ奉り候 子孫多キもひとつのわつらひニ御座候 忝ハ年中病身ニ候へとも 子ともハ三四人うませ候 是も一奇ニ御座候 媳婦ハ尤健固無病故たねによらず田地よければ たま／＼のこほれたねも生し候事と一笑仕候 但し天資も可有之歟ト存候義もなきにあらねと をこましく候故 しるしつけ不申候

一 当年ハ早春が家内病人多く 大阨を凌キ家内無異ニ罷在候 小兒を初め老姿杯も年やみとやらにて半起半臥 一比ハ流行風邪ニて 不打臥ものハ媳婦のミに候キ かくて六月上旬が近年稀成ル大暑大旱ニて 実ニ呉牛の月に喘くはかりの心地せられ候 疫なとも流行いたし候へとも 幸ひニ拙家に疫ハ無之候 野生事二月中

が五月中まで風邪感冒凡六たび再感いたし候 この内 二度めハよほとおもく候間

(消題)

その餘ハ

床にハ着不申候へとも 日ニ薬三昧ニて凌キ候処 五月に至り兩度食滯いたし 又兩三日打臥候のミ 著述ハ不休候て 日ニ机を不離凌キ罷在候処 六月が 大暑ニ成候 寒ハ凌キやすく候へとも 暑ハ避かたく候故 暑ハ甚怕れ候処 六月初旬が中暑ニて日ニ腹痛 且水瀉屋夜二三十降候て 氣力よほと衰へ候得とも 打臥不申候 矢張著述ニ取かゝり居候内 竟ニ痢に變し候 痢病ニ成候てより 氣力いよ／＼衰候故 半起半臥にて服薬保養いたし罷在候内 又瘧を相覺候て 遂ニ瘧痢ニ成候 且瘧の寒熱尤烈しく候上 痢も日ニ二三十降ニ候故 忝はしめ家内一同驚キさわき立 医を招キ 娘ともよひよせ抔いたし 盆前ハいたつらに昼夜をおくり候処 幸ひに瘧ハ兩三発ニて愈 痢も追／＼平愈に至り かねて存候がはやく愈り候故 七月十五日ニ 床上ケいたし候 乍然大病後の事故 氣力いまた平生ニ至らず 食餌も平生のことく被下候得とも 味ひい

また佳ならず候 当年ハ死ぬへしと存候事 二十年許
前に有之 不^(敬想) その感憤の趣を雜

記中ニしるし置候 悴ハそれを存候故 わけてさわき
立候事ニて御座候 当年不死候へハ 八十餘迄も長寿
のつもりニ御座候 尚半年御座候へはいまた安心とハ
申かたく候得とも 春月ハ当秋の大病厄を凌キ候故

まつ当分死なぬ心に成り候 御一笑可被下候 招キよ
せ候親疎の医師杯も各眉を顰め候処 意外ニはやく本

復いたし候故 胆を潰し候程の事ニ御座候 悴療治拙
意ニ稱ひ候故 始終悴薬を用ひ候て 外医師のくすり

ハもらひ候得とも 用ひ不申候 のまぬ薬礼を益前ニ
多く出し候事 第一不経済ニ御座候得とも 是も無抛

事ニ御座候 病中悴并ニ家内のものをいましめ候ハ
病ありとて医師三昧するハ 壮年の人のうへにて 六

十八歳ニ成候もの 命を惜むへきにあらす 老年に及
ひ劇病ニ嬰り候へハ是天命也 なれとも日々の病苦を

凌く為 手前ニて調ふ薬なれば それを用ひて足れり
とすへし むかし漢の高祖ハ布衣ハ起て天子となりし

洪福あれとも 老年に及びて黥布を征する折流箭に中
り それか病根になりて薨したり その折呂后か医師
をめして持薬を^(汚想) とも 高祖は是天命也と

て薬^(汚想)す 医師を皆退け候よし 史記にも漢書に
も見えたり われらことき匹夫ハ 高祖の様^(敬想) 及ふ

へきにあらねと 知命のものハ^(敬想) かくこそある
へけれ 已後とても無益の医師三昧をすなと叱り候へ

六 悴申候ハ御最期ハさる事ながら 子としていかて
かさはかりに思ひ絶らるへき事かハと申候 されはと

よ そハ平生のやしなひに可有事也 病ひある折碗を
かそへ 平生ハ親の咽喉を乾し候様なる事なとせずハ

親の意に従ふか子たるの道なるへしとてわらひ候キ
餘の医師ハ瘡の方を先へ療せんといへり 悴ハ痢のハ

たを先にせし也 瘡ハ急ニおとすハわろけれハ 先に
するとても補益のミ也 左様ニすれハ病ひ長引候 長

引候へハくすりも久しく用ひ候故 医の為によろしく
病人の為に^(悪) 痢を先へ治すれハ不長引也 瘡も随

ておこたり候故 長引不申候 この故に始終悴の薬を

用ひ候て 外の葉ハ日まもらひ候のミ 不用候て本復

いたし候也 これらのかけ引老拙の決断にて 幸ひを

得申候為御心得注し申候 されはとて忤か功ニもあら

す 畢竟老命未尽故に薬效もあり 且いふ事もおこな

ハれ候事と存候 尚亦（猶想） 度奉存候 病ひあ

る折に祈祷杯いたし候事 野生ハ大きらひに御座候

（汚損一行） 既に病ひ起り候てハ天

命に任せ候外無之候 忤ハとかく祈祷杯いたしたかり

当年眼病初発の折杯も 生駒の金毘羅へ七日参りいた

し罽をたち候よし 後に聞知り候故したゝか叱り申候

キ しかし信するものゝ為にハ 利益も可有之候 わ

れらことき生物しりにハ 決して利益なき理ニ御座候

御一笑く

一御礼申後れ候 野生眼病の事ニ付 件々御示教之趣

辱感服仕候 大病已後只管当病療治にのミ服薬いたし

眼病の薬ハ一向ハ廃し候へとも よくもわろくもなり

不申 矢張同様ニ御座候 乍然大暑の折ハ人々眼翳ミ

ミを覚候 当病いよ／＼本復いたし候ハ、 土生氏元ニ
も見せ 医論承り候て愚意ニ称ひ候ハ、 療治かけ候
様可致候間 此段御安慮可被成下候 くれ／＼も年来
の御交情御筆紙にあらハれ ふかく感佩仕候事ニ御座
候 桂窓子杯壮年と申 交りも久しからざる故歎 さ
のミ被思候様子にも不聞候処 貴翁の思召尤有かたく
忤も同様御礼申上度よし申候 忤事火性故暑中ハ別し
て不出来ニて 此節腹痛水瀉日々七八十降ニてよはり
打臥居候事ニ御座候

（破損） 富士 （破損） 先便

被仰越候已前 右之趣御代官并ニ地頭ガ書上ケの写し

を見候 甲州口の第十ケ村餘のいたミニて 大造水之

事ニハ無之候 雪水一度ニとけ候て 一夕麓村へおし

来り候故 村々人家損し候へとも 砂水のミ故 人馬

ハ損し不申候 潰れ家用立かね候分一二軒ニ不過候

（言） 先月中旬丁平富士講ニて参詣登山いたし 目撃いたし

候よし 樹木杯ハ簾のことく成り候て 流れ出 大石

杯もよほとおし流し候へとも 原来雪水と砂のミ故

御山に損し候跡ハ 無之よしニ御座候

一 六月上旬ヲ今以雨ふり不申候 近来稀なる日照りニて

日ニ暑氣堪かたく凌かね候 先月下旬ヲ近郷処ニニて

溽雨いたし候よし 十八日夕方ヲくもり遠雷聞え候へ

とも 江戸ハ雨ふり不申候 稲ハ十分の出来ニ候へとも

野蔬ハ皆枯れ候故 種を失ひ可申哉と 農民等申候

右ニ付野蔬ことの外高料ニ御座候 大豆小豆ハ又はつ

れ候半なれとも 米抔出来よろしく候ハ、 人氣おた

やかに成り 貧人くらし易く候半 御地も同様と奉察

候 八ヶ年前ニ亥年の大暑同様ニてそれはきひしく寛候

(破損) 一 一生を得(破損) 又此

度(破損) □大患に嬰り候 とかく暑ニハよはり候生来ニて尤

怕れ候 七夕比ハ蟬鳴キ 盆両三日ハ涼しく 昨今朝

夕ハ涼しき方ニて 土用中ヲ凌キよく御座候 八月中

旬ニ成候ハ、 涼しく成候半 八犬傳九輯六の巻も

来月中旬ヲ又綴り可申候 依之九月ならてハ 全稿揃

ひ不申候 うり出しも当暮か正月ニ成可申候 あと六

冊ハ当暮限りニ稿し果し候心つもりニ候故 是ハうり

出し来四五月比ニも成り可申哉 難斗候 此段かねて
御承知可被下候

一 当地米直段 五月下旬迄六月上旬迄ハ 高料の限りニ

て 大相場百俵ニ百十七両式分いたし候よし 市中小

うり白米百文ニ付四合ニ御座候キ 然ル処千住宿并ニ

江戸にも 米多く囤ひ候米大商人都合十二人許有之

右之始末露頭いたし各めしとられ 入牢の内病死のもの

のも有之候 この故か中旬ヲ俄ニ下落いたし 右相場

六十五六両ニ成り 市中小うり百文ニ五合五夕ニ成候

然ル処土用中日ニ南風ニ御座候ニ付 入船も多く候よ

し只今ハ市中小うり百文ニ七合ニ成候故 貧人息を吻

キ候よし

(破損 三行、欠行アル弊)

よし □聞え候ニ

付 此度ハ切手御わたし 志人前三百文つゝ 右切手引

かヘニかひ取候様被仰渡候 尤奴婢四人已上召仕ひ候

ものハ差除キ その外ハ人別ニかひ取候 三百文ニて

白米三舛三合三夕とやら 百文ニ壺升壺合一夕ニ付よ

し 其上此節うら店のものともへ御救米被下候 是ニ

て人氣大におたやかに成候得とも 小ぬす人ハ尚多キ
よしニ御座候 大坂町奉行も戸塚殿首尾あしくめされ
候よし これも海上ニて米かひ取之不良候事故 杯と

申候風聞のミに候間 虚実ハ未詳候 此間春米問頭取

共 日本橋邊ニ罷在候ものとも 四五人不正の事有之

召捕られ入牢いたし候よし とかく奸民等一己の利の

為に毒を流し候事 盜賊多甚しく 尤可憎ものニ御座

候 ケ様之俗事ハ 大傳馬町御店も被申上候て 御

承知と奉存候間 省略いたし只そのあらましのミに御

座候 稲ハ諸国十分の出来のよしニ御座候 早損ハ農

戸ほねたに折候へハ 井をほり候ても手当出来候へハ

此上は二百十日八朔なと無難ニ 洪水等無之候様 祈

り候外他事無之候 かく認候内

御座

久行アル歟

江戸

なれとも 入用之事御座候間 抄録

いたし可申思ひ候ひしか 得抄し不申候 御勞煩恐入

候得とも御手透之節御搜索被成下候て 御抄録後便ニ

御遣被下候様奉希候 わつつかの略記ニ御座候 此義御

失念なき様奉頼候 尚申残し候事も候ハ、 拙恙本復
の上 又後便へ可得貴意候 恐惶謹言

七月廿一日

著作堂

解(花押)

篠齋大人

梧下

五月入雨中も 当地ハ雨稀ニ候ひし上 又二ヶ月の日

照り故 拙宅莎庭の小樹根入浅きものハ 追々に枯れ

候も有之候へとも 此節無人ニて 水汲せ候もの無之

候間 無是非そのまま捨置候 近郊の畑もの追々枯れ

候事 是ニて想像いたし候 御地ハいかゞ候哉 拙宅

水ともしく候故 平生飲水ハ一荷十二銅つゝニてかひ

入候

賢察可被下候

再白

桂憲子渡世御多用のよしニて 京都が御帰宅後 極短

文之御状兩度被遣候 右返事今便申遣し度 此一封毎

度御勞煩ながら 御届可被下奉希候

一風流之交りハ 渡世の餘力なれハ 御疎遠成され候とも可然事ニ存候 乍然一ヶ条心得かたき事ニ御座候間細々申試候

右ハ去年 御蔵本の南朝編年紀略 同紹運録 写し候折 桂窓子も一本ほしく被思召候へとも 御地にハ楷書の筆工無之 困り候よし 被申越候故 左候ハ、当地にて写させ上ケ可申 野生写させ候惣入用云云かゝり申候キ 右ニてもよろしく候ハ、 来年四五月比迄ニ写させ上ケ可申哉之旨 申遣し候処 筆料松坂の下直ニ候間 何分たのむとある事故 其心得ニ罷在 野生うつさせ候ものときれ候ニ付 三月（破損）寫しニ出し 五月上旬皆写し終り候故 製本致させ 五月十二日ニ飛脚へ出し 桂窓子へ送り遣し候 然ル処其後（破損）

拙蔵本返却（破損） 一行分

事 一筆も不被申越候 但返却被成候異言の包紙ハ此方（破損）五月十二日ニ差登せ候 南朝編年紀略の包紙あて板ニ包ミ 右蔵本返却被致候故 さてハ写させ遣し候 南朝編年紀略も相届き候て 落手被致候事と察し

三〇〔天保五年〕七月二日

候事ニ御座候 又其後の状 当益前野生病中ニ届候へとも 右南朝編年録之事ハ 何レも一筆も不被申越候抑江戸のうつし物ハ 武家の内職にいたし候もの認候故 御地のことく書肆へ申付 写させ候とちかひ一冊つゝ写し出来候節 筆料勘定いたしわたし 此ハ前かし被成候事も有之 そのたひく帳合等尤つらハしく候へは 多用の身分にて 人さまの写し物迄引請御世話いたし候事 実ニわつらハしく候へとも 同好の懇友の御たのみの事故 自分の物同様ニ心得 兩三月筆料紙代をとりかえ 製本迄さし急キ 当五月上旬差登せ候 右之書着いたし候て後無滞着いたし（破損）

をわつか（破損） 餘のものなから

益前右御勘定の御沙汰も無之候ハ いかゝの事故とあやしく思ひ候までニ御座候 筆料等ハわつかの事たとへ不被遣候とても 野生身上の立行かたき事ニも無之候得とも 右之写本着いたし 受取たといふ案内くらゐハ 筆つひてニ申越さるへき事の様ニ存候 もしその写本不（破損）入候故にも候哉 返すくも不本意

一〇九

之仕合ニ御座候間 貴翁まで驚し奉り候ハ 壁訟訴か
 ましく候へとも ふくれ候腹のやり処なく候故 おか
 しからぬ事を御聞ニ入候 もし桂憲子存寄ありての事
 ニ御座候ハ、内ニ御しらせ被下候様いたし度奉希候
 当正月五日俠客傳うり出しの節も 翌六日ニ如御約束
 御両所ニ本差出し候処 貴翁へ出し候分ハ傳馬町御店
 ニて遅滯いたし 下旬に至りやうやく相達し候よしニ
 候へとも 桂憲子分ハ直ニ飛脚へ出し候ニ付 正月十
 五日ニ着のよし 其後貴翁御状中の御噂ニ承知いた
 し候のミ 桂憲子ハ其後三度迄御状被遣候へとも
 右俠客傳着の事ハ 一筆も不被申越候間 いかゝの義
 にやと心得かたく罷在候処 やうやく三月下旬に至り
 失念被致候よしにて 右之本の代金被差越候事も有之
 候へハ 南朝編年紀略着之請取も忘れられ候歟 しか
 れとも此方より差出し候 南朝編年紀略写本のあて板
 并ニ包紙を以 桂憲子ハ被致返却候 采覧異言を包み
 候て 被指越候へは失念にハあるましく候 何かわけ
 ありて一筆も不被及其義候事歟と 猜し候より外無之

候 御渡世御多用ニて御疎遠ハ却てめて度義ニ候へは
 聊も不足ニ可存いハれ無之候へとも ケ様之授受の一
 条ハ 遠方の事ニも候へハ 何とも不申越候条 尤遣
 憾限りなく候 されはとてうらみに存候てかくいふに
 あらず 氷炭不合処あるを嘆息のあまりに御座候 御
 賢察可被成下候 われらことき老人ハ 記憶とかくに
 衰へ候故 物忘れいたし候事常に多く御座候 しかれ
 とも人に勞煩をかけ候事と つくのふへき金錢を果し
 不申候内ハ 決して忘れ候事無之候 是ハ忘れたとい
 ふてはうらはつかしき事故ニ御座候 すへて人にかし
 候物ハ 被返候までハわか物とハ思ひ不申候故 いか
 にとなれハ 借すハわか心 返すはその人の心にある
 人と我と心のおなしからぬ事あれハ也 はしめかかく
 思ひ候へハ 間違候ても後悔無之候 又人にかり候物
 ハ返し候迄尤心配にて 約にたかはんことを怕れ候故
 なるたけ人に借り不申候 ケ様の意志にてハ とても
 かくてもあき人などにならるゝ事ニハあらず候 桂憲
 子とハ交りもいまた久しからず候故 御氣質をよくも

不存候処 かれ是にて推量いたし候へハ 實にあき人
氣質の御仁と被存候 宜也 渡世に賢にして次第に屋
を富し給ふ御噂も承り候 雅俗の才物たる事申もさら
なる事なから 方正を旨とするものゝ為にハいかにそ
や 存候事なきにあらすなれとも 土風あるものとあ
き人とハ 心術格別なれば咎るに足らず 已後ハこの
心得にて罷在候外無之候

一 おかしからぬ事の長文 御覽もいとハしく思召候半か
序に意衷を尽し候 当地黙老杯も同好の好人物ニ候へ
とも 是亦交り久しからず候故 氣質ハよくも不存候
処 此節思ひあたり候事御座候 先月^三中野生大病中使
札を被指越 貸て写させ候東雅二冊被返之 引かえて
あとをかし候様被申越 此外被問候事杯 兩三ヶ条被
申越候得とも 其節野生大病中故 只その本のミかし
遣し 忝々被返候書のうけ取書に 此節云云の大病ニ
て打臥罷在候間 御返事ハ本復之節是を可申入旨申遣
させ候処 今以病氣見舞の使も不差越候を 忝ハ懇友
にも似けなし いかにもそやなと噂申出候ひしを 否さ

ないひそ 畢竟黙老とても百友詞友也 生を契れとも
死を契らぬ事なれば 老人の大病と聞て もし死ハせ
ぬ歎と被思召て 様子をひそかに見合せ居られ候と
猜するのミ 素より信友にあらざれハ 只奇書をかり
て写しとめ 知れぬ事を聞くを得にせらるゝのミなれ
は 実意の厚薄ハ咎るに足らず 太史公が一貴一賤交
情を見るといひしことく 一生一死も亦交情あらハれ
一話一病も人の交情ハしらるゝもの也 却て人と交る
に 十にして五つ可ならハ その不可なる五つを棄て
交らねハ 友ハなきもの也 この故に友あるもよし
友のなきもよし かく思へハ彼人我大病と聞て 疎濶
なるも咎るに足らざる也 と申聞ケいましめ置候キ
是に就ても野生眼病の事御心にかげられ 再三御叮寧
に御意見被仰越候御深志 多く得かたく かくてこそ
年来交遊のかひはあれと奉思候へハ 殊ニ辱仕合ニ御
座候 すへての事心に思ハぬ事ハ 筆にもつくざれぬ
ものなれば 實に交情の厚薄を見るに足れり 野生眼
病の事杯 誰も意にとめて 意見申くれ候もの一人も

無之候 これらの義ニ付 尚申度事も有之候へとも

味方見くるしく候へは 申残し候 多用也とて信友に

言を尽さるハ 行路の人の心也 世にいそかしきも

の野生こときハ多くあるましく候 悴杯にも折ニ申事

ニ御座候 官府ヲ勤る人の 屋代翁聖のときを見るに

日勤にて甚いそかしき様なれとも 朝四時ヲ番に出て

八時に退出し それヲ処ニ招れ遊ひくらされ候 降

りて髪結杯いふものハ 一日も休む事ならぬ時世にて

たま／＼休む日ハ 代りのものをやとひ候 かくのこ

ときものすら日くれ候へハ 閑暇無事にて わかきも

のハそれ／＼に遊ひて四時ヲ枕に就候に 野生ハ毎日

早朝ヲ夜四時迄しはらくも休息のいとまなく 四十餘

年おなし事をして老をおくり候 そのいそかしき内に

遠方への書状 長文杯認候ハ 人の休む折も休まず

人のいぬるときにもおかれていね候て

(破損)

りこめ候ハねハならぬ事に候へとも 人に信を

失ハしとのミ思ひ候 おのかし／＼なれはいか／＼ハせん

わかかくすれはとて他人ハさら也 我兒といふともま

ね候事のならぬハ彼かし／＼也 しかれハ人を不足に思

ふ事ハ毛頭無之候 これらの意味いか／＼思召候哉 御

高評御示教承り度奉存候 未入老境候てはやく老味を

知るもの聖賢のミ 凡人ハその場へ入らねハ 此味を

悟るもの稀ニ御座候 壮年の人ハ心のとかにて 老人

にいふへき事すへき事なとも急キ不申候 老人ハゆく

さき迫り候故 賢不肖となく心せわしく成ものニ御座

候 生死ハ老幼不定に候へとも 老人ハ今日ありて明

日ハしれぬ命に候を いつまでも壮少の人同様に世に

在りとして 気なかくせらるゝは さりとてハ思ひや

りのなき事ト存候事 孩児并ニ増とも友人にも多く御

座候 桂憲子もそのたくひと存候 やかて老境に入ら

れ候ハ、自得せられ候ハん あなかしこ／＼

桂憲子へは先便之返事 短文ニ申進し候 もし此

書状之事

(以下欠)

三一 「天保五年」 十一月一日

尚々 追々 嚴寒ニ可成候 折角御自愛可被成候 近
来ハ御痛所も大かた御平愈ニテ 御不自由ニも不被
成御座候御様子ニ奉察萬々奉賀候 何事も長寿なら
てハ志を遂かたく候 返々も御保養專一ニ奉存候

一筆啓上候 追日赴寒冷候処 御揃御清茶被成御起
珍重奉賀候 蔽屋無異罷在候 乍憚御休意可被成下候
然ハ十月三日出之御状并ニ恩借之松蔭日記六冊共 同
十二日ニ大傳馬町御店文右衛門殿ヲ被相達 慥ニ落手
御状拜見仕候 是ハ秋中七八両月差出し候拙翰順着ニ
被成御覧候よし承知仕候 尚又十月十一日出之御細翰
ハ同廿一日着 再三拝読御様子承知安心仕候 右両度
之貴翰今便一緒ニ及御請候 先十月三日出之御状之御
答左ニ得貴意候

三一 「天保五年」 十一月一日

一かねて願候松蔭日記 御幸便ニ付 全書六卷被成御允
借之趣 遠方御心配特ニ奉存候 拙藏もくろく認上
候得とも 云云のよし別て都合よろしく大慶仕候 早
速引合せ見候処 一条ハ八条迄製本紛失は一冊也 御
藏本ニテハ (破損) 九条ハ三十条終り迄ハ手前
ニ御座候 左候へハ八条迄写させ候へハ 全書ニ成り
候得とも 左もいたしかたなき事有之 御藏本ハ半紙
本といへとも 並之半帛本ハ切形大きくて十一行ニ御
座候 拙藏本ハ並の半紙本ハ却テ切かたちひさき方に
て十行ニ御座候 それに不足の分すきうつしに致させ
候てハ切形不合候 無理ニ切かたおなし様ニいたし候
得ハ 一行とちめの内ニ入申候故 見写し (破損) 写させ候
得ハ いかやうニも成候得とも 筆工見うつしを難義
かり 是迄皆すきうつしニのミ認候てさへ 悞写多く
候故 しひて見写しニいたさせ候ハ、悞写脱文多く
用達かね候様ニも可成候 御藏本ハ写しもよろしく御
座候間 二重ニハ成り候へとも 六冊不残写させ候つ
もりニ決着いたし 両三日已前 筆工ニわたし写させ

申候 大抵年内写し終り可申候得とも もし節晚ニ及
ひ候ハ、 来春返璧可仕候 畢竟全書御允借被下候故
善本出来可申 萬々忝奉存候 近来ハ紙の形ちひさく
成候故 みの半紙杯前々の切かたニ出来かね候 松蔭
日記御蔵本は安藝半紙の上物ニも可有之哉 此方半紙
をアテて見候へハ 裁しろ無之いつはいニ御座候 も
とはみの本ニ可有之存候 半帋ニてハよほと凶はつれ
の大き成ルを用ひ不申候ては 間ニ合かね候事（厳想）
半帋ハ只今手ニ入かね候故 斟酌いたし写させ
候 くれくれも御礼申尽しかたく奉存候

一事迹合考 作者林氏の事 江戸名所図会一二の巻の内
ニて見候様に覚候ニ付 御搜索願候により 御多用中
惣巻兩三度御搜索被成下候得とも 一二の巻は勿論
餘巻ニも只事迹合考の文を引候所ハ有之候のミにて作
者の事ハ無之よし 覚ちかへニも可有之哉の旨 被仰
越忝奉存候 左候ハ、野生暗記の失ニ可有之候 近来
記憶薄く罷成り 左様之事間有之 汗顔之仕合御座候
相願候已前 たしか江戸志の内ニて見候哉と存候間

江戸志十一卷不残りかへし改候得とも無之 扱ハ
南向茶話歟 瀬田問答歟と存 右之二口を搜索いたし
候へとも 無之候 因テ考候へハ 江戸名所図会也け
りと存候て 右之趣願候処 矢張覚ちかへにて尚夢現
のこゝちせられ候 煩論之義御勞煩をかけ奉り 恐入
候事ニ御座候 乍然御搜索被成下候故 疑霧もひらけ
江戸名所図会ニてもなかりし事 決定いたし 萬々忝
奉存候 何ニてありし哉 その折直ニ抄録不致候故
今さら求る所を失ひ 後悔の外無之候 御一笑と奉存
候

一かねて得貴意候 江戸作者部類 大字の方ニて式本写
させ候 八月下旬ガ筆工ニわたし置候処 筆工方故障
出来のよしニて及延引 先月中旬やうやく不残写し終
り候 多用中ニハ御座候へとも そのまゝ上候てハ誤
写心もとなく候間 四冊不残校合いたし候処 果して
少々誤写有之候間 白墨ニてぬり直し 補ひ候故 四
冊の校合ニ四日のいとまを費し申候 友の為に聊力を
用ひ候事 御賢察可被下候 大抵亘かるべく存候得と

も尚又御熟読被成候て 校訂見おとしも候ハ、御直
 し被成候様奉存候 筆料ハ前の方よほと廉ニ出来申
 候 右諸勘定ハ別帑ニ認め御目につかけ候故 此段へハ
 省略仕候 矢張前のことく本表帑をかけず 表帑ハ極
 厚キにしの内を用ひ かりとちニいたさせ上候 然処
 十月十一日の御状ニ式本写させ候方 御同意のよし被
 仰越安心仕候 且賢査のことく 当年著述段々おくれ
 候故 右部類来春書つき候事心もとなく存候 もし初
 春も引つゝき八大傳稿し (敬題)ニ中休ミの節 戯作者
 の部のミ二冊はかりも綴りたく 今心かけ候事ニ御
 座候 其折ハ稿本ニて御目につかけ候て 御両君の御校
 正をうけ 遺漏無之様ニいたし度奉存候 去秋々諸式
 高料の上 病厄等もうちつつき 尤不経済ニ候間 何
 分自分の遊ひ仕事いたし候いとま無之候 読書杯も一
 二冊の物ハはやく見られ候得とも 記したる物ハさる
 いとまなく長引申候 此義も御賢察可被成下候
 一是が十月十一日之貴翰の御報ニ及ひ候 夏中若山が御
 帰宅後 打つゝき御多用のよし 桂窓子も御尊を承り

何事やらんと不安心ニ罷在候処 先便之御状ニて 右
 御多用の趣承知仕候間 安心とハ申ながら なほ御繁
 雑のよし左こそと奉察候 然ル処御細書被下 特ニ忝
 奉存候 右御状件ニ御請いたし候てハ あまりニ長文
 ニ可成候間 事済候義は省略いたし 緊要の事 又新
 ニ申さねはならぬことノミ 得貴意候事ニ御座候
 一当夏中拙恙の趣御承知被下 御細翰御尋問之趣忝承知
 仕候 其後追々瘥可生平体ニ罷成り候間 御休意可被
 成下候 乍然眼疾ハ今に同様ニて 右のかたハ一向に
 見え不申候 左の恙なき方も出来不出来有之 当月初
 旬が四五日つゝ醫ミ 夜分めやに多く出 朝ハとちつ
 き候事有之 何分是ニハ困り候へとも 推て勉候事ニ
 御座候なれとも かなりニ用ハ弁し候故 休筆ハ不致
 候 只生平が埒明 (敬題)元のこと
 くニハ成りかたくト存候 此通りニて生涯甚しく成り
 候ハすハ幸ひと存候事ニ御座候 悴ハ夏中より今以病
 臥 下部の腫気なども同様ニて 尤むつかしき症ニ御
 座候 されはとて打臥てのミも不在候へとも 何事も

出来かね候 命ありても廃人同様ニ御座候 祿あるものならハ 惣領除キいたし 隠居いたさすへきものニ候へとも 左様之身分ニも無之故 老父生涯の厄会ニ御座候 御賢察可被成下候 ケ様之病厄ニテ 九月下旬より著述もやすミ 只俠客傳の校合等ニテ日を消し候

一作者部類の事云云 則前文之趣ニ御座候間 御請省略仕候

一八犬傳九輯上帙六冊やうやく九月廿二日ニ綴り終り候序文等の筆工 拾月上旬ニ出来終り 四五日前ニ稿本改ニ出し申候 六冊とはいへ共 丁数毎巻例より多く御座候間 全本百七十五六丁ニ御座候 おろし直段

金壹分式朱ニうるへしと丁子や申候 此節専彫刻差急キ候様子ニ候へハ 十二月下旬迄ニハ出来可申候 うり出しハ早春ニも成り可申哉 只今ハかりたく御座候 出板之節 例のことく二口飛脚へ差出し候事承知罷在候 あと六冊ニテ大団円ニいたし度候得とも 八冊位ならてハおさまり申ましく候 大江の傳よほと長キ故

ニ御座候 此度ハ親兵衛六巻の終りニチヨツト顔を出し候て すぐに終りニ御座候 是ニテ看官別してあとを急キ候半と存候 御覽之節御高評御略文ニてもはやく承り度今も願候

一当九月下旬の歟 大坂若大夫芝居ニテ八犬傳を狂言にとり組いたし候よし 十月下旬黙老の義被申越候故 早速丁子やに申遣し 大坂河茂に申遣し 右番付狂言本をとりよせくれ候様談し候処 河茂亦復多用ニテ長崎へ罷越候よし 今に右之返事不參候故 番付等手ニ入不申候 もし狂言本等御手ニ入候ハ、御幸便ニ御見せ被下候様仕度奉願候 是迄八犬傳ハ歌舞伎ニていたし不申候処 右之噂ニテ見たく存候 乍然多分筆かえ候事と存候 黙老が被申越候ハ未詳候処 先便御示教之趣ニテ 大かたハ猜せられ候へ共 尚隔屢搔癢こゝちに御座候 くれくれも右の狂言本見まくほしく奉存候

一俠客傳四集ハやうく四冊彫刻出来 追々校合いたし遣し候故 二三式冊ハ校合相済候 但し式の巻の内

繪つき式^三丁紛失故 写本書直し ほりニ出し候分 い
また彫刻出来不申候故 式之巻ハ式丁不足ニ御座候
巻の巻も序目口絵七丁ハ 今に彫刻出来不申候 ケ様
之勢ひニ候ヘハ 板にて大坂へ登せ 不残大坂に着ハ
年内無寛束候 依之先ニ彫刻出来の分斗 板を船つミ
にて大坂へ遣し 残りハ江戸にてすり込 すり本を
陸荷にて遣し可申杯 丁平申候へとも いかゞ致し候
哉 一向はり合無キ事ニ御座候 畢竟去年の冬 大坂
河茂勘定合ニのミ拘りほりニ出し候板をとり返させ候
処 二月の大火にて彫工^三類焼 夏はほりニ出し候事故
かくのこことく延引ニ及候 何事も勢ひにつれ候ものニ
候を あまり勘定たかく候故 小利大損ニ御座候 今
さら思ひ候ヘハ 俠客傳四集ハ 八犬傳がおくれ候半
と存候 遅速ハとまれかくまれ 出板之節如例二口飛
脚へ差出し候事 心得罷在候 御安慮可被下候 俠客
傳四集^三五ノ巻廿二三丁ニ書納め候処 ゆく所までやり
たく存 去冬眼力宜キ折ニ候間 稿本を書つめ 一行
四十五六字つゞニ成候 右細字故此節不眼の校合 甚

ひま入り後悔いたし候 書キ候ハ白帯へ黒ク書候故
手こゝろにて出来候へ共 彫刻の校合ハ 何分板ニて
つきうすく候を カケほりそんじ等一つも見おとすま
いと存 格別眼力をもちひ候故歟 書き候より校合ハ
目にさわり痛ミを寛候 とても夜分燈下にてハ見えわ
かす候故 白昼にのミ校合いたし候 それも曇り候日
ハ 薄くらくて見えわかつ候故 日数のミ多かゝり
候へとも 尚見おとしも可有之候 これらの苦心御遠
察可被成下候 かゝれハ当年も俠客八犬二書の校合ニ
て としをくらし可申候 尤不経済なれとせんかたな
し 不都合申はかりなく候
一^三 俠客傳三集の評書 先日黙老が被差越候 黙老も春來
公用繁務にて評も及延引候処 松坂御両子の評も不參
よし あかぬ心地ニ候間 略評なから認候 畢竟御兩
子の妙評を引出さん為のミニ候間 早々御両子へ見せ
くれ候様被申越候 乍然表帯かけ有之候故 状中へハ
封入いたしかたく候 近日幸便次第差遣し可申旨答置
候 依之今便江戸作者部類一包中ニ封入 入御覧候

桂窓子へも御廻し可被下候 尤 (破損) 采春迄ニ御

かへし可被下候 黙老評細密にハ無之候へとも さし
も見巧者ニて 見る処ハ屹とよく見られ候様ニ存候

御両君の外かくまで見候看官ハ 多く得かたかるべく
候 貴評御出来なくとも いかて被成御覽候て この

評の好ヲ被仰越候ハ、 黙老悦ひ被申候 この趣桂窓
子へも御致声可被成下候 貴君ハ夏来御多用故 評書

御出来被成かたき趣ハ 承知いたし罷在候 桂窓子も
御多用のよしニ候へとも 是ハわか手の事 イテとい

ふもさのミ御苦勞のすちにもあるましく候へ共 御む
ら氣ニて飽給ひしにもあるへし いかて桂窓子の御評

黙老に見せまほしき事ニ御座候

一 傾城水滸傳十三編上帙式冊 当月月上旬うり出し候 是 元

ハ去年のおくれニて 二年子ニ御座候故 はやくうり

出し候 程なく例の御方御手入 御覽被成候半と奉
存候 尤このたひハさしたる事も無之場故 御興薄か

るへき歟 難斗奉存候

一新編金瓶梅三集下帙 何分書候氣無之候故 当年ハ休 元

ミ可申思ひ定居候処 当春金瓶梅追々ニ世評高く 本
多くうれ候よし 依之板元泉市何分堪忍いたし不申

九月中ハ度々参りたのミ候へとも 合巻ハ何分細字ニ
てひま入候故 とても間ニ合申ましくト断ニ及候処

何分聞濟不申 画ひやうし看板等ハ 彫刻九月中出来
本文ハ及延引候とも 板を挽わらせほり立可申間 せ

ひくトしひて 此方の申事を聞わけ不申候 尤去年
下帙分の潤筆も一緒ニ被差越請取置候間 此節右潤筆

を返さんといふても 承知不致候故 出来の画 (破損) 十
冊わたし まつ画ハ先へかゝせ (破損) それニ準し書お

さまり候程 別帄ニ大字ニ書候つもりニとり極め 当
分泣ねいらせ候得とも 何分氣力すゞミ不申候故 今

以一行も出来不申候 明日比ハ取かゝり とまかくも
つゝり立候て可遣存候へとも 元来腹稿も無之候故

こまり申候 ケ様の仕合ニて責を塞キ候のミニ候へは
おもしろくハあるましく候 眼病を申立 已来合巻ハ

一同ニ断候心かまへニ候へ共 なましに左眼ハ無恙
候て よミ本を綴り候故 合巻板元承知いたしかね

候 依之潤筆を例より倍ニいたし候ハ、勘定つくニ

拘り承知いたし 合巻をかゝぬ様ニも成り申可哉と存

候得と（破損） □（破損） いまた發言ハ致し不申候 来春ニ至り候ハ

、右之趣を以一同ニ断候つもりニ御座候 それとも

潤筆一倍ニ成候ても 不苦候とて頼候もの有之候とも

見わたし候所 さやうの板元ハ一二軒ニ不過候 左候

へハさいそくを杜し候計略 この外あるましく存候

もはや七十に足をふミかけ候て 合巻の作ハしミく

といやニ御座候 何分ニも細書にて 趣向を案し候ハ

書候かくるしき（破損） □（破損）ニ御座候 度ミながら御賢察可被成

下候 板元も先比一兩度（破損） 一行（破損）

頼候得とも 右之趣故 内心ハそ

らふく風にて不及沙汰候 これらも実ハ旦夕の経済ニ

拘り候へとも 粥をすリ候とも かゝぬ方得意ニ御

座候 よみ本式組つもとしく綴り候ハも かなり

ニ煙はたつへく存候のミ 世路艱難 実ニ生ハ復ニ御

座候 世にあかれぬ内ニ はやく足を洗ひたく候へと

も 意ニ任せぬ事のミニ御座候

三一 〔天保五年〕 一一月一日

一（三） 両婚交傳 隔簾花影 拜見之事 先便得貴意候趣 御

承知被下候よし 何分読書のいとま無之 両婚交傳ハ

未及拜見候 隔簾花影は五冊迄見候迄ニ御座候 とて

も来春ならてハ卒業いたしかたく候 尚しハらく恩借

奉希候 二三冊の物ハ思ハすはやく見終り候へとも

大部のものハ一朝に披閱いたしかたく 且唐本ハ墨色

うすく候故 夜分燈下にてハわかりかね候処多く候故

おのつから披閱埒あきかね 心外及延引候 拜見相済

次第 略評差添返璧可仕候 今しはらくの処御許容奉

希候 一夕見候てハ 又一二ヶ月もうち過候へハ 前

の処忘れ申候 とほして見候違ハあらす せん方なき

仕合ニ御座候 一快心編（三） 小石氏汲引ニて御手ニ入候よし 至極おもし

ろく思召候ニ付 又見たくハ御允借も可被下候よし

承知忝奉存候 先年少ミ抄録いたし置候へとも その

抄録すらわすれ候 いかて拜見いたし度存候へとも

前文之仕合故 急ニ見候事成かね候間（破損）

返上（破損） 快心編御かし被下候様

一一九

いたし度奉希候 只今借用いたし候ても 見候いとま
無之候 まつく前の二書熟読いたし 来春返

上之(破損)のたのしみ_三にいたし度奉存候

一女仙外史ハ黙老所持被致候様子ニ御座候 もし可被成

御覽思召候(破損)趣黙老ニ申遣し かりよせ可(破損)

申 続西遊後西遊杯 彼人ニも見せ(破損)子細かし

被申候半と存候 尤思召ニ任せ可申候 先申こゝろミ

候のミ

金瓶梅御手ニ入候よし いかて一わたり被成御覽候様

奉存候 金瓶梅不被成御覽候てハ 隔簾花影の作者の

用心も思召とられざる事 多かるへく奉存候 両婚交

傳御手ニ入候故 平山冷燕の妙なる事 わきて思召あ

てられ候半と奉存候

一先使得貴意候瓊浦通全部熟読いたし候処 奇説は無之

候得とも 開闢の長崎の事をつくし候書にて 官府の

秘籍杯も粗記載いたし候実録ニ御座候 是迄長崎の事

書候物をあれ見候得とも 悞りも少からず候 瓊浦

通ハ俗書ニ候へとも 有用の書と存候故写させ置候

もし御覽も可被成候ハ、いつ也とも貸進可仕候 御
入用之節可被仰越候

○ 御内証御経済之好ヲニ付 御進退の(破損)御しらせ

被下 逐一承知仕候 当(破損)御

願被成候ニ付云云 貴兄ハ若山へ御隱居被成 三四年

も彼地ニ御住居可被成 御本宅は御賢息様 并ニ主管

衆に御ゆたね云云の趣ニ 御極め被成候ニ付 十一月

中敷 十二月上旬迄ニ御移轉の思召のよし されはと

て御隱遁ニもあらず 又官途に就給ふにもあらず ア

ヒサの御務有之候へハ 却テ御身の榮ニも被為成候す

ちも御座候よし しかのミにてハ未詳候へとも 先年

若山表の町年寄役を久しく御務被成候よし及承候へハ

此度も彼地へ御越し 三四年も町年寄役御勤歟とも猜

し申候 左様之義ニは無之候哉 何まれ御榮も御座候

よしニ候へハ 可奉祝候すちなから 一里もこなたへ

近く御住ひ被成候ハ、 歎しく候半 三十餘里也とも

国を隔 境をさらせられ遠さかり給はん事ハ うれた

く おのつから御文通も手遠ニ成り 差またき不使の
事多かるへくと妙ならず存候へ共 それ得いかゝハせ
ん 已来とも拙翰帉包など差出し候ハ、御子息様御
名宛ニて 御本宅へ向ケ出すへき旨 并ニ御子息様へ
添状等ハ無用にいたし 金銭勘定等有之候節ハ、その
書付の (消損) 差添候様 件々 (破損) (破損一行分)

趣ニ可致候間 御安心可被下候 何にせよ十一
十二月中の御移徒ハ 寒風の節ニて御苦勞ニ奉存候
君御一人ニてハあるましく候 御令政様も御同行敷と
奉存候 これらの趣追ミ承知仕度候 来春暖^{アタカ}ニ成候て
御出かけ被成候ハ、可然候へとも それもこれも故
ある事なるへけれハ 外々声をからすも無益の事と文
略仕候 いかて寒氣御いとひ彼地ニ住つかせ給ハ、
来春くハしく御示教被下候様いたし度奉存候

一易に吉凶ハ動クに起るといへは 動くも大事なれと
又動かねハ凶を転して吉になすこともかたかり 君の
動キ給ふハ 動くに似て動キ給ふにあらず 御本宅の
固メ御子息様ニ御任せ 一轉の場所尤可宜奉存候

右ニ付先便愚表申試ミ度事も有之 云云と申候ニ付
御聞被成度よし被仰越 承知仕候 萬事脱落なき君に
何事をか申へきなれとも 俗に云岡視八目とやらにて
千慮も亦一失あり 愚 (破損) なきにあらず □
向にハ (破損) 申候ハ別義 (破損)

二字に御座候 (破損) 続西遊記
の愚 (破損) 御承知 (破損)

必才 (破損) 行ふことの
得ならぬもの也 つらくと物を案し候へハ 君かと
し来御苦心のかひもなく すへてあともとりして画餅
になりしハ 定て才に任せられて多く機変を行ひ給ひ
し故ならんと猜し候 既に御退隱の今々後ハ 又機変
を行ひ給ふ事もあるまじけれハ いハでもあるへきな
から機変は子ミ孫ミ迄もいましめて 只自然を守る事
長久の計と奉存候 破敗の世帯を受とりたりとて そ
の破敗をもとのことクニ建直さんと欲すれハ 心機変
を行ねハならぬ勢ひ也 愚をもてその宜キに就とな
らハ 一寸の疵アル物をゆつり請たらハ その一寸が

外ニ疵を大きくせまいと心かけて 自然によらハ 疵
 へいつまでも一寸にてあるへし それを愈さんとして劇
 劑をもちひあちにしこちにして 多年いちりちらす内
 に その疵大きくなりて 本復しかたきに至るもの間
 有之 只天事と人事ト両ながら得されハ 才ありとい
 へとも機変もかひなし 縦天事と人事と両ながら得て
 機變のその図にあたる事あ(破損) 一旦の敗を救ふのミ
 にて 長久の(破損) あらすと愚ハ存候 人ハ只天(破損)
 受たる所厚薄なきことを(破損) 運をはかりて分
 を守る(破損) いふへし 世に短命をかなしミウ
 らむハ 命を知らぬ迷ひ也と列子に見えたり 人に命
 の長短あるを見て 命の厚薄も亦天授なるを知るへし
 誰もく天命を知りたるやうに思へと 実ハみな知ら
 ぬにそありける 君か御破敗ハ 無敬至極なから 機
 變の崇ならんと奉察候故 親友の間無益の事に似たれ
 と 愚衷をつくしまつり候 誠に孔子に語道 釈迦に
 法問に似て をこましく思召候半歟 野人の獻芹曝
 背ト御聞なかし可被下候 前便交遊之間之事ニ付 内

ミ注愚衷候処 右ニ付云云御示教被成下忝奉存候 已
 来大ニ心得被成候事故 別して忝奉存候
 一黙老子も品により来春ハ国勝手被申付 讚州住居ニ可
 成哉のよし御座候 右のわけは筆頭の家老某 来春致
 仕隱居願候噂有之 その人致致候へハ その次ハ黙老
 のよし 筆頭家老ニ成候得ハ 公儀御製札に姓名の
 り候故 是非国許ニ不罷在候てハ不相濟事のよし い
 またしかといたし候義ニは無之候得とも 互に老年の
 事故再会はかりかたく候 左様被成候ハ、 不相替文
 通いたし度よし被申越候 貴君ハ紀州へ御移り 老人
 讚州へかへり候ハ、 同好の友遠方ニ相成り不便之至
 何分妙ならずうれたく存候得とも せんかたなく候
 人世浮萍のことし 今にはしめぬ事ながら 晩年に至
 りてハ 何事も心よハく成候故歟 わかれにあらぬ別
 離の情 今更やるかたもなく候
 君か為たゝぬあつまのことなればねはなほかよへと
 ほさかるとも
 御一笑ノ

再白

一条御請申おとし候 江戸名所図会后編之事 被仰越
承知仕候 丁子屋ニ聞候へは 来春ハ出板いたしかね
候 来秋ニも可成哉 画工雪旦ハ老人の事ニて 近異こ
ろ病死いたし候 雪旦子息細画をよく致し候故 不足
の分画せ候よしニ御座候 右名所図中 めくろ比翼塚
杯遺漏多く 且町名杯にあやまりも往々有之とて わ
ろく申候ものも多く候へとも 本ハ追々捌候故 板元
三匁直上ケいたし 今以引下ケ不申よし 平兵衛噂ニ
御座候 さ候へハ後編出板いつ比ニ候哉 難斗候へと
も 出候ハ、早速飛脚へ指出し可申候 此段御承知可
被下候

一 後言事しりうといふ書近ころ出候 被成御覧候哉 当今
の江戸国学者流を誹謗いたし候書ニ御座候 何々奇談
なと々ちかひ尤なる事も御座候 いぬる比ある人に借
覧いたし候所 至極おもしろく覚候間 一匁かひ入可
申存 丁平へ申談し候所 出板後ちとむつかしく御座
候ひしか 泣ねいりニ成候へとも 遠慮いたし候故か

三二 「天保六年」正月一日

此節一向ニ本無之候 いかて穿鑿いたし手ニ入次第上

可申候ト申候間 左候ハ、手ニ入次第 二三匁さしこ

しくれ候へと やくそくいたし置候 一匁ハ貴君へ

一匁ハ黙老へ世話可致下心ニ御座候 右の作者ハ兩三

年前古人ニ成候よし をしむへき才子ニ御座候 銀座

の手代ニて琴彦といふ人のよし及聞候キ

一 江戸繁昌記 二編三編被成御覧候半と奉存候 野生ハ

いぬる比見候き 達者成ル文章に候へとも 畢竟ハ漢

文故に多くうれ候事と存候 ひらかなにつより候ハ、

二編の湯屋の段杯ハ 三馬か浮世風呂のヤキ直しニ御

座候 第三編書籍の述懐は質屋庫の模擬に御座候 此

外

(後欠)

〔料紙、薄綠色巻紙〕

三二 「天保六年」正月一日

〔紙背・別筆〕

正月廿八日返書下し

尚々 餘寒御いとひ専一ニ奉存候 不相替御繁昌の
御噂承り悦しく奉存候

別翰致啓上候 新春之御慶本到ニ目出度申納候 于今
餘寒嚴敷候処 其御地被成御揃 弥御安全ニ可被成御
超歳 珍重奉存候 随而蔽屋無異ニ致加年候 乍慮外御
休意可被成下候 然は旧臘 俠客傳(三)三集序文其外とも
三ヶ処校合見おとし有之候ニ付 以書状入木直し候事
得御意候 其節丁平殿が早便ニて飛脚へ被出候よしニ
御座候へハ 早春到着被成御覧候半と奉存候 右直し
出来候ハ、御幸便之節又きすりに被成 為念御見せ
可被下候 俠客傳彫刻 意外ニ延引ニ及ひ候へハ 旧
臘不残板着いたし候哉 承り度奉存候 いつ比のうり
出しニ相成候哉 是亦御しらせ可被下候 拙家去春中
が悴病臥 今以引籠罷在 且老婆も乍憚足ニ腫物出来
自旧冬打臥罷在 且無人ニて甚困り候 老拙眼病もと
かく同様ニて 著述はか行不申候 是迄とハふり合大
ニちかひ候間 合巻画草紙の作ハ諸板元一同へ断候へ

とも 中ニハ三代なしミの板元一二軒有之 無扨被頼
潤筆是迄が一倍ニ差出され度よしニ付 任其意置候
右之仕合ニ候得は 俠客傳 美少年録共 潤筆八犬傳
の通りニ申請度旨 去中丁平殿へ一寸申聞置候間
此段御承知可被下候 それとも潤筆岌ミ候て御迷惑ニ
も候ハ、無御遠慮被仰越候様奉存候 さらく貪り
候義ニハ無之一眼ニて格別にひま入 且校合其外も
夜分燈下ニてハ出来かね候間 無扨右之趣ニとり極め
申度存候のミニ御座候 追て丁平殿がも可被得御意候
得とも 序ニ付比段申述候 左様御心得可被下候
一 先年が御頼申候 大学衍義并ニ和訓栞 とり度 当年
ハ船つミ御幸便之節 御下し被下候様いたし度奉頼候
追々及老年候へハ甚待わひしく存候ニ付 御迷惑ニハ
候半歎 此段御頼得御意候 右代料ハ潤筆ニて御指引
被成候とも 或ハ別ニ金子ニて勘定致候共 御都合宜
敷様ニ可致候間 かねて御承知可被下候 右可得御意
如此御座候 恐惶謹言

正月十一日

瀧澤篁民

河内屋

茂兵衛様

三三〔天保六年〕二月二日

尚々もし当春も茂兵衛様長崎へ御出被成 御留守
中ニ候ハ、御見せの衆中御断り置被成候て 御帰
宅之節 無御失念御披露被成候様 奉願候

一筆致啓上候 寒暖不順之時候ニ候処 御揃弥御安全
被成御消光 珍重奉存候 然ハ二月四日之御状式通
同十二日自丁子屋被届之致拝見候 俠客傳四集校合見
遣し有之候ニ付 旧臘丁子屋幸便ニたのミ 書状差出
し候処 後ニ承り候へハ 其節丁子屋が幸便無之 校
合之義ニ付先拂ニて飛脚へ出し候よしニ御座候 然処
右書状早春ニは御地に着いたし候へとも 飛脚状配り
脚賃高料ニ申候間 御店之手代衆拙者方々之用書と御
見受なから叱り返し 書状請取不申よし 尚又早春拙

三三〔天保六年〕二月二日

者方々差登せ候書状ニて 右校合之事御承知被成候へ
とも 最初の書状不被受取候故 何分わかりかねよし
被仰越 致承知候 依之今般尚又右校合見おとしの分
別昏ニしるし 此度ハ丁子やに不頼 拙者方々脚賃江
戸拂といたし差出し候間 定而御請取被成御覧候半と
奉存候 俠客傳四集板不残着之節 別昏の通り無相違
御直させ 直しの処ヌキすりニ被成 御見せ被成候上
ニて御すり込せ可被成候 右俠客傳四集校合 去年九
月節句後々とりかゝり 十二月中旬やうく校合いた
し終り候 尤序文ハほりおそなハリ 十二月上旬やう
やく出来参り 板のほせ出船有之よしニて 丁子屋が
ことの外急キ被申候ニ付 序文ハほりもよろしく候か
甚せわしく校合いたし遣し候故 つひ見おとし有之
尤遺憾不少候 凡四ヶ月の間 校合ニいとまを費し候
苦心 御遠察可被成候

一京大坂の飛脚問屋 江戸がらん先拂ニいたし出し候へ
ハ 定式が賃錢倍し 伴頭の徳分ニいたし候よし か
ねて及聞候へとも 書状壱封ハ脚ちん六日限早便り百

一二五

廿四文ニ御座候 それヲ餘計ニとり候とも 百五拾文
敷式百文の上ハ出不申事と存候 それを拙者方々之急
状と見受ケながら 不被受取候 御見せの衆の取斗ひ
よほときひしき御家風と寒心いたし候事ニ御座候 う
り出し御急キも不被成候御様子ニ付 此度ハ十日限ニ
いたし 脚ちん拙者方々出し申候 此段御承知可被成
候

一拙者事去夏大病後大ニよハく罷成り 且当正月六日七
日比々流行之風邪ニなやミ候処 三度も四度も引かへ
し今に月代いたしかね 長髪白髯の爲体ニ罷在候 其上
右眼ハ去春已来一向ニ見え不申候 左りの方一眼のミ
に候へとも それも夜分ハかすミ ともし火のもとニ
て筆とり候事成かね候 疝積腰痛ハ常の様ニ成り 歩
行ハ一向出来かね候 ケ様之仕合ニ候間 合巻画草紙
細字の書ものハ難義ニ付 その向諸板元へ一同ニ断候
へとも 鶴屋泉市ハ三代之なしミニて 拙者作の合巻
年々新板無之候てハ 春の商ひの障りニ成候よしニて
度々口説れ潤筆ハ是迄の一倍ニ可致候なと被申候 あ

へて潤筆の多少ニ拘り候事ニも無之候へとも 久しく
なしミの事故 すけなくも断りかね候 先つ其意ニ任
せ置候 依之よみ本類も右之趣ニて 少ミの事ながら
八犬傳同様之潤筆ニ申受度よし 先便得御意候処 俠
客傳ハいつもうり出しの時節あしく候故 御引合かね
被成候ニ付 是迄の通りの潤筆といたし候様被仰越 致
承知候 右之趣ニハ候へ共 潤筆之義ハいか様ニても
宜しく候 但し俠客傳四集五冊ハ 一昨年巳ノ冬十月
下旬稿本綴り終り 一二三板下出来の分ハ 丁子やが
板木師^ハにわたし候処 正月二日うりの間ニ合かね候間
彫刻御延引のよしニて 右板木師へわたし候板下筆工
とり戻し候よしニ御座候 然ル処去春大江戸大火ニて
板木師共類焼いたし 丁子やも同断ニ付 昨春ほりニ
出し候俠客傳彫刻故障のミニて及延引候上 此度ハ大
坂に而職人ニ御すらせ被成候よしニて 板木不残船つ
ミにて御とり被成候故 いや／＼遅滯いたし うり出
し時節あしく成候事ト存候 それを作者の咎のやうに
うり出し時節いつもあしき故 御引合不被成よし被仰

越 何とも迷惑いたし候 此段失礼なから得与御勘考
可被成候 何分いきほひを抜キ候てハ 三ヶ年ニ及候
ても出来かね 間ニ合不申候事自然の勢ヒニ御座候

一前文之趣ニテ 拙者事老衰の上眼氣あしく成候故 心
斗ハ急キ候へとも よみ本類著述屋のミ故 是迄の通
リニ速ニハ成かね候 右ニ付俠客傳五集も 中く急
の御間ニハ合かね可申候 もしあまり長引候ハ、先
達而被遣候五集潤筆内金ハ 先つ返却いたし度 此段
丁子屋へも致相談置候 随分つゝり候つもりニハ罷在
候へとも もし当年中ニも来年ニも出来かね候ハ、
きのとくニ存候故 萬々一左様之仕合ニも成候ハ、
金子返却可仕候間 此段かねて御承知可被下候 是等
之趣得御意度 先便之御答旁如此御座候 恐惶謹言

二月廿一日

瀧澤篁民

河内屋

茂兵衛様

尚々 御手代衆庄兵衛殿も御状被遣候得とも 右同
断之義ニ付 別段御返事不致候 宜く御傳声可被下候

三四 〔年未詳〕 正月七日

三四 〔年未詳〕 正月七日

尚々 乍輕少家製黒丸子一包致進上之候 右は新年
慶賀之寸贄迄ニ御座候 御祝納所希御座候 已上
新春之御慶不可尽期 重畳目出度申納候 先以御捕弥御
安全可被成御超歳 珍重奉存候 蔽屋無異致加年候 御
休意可被下候 為年始御祝詞可申演如此御座候 猶期永
日之時候 恐惶謹言

瀧澤篁民

正月七日

解〔花押〕

河内屋

茂兵衛様

付封一

大阪心齋橋筋馬喰町

河内屋茂兵衛様

江戸

瀧澤篁民

本十日限賃錢濟

十月朔日發

自神田明神下同朋町(五通)横丁

瀧澤(印)

付封二

十二月十一日出

瀧澤(印)

丁平様封中幸便

(破損)

大阪心齋橋筋馬喰町

河内屋茂兵衛様

江戸

瀧澤篁民

早便要

後編
書簡
補注
篇

一 〔文政二年〕八月六日

一 〔己丑日記〔四月八日〕〕

一、夕方、大坂や半蔵来ル。速にかり普請出来、壳葉渡世はじめ候よし、石魂録板も焼不申よし申之。大坂河内や茂兵衛より、先月下旬金子到着のよしにて、封の^(ママ)持參。則改封之上請取之。右ハ俠客伝初編潤筆之内金也。為念請取書遣之。長談数刻。暮六時過歸去。

二 同〔三月二日〕

一、四半時比、筋違御門外伏見屋材木置場より失火。大工切組致罷在候たばこの火、かなな層にうつり、材木に火うつり候といふ。大風ふき不滅。右ニ付、築土明神下疊さし市五郎・通油町鶴屋喜右衛門手代、為見舞来ル。然ル処、右飛火神田川を越、小柳丁二丁目へうつり候よしニ付、鶴や手代ハ早々歸し遣ス。其後、山田吉兵衛も為見舞来ル。此方風上ニ付、早々歸去。九時比、浅草御門の内辺又飛火。彼是の

一 〔文政二年〕八月六日

火処々に飛移り、延焼限りなし。風開種々定かならず。昼後、神田明神石阪上へ罷越、遠見。東南之間火口五ヶ処もえ立、風つよく候ニ付、火勢もつよし。内神田三河丁ハ残り、其外石町がし辺迄類焼。伝馬町牢やしき・本町筋・油町・馬喰丁・塩町・横山丁・両国辺・浜町・小あミ町・靈巖嶋・日本橋通り筋・新橋迄延焼といふ。夜ニ入、いよ／＼延焼。深川へも飛火いたし、多く焼るといふ。或ハ芝田町辺迄も延焼といへども、定かならず。日本橋・今川橋ハやけ落、江戸橋もおちたりといふ。いづミ橋ハ欄干のミやけて不落といふ。晝ニ至る迄火しづまらず、文化三年丙寅三月四日大火已来之火事也。芝居も三芝居共類焼といふ。懸意の板元、つるや・西村や・もりや・山口や・大坂や半蔵等、皆類焼なるべし。すぎやがし辺延焼のよしニ付、みのや甚三郎・画工英泉・芝神明前泉市も類焼せしか、未知之。はま丁河藤半平・甚左衛門町芝や文七・小あミ町西野や幸右衛門・十軒店英平吉も大かたやけたるべし。宗伯病中、予も遠方へ歩行不自由ニ付、火事場へ見舞候事不叶。只想像するのミ。清右衛門ハはじめ失火之頃、早速かけ付候へ共、此方風上ニ付、心づかひ無之ニ付、早々歸去。京橋小林氏もやけた

るべし。

同〔二二日〕

一、昨日之大火、今朝五時比悉消滅早。……

同〔二三日〕

一、昨日、清右衛門人足ニ酒もたせ、つるや・にし村や・山口や・もりや等ニ遣候よし。此四軒并ニ二見やハ土蔵恙なし。いづれも酒遣之。大坂や半蔵ハ土蔵やけおち、石魂録板ハ持退候へ共、先ニて焼亡、丸やけニて、甚力を落し候様子
のよし也。二見や大坂やへも酒遣之。

一、今日、やけ場方角付うりニ来ル。かひ取見候処、深川ハ恙なし。西ハかまくらがし迄、東ハ両国まで、南ハ土橋ニてやけとまる。英泉いづれへか立退候哉未詳。

三 己丑日記によれば、五月以降下記のごとき病氣の記事がある。(一ツ書は省略)

〔五月〔五日〕〕今日来客。且、節句ニ付、昼後より廢筆。……予兩三日来少々感冒、昼後より悪寒いたし候ニ付、予、平臥、読書のミ。但、当分の症也。(一五日) 予、今日感冒の気味ニて背中悪氣。夜ニ入、服薬。(二〇日) 昼後より、予又感冒悪寒、且、食滯之気味ニて、中落疼痛。依之、宗伯調劑服薬ス。……

〔六月〔五日〕〕殺生石後日三編、……昼後より又感冒寒熱ニ付、

平臥。廢業也。(六日) 予、今朝ハ熱氣順快、宗伯も頭痛順快。……(七日) 予、外邪之上疝積ニて不食上、腰痛ニ付、

廢業。(八日) 予順快、お百も順快也。

〔七月〔一日〕〕予少々感冒之気味ニ付、保養。(二日) 予、今日も氣分不引立ニ付、著述ニしたしませず。読書、以消日了。

(二日) 予、昼前より水瀉四五度。依之、宗伯調劑、服薬ス。中暑の気味也。(一九日) 予、中暑水瀉ハとまり候へ共、氣分不引立候間、読書消日早。(二〇日) 予、中暑末痊快ニ付、連日著述廢業也。

四 己丑日記の一月より三月までの間に俠客伝執筆の記事は見当らない。

五 己丑日記〔八月五日〕

一、山口や藤兵衛方普請出来のよしニ付、……将又大坂半蔵方より、大坂河内屋茂兵衛より六日限早状度々参り、俠客伝写本及催促候間、病氣之趣申遣し候へ共、尚又度々差越候。依之、一冊ニても認くれ候様申来ル。依之、近々此方より大坂河茂へ書状遣し可申候事。

同〔八月四日〕

一、昼後、清右衛門来ル。……且、昨日大坂や半蔵方へ罷越

候ニ付、申付候口状申述候処、半蔵病人、七月中より不出來ニテ、打臥罷在候よし。右ニ付、美少年録二輯さし画、北溪方より画キ不参、并ニ板木師も埒明不申ニ付、其義のミ苦勞ニいたし、病中日々申くらし候よし、同人内義申候趣告之。并ニ山口や藤兵衛方へ立寄、申付候口状申述候処、英泉方へハさし画折々催促ニ遣し候へバ、出来不申故、及一覽ニ及び候よし。此方出来三之巻、兩三日中、使ヲ以、請取ニ参り候節、藤兵衛申候趣告之。

一、右大坂や半蔵、病中、画工不埒明事苦勞ニ致候趣ぎのとくニ付、渡口花山方まで其段申遣し、北溪方へ伝へさせ、一日も出来候様いたし遣し度思ひ候間、手紙認、今日清右衛門へ申付、花山方へ届候様談じ、もたせ遣ス。

同〔八月五日〕

一、今朝、中川金兵衛來ル。……依之、大坂や半蔵、(虫損)可□物(虫損)がたり、帰路北溪方へ立寄、半蔵病臥、美少年録二輯さし繪延引之事氣ニいたし、日々申くらし候よしニ付、早々画キ、病人の心を休め遣し候様伝言申くれ候様、巨細ニ談じおく。尤、昨日飯田町へ書状遣し置、近日花山方へも右之段頼遣し、北溪へ申繼せ候つもりニ候へバ、金兵衛幸便はやく候間、此段、今朝たのミ遣ス。

六 同〔三月二十四日〕

一 〔文政一二年〕八月六日

一、昼後清右衛門來ル。……帰路、をハリ町英泉をたづね候処、芝浜松丁三丁目家主伊兵衛方ニ罷在候趣、札有之候へ共、帰路ニ付、不及尋帰宅の旨、告之。

同〔三月二七日〕

一、今日昼前、門前脇ニテ、お百、英泉ニあひ候よし。今日根津縁者方へ罷越、当分罷在候ニ付、荷物、船ニテ筋違御門外迄つミつけ候よし申之。近日罷出べき旨申候よし也。

同〔四月一二日〕

一、画工英泉來ル。先月中之饑別并類焼見舞答札也。芝浜松丁へ同居致候処、尚又勝手ニ付、根津七軒丁へ引移候よし申之。雑談後歸去。

同〔四月二三日〕

一、昼時、大坂屋半蔵來ル。過日申遣候画工之事也。其後、原田吉十郎ヲ以国貞方へ兩三度かけ合候処、とかく決着いたしかね候間、及斷候。然ル処、英泉義も石魂録後集画セ候節、義絶同様之手紙差越候ニ付、今更たのミ候事難義の趣申之。いづれ花山方北溪事間ニ遣し、かけ合之上何レとも取極可申間、四五日見合せ可然旨及相談、此間数刻、其後歸去。

同〔五月一日〕

一、昼前、画工英泉来ル。三月類焼前遣し置候ふろしき一枚、
 被返之。美少年録二輯さし画の事、河茂より示談。英泉ニ
 宿魂有之、板元大坂やへ致彼是意味有之ニ付、右のさし画、
 北溪はたのミ候趣申聞ケ、尚又、已来大坂河茂板さし画の
 事抔心得の為、内々及示談。其後帰去。

七 同〔八月一三日〕

一、今朝、お百を以、馬喚丁横山丁へ遣し、……并ニ大坂や
 半蔵に、去ル六日早状ヲ以、河内や茂兵衛方へ俠客伝著述
 延引のわけ委細申遣候間、安心可致旨申遣ス。半蔵痰咳つ
 よく、且、盗汗おびたゞしく出候よし、大病也。しかる處、転
 蕪いたし、昨夕ハ咳も遠く、盗汗も多からざるよし口状、半
 蔵老母内義へ申置、四半時比帰宅。

八 同〔八月六日〕

一、大坂半蔵病氣、彼是ニ付、俠客伝著述延引のわけ合、大
 坂板元河内や茂兵衛に委細ニ可申遣存、昼後、長状認之、
 夕方、お百にもたせ、瀬戸物丁嶋やに遣ス。

九 文政一〇年夏馬琴大病し、八月七日床上げして、これまで
 の「笠翁」を改めて「篁民」とした。これは宗伯の仕える松

前老侯道広が祐翁と号せることより、宗伯のために翁の字を
 憚ったためであり、またさきに馬琴は文政七年甲申五月剃髮
 して笠翁と称したが、同月飯田町の旧宅を去って神田の新宅
 に赴く日、小雨が降り傘をさして昌平橋を渡り果て金沢町ま
 で来た時、傘の柄が忽然と折れたことがある故にもよるとい
 う。(『著作堂雜記抄』・「後の為の記」『曲亭遺稿』所収。参
 照。)

一〇 己丑日記〔二月一日〕に、鶴屋嘉兵衛へ崇正通書・通徳類
 情等注文のことがみえている。

一一 注一 四月八日日記参照。

〔補注〕己丑日記〔九月一四日〕

一、……○大坂河内や茂兵衛より之来状飛脚やより届来ル。
 先月の返書。八月廿二日出八日限早状也。

二 〔文政一三年〕正月二八日

*この書簡は既に「曲亭書簡集拾遺」に収められている。
 なお三村清三郎氏により注も施されているので、同氏の注
 ◎として再録する。なお、翻刻の上に於て三村氏と柴田の
 読方に若干の相違がある。

一 ◎この手紙は天保庚寅のものなるべし。

二 天保一二年己丑日記より一・二月中の滝沢家の病人の様子を抄録すると左記の如くである。(一ッ書省略)

(一月)(二〇日) 今日終日向寒甚し。且悪寒ニ付終日廃業、安火に倚る。……宗伯風邪ニ付、療湯湯液用之。但輕症也。不及平臥。(二日) 予昼後より又風邪也。昨日久々にて入湯のゆゑ歟。但輕症也。(五日) 宗伯風邪寒熱つよく、昨夜ハ不寐のよし。夕方より又煩悶、自療の服薬用之。おみちも風邪也。予ハ輕症にて追々順快。此節家内一統感冒。その内輕症あり、宗伯は如例質弱にて平臥。しかれども当分の症也。(六日) 此節家内一統感冒、その中宗伯おもし、乍然今日ハ聊順快。其余皆当分の症也。(七日) 宗伯今日も感冒同様にて終日平臥。お百も同断、半起平臥也。(八日) 宗伯風邪少々順快、但夜中痰咳多く出。(九日) 予、昨夕より疲労不寐ニ付、不堪寒氣。終日廃業、倚安火。お百感冒再感、夕方より悪寒つよく不堪よしにて、宵より臥す。うとん服用汗をとる。宗伯、痰咳同様にて今以平臥也。(二六日) 今夜おそく帰宅ニ付〔馬琴・宗伯・おみち同道、太郎を携え大丸にて買物、堺町芝居二幕見物、夜四時帰宅〕、お百癩症ニ障り、宗伯申様不宜越及口舌候ニ付、予お百を和解利害説示し候処、却癩癩さし発り、取つめ候ニ付、みな介抱、熊胆を用ひ候処、少しく治る。且血暈も有之

二 〔文政一三年〕正月二八日

ニ付、尚又神女湯用之。夜八時過に及び、みな介就寝。

(二七日) お百不快同様にて終日平臥。一向食氣無之。尚又神女湯用之、昼うとん一碗、夜食ゆつけ一碗わかたに食之。

……宗伯風邪未痊快。且癩症并ニ痰氣にて塞キ候よしにて終日平臥。(二八日) お百不快、今日も同様にて平臥。一向食氣無之。例の病癖也。宗伯も塞候様子にて終日平臥。(二九日) お百不快、今日も同様にて食氣無之。只是押門子宮を剋し候故と心付候を以、宗伯に教諭、母子和順、宗伯調剤の薬用之、干うとん少許食之。

(二月)(五日) お百病氣とかく同様ニ付、今夕より臥房を易、六疊の間に臥しむ、食事ハかるく一碗つゝ兩三度也。今日予氣分不引立ニ付廢筆。(六日) お百病氣追日少しつゝ順快也。(六日) 予昨日より風邪、依之宗伯ニ申付、今日昼後より服薬、但輕症也。(晦日) お百此節全快、家内いづれも安全。迎新年歡ふへし。

三 己丑日記〔二月一三日〕

一、八犬伝七輯上帙かねてやくそくニ付、いせ松坂との村佐五平へ遣し候ニ付、右書状認之、長文にて夕方書早。……

同〔二月一四日〕

一、松坂との村佐五平へ遣し候八犬伝七輯上帙巻口、并ニ八人抄包之、其後、大坂河内や太介父太市郎へ遣し候返翰長

文認之。右ハ大坂金屋和三郎といふ町人、当地柳川弟子に
なり度といふ事、并ニ八犬伝七輯より弘の為知、巡鳥記七
編著述等之事、件々及答、柳川事并ニ巡鳥記著述ハ及斷、
尚又崇正通書・宗鏡等直段間ニ遣ス状也。

一、夕七時比、清右衛門来ル。……其外、佐五平へ遣し候紙
包、并書状、伝馬町との村店へ出し、大坂河太に遣し候状
ハ鳴やに可出旨、それく申付遣之。……

文政一二年一二月一四日付、篠齋宛馬琴書簡（京都大学蔵
「馬琴書簡集」一所収）

……抑今年三月の大火にて所親多く類焼、右一義にて四五
月を空しくおくり、七月より著述ニ取かゝり候処、九月に至
り転宅の発起有之、根岸へ退隠いたし候ハ、悴養生の為可
然と存、地処借用既に普請ニ取かゝり候迄ニ手当いたし候
処、俄ニ方位之故障ニ及び、其義も来春迄及延引候。又こ
の義にて九十十一月とその事ニのミ取かゝり罷在候上、十
一月下旬より老妻病臥にて、今以不至痊快候処、下女も無
拋義にて俄ニいとま遣し、此節尤無人、何分小児と病人の
手当等、万事殆困り入申候。時節から故、急ニ代りの奉公人
も無之、親類ともより代りく参り資候へとも、行届不申
候。如此事共にて心外不音之仕合、御遠察御海容可被下候。

四 滝沢家の下女の出入りは、毎度のことながら、お百病中の

ことゆえ、馬琴は日記に縷々記している。以下己丑日記より
の抄録。（一ツ書省略）

〔二月（晦日）薄暮、下女かね弟、あたこ下土方家中高橋安太
郎と申者よりかねへ使札。かね母病氣ニ付あひ度よし、暇申
請、此ものと同道、罷越候様申来ル。右使のものハ安太郎
従弟のよし也。此方ニもお百病臥之処、右の趣ニ而及迷惑
候得とも、親病氣と申ニ付即刻宿へ遣ス。尤明日ハ早々罷
帰候様申付遣ス。

〔二月（一日）夕七時比、下女かね弟高橋安太郎より書面を以
かね母大病見放かたく候間、かね事今しはらく暇申請度旨
申来ル。然とも此方ニも重病人有之、手支ニ相成候間、今
夕罷帰候上にて、病人同様に候ハ、尚又暇可遣也。もし帰
かたく候ハ、代りのもの差越候様委細使之者へ申談させ遣
ス。しかれともその後沙汰なし。（三日）今朝四時前、かね
宿より帰来ル。同人母病氣とかく同様のよし申之。手みや
け持参。熊胆五六分遣之。（五日）夜五時前、下女かね弟高
橋安太郎より使札。病人あひたきよし申ニ付、只今よりさ
しこしくれ候様願来ル。夜中ニ付明日可遣旨いふともいへ
とも、使之者強て願ひ被下の趣、わかまゝに聞之候へとも、
枉て右使と同道にて一夕のいとま遣し、明日無遅引可罷帰
旨、申付おく。（六日）昼後、清右衛門来ル。かね事今日不
立帰候ニ付、夕方おさき遣し候様請之。……おさき今夕止
宿也。かね義重々わかまゝのいたし方にて今日不帰。病人

并小兒有之ニ付、めいわく限りなし。但しお百今日ハ食事一碗程々兩三度食之。(七日)お百今日歸し候つもりの処、雨天ニ成候間止宿いたし、明日可歸旨申付、任其意おく。夜ニ入暮六時過、下女かね弟安太郎使のよしにて、かね母病氣とかく見放ちかたく候間、亦々暇申請度旨申來ル。此方とても病人有之処、無体ニ奉公人を引上ケ候て、今更等ニ暇申出候趣、不実のいたし方也。右かね事ハ土岐村元立請人にて差越候奉公人ニ候処、いまたしる人ニもあらぬ安太郎とやら人より暇願候事、筋ちかひニ有之、いつれニも明朝当人差戻し、その上にて人代り差入れ候ハ、暇可遣旨おみちを以申付遣ス。使之者種々取かさり難洪之趣申候へ共、いつれニも使の事ニ候ハ、罷歸り此旨可申達旨申示し遣ス。右かね事先月廿五日母参り内々縁付候相談いたし候事有之、全く高恩を忘却いたし、親病氣と偽り暇願候事、此節あらはれ寔ニ不屈のいたし方ニ付、明日右之趣麻布土岐村氏へ申遣し、糺しもらひ候様おミちへ申付おく。(八日)下女かね一義、麻布土岐村元立におみちより申遣し候つもあり、昨夕文したゝめさせ、今日日雇太兵衛を以麻布へ遣ス。…昼後、使日雇人足太兵衛歸來ル。元立老より返書。今日かね弟安太郎方へ罷越、虚実相糺し、明日此方へ参り委細可及相談旨申來ル。…今朝四時比、おさきを飯田町へかへし遣ス。薄暮おさき又來ル。今夕も止宿也。(九日)夕方土岐村元立來ル。昨日申遣し候下女かね一義ニ付、今朝土方大和守殿

二〔文政一三年〕正月二八日

やしきかね母方へ罷越、相糺し候処、推量のことくかね母病氣と申立候は偽りにて、かね事ハ青山高木との家中何かし才兵衛と申もの親類にて、右方養母のつゞきのもの病氣ニ付、為看病差遣候と申之、重々不埒ニ付、本金返納可致申談し候よし也。尚又明日高木内才兵衛方へ罷越、様子見届可申旨被申之。本金とり立候とも急ニ整ひかたく候半。はやく人代り差出し候様取斗くれ候様談之。…今朝四時比、おさき飯田町宅ぬかへる。…暮六半時比、おさき又來ル。今夕も此方へ止宿也。(一〇日)今日昼迄雨天ニ付、おさき今日も此方へ止宿。(一日)今朝四時比、おさき飯田町へかへし遣ス。時節から旧宅も多用によつて也。…昼前大藏十九兵衛來ル。予対面。…此節無人のよし物かたり候へハ、雇婆之心あて有之、早々聞糺し可申旨約束ニ及ぶ。…(二日)早朝大藏十九兵衛來ル。予対面。昨日申談し候雇婆之事、浅草聖天町ニ罷在候ニ付、早速罷越たのみ置、右ハ先達而十九兵衛方にて雇候もの也。今日罷越候ハ、可遣哉のよし申之。則参り次第遣しくれ候様たのみおく。談し早て十九兵衛早々歸去。しかれとも右雇人來不來。昼後旧婢むら親次郎八、この節無人ニ付当分の内下女やとひ度旨、過日飯田町旧宅にて清右衛門夫婦談し候へ共、断ニ付、尚又今日五七日也とかしくれ候様頼といへとも、無抛よしを断候ニ付、任其意しひていハせずして止ム。とり次おミち也。(八日)今夜五時過土岐村元立來ル。かね事度々か

け合候処、埒明かね候よし也。但代りの下女心あて有之ニ付、近々とり極め可申旨被申之。宵過候ニ付、此方ニ止宿。此節お百不快、且無人之事知合、かく心なく止宿せらる。混雜限りなし。さる比より元立内義逗留といへとも、電向のたすけ等ハならず、やうやう太郎の守りをせらるゝのミ。毎朝子はやく起出て諸方の戸をあけ、火をたき火をおこす也。歳暮多用ニ付、朝飯後ハおみちをさく薪水の事をつかささるのミ。(二四日)四時過清右衛門来ル。雇下女同道、請人ハ元飯田町松兵衛店三之丞と申ものゝよし、一ヶ月金壹分貳百文ニとり極め、内金貳朱ト貳百文。外ニけいあんちん貳百文、清右衛門ニわたし遣ス。右下女ハ今日より此方ニさしおく。名ハはつと申よし、お百亡母の名におなしければ、かつと呼ぶへき旨申付おく。…下女出来ニ付、元立内義ハ今日麻布へかへし候つもり、日雇人足太兵衛供ニ申付候処、太兵衛俄之用事出来のよしにて、代之もの来ル。右人足さし添、少々土産(虫類)類をもたせ送らしむ。土岐村内義八時比歸去。送りの供ハ夕方方歸来ル。右内義おみちへ消息、件の下女ハ来ル廿九日夕方、元立同道にて引移らせ候対談とり極候よし来ル。下女兩人ハ不入候得とも、かつ事ハ雇ニ付、土岐村世話被致候下女も三月迄召抱候つもり、宗伯・百へ申聞おく。(二五日)雇下女はつ事、かつ氣つまり勤かたく候間、下宿いたし度よし申之。廿九日夕ニハ元立世話被致候下女引移り候管ニ候間、廿九日迄

勤候様申聞候へ共聞入れず、今夕多七飯田町へ歸候幸便ニ、荷物運もらひ度よし申之。とても右体之義にてハ用立申ましき旨、みなく申ニ付、無是非任其意、多七に右荷物もたせ、当人を宿送りとくけ候様申付遣ス。但しとり替金貳朱貳百文請人三之丞へわたし置候得とも、少々の事故返納相違もあるましく思ひ候て、荷物共下ヶ遣ス。然ともあいあんちん等の損あり、言語同断の女也。(二七日)…土岐村元立来ル。…元立世話被致候下女、明後廿九日内義同道いたし候よしニ付、取替金壹分壹朱元立にわたし遣ス。尤来寅年三月晦日迄の定めにて、給金三分ニ極候事、宿ハ石町八百屋のよし、家主并請人の名前等ハ未詳。(二九日)夕七時前、土岐村元立内義下女なつ同道にて来ル。右なつ宿ハ日本橋こふく丁こなや林左衛門と申者のよし、未及請状候へとも、元立よく存知の上世話被致候間、則今日内義同道にて引移らせ早。土岐村氏内義ハ今夜この方止宿也。

五 己丑日記〔二月一日〕

一、今夜深夜中遠雷三四声。一昨年寒中に雷鳴あり、今夕又寒中雷鳴にて氣候不順。来秋水災あるへき歎、心もとなし。

六

◎武江年表を見るに、天保元年十二月廿三日小伝馬町より出火、堺町葺屋町両芝居焼失とあり、ここに小伝馬町も又焼候とあれば、此手紙は天保二年時ものらしけれど、いか

にや。

*今、天保二年辛卯日記の正月一九日前後を見ても火事の記事はない。

七 宗伯は元來病弱であり、文政六年正月松前家祝義の席上にてわかに足腰が立たなくなり、兩三年の間半起半臥の状態であった。その後、病も大方癒え、文政一〇年おみちと結婚、一二年二月長男太郎が生まれたが、四月再び病氣にかかる。

戊子日記〔四月一〇日〕

一、宗伯昨夜麴町より帰宅後、痢病ニ而腹痛強、昼夜ニ六七十度下痢裏急、依之薬用之。
(二月より四月迄宗伯筆)

八 ◎松前侯章広。

*しかしこれは、章広の父、一三代の松前道広であらうか。寛政四年六月致仕し、文化四年塾居を命ぜられる。祐翁と号す。天保三年六月二四(五)日没。享年七九歳。松吟院殿。

九 ◎子息宗伯、文政六年癸未正月廿四日夕刻痲疹起る。文政十二年にて七ヶ年となる。

一〇 馬琴の転宅のあらましは、己丑日記によればほぼ下記の如くである。(「後の為の記」―「曲亭遺稿」所収―にも略記あり)七月下旬、地主杉浦清太郎の弟法運と杉浦の下女との密通の

噂を、馬琴宅の下女かねと隣家の伊藤常貞の下女がきき、特にかねが近所へ云いふらしたということ、杉浦の継母が憤激し、馬琴宅のことを罵ったことにはじまる。杉浦の家の者達のいう悪口が馬琴宅に筒抜けで、宗伯の痲症に障るため「いづれ久恋の地にあらざれば、連々心がけ転宅いたし可然旨、宗伯ニも申聞おく。但、今の居宅連年高金を費し候故、愛惜いたし、彼是にて不快之様子、実に煩しき事これ多し」(二八日)という状態で、それから種々心がけ九月に入つて、鶴屋喜右衛門の話で、根岸に地主林清三郎の土地、根岸中通りより一〇町ばかり隔たり、下谷金杉上町横丁の方に当るところ百八四、五坪を借地に定め、新宅の図面を引き、二一坪六〇両の家を建てるべく大工へも普請内金一〇両を支払ったが、一〇月に転宅の吉凶を占つた結果、「転宅当年者不宜、来春ニ候へバ大吉のよし」また方位は「本宅中宮より丑良」の間にあたり「方道大歳の禪り有之」、「いづれ浅草或ハ千住辺に引うつり候上ならでハなしがたく候故」家作を延引し、借りようと思つていた根津七軒町の貸寮も方道悪く、再三・再四熟案の上、来年二月より取かゝれば利運とのことで、現在住んでいる明神下の住居の売り渡し先を尋ねたり、借屋を考えたたりした。一方、卜筮医師平野章二は、その後馬琴宅を訪れて、台所三尺の張出し水入口西の方の柱宜しからず、地主杉浦と「対中」に付宜しからず、角のところをハスに直せば転宅せずともよいと、言を翻えしている。馬琴は日記にこれ

を記して「とるに足らぬことを云」と書きとめてある。一二月

末に至り、地主林清三郎の気が変わり、貸屋を三軒程建てると

いうことで、この話は破談となった。一方に上野寛永寺宮家

来鈴木一郎より根岸売居の話もあり「物稀の幸」と思ったが、

内金の取り戻しは一二月半は過ぎ迄かかった。「後の為の記」

には、「家財のために絆されて意に跳り出づる事を得ず」と

馬琴は記している。なお林清三郎は幕府の神宝方である。

あけて文政一三年この書簡について二月二一日付の篠斎宛

の書簡（京都大学蔵「馬琴書簡集」一）につぎの如く書き送

っている。

……老拙別宅の催し、根岸辺にてハとかく如意の售家も無

之、且いろく故障出来ニ付、卜筮に問せ候処、火山旅之

雷山に過を得申候。この易勞して功なき象、多くハ損財の

兆ニ御座候間、姑く別宅の念をたち、当宅の家相不宜処を

直し可申存、過日より普請ニ取かゝり、大工・屋根葺・植

木屋等、日々六七人参り、又この指揮にて不得寸暇、乍例

三才発秘

- 二 ◎宮様御家来とは鈴木有年ならむか。
- *「滝沢家訪問往來人名簿」(六二丁ウ)へ文政十二年己丑十一月、に、
- 一 根岸元三嶋明神前下谷坂本札の辻より山陵へ付てま 東叡山御家来 鈴木一郎
- また同書(六四丁ウ)へ天保六年乙未四月の辺に、
- 前々より相識
- 一 根岸三嶋門前東叡山御家人御画師兼帯稲有年 天保六年 三
- 天保七ヨリ根岸御行の松辺へ転宅
- リ一郎改
- また、同書(六五丁ウ)へ天保七年に、
- 乙未十二月廿八日転宅
- 一 根岸御行の松近辺藤寺のうしろ用水端 鈴木司馬
- とある。馬琴と鈴木一郎との近付きは、一〇月一〇日に閑忠
- 藏・源吉父子の招待の席の相客以来と思われる。鈴木を知る
- 家に五ヶ所あるうち、一月二〇日にみた家には元三嶋明神
- 前の借地百坪、建坪五、六〇坪、買直段三二兩許、また藤寺裏
- 通り宮本氏の売家が候補に上っていた。
- なお天理図書館には天保七年鈴木有年の写になる「三遂平
- 妖伝国字評」を蔵している。
- 三 ◎しめくゝり歎。

- 二三 一二月一日付、篠斎宛馬琴書簡（京都大学蔵「馬琴書簡集」一所収）
- 一、八犬伝七輯板元ミのや甚三郎事、かねて御聞ニ入候こと

く不埒之筋にて、去子三月中より如胡越疎遠ニ打過候上、七輯上帙三四の巻校合を不受候て、去年中すり込候よしニ候へ共、製本の手当出来かね、右すり本并ニ板とも質入いたし、此節流レ候ニ付、丁子屋平兵衛引請うけ出し、急ニ製本いたし、老拙へハ不沙汰ニ拾月廿九日現金うりの定にてうり出し候よし、風聞及承候ニ付、早速丁半呼ニ遣し相糺し候処、ミの甚取かさり校合等も相済、無故障よし申候を其事と心得、不沙汰ニうり出し候事無申訳旨、怠状申候へ共、不相済事故、きひしくいましめ候ニ付、ミの甚驚き書林仲々間西村や與八を頼ミ、丁子や平兵衛とも度々参りわひ候ニ付、ミの甚・丁平・西與連印の誤証文取置差ゆるし一義昨日相済候。上帙四冊右之仕合にてうり出し候事故、悪すり悪仕立の本ニ候へとも、八大伝の事故四冊仲々間うり現金差分つムニうり渡し執りもちならてハ、懇意中へも遣し不申候よしニ御座候。然とも世の見物みな渴望の事故、本ハ相應ニ出候よし、御地へかねて御頼ニ付右帙各部とりよせ、今便ニ差登せ申候。着之御落手可被下候。下帙三冊も引つゞき来春うり出し候つもり、此節上帙・下帙共校合いたし遣し候。但此本ハ不受校合候てすり込候事故、三四の巻ハ悞脱もカケも多く有之、甚しき処のミ少しつゞ筆にて補ひ上候。その思召にて御覽可被成候。上方登せすり本ハ、上方亮弘所いまたとり極り不申候。最中く急ニハ登せかたきよし御座候。左候ハ、御地へ此本廻り候ハ、

一「文政一三年」正月二八日

いつ頃ともはかりかたく候。此義を以本御手ニ入候事ハ御懇友之外、御地の書肆杯へハ御尊御無用ニ被成可被下候。風聞有之候てハ追て上方うり弘メの障りになり候ニ付、為念如此御座候。上帙も此節校合いたし遣し候間、上方登せのすり本ハ、是より少しハよく出来可申候。何分ニも悪製本にて残念御座候。来春出板の下帙三冊ハ老拙手をかけ候事故、よろしく出来可申候。是又出板之節早速差登せ可申候。

一四 注三参照。

一五 一二月一日付、篠齋宛馬琴書簡（京都大学蔵）「馬琴書簡集」一所収。注一三の次項。）

一、美少年録二輯も此節彫刻大抵そろひ校合いたし遣し候。此板元右火事類焼後大病にて今以病臥、むつかしき症ニ候へ共、何分執心にて且○印ニさし支無之板元故、万事行とゞき、来正中せひく出板と急キ申候。八大伝七輯下帙同様ニ、来春出板相違無之候。是又出板之節、御やくそくのことく各部早々差登せ可申候。○先つ此八大伝御熟覧高評被仰下度奉待候。しかし下帙を不被成御覧候ハでハ、御合点参りかね候所も可有之哉と奉存候。八大伝板元ミの甚ハ類焼後零落いたし、丁子や平兵衛引受うり出し候事故、

下帙ハ幕支ヘ無之、来春うり出し可申候。拙作合巻も当暮は例より多からず候。金ひら船七編・殺生石三編ハ大かた御覽被成候半と奉存候。傾城水許伝九編もうり出し申候。漢楚賽・金魚伝も当暮ハ二冊ならてハ出来不申候。拙作前文之事共ニて、著述手廻りかね候故也。

〔文政一三年〕二月六日付、篠齋宛書簡（京都大学蔵「馬琴書簡集」一所収）

……其節得貴意候美少年録第二輯、一昨四日ニうり出し候ニ付、任御兼約老部伝馬町御店まで差出し申候。着之砌御播閣御高評可被下候。右代料初輯のことく仲々間うり正味拾七匁のよしニ御座候。八犬伝七輯下帙も近々出申候。大かた来ル十一日飛脚所定便り上せニハ可相成哉と奉存候。

一六 文政一三年正月二三日没。

一七 文政一二年三月二一日の大火。一 八月六日付書簡注二參照。

一八 己丑日記によれば、美少年録二輯の挿画を、国貞画かざるところから北溪に依頼することになった。（四月二三・二六・二九日）。

一九 己丑日記（一二月二六日）

一、昼後、ミのや甚三郎来ル。八犬伝七輯五の巻本文再々校合すり本持參。即座ニ引合せ改候処、不残直り候ニ付、此分相濟勝手次第すり込候様申遣ス。同巻序の考証四丁校合、未終也。

同〔二八日〕

一、薄暮、ミのや甚三郎、八犬伝七輯五の巻の口再校すり本持參、予出かゝり候比ニ付、明日可參旨申聞、右校合すり本うけ取おく。依之甚三郎早々歸去。

二〇 己丑日記（一二月二日）

一、四時比丁子屋左兵衛事、平兵衛来ル。昨日清右衛門を以呼ニ遣し候故也。則半蔵病氣犯煞之事及示談。制煞修方の事、当月五日ニ可致旨申談之。路次、八犬伝四冊上帙の分、平兵衛引譜一昨日売出し候趣申ニ付、右八犬伝はミのや甚三郎不埒ニて、三の巻より末ハ未及校合、然ル処此方ニ無沙汰、うり出し候事言語同断也。製本早々見せ候様平兵衛へきひしく談之。平兵衛驚き、校合ハ勿論、すり本も相濟候よし、甚三郎申ニ付、左様ニ存候処、以之外の義也。行事わり印も不濟処、これも相済由甚三郎申ニ付、左様ニ存候処、書林行事大和田安兵衛より故障申来候。いつれ製本

早々可入御覽候、尚又乙帙平兵衛引請、板此〔虫損〕方〔有之〕候間、校合被成下候様申わび帰去、平兵衛うなき切手持参也。……

同〔一二月七日〕

一、屋後西村や与八・丁子屋平兵衛来ル。右ハミのや甚三郎一義不行屈事共有之、怠状申述、則八犬伝七輯稿本、并一より七迄校合すり本持参、且去子正月中甚三郎へかし候梅花春水沓持参、返納。尚又甚三郎悞証文下書を乞ふ。依之、下書即坐ニ認遣之。将又右すり本之内、五の巻さし絵の内本文あらはれ不宜処有之、此義去年中甚三郎致示談候通り、道節図さし除キ入木いたし候様平兵衛に示談、五のすり本ハそのまゝ平兵衛にわたし遣ス。

同〔一一日〕

一、屋後丁子屋平兵衛来ル、予対面。ミのや甚三郎悞証文持参、一覽之上、印形ものゝ事ニ候へハ、近日仲人^八指添、甚三郎同道致さるへし、其節証文受取可申旨申談之。右一札ハ平兵衛にあつけ置、今日八犬伝七輯上帙四冊校合いたし置候すり本、平兵衛はわたし遣ス。……

同〔一三日〕

一、屋後西村や与八・丁子屋平兵衛、右兩人ミのや甚三郎同道にて来ル。予対面。則先日示談のことく、甚三郎悞証文

持参。并ニ過日与八方迄返し遣候乾くわし一折持参。兩種

共請取之、和談に及ふ。平兵衛八犬伝七輯下帙五の巻の口四丁、并ニ鬮牛の図すり本持参、校合を乞ふ。則受取置、

同輯六七の巻すり本初校二冊わたし遣ス。甚三郎為常例八犬伝七輯上帙〔虫損〕持参、則收納早。嚮にうり出し候本すり甚

あしく候間、此度別にすり直し製本いたし候よしニ候共、跡にて見候へハつまみ不揃候て見苦しき処有之、紙并ニすり共不^二宜、右ほりそんし候て悞脱甚しき処、筆を入補ひおく。

同〔一七日〕

一、過日甚三郎持参の八犬伝七輯上帙、式〔口〕ともすりのつまは転倒いたし、紙もすり足らざる所有之、尤見苦しく候ニ付、今日甚三郎に見せ手透之節、ぬきかえくれ候様、其外牛の角つきの図別に十五枚許すらせくれ候様、談しおく。

三 己丑日記〔一一月四日〕

一、屋前山口や藤兵衛来ル。殺生石三編……下帙も明日うり出し候よし、壳本ハ近日とり揃へ差越可申旨ニ付、任其意、右如例うり出し之祝義として、肴代被贈之。

三 己丑日記〔一〇月六日〕

一、屋後、西村や与八より使札。代夜待白女辻占合巻うり出しのよしにて、二口被差越之。受取返書遣之。但、右おく

もくろく、予が作三国志を中程へ出し、種彦跡へつけ出し候ニ付、其段申断、外題ハそのまゝにさしおき、予が作名斗けづり取、為念けづり候をり、本見せくれ候様申遣ス。

三 己丑日記〔一二月六日〕

一、夕方つるや喜右衛門より使札、傾城水滸伝九編上帙、明七日うり出し候よしにて、如例老口被惠之。外へ遣し候分五口遣しくれ候様、かねて談し置候処、其分不遣候間、幸便ニ遣しくれ候様申遣ス。

同〔一二月一六日〕

一、夜ニ入鶴や喜右衛門よりけいせい水滸伝十編廿丁の再校すり本、并ニ九編下帙うり出し候よしにて老口ノ外ニ五口被差越之。校合ハ明日人可差越旨、返書ニ申遣ス。

三 己丑日記〔一二月二八日〕

一、同時〔罵琴他行中〕、鶴や喜右衛門より傾城水滸伝十編今日うり出しのよし、老口外ニ五口売本差遣之。家内のもの請取おき、帰宅後告之。

三 己丑日記〔一二月二八日〕

一、夕方西村や与八より漢楚賽三編上帙今日うり出しのよしにて式口差越之。外ニ過日の再校すり本末十丁も直しをす

り付指越之。両冊とも請取おく。

三 己丑日記〔一二月二二日〕

一、昼前森や次兵衛より使を以、金魚伝下編今日うり出しのよしにて、三口持参。さしおき歸去。

二 『迎福南鍼録一名相毛手引草』『傾城水滸伝』第九編上の裏表紙見返しに近刻広告あり。また天保六年の第一三編にも近刻とあり。

近來選択相宅の書、年に出月に行れて五車に盈、十牛に汗するに至れり。然どもその法術、初心の為にハ懐として解しがたきこと多かり。抑この書ハ協紀弁方書に本つきて、方位宅相神煞走避の要領を著して、もて吉に就き凶を避け、禍を穰ひ福を迎るよしを宗と、とき示すもの也。之をもてその学に疎くして、菽麦不弁のものといふとも解し難からず、行ひ易かり。大凡一家の主人たるもの常に坐右に措ときは、吉凶悔吝の惑なかるべき。日用有益の良籍なり。

三 『雅俗百伝一奇』(注二七に同じ)

この書ハ雅となく俗となく、その行状に一奇ある古人の列伝を輯録して、もて勸懲の一端とす。されハ忠孝・義烈・尚氣節操・の世に隠れたるより、隠逸・名聞・技芸・好事のと

もがらまで、得るに随て漏すことなし。是併善を見てハ人の進んことを欲し、不善を見てハみづから警、人を警んとての所為也。卷中毎伝出像あり、一たびこれを繕くときは、覺ずして卷を畢る。異聞瑰奇の珍書なり。

三 〔傾城水滸伝〕第九編上の卷末「庚寅孟春新彫発行數部目錄」中に左のごとくあり。

本朝繪像 艶容女仙外史 五冊編 黙々漁隱齋案

この書ハ唐山の逸田叟が筆をふるふて著せし妙案にて、奇談怪説まことにおもしろき書なれ共、これまで本朝に齋案の作なし。よつて此度小子短才愚陋を恥ず、日本の事に作りかへ、唐賽兒を弁の内待に見立、足利尊氏を燕王に擬して、一箇の演戲をつゞり、ひそかに曲亭翁の鑿に效ふものなり。看官の諸君子よろしく高評を給ふて、おひく次編はんじやうあらんことをこひねがふ事にこそ。

三 稗史水滸伝 初至六編 山東京山訳・歌川国芳画（文政一二年）七至十編（改題、国字水滸伝）柳亭種彦訳・国芳画（文政一三至天保三年）・鶴屋喜右衛門刊

三 金聖歎批評水滸伝四卷四冊（一名 聖歎水滸伝）平山高知訳（文政一二年）（和泉屋平吉刊）

三 注二四参照。

三 〔文政一三年〕九月一日

三 ③ 猿が餅買ふ様に右から左へ引換ならでは。

三 ④ 七国士伝 春水・金水合作 柳川重信画 二十五冊

三 〔文政一三年〕九月一日

一 文政一三年 天保元年七月二日（一八三〇年八月一九日）の京都地震。「兔園小説拾遺」第二（「新燕石十種」第四所収）につぎの記事がある。

庚寅八月十四日、大坂書林河内屋茂兵衛より到来、当時京都にて写本にて行はれる由也。初めは印行せしを、早く絶板せられしかば、写本になりたり、八月六日出の状中に云、今日京都より参り候人の申候には、今以振動は不止よしに御座候、云々

地震 奇談 平安万歳楽

比は文政十三庚寅年、七月二日昼七ツ時、京都大地震にて、始めどろ／＼とゆり出し、其跡引續て大地震となり、やゝしばらく家居倒るゝ計にて、只おもひがけなく、皆地に伏、疊に伏、柱をいだき、垣を杖にするも、みな其身の全き事のみ祈る中に、老人の出で大道へ出よと罵るを聞伝へ、銘々板を並べ疊を敷く、皆大道へ出けり、「以下略」。

是は当時大坂市中にて、写本にて行れし也、いくらもうつ

して売ける也、大坂書林河内屋茂兵衛よりおくりこしたり、此書江戸書林へ状中に封じ入れて、来つるもの両三通見しに、みな同文同筆なり、いとまあるものゝわざにて、いさゝか売得にせしなるべし、庚寅八月六日にて、同月十四日東着、

此書はじめは板にありて売りしを、いく程なく絶板せられたり、其後は又写本にて売りしもの是也、予はこの印本をも藏めたり、

* 同書には琴魚殿村精吉その他よりの地震に関する報告も録されている。

二 中川金兵衛 「滝沢家訪問往来人名簿」の文政七年の条(五五丁ウ)に、

甲申九月十三日初来対面

一筋違御門外御成道小笠原家中にて筆畔書 中川金兵衛

とある。俠客伝の刊記にみえる「谷 金川」の事。現存日記の各処にその名がある。

三 人名簿の文政一〇年の条(五九丁ウ)に、

丁亥九月四日初テ来ル

一山下御門外筑波町河岸通り紺屋ト酒屋の間の裏にて

筆工書
本ヤ

丸屋吉右衛門

弟

仙橋

とある。俠客伝四集を金兵衛と分担、刊記には「墨田仙橋」

と記されている。

四 「天保二年」四月二十六日

一 天保二年二月以降の日記によって、天氣の記載をみると、二月十五日(陽曆三月二八日)以後月末(陽曆四月一二日)までの間、晴天は二日、曇又晴は五日、雨天が九日。三月は(陽曆四月一三日―五月一日)、晴天一日、曇又晴は、一日、雨天が一五日。四月はこの書簡執筆の二十六日(陽曆六月一日)までの間、晴天は、十・十四・十五・十七・二十六日の五日、曇又晴は、三・六・九・十一・十六・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四の十一日、雨天は、一・二・四・五・七・八・十二・十八・二十五の九日となる。十四日以降は、十八日の大雨、二十五日の薄曇後雨をのぞけば、晴天乃至薄晴、薄曇となつている(馬琴の天候の記載はきわめて詳細であるが、ここでは要約して晴・曇又晴・雨の三種に統一してかぞえた)。なお殿村篠齋へあてた同日の書簡にもこの天候のことを記している。

二 辛卯日記(四月二四日)

一、丁子や平兵衛方より小ものを以大坂書林河内や茂兵衛状届来ル。当月十一日出六日限延着也。河茂事正月十七日出

立にて長崎へ罷越、四月一日帰府にて当春の返事延引のよし也。当春注文申遣し候類句の事尚又問合ニ来ル、追て再答可申遣事。

三 二月以降の日記をみると、二月六日に宗伯の長女お次（かぞえ二歳）が虫熱を發して抱瘡にかかり、つづいて一八日には、宗伯の長男太郎（かぞえ四歳）が抱瘡にかゝり、漸く三月一二日に至って、小石川伝通院内の沢蔵主稻荷へ父の宗伯が抱瘡願賽の参詣したことが知られる。

また馬琴の妻お百は、二月二〇日以降、風邪頭痛終日病臥以後、引き続き頭痛、齲症に悩まされ、宗伯は二月一八・一九日の口痛、三月四日の雨中遠方歩行以来、足痛・水瀉・溜飲、更に癩症も發して、また風邪にもかゝり、二月より四月迄の記事中、家族の病に触れていない日は少ない。

四 この年暮の合巻類の売出しはつぎの通りである（日記）。

千代楮良著聞集下編二冊

（西村屋与八刊）

傾城水滸伝第二編上帙

（鶴屋喜右衛門刊）

新編金瓶梅第二集上帙

（和泉屋市兵衛刊）

風俗金魚伝下編下帙

（森屋治兵衛刊）

殺生石後日怪談第五編

（山口屋藤兵衛刊）

五 辛卯日記〔四月二五日〕

一、……京角鹿清藏・大坂河内や茂兵衛への返翰も明日一処

四 〔天保二年〕七月四日

に島やへ出し候ニ付、可認処夜に入候間、明朝へ延し、四時前就寝。

同〔同 二六日〕

一、今朝より京角鹿清藏への返翰、大坂河内や茂兵衛へ返翰、角鹿氏への年玉等二封にいたしこしらへおく。

一、いせ松坂殿村佐五平へ……並に、大坂河内や茂兵衛・京角鹿清藏へ遣し候十日限早便状、この分二通、清右衛門ニもたせ遣し、今夕島や佐右衛門方へ遣し畢。

〔参考〕四月二六日に伊勢松坂殿村篠斎へあてた書簡は「曲亭書簡集 拾遺」に所収。

五 〔天保二年〕七月四日

一 辛卯日記〔七月二日〕

一、昼後丁子やより小ものを以、大坂河内や茂兵衛状届来ル。
六月廿六日出、六日限早状遲着也。右は俠客伝看板すり本一枚差越し、校訂之事たのみ来ル。

二 辛卯日記〔七月四日〕

一、昼前丁子屋平兵衛より小ものを以、校合出来候は、御渡し被下候様申来ル。但平兵衛義は富士登山旅行の留守の

よし、今夕頃帰府可致哉之よし申来ル。何々校合候哉わ
りかね候へとも、狭客伝看板の事と猜し候間、右板元大坂
河茂への返状認、右看板は直し居候間、勝手次第すり込候
様申遣ス。並ニ丁平へも其段口状書を以、申遣ス。兩様と
も右使にわたし遣ス。

三 日記によれば、この年の暑さを記すのにいとまがない。す
なわち、六月、

○十一日辛辰(卯)曇今朝五時頃より風止五時半時雨四時過快晴大暑当夏は
也

一、……昼後より少々中暑にて頭痛いたし候ニ付休息。

○十二日壬辰薄曇四時頃より薄晴

一、予今日服薬中暑の気味順快なれ共、尚又保養の為休筆。

今夕五時過就寐。

○十六日乙申(丙申)晴風暑

一、此節暑中ニ付休筆、将亦平臥之間少々読書、今夕四時就
寐。

○十七日戊酉(丁酉)晴風烈夜中尚風暁方風止

一、今日大暑、且風烈ニ付、余休筆読書。今夕五時過就寐。

○十八日丙酉(戊戌)晴昼前より風烈明暁風止

一、大暑風烈にて予休筆、今夕五時就寐。

○十九日丁戌(己亥)薄曇風なし四時頃より晴大暑酷烈暮六時曇遠雷

声電不雨弥暑アリ

一、……今日大暑ニ不堪、予終日読書消日畢。

○廿日庚子薄曇四時頃晴大暑風なし夕七時前より大雨大雷七半
ヨリ雷雨止テ不晴

一、今日風なし、大暑昨日より尚堪かたし。

一、今日大暑ニ付休筆、終日読書消日。今夕五時就寐。

○廿三日癸卯風なし大暑

一、……宗伯少し中暑の気味にて終日平臥。

一、大暑ニ付休筆。……

○廿四日乙寅(甲辰)薄曇程なく晴大暑

一、……昼より大暑ニ付休筆。……

○廿五日甲辰(乙巳)薄曇其後漸晴但快晴にあらず大暑

一、今日も大暑ニ付休筆。……

○廿六日丙午曇四時過より晴風なし大暑

一、当夏土用中酷暑、去ル亥年已来の烈熱にて実凌かね候程
之事也。依之休筆廢務、折々読書、消日了。

一、……夜中尤暑氣甚し。

○廿七日丁未大暑

一、……酷暑堪かたし。今夕四時就寐。

○廿八日戊申晴大暑昼後風あり、依之凌易かり

○晦日庚戌立秋薄曇程なく晴風電光甚暮六時より小雨程
く止過より晴

○七月朔日辛亥薄曇八時過晴大暑

○七月朔日辛亥薄曇八時過晴大暑

○二日壬子薄曇四時前晴

一、八半時頃より宗伯馬喰丁へ罷越、又兵衛療治を受、薄暮帰宅、連日大暑凌かね候ニ付、又兵衛出張隔日にいたし度よし申ニ付、明日は休日と云云。

○三日癸丑晴大暑

○四日甲寅曇終日不霽

一、今日は残暑ゆるミ凌易かり。今夕四時前就寐。

*〔以下略〕

六 〔天保二年〕九月二日

一 辛卯日記〔九月一〇日〕

一、暮六時過丁子や平兵衛来ル。俠客伝筆工すり本、大坂河茂より揃ひ候よし申来候へ共、いまだ多く不足ニ付、取しらへ申置よし申之、依之稿本を以引合せしらへ候処、いづれも巻毎に七八丁つゝ不足、惣メ三十九丁不足にて、一冊も揃ひ不申、右早々大坂へ申遣し候よしニ付、此方よりも口状書差そえとりしらへ、書付共平兵衛へわたし遣ス。但すり本未揃候ニ付、是亦平兵衛携来ル。彼是にて五時ニ及び候間、休息。今夕正四時就寐。○中川金兵衛病後出勤のよしにて来ル。

六 〔天保二年〕九月一日 七 〔天保二年〕九月〔二〕二日

二 美少年録との比較。

三 辛卯日記〔九月一三日〕

一、火ともし頃、丁子屋平兵衛来ル。子対面、昨日大坂河茂早状着。俠客伝校合ミのかミすり十日限にて本月五日ニ差出候よし、案内有之、十五日過には着可仕候。依之乱丁のすり本不及持参旨申之。且美少年録三輯三の巻四はん直しすり付て持参。……

七 〔天保二年〕九月〔二〕二日

一 辛卯日記〔八月一七日〕の条に

一、丁子や平兵衛より使ヲ以、板木師方へとめ置候俠客伝絵つき十五丁初校、すり本差越、……俠客伝絵つき、伊八・吉十郎分式ばん校合二綴等也。今日終日右校合にて消日、夜ニ入三の巻再校し畢。

の記事がみえるが、書簡の記事と一致しない。

しかし、同日記の「九月十七日」の条に、

一、昼前、丁子や平兵衛より使ヲ以、俠客伝初校すり本五綴大坂より着のよしにて差越之、右請取。……

一、俠客伝校合下改。宗伯不快ニは候へ共、おして取かゝり、

一の巻より校訂。

とみえる。また同年一〇月一日出の殿村篠斎宛書簡(曲亭書簡集拾遺)所収)に、

一、俠客伝大坂にて彫刻の筆工五冊、やうやく八月十六日に着いたし候。是も揃ひ次第一冊追におこし候へは、都合宜く候処、板元手くりあしく、此節ニ至り五冊一度にさし越候故、いよ／＼手おくれニ成候。かねてはほりちんいとはす、極上ほりに申付候間、安心いたし候様、申越候へ共、見候へは、半分は悪ほりましり、且ケツを多くさらひ残し有之、校合忤も手伝せ、日夜取かゝり居候へ共、一冊の校合四五ヶ日つゝかゝり申候。先月廿八日にやう／＼二の巻迄の校合いたし遣し候。大抵江戸にても五冊の校合六十日かゝり申候。大坂は又飛脚の往来御座候間、百二三十日を歴不申候ては、校合済申ましく候。しかれば、当暮の製本おほつかなく候。万事不都合御賢察可被成候。

とみえる。日記では俠客伝彫刻の筆工到着を九月、書簡では八月となつてゐるのは、馬琴の書簡執筆の際の書きあやまりであろう。日記の「九月二日」には、河茂宛に書簡を出した記事は見当らず、次項八 九月二日書簡「追啓」に対する本簡で、日付の「九月廿二日」の「廿」を書き落したと解するのが一番自然と思われる。次項書簡注参照。

二 櫟亭殿村琴魚 天保二年一月二日没。享年四四歳。

琴魚の帰郷については、一〇月一日出の篠斎宛書簡(前掲)にもつぎのように記されている。

一、琴魚様御帰郷九月中旬ニ成候よし。今程は御帰り被成候儀と奉存候。宜御致声奉希候。

三 「廿」脱か。

八 「天保二年」九月二日(追啓)

一 辛卯日記(九月二二日)

一、予千代緒良著聞集下帙廿一丁の内、昨日の残り十丁校訂書抜等いたし、其後俠客伝一の巻宗伯校合いたし候を、よみかへしするしつけ、再校し畢。尚又大坂板元河内や茂兵衛へ遣し候書状認之。其間ニ髭を剃り、來客重信対談等にて消日了。夜ニ入つかれ候に付休筆。

一、暮六時前丁子や平兵衛より使ヲ以、俠客伝一の巻校合、並ニ美少年録三輯五ノ巻初校直し出来、二はん直しすり本差越之。則同書四の巻三はん校合並ニ俠客伝初校いたし候すり本廿一綴、並ニ河内や茂兵衛之書状等右使にわたし、今夕早便にて早々飛脚やに出し候様申ふくめもたせ遣ス。

九〔天保二年〕九月二十八日

一 辛卯日記〔九月二十七日〕

一、宗伯今日も俠客伝二の巻校合、大抵仕をハリ、昼後より書ヌキ等也。

同〔九月二十八日〕

一、薄暮丁子や平兵衛手代又来ル。……俠客伝二の巻校本一綴、大坂河内や茂兵衛に之書状壱封、並ニ同書絵つき筆工吉十郎分三はん直し一綴、同書外題稿一枚わたし遣ス。校合書状今夕飛脚間やね出させ候つもり、口状申ふくめ遣ス。

二 殿村篠齋宛書簡（一〇月一日付）〔曲亭書簡集拾遺〕所収に左の記事あり。

一、俠客伝大坂にて彫刻の筆工五冊、やうく八月十六日に着いたし候。是も揃ひ次第一冊追におこし候へは、都合宜く候処、板元手くりあしく、此節ニ至り、五冊一度にさし越候故、いよく手おくれニ成候。かねてはほりちんいとせず、極上ほりに申付候間、安心いたし候様申越候へ共、見候へは、半分は悪ほりましり、且ケツを多くさらひ残し有之、校合悴も手伝せ、日夜取かゝり居候へ共、一冊の校合

九〔天保二年〕九月二十八日 一〇〔天保二年〕一〇月二二日

四五ヶ日つゝかゝり申候。先月廿八日にやうく二の巻迄

の校合いたし遣し候。大抵江戸にても五冊の校合六十日かゝり申候。大坂は又飛脚の往来御座候間、百二十三日を歴不申候ては、校合済申ましく候し、かれは当暮の製本おほつかなか候。万事不都合御賢察可被成候。

三 京都の彫師、初集の奥付に「全巻刊字」として名あり。二輯以後にその名はない。

四 辛卯日記〔九月二三日〕

一、お百昼後より持病の頭痛眩暈のよしにて、夜食後早々病臥、夜中手水場にて腎を打候よし也。

一〇〔天保二年〕一〇月二二日

一 辛卯日記〔一〇月一九日〕

一、夕方京屋弥兵衛状配り、大坂河内屋茂兵衛より之小紙包壱ッ届来、則請取書遣之。右は俠客伝壱の巻初校直し出来、二はん校合すり差添被指越之、十月十一日出八日限はや便り也。宗伯此節口痛ニ付、先請取おく、水滸四伝全書、並ニ三才発秘代金之事申来ル。三才発秘は先頃松坂との村より差越候より壱分式朱下直也。

二 同〔一〇月二日〕

一、予……夜ニ入俠客伝二はん校合、壱番校合ニ引合せ、直し落、直しちかひ訂之、今夕四時過就寐。

同〔一〇月二日〕

一、今朝昨夜の俠客伝壱の卷式はん校合、燈下にてわかりかね候ニ付、今朝過半又引合校合、夫より大坂河茂に之返翰一通認之、右校合すり本共封し置。

三 殿村篠齋宛書簡（天保二年一〇月二六日付）

〔上野圖書簡紀要〕第三冊三所収

一、俠客伝式番校合より、琴魚様被成被遣候思召にて、板元へ被成御約束候よし、云云被仰下、承知仕候。然る処俠客伝板元、前約とちかひ甚ほり崩し、直し尤多く候故、中々壱番校合にては行届不申候。且暮迄琴魚様京都に被成御坐候へは、尤都合宜候へ共、御地へ御帰り被成候ては、五十歩百歩にて、さのみ速に弁し候にもあらず、其上御病中の事故、御苦勞かけ候もいかと存、其義大坂板元へ申遣し、式番三番とも不残愚拙方にていたし候間、此段琴魚様に御致声可被下候。壱の卷壱はん直し、当月十九日夕着いたし、二番校合、同廿二日に登せ申候。二の卷より末は、いまた壱はん直し着いたし不申候。板元大あやまりにて、縦当暮のうり出し間に合不申候共、自業自得いたしかた無之候へ

共、此上の御慈悲になるへき事ならば、暮うり出しに成候様被成下候得と申来候。よく直り候へはくれ出しにもなり可申候。いまた如何とも申かたく候。

一一 〔天保二年〕一〇月三日（追啓）

一 一〇 一〇月二日書簡注一参照。

二 辛卯日記〔九月五日〕

一、夕七半時頃、麴町三宅内渡辺登より使札、かねて頼置候水滸伝全書、新渡本四帙被為見之、代金三兩のよし、望も無之候は、本直にかへし候哉申来ル。則返書ニ式両迄ニ成候は、かひ取可申趣、もし二兩ニ引ケ不申候は、今少々のぼり候共、宜取斗くれ候様申遣し、右二帙はそのままとめおく。

同〔九月一九日〕

一、夕方渡辺登より使〔ヲ〕以、過日及掛合候水滸伝全書、代金式両壹分ニ引取候よしにて遣り二帙被差越之、内五十四回・五十五回大磨滅あり。同人明日上州辺へ出立のよし也。則返書並ニ慶長日記、三宅氏の記録書拔遣之。水滸代日は片便ニ付、未遣之也。

同〔一〇月三日〕

一、夕七時過、渡辺登手紙持參候仁、大川又吉といふもの、水滸全書代金取ニ來ル。則宗伯を次かけ合せ、同書あとより被差越候二帙の内、五十六・七回ニ白紙同様之大磨滅多く有之、依之直段少々引き候義、不相成哉とかけ合せ候処、右之仁一向不弁、いづれ罷歸り、本主へ可申聞旨申ニ付、今日金子ヲ不渡、そのままかへし遣ス。

同〔一〇月九日〕

一、過日水滸全伝之事ニ付、渡辺登手紙持參之仁、大川又吉來ル。右之書直段之事、金沓朱より外引不申由、同人を以本主より申來ル。登歸府後、是よりかけ合代金渡候様可致旨及返事、因歸去。但とり次おみち也。

同〔一一月一日〕

一、昼飯後より宗伯飯田町へ菓勘定ニ罷越ス。半藏御門外、三宅内渡辺登方へも罷越、九月中彼仁世話にて、かひ取候水滸伝全書、あとより差越候本の内、大磨滅之事等申談し、代金遣し候様申付、右金子、式両式朱もたせ遣ス。……渡辺登は先月廿七日相模より歸府、同廿八日に又上州辺へ出立いたし、本月十五日頃ならては不罷歸よし、依之内義に右口上申述、金子わたし置可申致候処、登歸宅迄先差扣くれ候様被申候ニ付、金子もちかへり候よし也。且同

人に頼ミ置候三才發秘等かひ入候案内、口上書にいたし遣しおく。……

三 同〔一〇月一四日〕

一、昼前、大伝馬町殿村店預り文右衛門より以使、いせ松坂主人佐五平より差越候紙包沓來ル。則請取書遣之、右は去年中よりのミ置候三才發秘、此節かひ被差越候よしにて、書状沓通在中、右之趣申來ル。

殿村篠齋宛馬琴書簡（一〇月二六日付）（上野図書館紀要）第三冊三所収

一、かねて奉願候三才發秘、名古屋より御地書肆へ參候よしにて、早速被遣被下、右御紙包は、本月朔日出、同十四日大伝馬町御店より被相達、鎚に落手仕候。代金沓両式分式朱のよし。是又、伝馬町御店迄差出し候様被仰下、承知仕候。右代金、早々相納可申処、少々致御相談度義御坐候。其初早速御答可申上候処、愚妻・悴兩人共病臥之上、合卷著述、よみ本・合卷写本校合等、諸方一度に差合の多用、一向に不得寸暇、其内、美少年録も売出し前に成候間、一処に〈と存候て、心外及延引申候。右御賢察可被成候。一、右三才發秘、よほと磨滅は見え候へとも、右、林家御藏書かり受候て、校訂いたし候様被仰越、承知仕候。然る処、林家の御本は、今以何之沙汰も無之候故、大かた彼方に

もなき歟、或は借れぬにても可有之候。然は、さし当り善本かり出し候心当無之候。扱、右三才発秘、ひらき見候処、磨威位の事てなし、一向板行カケ候て、字の無之処毎卷有之候。すへて、選択の書は、医の方書同様にて、一字決し候ても用ひかたく候物なるに、いかなればケ様之悪本をわたし候哉。彼処にて、東洋行とて、諸物の仕入を格別龜末に致し候事は及聞候へ共、されはとて、板行まで、わざ／＼カキては摺るへからず。全く古板を摺廻し候て、下直を宗に仕入候事と致歎息候。かゝれば、なきにはまし候へ共、あるにはおとり候処も多く見え候也。そはとまれかくまれ、先月節句頃、水滸四伝全書の相場、大坂河茂に間に遣し候折、三才発秘之事も申遣し候処、本月上旬、右返事申来り候。水滸四伝全書は、代金貳両壹分のよし、是は、愚拙、江戸にてかひ取候本と同直段に御坐候。三才発秘は、金壹兩貳分のよし、岡便りにて、脚ちんはまげ可申間、御用被仰付被下候様と申参り候。直切り候は、脚賃共にて金壹兩貳分にて御手に入可申候。河茂は、追々潤筆にて差引候故、かの方の勝手にも宜と見候。左候へは、御地の本より、金貳分下直に御坐候。尤、河茂より古板にて、板行は宜しからずと申来候故、彼是同本にて可有之候。もし御遣被下候発秘、返し候事相成候は、脚ちんを損に致し候ても、壹分貳朱余下直にて、只今即金ならねは、尤勝手も宜御坐候。然共、先方御買取被成、代金等御とり替御払被

遣候事に御坐候は、其儀成かたく奉存候。ここか年来の御懇友の事故、無御腹藏貴意を伺候也。もし、いまた御かひ切不被成候は、代金、大坂より高直と申義は御伏置被成候て、先方へ遣し候処、あまり磨滅多く候て、用立かね候間、返し度よし申来候、と御申被下候は、手かつかずに納得も可致哉。いつれにしても、いろ／＼御世話かけ候上、御面倒之義及御相談、御勞煩恐入候へとも、いふて見ぬ事はわかり不申候。普通の面友ならば、心の内にて南無三宝、はやり過ぎて高くかひ入たと思ひながら、うはへはつくろひ、御世話の謝詞申述、代金納め可申候得とも、御懇友の事、思ふよしを申さぬは、おく菌に物はさまざまし様にも候へは、至極之失礼を不省申試候までに御坐候。貴君にも同様之思召にて、今さら左様之事は、御地書肆へ仰られかたく候は、必々御斟酌なく、左様にはならぬと被仰下度奉存候。右御返事次第にて、代金伝馬町御店まで納可申候。此段、あしからず御海容可被成下候。按するに、御地の本は、大坂より名古屋に到り、名古屋より御地へ到り候故、其処の書肆、それたけの利をかけ候故、自然と高直に成候勢ひに御坐候。八月中被仰下候節、はやく大坂へ申遣し候へは、ケ様のかけちかひも出来不申候処、何分多用にて行届不申候。且、遠方の事故、間に遣し申候ても、急に返事参りかね、聊後悔なきにあらず。直段は少々高直にて、善本に候へは快く候得とも、前文の趣の悪本故に少

々也とも下直の方にいたし度存候事に御坐候。御一笑と奉存候。右三才発秘、御心配を以、御幸便に付被遣下候故、脚賃かゝり不申候。是又御厚情にて、せめてもの仕合と奉存候。ケ様之義を奉存候へは、申もいかゝと奉存候へとも、前文之趣あしからず御有恕可被下候様奉希候。

四 殿村篠齋宛馬琴書簡(同右)

一、俠客伝式番校合より、琴魚様被成被遣候思召にて、板元へ被成御約束候よし、云云被仰下、承知仕候。然る処、俠客伝板元、前約とちかひ、甚ほり崩し、直し尤多く候故、中々壱番校合にては行届不申候。且、暮迄、琴魚様京都に被成御坐候へは、尤都合宜候へ共、御地へ御帰りに被成候ては、五十歩百歩にて、さのみ速に弁し候にもあらず。其上、御病中の事故、御苦勞かけ候もいかゝと存、其義、大坂板元へ申遣し、式番・三番とも不殘愚拙方にていたし候間、此段琴魚様に御致声可被下候。壱の巻老はん直し、当月十九日夕着いたし、二番校合、同廿二日に登せ申候。二の巻より末は、いまた壱はん直し着いたし不申候。板元大あやまりにて、縦当暮のうり出し間に合不申候共、自業自得、いたしかた無之候へ共、此上の御慈悲に、なるへき事ならば、暮うり出しに成候様被成下候得と申来候。よく直り候へはくれ出しにもなり可申候。いまた如何とも申かたく候也。

二二〔天保二年〕一月二十六日

一 辛卯日記〔一月二十五日〕

一、飛脚問屋京や弥兵衛状配り、大坂河内や茂兵衛より之小紙包壱届来ル。則請取書遣之、本月十四日出八日限着也。右は俠客伝五之巻二はん校合すり書状指添来ル。状ニは年内すり本成かね候間来年へ延し可申よし申来ル。此方より本月十一日ニ出し候状と行違之故也。此義色々入組候わけあり、いつれにも江戸は春うりニ為致候つもりにて校合いたし可遣也。

二 同〔一月二十六日〕

一、昼後清右衛門来ル。昨日申付置候如く松坂殿*村佐五平へ遣し候様申付、もたせ遣ス。序ニ小伝馬町丁子や平兵衛ニ手紙遣し、俠客伝五編二はん直し限りニいたし、年内すり本江戸下しいたし候様申遣ス。要書也。此義去ル十一日にも申遣し候へ共、右の状行違ひ未届内ニ右之ことく大坂より申来候也。因及返事。

一、薄暮頃丁子や平兵衛来ル。予対面大坂河茂不取斗の趣意申述、示談之上俠客伝五之巻二はん校合並ニ河茂之書状共、六日限にて飛脚へ出し候様申示し渡之、並ニ八犬伝壱の巻

稿本・同さし画稿四丁渡し遣ス。平兵衛俠客伝の画、二重墨の処本式ニすらせ持参、ひやうしは色紙はり直し候ニ付、未出来よし也。尤同書画つぎの板、不残大坂登せの分今日飛脚へへ出し候よし告之。右用向畢て暮六時過歸去。

* 殿村篠齋宛(二月二日付) 書簡は「曲亭書簡集拾遺」所収、参照の事。

三 同〔二月一日〕

一、予今朝大坂河内や茂兵衛へ遣し候要書、並ニ丁子や平兵衛への添状等書、俠客伝二番校合切にてすり込候申遣ス状也。……

一、暮六時頃に丁子や平兵衛より使ヲ以、俠客伝三の卷式番校合乞ニ来ル。使しはらくまたせ置、宗伯校し畢て、右校本並河内や茂兵衛への状丁平使に渡し、口状申ふくめ、並ニ江戸ほり画つぎの付見おとし、ケツニヶ処有之、此ケツとらせすり込候様申遣し、右すり本も右使わたし遣ス。尤河茂へ遣し候要状、平兵衛一覽の上封し候て、今夕校本と一処ニ登せ候様申遣ス。暮六半時前の事也。今夕如例四時就寐。

一三 〔天保二年〕 二月一日

一 辛卯日記〔二月晦日〕

一、今夜五時前丁子や平兵衛より使ヲ以、大坂河内や茂兵衛より俠客伝四の卷式はん校合すり本写候よしにて差越之、則請取、明日中校合いたし、明日登せ候間、明夕人差越候様口状にて申遣ス。茂兵衛より状あり、先月十一日書状之返事也。則早春うり出しの手都合ニいたし、手代武介といふ者を京都に遣し。一二三の卷式はん直し惣かゝりニいたさせ、右板もちかへりて直にすり込候よしの案内、其外江戸ほりの板の事等申来ル。宗伯直ニ右校合ニ取かゝり、四時迄校之、今夕四半時就寐。

二 同〔二月一日〕。前項注三参照。

一四 〔天保二年〕 二月四日

一〇 二月二六日書簡参照。

二 辛卯日記〔二月一日〕

一、……〇丁子やより大坂河茂よりの状届来ル。使幸便也。俠客伝の三の卷迄、四百部丁平へつミ下しの案内状也。

同〔二月四日〕

一、いせ松坂との村佐吾平への返事用状二通認之。琴魚香奩

南兩一、並返し候三才発秘一帙、一包ニいたし、其後大坂河内や茂兵衛へ遣し候用状認之。右は三才発秘かひ入之事申遣スカ為也。彼是多用、八大伝八輯三之卷未稿。

一、夕七時過より宗伯を以、大伝馬町との村店へ遣し、松坂との村佐吾平へ差遣候要書二通、一封、並ニ紙包一ツ、是は三才発秘ト琴魚ニ之香奠、一包ニいたし遣之、則同店又右衛門へ渡し、請取書取之。尚又せと物丁島や大坂河内や茂兵衛へ遣し候八日限一通。賃銭払かよひ帳ニしるさせ、暮六時頃帰宅。但島やにかよひ新帳へ篋民トしるし候様申遣ス。

三 同〔二月一四日〕

一、おつき毎夜蟲積さしこみ候様子ニ付、右服薬手当之事、おもち並ニ宗伯へも申付おく。今日より蒼竜丸四粒用之。今日は快方、今夜中熟睡。

一五 〔天保三年〕正月二日（別翰）

一 壬辰日記、一月二一日によれば、この日、朝丁子や平兵衛よりの使い、四時過おさき（長女）、昼過おきく（末妹）が訪ねている。滝沢家では鏡開きをおこない、おさき・おきくともその祝儀のために参り、多忙であった。

一五 〔天保三年〕正月二日

二 壬辰日記〔正月二一日〕

一、予いせ松坂との村佐五平へ之年始状、并ニ別翰大坂河内や茂兵衛の状、二通、右同断、京角鹿清藏ニ之書状等書之、且又、松坂との村へ返却の鏡花縁二帙、好述伝一帙、各あて板いたし二包ニして拵おく、今夕飛脚や鳴やに可出ため也。

同〔正月二一日〕

一、今朝丁子や平兵衛より使ヲ以、大坂河内や茂兵衛方より差越候、花宮三代記稿本三冊、并ニ俠客伝ニはん校本、三はん校本、一包ニいたし候を届来ル。則請取早。此幸便俠客伝稿本の事、并江戸ほり校本、旧冬まぢかひにて、直しニ遣候分、二緘差越候様、口状書を以、申遣ス。

三 壬辰日記〔正月一九日〕

一、薄暮飛脚やより大坂河内や茂兵衛状届来ル。八日限当月十一月出也。おもち請取書遣之。右ハ旧冬十二月十四日、是より申遣し候三才発秘之事、代金壹両貳朱ニいたし、明十二日、丁平へ遣候荷物の内へ封しニいたし、差下候よしの案内、并ニ俠客伝三編二編の著述たのみ一義等也。二月下旬、長崎へ出立のつもり候へ共、内義大病ニ付不定のよし申来ル。

四 壬辰日記〔正月一八日〕

一、晝後八時過、丁字や平兵衛より使ヲ以、俠客伝四五のすり本、大坂河茂より船積差越候処、一の巻序目半紙へすり参、且三丁め惣もくろくのわく、うすゝみ不入、四丁めと不揃ニて見苦しく候間、右三丁め急ほらせ、いよ奉書へすらせ、序文二丁ハ白紙を入レ、あつくいたし、製本可致哉之旨、申來ル、河茂方万事不届、いろく勘弁いたし候へ共、今更外ニいたし方なく候へハ、丁子屋申越之通りいたし、可然旨申遣ス。此使一昨日かし遣候、平状箱持参、返却。此幸便ニ俠客伝稿本の事、并ニ旧冬遣し置候、校本一綴もかへし候様申遣ス。

五 辛卯日記〔二月三日〕

一、暮六時頃、おつきやくわんのにえゆ引かへし、右の足膝下より足の甲迄大やけといたし、疼痛甚しく啼哭して不已、へちまの水をかけ、水天宮御札等張らせ候へとも效なし、依之内田弥兵衛より出し候やけとの薬、宗伯罷越かひ取用之、依之五時過よりいたミ退キ、四時前就寐。右やけと薬は金沢丁田村万兵衛にても取次候よしニ付、二度めには万兵衛方にてかひ取用之。最初は明神石坂上内田にて買之、やけと処皮むけくつれたる処あり。

同〔二月四日〕

一、お次気分は平生に替らず、やけとくつれ候ニ付、歩行不自由也。此節無人ニ付不限りなし。
一、お次やけと折々いたミ候様子にて、せわり一統こまること多かり。され共気分ニかはることなし。

同〔二月五日〕

一、お次やけと追々膿水出、折々痛候ニ付、今日は歩行ならず、然共気分は替ることなし、夜分熱氣出候よし、おみち申之。

同〔二月七日〕

一、おつきやけど、おみちぎぬのふくろをかけ候に付、とちつきいたミ、且癒かね候ニ付、宗伯半分ほとはさミ切候へ共、その余はとれず。不斗ひ限りなし。

同〔二月一〇日〕

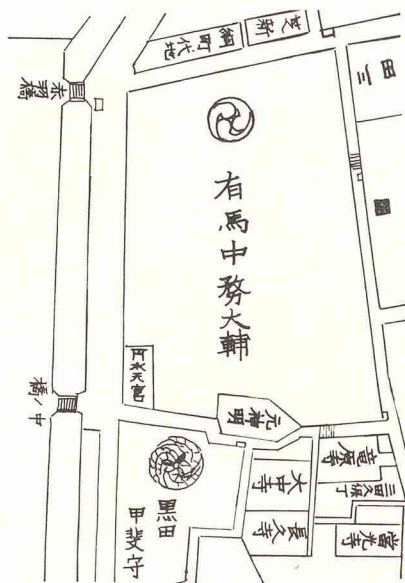
一、お次やけとの驚きにてむしけにて、夜分別てせわり、母の手をはなれず、蒼竜丸一日三粒つゝ用之。

〔以下略〕

六 天保二年における馬琴宅の下女の入れ替りは、まさ(自天保二年二月二十九日)・たい(自一月二二日)・せき(自二月一〇日)・かね(保二年正月一六日)・至(至同二月二六日)・か(自二月一〇日)・政(自三月二七日)・も(自四月一五日)・まさ(自四月二四日)・き(自三月二七日)・事(自四月二四日)・至(自九月一八日)

(自一〇月二四日)。その後は翌天保三年二月一四日に至つてようやく梅が来たが、三月一九日には逐電してしまつた。

- 七 馬琴が水天宮を信心せることは、篠斎宛書簡(天保二年一月一日付)に詳述されている(小林花子校「馬琴書簡集」一「上野図書館紀要」第三冊 昭和三二年)。



一六 「天保三年」二月八日

一 壬辰日記(二月四日)

一六 「天保三年」二月八日

一、昼時丁子や平兵衛より使ヲ以、大坂河内や茂兵衛より到来のよし、紙包一ツ届来ル。右正月十二日出の三才発秘一帙。早速開巻候処、巻の巻其外ニ落丁三四丁あり、追て申遣スヘシ、則請取おく。

同(二月七日)

一、夕七時比清右衛門来ル。明日下町へ罷越候よしニ付、大坂河内や茂兵衛に遣し候書状、急ニ認、三才発秘落丁宗伯ニ改させ候分、書拔せ、右状中ニ入、此状十日限、明日嶋やに遣し候様申付、かよひ帳并ニ脚ちん五十二文、清右衛門へわたしおく。右用向早て清右衛門帰去。

二 一四 正月二日付書簡参照。

壬辰日記(二月一日)

一、丁子や平兵衛より使ヲ以、俠客伝惣もくろく半丁ほり直し出来、校合すり持参。即刻校訂直し、カケニケケ処、ケツ六ヶ処有之、右しるしをつけ、直り候ハ、早ミすり込せ候様示談、右校合もたせ遣ス。且又旧冬丁子やに留置候同書面付、校本一綴も今日差越候間、請取おく。

三 俠客伝第一集五卷江戸にての発売は、二月一五日。二月一九日付篠斎宛書簡(「曲亭書簡集」所収)に左の如くある。

一、俠客伝先便に一寸申上候様に覺候。大阪にてほり立候すり本、十二月廿日に着の処、右すり本に間違有之、惣もくろく半丁、江戸にてほり直し候故、うり出し意外ニ及延引候。其上表紙に紫色すり入候故、快晴打つゞき不申候はねば、表紙やにてほり立候事成かね、正月中より今以日々雨天がち故、これも延引、やうく、当月十五日、雨中にうり出し申候。……

一七 〔天保三年〕四月二八日

一 壬辰日記〔三月五日〕

一、大坂河内や茂兵衛状、飛脚やより届来ル。二月廿五日出十日限早便也。二月八日出にて申遣候、三才発秘落丁拾壹枚程中ニ入置指越之。右ハ茂兵衛方ニ同書一部有之候ニ付、ヌキとり寄越候もの也。自序の落丁ハその本ニも無之間、断候旨申ル。且同人三月五日頃出立ニ唐品仕入ニ長崎へ罷越、五月節旬前後、江戸出府の心かけニ罷在候よし、申来ル。

二 殿村篠齋よりの依頼。(天保三年三月一五日書簡、同二四日馬琴落手。四月二八日馬琴返簡、五月六日篠齋落手)。

四月二八日付馬琴書簡(堀内快堂「曲亭書簡集」所収)

一、醒世恒言・連城璧・冷山平燕御入用に付、此地書肆をも心がけ有之候はゞ、先直段等早々申上候様御頼之趣承知仕候。当地書肆英平吉没後は、芝神明前岡田やより唐本買入候。然ル処遠方に付平生疎遠に御座候。其上岡田やは評判の高直やに御座候に付、無拋義に無之候ては注文不申遣候。尤それにも不限候間、心がけ有次第可申上候。近來小説もの直段、二三十已前とは半分余も高直に成候。寛政の末より文化中は、追々俗語小説ものかひ入、五六十部にも及び候処、其節は石点頭代金^{〔マツ〕}老方・笠翁十種曲代拾貳匁・漢楚演義代金匁方式朱・李卓吾山中一夕話代金匁方・平山冷燕金匁方・醉菩提金式朱・金翹伝代九匁・西廂記点付候本代金匁方、すべて此位の直段にて購得候処、只今は其節代金老分なりしもの、式分にても手に入かね候。寛政中にや猶金を金老分にてかひ入候処、山本法眼御所望に付進上いたし候。此節見たく思ひ候間、去年岡田よりとりよせ候処、帙なしにて代金式分式朱に御座候。先年より老分式朱高直に成候。是を存候へば、小説ものそのまゝさし置可申に、文化の末より見識かはり、小説ものはうつつとうしく覺候間、追々有用の他本と交易いたし、只今は三ヶひとつも無之、只端本など少し残し置候のみ、をしき事をいたし候也。其節は小説をよみ立候而、趣向に用ひ候より新に趣向を案じ出し候がはやく候故、只なぐさみに見候のみに御坐候間、貪着不致候処、近來は又元の籠へ立もどり、俗語小説も有

益不少事御座候間、又ほしく成り、少々ツ、かひ入候半と存候へば、高直に付手のとどかぬもの多く御座候。なまじいに前々の直段を存居候故、まざら高直のものかひ入がたく、殊に書は衣食住の外故、囊中不統毎々齒を切り候事多く御座候。御一笑可被下候。

なお「平山冷燕」(二〇回)四冊(清・荻岸山人編)については、後出 二八 天保五年二月二八日書簡参照の事。

三 壬辰日記(四月二六日)

一、予八犬伝八輯六の卷十三丁迄写本校訂、昼前校し早。昼飯後より松坂小津新蔵へ遣し候春來両度之廻翰寄通、并ニ大坂河内や茂兵衛に遣し候二月中の再答書、及俠客伝撰写書抜き、右状中へ封入、又同書大坂にてハ、八冊ニとちわけうり出し候よし、松坂との村氏より申來候ニ付、それらのかけ合件々要領認之、終日也。小津へ之状ハとの村へたのミ、一封ニいたしおき、河茂への状ハ、八日限早便ニいたし、明後廿八日、飛脚や嶋迄へ出し候つもり、との村状ハ、大伝馬町殿村店是又廿八日ニ遣し候様、宗伯へ申付おく。夜ニ入休息、今夕例よりはやく五時過就枕。○今日ハ又冷氣にて老人綿入一ツにてハ猶寒し。

一八 「天保三年」九月一六日

一八 「天保三年」九月一六日

一 壬辰日記(九月七日)

一、昼前丁子や平兵衛より小ものを以、大坂河内屋茂兵衛状届來ル。八月廿七日出六日限早便、外状幸便ニ付近着也。右ハ紀州名所図会、今般飛脚便ニ丁子やに向ケ出し候よしの案内、并ニ七月中申遣候西廂記、琵琶記落丁之事、横山町彦丁め和泉や金右衛門方へ、右同書遣し置候間、申遣し、引かへくれ候様申來ル。

二 壬辰日記(七月二日)

一、夕七時比大坂書林河内や茂兵衛、明日帰坂出立のよしにて來ル。余対面過日やくそくの唐本西廂記代金沓分老朱のよし、琵琶記代金沓分式朱にて、仲ヶ間亮直段のよしにて持參せらる。まづ請取おく。要談早て早々帰去。

同(七月三日)

一、予西廂記一の卷・琵琶記一の卷共ニ二冊繰閱。西廂記一ノ卷二の卷ニ落丁有之。追て其段大坂河茂へいひ遣スへし。

同(九月八日)

一、右同刻(昼前)丁子や平兵衛より手代を以、要用向聞せニ差越、且昨日頼置候横山町一丁目いつミや金右衛門よりとりよせ候古本琵琶持參、西廂記ハ無之間、近日とりよせ上

可申旨候よし也。是ハ大坂河内や茂兵衛よりかひ取候同書落丁有之ニ付、引かへ候様河茂より案内有之ニ付、右之趣丁子やを頼、泉金に申遣し候故也。取込中ニ付、先右之書請取おく。……

三 平妖伝のことに關しては、木村三四吾氏にかかる詳細な研究がある（「西荘文庫の馬琴書翰—二十回本平妖伝のこと—」

「ビブリア」第七・九・一〇号 昭和三一—三三年）。

いま関連せるもの一つとして、十一月二十五日付（二十六日出）殿村篠齋宛書簡の記事を左にかかげる。

一、桂憲子京師より被取寄候書中に、平妖伝の全書四冊有之候よし、それは通俗にいたし候様なる処は見えず、をさく／＼王則の事を作り設候ものよし、これは本書にて、先年は御沽却被成候彼写本の八冊の平妖伝は、後につゞりましたるの歟、何にせよ、めづらかに思召候に付、桂憲子へ御すゝめ御買取せ被成候間、追而野老に鑒定も御ゆだね可被成思召のよし、承知仕候。そは尤珍書にて、平妖伝の原本たるべく覚候、いづれ來春頃拜見いたし度、熟覽の上愚意可申上候。扱右に付幸ひを得候事御座候。八冊の平妖伝の端本、浪花に有之、端本故値段格別下直に付、早速かひ取候。尤これも船づみに致させ候間、江戸着は十二月頃にもなるべく候。……〔曲亭書簡集〕所取

なお、平妖伝の荷着の事は左に記す。

壬辰日記〔閏一月一六日〕

一、星後大坂河内や茂兵衛より船荷丁子や迄送出し候子注文書籍、参考太平記四十二冊・古今類句廿冊・十二樓六冊・平妖伝端本六冊・西山物語合一冊、右丁子やより小ものを以届来ル。則請取おく。

四 同〔九月七日〕（注一参照）

五 同〔八月二〇日〕

一、俠客伝二集巻の巻本文今日より創之。二丁出来、但書おろしのミ也。……

六 同〔九月一四日〕

一、予俠客伝二集二の巻の末十四回めつけかな稿早。二の巻筆工皆出来也。……

七 同〔八月二一日〕

一、夕七時比丁子屋平兵衛来ル。予対面。……且夏中より注文之紀州名所図会、今に大坂河茂より不指越候間、外にてかり候よしにて持参。右両書請取おく。……

八 同〔九月一三日〕

一、昼後京や弥兵衛状配、大坂河内や茂兵衛よりの紙包一ツ届来ル。おもち請取書遣之。右ハ八月廿一日出並便。紀州名所図会一冊十冊也。河茂京へ罷越候よしにて、手紙取添来ル。俠客伝二集に引用の書也。……

九 同〔八月二四日〕

一、同刻〔夕方〕丁子や平兵衛来ル。予対面、手みやけ持参。……昨日大坂河茂より紀州名所図会着候趣等申聞、要談早て早々帰去。

一〇 同〔八月三日〕

一、大坂河内や茂兵衛状、丁子やより届来ル。右同時也〔篠斎・桂窓状〕。河茂七月十三日大坂帰着の案内、并河内名所図会近日丁子やにツミ下し候よしの事申来ル。

同〔八月二四日〕

一、……丁子や平兵衛に俠客伝わく紙、并河内名所図会之事申遣し候手かミ認届候様申付。……

同〔八月二五日〕

一、昼後丁子や平兵衛来ル。……此它俠客伝わく紙の事、河内名所図会之事示談。……

同〔八月二七日〕

一八 〔天保三年〕九月一六日

一、夕方丁子や平兵衛より使ヲ以、河内名所図会被差越之。過日申談候によつて也。則受取おく。右ハ俠客伝二集引用の為也。

二 日記によつて涼気のきざしを記せば、則ち左のごとし。

一三日〔9月7日〕晴大酷暑昼後より折々微風

一四日〔8日〕晴折々昼前より快晴風あり。

一五日〔9日〕晴折々四時過より快晴大暑。然とも終日風アリ。夜ニ入涼。

一六日〔10日〕薄曇五半時比晴なし風今夜大暑五時造より大雨近雷

一七日〔11日〕曇暑昼前より半晴夕方

一八日〔12日〕薄曇四時快晴風夕涼。

* () 内は大陽曆の日。

三 壬辰日記〔八月一日〕

一、早朝いつみや市兵衛来ル。手みやけ持参。予対面。金瓶梅三編稿本催促也。然とも当夏大暑後未稿。万一間ニ合かね候てハ不約束ニ成候間、五月中差越置候金子五両差戻し可申旨示談の上、右金子差戻し候へとも不受取、延引ニ候ても不苦候間、そのまゝ納置候様達て申聞、帰去。……

一六三

同〔八月一四日〕

一、同刻〔四時過〕西村や与八来ル。予対面、右ハ合巻稿本催促也。木の葉小せん餅みやけとして持参。尚又たね彦方へも罷越候様子にて、早々歸去。

二三 俠客伝二編執筆は八月二〇日にはじまり、九月一四日迄に第二巻迄出来ている。第五巻の本文脱稿は十一月一〇日。

二四 河内屋茂兵衛の江戸下りは、六月三日大阪出府、同一六日江戸着。同一八日に馬琴を丁子屋平兵衛同道にて訪ねている。ついで二〇日・二四日・七月二日と重ねて来訪、俠客伝の著述刊行のうちあわせ、二編の潤筆内金十両を持参し、七月三日江戸出立、同一三日に大阪へ帰着している。

二五 天保三年は一月に閏がある。

六 柳川重信

二七 壬辰日記には、九月一〇日以降の宗伯の風邪の水瀉のことが記されている。下女は、四月に旧婢むらが来て手伝い、六月には夏が雇われたが、七月晦日に逐電し、しばらく無人となる。一〇月末より天候不順で家中風邪の為発熱する。

一九 〔天保三年〕一〇月一八日

一 壬辰日記〔一〇一三日〕

一、大坂河内や茂兵衛状、十月五日出八日限、昼後飛脚やより届来ル。先月十六日此方より返し候書状之再答也。平妖伝并ニ十二樓・西山物語近々船つみに差越候案内等也。

* 一七 九月一六日書簡参照。

二 小津桂窓宛書簡〔一〇月一八日〕

一、参考太平記之事云々承知仕候。江戸ニても代金沓両沓分式朱並通ニ御座候。文化中迄ハ沓両式朱ニてよき本御座候ひしか、其節かひ入不申俊悔いたし候。大坂河内や茂兵衛方へ申遣し候。是ハ俠客伝引用ニも成候間、船つみにいたし下直ニはたらき差越し候様、申遣し候間、此上御尋被下候ニ不及候。左様御承知可被下候。

〔天理図書館蔵。但、同館稀書目録では天保四年となっているが、天保三年と推定される。〕

三 壬辰日記〔一〇月一八日〕

一、予今朝俠客伝二集三の巻末半冊校合いたし、夫より大坂

河内や茂兵衛へ遣し候書状、并ニ松坂小津新藏に遣し候返翰、同所殿村佐六に遣し候書状、共ニ三通いづれも長文染筆、……

〔以下次項の注ニ参照。〕

〔補注〕壬辰日記〔十一月二日〕

一、暮六時比飛脚問や京や状配り、大坂河内や茂兵衛状届来ル。右八十一月四日出八日限り也。先月十九日・同廿一日是より差出し候書状之返翰也。参考太平記・古今類句も近日船つみにいたし候旨、右直段等巨細ニ申来ル。

二〇〔天保三年〕一〇月二一日

一 前項一〇月一八日書簡のこと。

二 壬辰日記〔一〇月一九日〕

一、今朝中川金兵衛昨日の俠客伝二集三の卷末半冊撰写直し持参。……今晚飛脚問や大坂河茂出しの事伝言たのミ遣ス。……

一、夕七時比丁子や平兵衛来ル。……大坂河茂への状八日限にて、今夕出し候様申談しわたし遣ス。并ニいせ松坂小津新藏に遣し候状一封、是又八日限にて、今夕序ニ飛脚

問やに遣し候様示談、是ハ丁子や用向ニ無之ニ付、脚ちん百文差添早々遣ス。右用向早て歸去。

三 同〔一〇月二一日〕

一、夕七時前よりお百を以、瀬戸物町嶋やに遣し、大坂河内や茂兵衛への状一通八日限にて出し、脚ちん差遣し、右請取、印形かよひ帳へ取之、七半時比帰宅。

一、予今朝大坂河茂へ遣候書状一通書之。一昨十九日丁子や幸便ニ頼み、同所同方へ遣候状中、其節多用にて書もら(マ)候事有之ニ付、今日追状出スによりて也。

四 天理図書館木村三四吾氏は、この一段を「西荘文庫の馬琴書翰」(十)——近世物之本江戸作者部類考上——に引用されて、馬琴日記に照合して天保二年の書簡と推定されている。「ピリア」第一六号 昭和三五年

五 讃岐高松藩黙老、木村亘(一七七一—一八五六)

壬辰日記〔八月一五日〕

一、昼後木村黙老より使札。先便申遣候美少年録三輯の評、并ニ俠客伝再詳、いづれも半紙三四枚ニ認被差越之。請取返翰遣ス。

天保三年八月一六日付、篠齋宛書簡(「曲亭書簡集」所収)

二〇〔天保三年〕一〇月二一日

一、俠客伝美少年録衆議評、右刻の事過日黙老へ申遣候所、早速出来昨日被指越候。俠客伝同人評はいぬる頃御めにかげ候趣に御座候。美少年録三編評はよほど宜く出来候。則今便同封にいたし御めにかけて候。桂窓子杯にも御見せ被成、御手透／＼に両評共御しるし被遣可被下候。評揃ひ次第書立、冊子稿にいたし、板元へ案内いたし彫刻いたさせ度候。御地の御評遅速次第にて出版も遅速可致候とばかりにて、急キ候事にも無之候得ども、氣の抜ぬ内が宜からんと奉存候。黙老評細密に無之、專文の大和の落葉の段杯多くもらされ候へども、キメ所は吃度行届キ、人の氣のつかぬ所をよく見られ候て大慶いたし候。さしも大家の老職も被勤候氣質あらはれ、了簡宜しく浮薄の文人の不及処あると甘し候事も多く御座候。御覽の後思召も候はゞ、無御覆藏御教示可被下候。決して先方へしらせ候事には無之候。美少年録二輯は琴魚様御遺詠ありといへども、尚又思召候処も御座候はゞ、御しるし被成可被下候。

六 櫛亭金魚事、殿村精吉（一七八一—一八三二）は、すでに天保二年一月二日に享年四四歳で没している。或いは「篠斎」乃至「桂窓」の書き誤りと思われる。前記（註三）木村氏もこれによって天保二年の書簡と推定されたことであろう。

七 天保三年九月二一日付、殿村篠斎宛書簡（「曲亭書簡集拾遺」所

取）。

一、大坂河茂たのみ評判記の事、犬夷評判記の跡を接候様に思召、いつれを先へ可被成候哉、くはしく申上候様被仰越承知仕候。此義先々便拙翰老筆不文にてわかりかね候歟、もしは御よみたかへ歟ト被存候。此度河茂頼は犬夷評判記にあらず、俠客伝ト美少年録の評を先年の犬夷評判記のやうにしてほしいと申にて御座候。その趣意は、先年犬夷評判記の出版これありしより、今に至て上方の婦幼は、あの評判記を見るト、本文のすぢはよくわかりて格別におもしろいと申噂ニ御座候間、此度は俠客伝・美少年録を先年の犬夷評のことに綴り出版いたしたく、去秋中琴魚様へ御頼申候よし也。かゝれば犬夷評判記は、本ンの形ト婦幼のめてし譬に申スのみ、全く彼書のあとをつぐにあらず、新に少年・俠客二書評を板ンする也。かく巨細に注し申さざりしかば、思召たがへられ候哉ト奉存候。此度は衆評合評にいたし候間、俠客・少年二書の評を奉希候。八犬伝御評も勿論のことながら、八犬伝は板元もちかひ候間、当分出版にはなりかたく候。此義承知可被下候。尤桂窓子へも右之趣御伝言奉希候也。江戸の見物はそこ迄にも至らぬにや、犬夷評判記などを欲び候噂は、聞も不及候処、上方の婦幼は尚たのもしく存候事ニ御座候。

八 宗伯とお百をはじめ一家の病氣の記事を壬辰日記一〇月よ

り抄出すれば左の通りである。

(七日) 宗伯ハ半起半臥、終日読書日を消し早。

(二日) 夕方よりお百頭痛にて今夕はやく就枕。

(二日) お百風邪にて終日平臥。無人不都合限りなし。宗伯調劑之薬用之。

(九日) 宗伯隣塚柳の枝等おろし、昼比より持病の口中、且風邪にて半起半臥也。

(二〇日) 宗伯持病口痛にて終日平臥。夜中同断、深夜より睡眠之様子也。

(二日) 宗伯口痛少々快方のよし、しかれども終日平臥也。

(五日) 此節一同風邪流行にて丁子やニても病人多のよし也。……

夕方七時前河合孫太郎来ル。∴此節流行風邪にて家中引籠多く、且那差扣被成候程の事のよし也。

此節江戸中流行風邪にて病臥のもの多し、湯や杯一向ニ不繁昌ニ付、夕七時仕舞のよし也。此風九月初旬より流行、京坂并ニ何方西国筋、長崎ニても同断のよし、西ハ九月中さかん也。江戸ハ九月より十月ニ至てさかん也。

宗伯障子はるかへ今日も終日也。口痛にて口中腫レ難義のよし、然共不及平臥。

(六日) 宗伯口痛未癒、昼後より又いたミ出し、夜中不寐也。お百も風邪頭痛にてはやく就枕。

(七日) 宗伯口痛風邪今日も同様にて病臥也。お百も風邪ニ

て半臥半起、ものゝ用ニ不立、お次も風邪にてむかしく母の手はなれかね候間、おみち一人にて不都合限りなし。

(二八日) 宗伯病臥ニ付……手紙遣し……此節一同風邪病臥のよしにて、返事の口状にて申来ル。

予狭客伝二輯五之巻……客来等にてひま入、且風邪にて筆洩り多く不稿。おみちも一両日風邪也。

(二九日) 今日お百并ニ太郎風邪にて終日平臥、太郎ハ夕方食事二度也。宗伯も同断、お次も風邪未痊可せはり母の手をはなれず、且無人にてめいわく限り、おみち并ニお百風邪ハ少々快方、予疳積ニ付、奇応丸用之。

〔補注〕前項一〇月一八日書簡補注参照。

二一 〔天保三年〕 十一月二四日 (寛)

一 己丑日記〔四月八日〕

(一) 文政一二年八月六日書簡の注一参照)

二 天保元年。記録を欠く。

三 壬辰日記〔六月二四日〕

一、四時過丁子屋平兵衛・河内や茂兵衛同道にて来訪、予対

〔面〕。俠客伝第二編潤筆内金拾兩持參被渡之。則請取早。右当暮出版之手都合等及示談。……

四 二に同じ。

五 壬辰日記〔二月四日〕

一、昼時丁子や茂兵衛より使ヲ以、大坂河内や茂兵衛より到来のよし紙包一ツ届来ル。右正月十二日出の三才発秘一帙早速開卷候処、老の巻其外ニ落丁三四丁あり追て申遣スへし、則請取おく。

六 三参照。たゞし日記に西廂記の入金の記事を欠く。

七 前書簡中にしばく見える。一九一〇月一八日書簡補注

壬辰日記〔二月二日〕および次の書簡注三壬辰日記〔閏一月一六日〕参照。

八 壬辰日記〔十一月二三日〕

一、薄暮丁子や平兵衛来ル。予対面。俠客伝二集口画二丁・惣もくろくわくの画出来見せられる。筆工へ帰路差遣し候よし。并ニ同書三輯潤筆内金拾兩持參請取早。来早春より取かゝり可申旨及示談。并ニ河茂への惣勘定書付書状と俠客伝二集自序稿本ハ明日出来候間、明昼前人差越候様申談、

右用談早て帰去ス。

* なおこの受取は、木村氏三四吾氏「西莊文庫の馬琴書翰〔七〕」〔ピツリア〕第二六号 昭和三五年に紹介されている。

二二 〔天保三年〕 十一月二五日

一 壬辰日記によれば、十一月一六日（陽曆二月七日）に雨まじりの初雪が降り、一九日早朝再び小雪が降った。

二 前々項一九一〇月一八日書簡補注参照。

三 壬辰日記〔閏一月一六日〕

一、昼後大坂河内や茂兵衛より船荷、丁子や迄送出し候予注文書籍、参考太平記四十一冊・古今類句廿冊・十二樓六冊・平妖伝端本六冊・西山物語合一冊、右丁子やより小ものを届来ル。則請取おく。

* 十一月二日日記（二〇月一八日書簡補注）参照。

四 壬辰日記〔十一月八日〕

一、予俠客伝二集五の巻の末廿四丁右終迄二丁半稿之。本文是ニて惣出来也。いまたつけかなハ稿せず。如例今夕四時就

枕。

同〔十一月一〇日〕

一、予俠客伝二集五の巻の末廿六丁、右板元名坪をつげかなとも、今夕迄ニ不残稿し早。如例四時就枕。

五 同〔十一月一八日〕

一、夕七時比丁子や平兵衛来ル。予対面俠客伝さし画延引ニ付、是より根岸柳川方へさいそくニ罷越候よし也。手みやけ被贈之。右用向示談数刻、則帰去。

同〔十一月一九日〕

一、丁子や平兵衛来ル。昨夕根岸柳川方へ罷越候処、他行ニ付尚又罷越対面の上、俠客伝二輯残りさし画の事くハしく面談いたし候処、柳川疝積とかく同様ニ候へとも、推て出精いたし、当月中不残画終り可申旨申付、せひく当暮うり出可申、序文之事何分御急キ被下候様仕度旨申之、右ニ付己後之事等種々及相談帰去。

同〔閏十一月二九日〕

一、晝後丁子やより老僕を以、根岸柳川重信昨夜中死去のよし告出ル。明廿九日晝九半時出棺のよし也。俠客伝二集四の巻初校わたり遣ス。

一一二〔天保三年〕十一月二五日

六 俠客伝二集の売出しは、江戸は天保四年正月二一日、大阪は正月二五日であつた。

七 前項「十一月二四日付覚書」の事。

本文並に注三 壬辰日記〔十一月二三日〕参照。

壬辰日記〔十一月二四日〕

一、大坂河茂へ可遣旨用状認之。夫よりとの村佐六に遣し候三度の返翰、今夕四時迄染筆之処長文ニ付未果。……

* 殿村篠齋・桂憲宛十一月二五日付書簡は「曲亭書簡集」所収。以下注八参照。

八 木村三四吾氏「西荘文庫の馬琴書翰(十)」に引用(「ヒブリ」ア)一六号 昭和三五年)。木村氏は、「馬琴写しの頭陀物語は伊賀の沖森さんで一覽したことがある。」として、西荘文庫本「蕉門頭陀物語」には「享和三年夏五月於著作堂雨窓并施雌黄注之畢 蓑笠隠居」「以滝沢解蔵本令書写一校了 天保四年巳四月(桂窓)」の奥書あることを注されている。

九 俠客伝引書の事は、この書簡とともに執筆した殿村篠齋宛書簡(「曲亭書簡集」所収)に詳述している。

一〇 「十一月廿五日」の「五」の書き落しと思われる。或いは「四」であるかも知れない。(注六参照)

壬辰日記〔一月二五日〕

一、いせ松坂殿村佐六・小津新藏への返翰長文武通、并ニ大坂河内や茂兵衛へ之状老通、昨日より今夕四時認了。……

*なお小津桂憲宛書簡(一月二六日付)は、天理図書館(馬琴等書簡集 第六卷)に藏されている。

二三〔天保四年〕正月一七日(追啓)

一 壬辰日記〔一月二三日〕

一、夕七時比丁子や平兵衛來ル。予対面、俠客伝二輯三の巻画つきの内二丁、五之巻画つき六丁式はん校合すり、二綴、同書五之巻筆工四はん校ぬきすり一綴、ふくろ外題校合すり持参、五之巻筆工四はん直しハ相濟、三の巻・五の巻画つき式はん校合、即刻よミ返之、直し落并ニ初校の節見遣し直し有之、付札いたし、早々直させ候様申談し、右二綴わたし遣ス。ふくろ并ニ外題校合すりハとめ置。來ル廿六日迄ニすり、不殘大坂へ登せ候つもり、廿六日出ハ十日限ニテ可出旨申之。夕七半時比丁平歸去。

同〔一月二四日〕

一、昼前丁子やより小ものを以、俠客伝二集五之巻、画つき

六丁式はん直し、同三の巻の内、同末二丁、四之巻筆工四はん直しぬきすり五六枚、同口絵外いろさしの分七丁、右校合ニ差越ス。式はん直しの分すりつけにいたし參候へとも、指急キ候故、そのまゝ校閱、大抵直り候間、校訂相濟候よし口状書ニテ申遣ス。他すり付の分、丸ニテすらせ遣し候様、其外の事共も申遣ス。惣もくろくわくの筆工、其外之ケツさらひ殘し有之、何分急キ候故そのまゝニさしおく、今日校合不殘濟。

同〔一月二五日〕

一、丁子やより小ものを以、俠客伝式輯五のさし画鳥羽の湊いろすり校合、并ニ三の巻の内さし画色付二はん校合、丸すり二丁見せられる。是ニテ校合相濟候よし、口状書ヲ以申遣ス。但惣もくろくの筆工其外ケツさらひ殘し多くあれとも、急候故まつあのまゝニテすり込ま候様、并ニふくろの印の内、紙の字の事も同斷、右之趣も申遣ス。

天保四年正月一五日付(二七日出)、篠齋宛馬琴書簡(天理図書館蔵)

一、俠客伝二集発行の事、旧冬得貴意候通り、当春うり出しのつもりニ議定いたし、十二月廿六日迄ニすり本不殘大坂板元へ登せ申候。尤十六日出の残りすり本ハ十日限早便ニテ飛脚へ出し候よし。左候へハ大坂江戸同様ニうり出しニ相

成候。江戸うり出し日限ハ未知候得とも不残すり込、此節仕立最中のよしニ候得ハ、遠からずうり出し可申候。其節ハ御約束のことく二日早速大伝馬町御店迄差出し可申候。此余の雑談ハ桂窓子へ之状中ニくハしく注し申候。彼御人より御聞可被下候。

天保四年正月一四日（七日出）、桂窓宛馬琴書簡（天理図書館蔵）

一、俠客伝二集当春うり出し候つもりニ成候事、先便得御意候処云々被仰越、承知仕候。旧臘廿六日迄ニ登せ候。残りすり本八十日限早便ニて飛脚へ出し候よしニ御座候。夫より江戸仕入分すり込せ、此節ハ仕立へすり本廻し、只今（マカ）急（マカ）仕立ニかゝり居候間、遠からずうり出し可申候。其節ハ御約束のことく老口早速飛脚へ出し可申候。右俠客伝二集当地諸看官待かねよし、本や等日ニ板元へ催促ニ参候よし、うり出し不申候已前ハ勢ひ猛ニ御座候よし、丁平申候。御歎ひ被成可被下候。……

二 癸巳日記〔正月一六日〕

一、昼後丁子や平兵衛来ル。手みやけ持参、予対面、美少年録四輯潤筆内取巻朱判金百六拾片持参、是金拾兩也。則請取早。俠客伝二輯来ル廿一日うり出し申度よし告之、乍然板元大坂河茂状正月七日出ニて今日着。此方より旧冬出し

二三 〔天保四年〕正月一七日

候状よみちかへ候哉。三月うり出しニ致度候間、すり本船つみニいたしくれ候様申来候よし、右ニ付内談被及、追状出し可然旨示談ス。右用向早て帰去。

同〔二月九日〕

一、丁子や平兵衛来ル。予対面。……俠客伝二集大坂ニてハ正月廿五日ニうり出し候よし、江戸ハ製本式百五十日（虫損）うり早、此節□百口仕入候よし也。大坂河茂年始状被届之。右用談早て帰去。

三 宗伯眼病の事は「壬辰日記」二月二日の記事に見え、同六

日の松前家中より出仕催促の使札にも、父の馬琴が代筆にて返事を記し「尤此節眼病ニて引籠居候間、出仕断り候趣申遣ス」状態であった。宗伯眼痛ニて折々うめき且いミ候ニ付、おミち及迷惑、昨今ハ夜中半夜ほと熟睡の様子也」(二〇日)、「宗伯眼痛今朝より少々順快呈出来のよし也。……」(二一日)、痛みすくなき時は障子の張り替えや、日記帳の仕立や写本の折かえし等をしている。暮の二一日には松前勘定所へ扶持代金を請取に出向いたり、その後松飾り、鏡餅飾りなどをし、眼痛も少しつゝ快方に向つた(二五日)が、年を越し、右天保四年正月、年礼廻勤の行事が続くうち、七日帰宅後発熱。風邪の様子で「終日夜中も折々煩悶、例の病癖也」、一二日も「両三日中眼かすミ少々いたミ候よしニ候へとも年礼おくれ候間

おして罷出」、以下なお次のような記事が続く。

〔一三日〕宗伯眼病昨今又不宜難義のよし也。あらひ薬・たらに介鳥目等用之。

〔一四日〕宗伯眼病とかく同様ニ候へとも、今日如例自身掃除シ、鏡餅くつし等終日也。

〔一五日〕宗伯眼病とかく同様ニ付服薬洗薬ともしはく用ひ候様申示しおく。

〔一六日〕お百太郎同道ニてかけたし地蔵へ参詣、宗伯眼病平愈祈の爲也。塩申受、六七時に帰宅、則宗伯右之塩て右眼を洗ひ候よし也。

四 癸巳日記〔四月一七日〕

一、八時比より多見蔵ヲ以、いせ松〔坂〕殿村小津両家へ遣し候紙包二ツ、同八日限書状かけめ十五匁有之、一通遣之。脚ちん金式朱ト百廿四文もたせ遣し候処、五十六文不足のよし、かよひ帳へしるし来ル。小津へ之紙包二百五十四匁ト存候処、三百拾匁有之よし也。尚又丁子や^ねハ大坂河内〔や〕茂兵衛への年始状迄通、今夕幸便ニ同封中ニ入届くれ候様たのミ遣ス。且過日宗伯罷越候節たのミ遣し候俠客伝^(虫損)二集□の巻筆工すり本さいそく申遣ス。右すり本未出来よし也。多見蔵夕七時過帰宅。

二四 〔天保四年〕四月九日

一 癸巳日記〔四月一日〕

一、昼後大坂河内や茂兵衛状、三月廿一日出飛脚やより届来ル。おミち請取書遣之。男山宝物揃正行真迹墨本、此度ある人梓行ニ付、一枚もらひ候よしニて被贈之、尤珍書也。

* 俠客伝第三集巻首に正行遣墨あり、次頁挿絵参照。

(学智院大学蔵本)

二 同〔四月六日〕

一、予俠客伝三集五之巻の末名坪書・もくろく等志丁半稿之、五之巻惣出来、さし画三丁残ル。其外処々補文、今夕脱稿、如例四時一同就枕。…

同〔四月八日〕

一、予大坂河内や茂兵衛への答書并ニ注文之書籍、別録共ニ式通染筆、尚又丁子や平兵衛に頼遣し候注文書名一通染筆、其後俠客伝三集五之巻さし画稿式丁稿之、三集五冊本文今日皆出来、去ル二月六日より取かゝり、内五六日休筆、凡五十六七日ニ及ぶ、但し本文口画惣目録・姓名録等七丁未稿也。

三 二一 一二月二四日覚書参照。

楠朝臣正行筆迹



四 同右

五 癸巳日記〔四月九日〕

一、夕七時過丁子や平兵衛來ル。予対面、過刻餞別の謝礼申之、弥明十日出立のよしニて暇乞也。過刻申遣し候俠客伝三集潤筆残金七両之内、旧冬河内や茂兵衛よりかひ取候書籍、金壹兩老朱ト六匁差引、金五兩三分被渡之。請取書付遣之、但端銀五匁分五厘、とり忘れ今日持参不致よしニ付、かしく。尤請取書付にハ端銀も書入、皆濟之つもりニ記之早、此度注文書籍之事、此外河茂へ伝書等尚亦くハしく申聞おく、秋葉・蓬來寺へ立寄、名古やに罷越、彼地の書肆勘定とり立いたし、且いせ大神宮に参詣。夫より京大坂へ罷越候よし、大坂には来月十日前後ならてハ、着いたしかたく候半と申之、手みやげ煉羊肝持参、俠客伝さし画、国貞方より近々とりかゝり候旨申來候よし也。雑談後歸去。程なく雨ふり出し、夜ニ入大雨也。明朝出立難義なるへしと想像ス。東海道を通行のよしニ候へハ、川支いかゝあるへき、此義心得の為件々及示談早。

*二五 五月六日書簡参照。

六 注五参照。

七 同右。

癸巳日記〔四月八日〕 注二参照。

同〔四月九日〕

一、昼後早々清右衛門来ル。かねて申付置候通り、丁子や平兵衛方へ錢別として、ふろしき一包^{ミカス}・黒丸子三包・奇応丸中小式包、右錢別として遣之。并ニ丁子や^ミ口状書、書籍注文書共ニ二通、大坂河内や茂兵衛^ニ之書状^ミ彦通、右清右衛門ニ申付もたせ遣ス。……

二五〔天保四年〕五月六日

一 癸巳日記〔五月六日〕

一、昼後又大坂河内や茂兵衛書状四月廿八日出六日限、飛脚問や状配り届来ル。おミち請取書遣之。右ハ先月九日丁子や幸便ニ差登せ候状着。俠客伝三集四集引つゝき綴り候案内承知のよし、依之今般金子廿兩丁子や^ニ差遣し候間、三集潤筆、去年中かひ入候本代差引、五兩三分ト五匁二分五厘、外ニ四集潤筆内金拾兩、丁子や請取くれ候様案内申来ル。尤丁平いまた大坂へ着不致よし也。……

* 昼前河内屋太介より四月二日七日出八日限の葉注文の状来るをよみ違え河茂よりの状と思つた。二六 五月一日書簡、注一・三参照。

二二四 四月九日書簡の事。

三二四 四月九日書簡、注五参照。

四 癸巳日記〔正月一六日〕

(二三) 正月一七日書簡、注二参照)

五 同〔五月一六日〕

一、八時過丁子や平兵衛留守居手代和介来ル。大坂河内や茂兵衛、俠客伝四集潤筆内金拾兩持参、大坂旅宿より平兵衛差出し候書状も持参、平兵衛四月十日出立、秋葉・鳳来参詣、同廿一日名古屋^ニ着、廿四日^ニ名古屋^ニ出立、伊勢参宮いたし、五月二日大坂へ着のよし、右金子^(虫損)請取書并ニ平兵衛^ニの返書^ニ和介^ニ渡し遣ス。且国貞さし画今以未出来ニ付、右要事及数刻帰去。此節横山町大坂や半蔵老母不快、危殆之様子のよし、平兵衛実母ニ付、其段大坂^ニ両度迄申遣し候よし、和介物かたり也。

六二四 四月九日書簡、注二参照。

七 癸巳日記〔四月二七日〕

一、予金瓶梅三集本文画稿四の末迄今日稿了。一ノ四丁右より廿丁め迄也。昼後より、悪寒いたし候ニ付、今夕休筆。四時

一同就枕。

同〔四月二八日〕

一、今夕予少々腹痛、胸膈つかえ、例ならず。過日到来のも
ち少したへ過候故、食滞の氣味、今夕如例、四時一同就枕。

同〔四月二九日〕

一、予今朝水沍二度、氣分例ならず候間將息ス。宗伯連日之
持薬調合いたし置候へとも、予おミちへ申付、加味平胃散
調合いたさせ、今朝より用之、右巳前黒丸子兩三度用ひ候
得とも同様ニ付、平胃散用之、依之終日平臥也。

同〔四月晦日〕

一、予不快少々瘥可ニ付、今朝より推て起出、松坂小津桂窓
俠客伝二集の詳答一通、并ニ同人先日来書之返事長文一通
書写之、終日ニて未果、夜ニ入四時前書早。……
一、予今日も自療之加味平胃散服用、夕方鮮四五片たべ候処
少々あたり候間、又水沍ス。今夕如例、四時就枕。

同〔五月一日〕

○予昨夕の鮮に又少々中り氣味ニて、今朝水沍一度有之、
昼時比より追々順快ニ候へとも用心いたし、白粥食之、今
日ハ尤快氣也。

二五 〔天保四年〕五月六日

同〔五月三日〕

一、予惡寒例之留飲ニて背すちひえ候ニ付、著述ハ休筆ニ
いたし、続西遊記序目等抄録ス。夜ニ入未果。……

同〔五月四日〕

一、右用向早て清右衛門方ニて祝義盃出之、今年予はしめて
罷越候故也。……今夕五半時前帰宅、予かしわもちつかへ
候哉、中脘ニ少々いたミ有之、今夕食氣なし、しひて夜食
一碗半食之早。

同〔五月五日〕

一、予食滞中脘痛今日も同様ニ付、宗伯薬加減いたし、
「廻痛之
加味平胃散煎用いまた效なし。今日も太郎幟予出之、如何
しま等手伝之。
一、予滞食終日中腹いたミ氣分例ならず候間、終日保養ニ付
廢業也。薄暮太郎幟予とり入早。今夕四時前一同就枕。

同〔五月六日〕

一、予滞食未及瘥可。依之著述ハ休筆也。しかれとも俗事多
務忙く消光早。今夕如例一同就枕。

八 注五参照。

一七五

九 癸巳日記〔五月六日〕

一、八半時比より予右大坂河茂二通到来候返事、件々二通ニ染筆、夕七時過よりお百を以、瀬戸物丁嶋やは八日限ニ出之。脚ちん八拾文かよひ帳へ請取記させ早。右倚路ニ付、今日河内や茂兵衛より頼差越候同人状、丁子や平兵衛行、則丁子やに渡早。お百太郎同道ニて罷越、夕七半時過帰宅、尤河茂へ注文之奇応丸ハ一両中並便ニて飛脚へ可出事、並ニ正味直段等之事巨細ニ申遣ス。又一通俠客伝三集潤筆勘定代金、五兩三分五匁二分五〔厘〕ハ四月上旬丁子やより請取相濟候趣等、巨細ニ申遣し早。

一、夕七時過、中川金兵衛、昨日の俠客伝三集五の巻末十五丁写本校訂、相濟候哉と問ニ来ル。宗伯校訂ひま入りやう、夕七時比較し早。其後予校訂いたしかけ候間、明朝可渡旨申遣ス。尤予先月下旬食滞後、今以氣分本腹いたしかね候間云云申示し早。取次おミち也。予不快の事輕症ニは候へとも、今日河茂書状中へも丁子や案内へも申遣し渡候。

同〔五月二五日〕

一、大坂河内や茂兵衛書状飛脚や状配り届来ル。十日限五月十七日出也。右は五月六日出八日限ニて、此方より差出し候書状之返事也。注文本類の内、華嚴經の代金式兩一分ニ候へとも、只今一向ニ本無之候よし、永亨記も無之よし、

此二種断り也。丁子やも大坂逗留中の様子也。先便此方ニて間違、奇応丸注文之返事、河太へ可申遣処、河茂に申遣候ニ付、河茂より河内や太介に右状遣し候よし、依之河太返事并奇応丸代金老分三朱虫思嶋や喜右衛門に為替手形差入指越候間、間違ながら用向弁し早。

二六 〔天保四年〕五月二一日

一 癸巳日記〔五月六日〕

一、昼前大坂河内や茂兵衛状四月廿七日八日限飛脚間や状配り届来ル。右は河茂自筆ニあらず、手代代筆ニて奇応丸大包二、中包十・小包十急のよし注文来ル。右代金は追て鶴や喜右衛門方へ為替可申遣よし也。其段宗伯に申聞候処、包紙能書出終り無之よしニ付、少々今日俄ニ摺之。○右菓注文ハ河内や太介也、状の名前よみちかへ河茂ト心候得也。

二 五月一六日付篠齋宛馬琴書簡〔上野図書館紀要〕第四册所収

一、先便一寸得意候通り、俠客伝三輯五册、四月十日頃迄に大かた稿し畢候処、画工国貞、今以さし画一枚も出来不申候。この画工、当時流行拔群故、勢ひ甚しく、少しも氣に入らぬ事候へは、一年も二年も引すり、不画事毎度有之、先年、

拙編白女の辻占などは、三年引すり、やう／＼に画出来候事も候へは、此度も、何ぞ板元よりきひしくさいそくいとし、氣に障り候哉と存候得とも、丁平旅行中にて様子わかりかね候。依之、四集つゝり立候もはり合無之故、金瓶梅三集、絵わり廿丁いたしかけ候へとも、先月は賤恙にて休筆、今以そのまゝに打捨置候。乍去、大著にならざる内、金瓶梅・傾城水滸へ、廿丁つゝも稿し遣し度存候事に御坐候。

五月一六日付桂窓宛馬琴書簡(天理圖書館蔵)

一、先月十日比より今以著述ハ休筆ニ御座候。なれとも無拠方よりのたのまれ候画賛扇面等も多きたまり有之、右末進を果し、或ハ借用之書も見たく、抄録もいたし度候故、著述ハ休筆ニても半日も寸暇無之候。御遠察可被下候。先便申述候通り、俠客伝三集さし画、画工国貞二月中より今以一枚も出来不參候。此画工甚流行故、勢ひ甚しく少しも氣に入らぬ事あれハ、一年も二年も引すりし、先年白女辻占の画杯も三年めにて、やう／＼出来候事有之、此度も板元きひしくさいそくてもせし故に、わざとかゝぬ事かと猜し候のミ、丁平旅行中故様子わかりかね候。依之、はり合無之候間、四集ハさし画の様子次第ニ可致、見合せ候事ニ御座候。金瓶梅画わりいたしかけ候得とも、先月不快已来これも打捨置候。何分氣かはなれ、筆すゝみ不申候故也。薬屋の事

一七 「天保五年」正月一二日

ケ様之仕合ニ候間、当年もかねて存候様ニは出来かね可申候。此段承知可被下候。何分画工ト結合候故、意も任せぬ事のミ也。嘆息之外無之候。御一笑／＼。

三 癸巳日記「五月一二日」

一、大坂河内や太介注文奇忠丸小箱入宗伯拵之、夕七時過より瀬戸物〔町〕嶋屋佐右衛門方へ先払並便にて出之。是迄二わり半引ニ致し遣し候得とも、菓種ことの外高料ニ付、二わり余引也。その代状中ニ申遣ス。尚又去ル六日、右河太状名前ちかへ、河内や茂兵衛より之注文と心得、その段六日ニ差出し候状中へ申遣し候間、右ハ間違之趣、茂兵衛方へ申遣へき為、十日限早便ヲ以、河茂へ書状遣ス。此状ちんハ此方払也。今日嶋やねハ正月十七日松坂行紙包脚ちんも済よし申ニ付、右ね請取印形(虫損) 処々有之、現金払にて相済候処、いかゝの義ニ候哉と宗伯甲ニ付、全く心得違のよし、嶋屋帳場重手代罷出、わび候よし宗伯先之、夕七半時過宗伯帰宅。

二七 「天保五年」正月二日(別諭)

一 甲午日記「正月一二日」

一、子大坂河内や茂兵衛へ遣し候年始状并ニ別翰一封、京角

一七七

鹿清藏へ遣し候年始状、いせ松坂殿村佐六に遣し候書状、昨日認候と共に三通、昼時封し早。

一、昼後しまを以、瀬戸物町嶋や佐右衛門方へ、京・大坂・いせ松坂へ遣し候状三封、飛脚ちん差添遣之、新かよひ帳ニ去ル六日出、いせ松坂小津氏に之紙包請取をも写させ、今日之分同断請取写させ、夕七時比帰宅。

二 癸巳日記〔一〇月二十九日〕

一、夕八時前丁子や平兵衛来ル。予対面、俠客伝四集年内彫刻皆出来かね候ニ付、明々年末正月うり出しニいたし度よし申之、右潤筆残り金七兩持参請取早、并ニ当正月中請取候美少年録四輯潤筆内金十兩ハ、八大伝八輯の潤筆ニまハしくれ候様被申ニ付、其意ニ任せ早。猶又八大伝八輯追内金三兩被渡之。都合拾三兩の内金ニ成ル。俠客伝四集うり出しの事ニ付、申談し度義も有之候へ共、丁子や多用のよしニ付不及其義、明日手紙にて申遣し、且大坂河内や茂兵衛へも書状遣し、己来俠客伝五集の著編ハ断ニ及候内心之旨、今夕宗伯申聞おく。

同〔十一月一日〕

一、引つゝきて丁子や平兵衛より小ものを以、俠客伝三集一より三迄三冊ほり立、初校すり本被差越之、但一二兩冊繪つき二丁つゝ不足也。……依之、右使またせおき、大坂河

内や茂兵衛へ遣し候書状一通認之、右ハ俠客伝四集明々年未正月うり出しニ致し度よしニ付、さやうニ延引ニ及ひ候て、□年の〔これ〕大部もの満尾ニ数年かかり無覚束存候間、四集切にてあとハやめ可申存趣之断状也。別紙丁子やにも其段申遣ス。……

三 同〔十二月一日〕

一、丁子やより小ものを以、大坂河内屋茂兵衛状届来ル。使差置歸去。十一月廿二日出之状、朔日ニ此方より差出用書の返翰也。

同〔十二月五日〕

一、昼後丁子や平兵衛為寒中見舞来ル。肴代并たは粉一袋被贈之。予対面、俠客伝三集うす墨つや墨入分色さし見せらる。此内、惣もくろくわくたゝの半丁へのミ薄墨入有之、其段不宣可申示処、不及其義追て可申遣也。且大坂河内や茂兵衛、俠客伝四集うり出し延引之義ニ付、河茂より〔虫損〕(虫損)参り候よしにて、段々わひらる。依之、聞濟候趣及返答趣談し早。右要談等早て歸去、雪中也。

〔参考〕 殿村篠斎宛馬琴書簡(天保四年十一月六日)

一、俠客伝三集のさし画、やうく九月十八日に出来揃ひ、夫より彫刻差急ぎ、此節追々ほり出来、いまた揃ひ不申候得

とも、十一月一日より校合にとりかゝり罷在候。十二月中旬・下旬迄には、せひく出板可致候。うり出し早々、二部、大伝馬町御店迄差出し可申候。

一、同書四集は、八月中旬より稿本に取かゝり、これも引つき来正月中旬迄に、せひくうり出し度よし、丁子や平兵衛達て願ひ候間、任其意秋中より昼夜出精いたし、十月廿九日に四集五冊不残稿本出来いたし、筆工は兩人にて半冊つゝ引わけ書せ候故、書画板下と稿本と半冊ちかひにて同時に出来、手廻し尤神速に候処、大坂板元河茂より急状到来、十二月中うり出しに不成候て、正月うりに成候ては、捌あしく御坐候間、大延しにいたし、四集は明々年末正月二日うりに致し度よし申来候。是にて秋中よりの出精画餅に成候故、五集の作は断候て、已来かゝぬつもりに書状大坂へ出し候。これらの意味、桂窓子への状中へくはしく注し申候。彼仁より御聞可被下候。同文言、御両方へは書候いとま無之候故、御一方は略し申候也。

〔小林花子「曲亭馬琴書簡特集」II「上野図書館紀要」第四冊一二所収〕

〔参考〕 小津桂窓宛馬琴書簡（天保四年十一月六日付）

一、右〔俠客伝〕三集前書之通り画工にてまくつかへ候間、秋迄ハとても年内出板心もとなく存候ニ付、四集を引つゝき綴り候勢ひなく、遂ニ長休ミにいたし罷在候処、八月上旬江戸板元丁子や平兵衛参り、俠客伝四集之事、画ハいか

二七 「天保五年」正月一二日

やうもいたし間ニ合せ候間、何とそ四集を引つゝき出板にいたし度候。依之願ひ出候。何分早々御とりかゝり可被下候様ニと申候間、答ニ潤筆も夏中過半請取置候上は、いなむにあらす候得とも、しはらく打捨置候故、急ニも筆もとりかたく、いつれ八月中旬比よりならてハ取かゝりかたく候。左候へハ年内彫刻出来かね可申哉之旨ヲ以推し候処、板木師の義ハ一冊つゝ引わけ、速ニほらせ候つもり手當いたし候間、せひく間ニ合せ可申候トかたく申候間、八月十五日より筆とりはしめ候処、丁平ひたいそぎに急き候間、一回半冊つゝ稿し候へハ、直ニ筆工へわたし申候。

尤筆工兩人ニかゝせ候間、よほと精出し不申候てハ、筆工に追れ候まゝ、昼夜これのミにて日をくらし候。八九月中迄は忤もとかく同様にて、よほとの大病ニ候へ共、見上るいとまもなく精出し候。画ハ柳川重信増、重政二代め重信と改名いたし候へとも、画ハ未熟也。なれともはやく出来候上、丁平懇意にて大ニひいきに候間、是ニ画せ候。既にして十月廿九日迄ニ五冊不残稿し早り、板下書画共四冊め迄出来、五冊めの第三十九回半冊筆工最中ニ書盡候よしの節、右廿九日夕方丁子屋拙宅に罷越候て申さやう、扨彫刻之義ハ年内ほり上り候ても、江戸大坂ハ第二集のごとく、来正月下旬うり出しニ成り可申候。然処大坂にてハ、十二月下旬ニうり出し不申候てハ、捌甚不宣候ニ付、第四集ハ明々年末正月二日うり出しニ可致旨、申来候。尤三集も画

一七九

工にておそなはり、年内うり出しの間ニ合かね候ハ、是亦明午ノ十二月うり出しニ可致候間、板ヲ船ツミニいたし、来夏迄ニ登せくれ候様申越し候。私事^{あひ持}の義ニは候へとも、実の板元ならず候間、自由いたしかたく候。依之四集ハ、明々年末ノ正月二日うり出しニ致し度旨申候。是にてビツクリいたし、且采れ候得とも、商ひ向の不都合と申ハ手もつけられず候故、その意ニ任せ、ともかくもと挨拶いたし候へ共、中一ヶ年置候而うり出し候事、あまりに長くしく、ばかしく、八月中より大病人の中にて、昼夜出精いたし候骨折、画餅ニ成り候故、もはや五集ヲ書キ候氣もなくなり候ニ付、則大坂河茂^ハ急ニ書状差出し、四集江戸の手配り少しも無如在候処、十二月製本不出来候てハ、捌ヶ方不^レ宜候ニ付、明々年正月二日うり出しニ被成度よし、承知ハいたし候へ共、拙者事追々^レ老年ニ及び候処、左様ニ中一ヶ年つゞも間を置たくうり出しニ成候てハ、大部之の中^レ生涯満尾心もとなく候。依之、俠客伝ハ四集迄ニて已来五集ハつゞり不^レ申候間、かねて承知いたし候様、きひしく申遣候。全体四集ハ五集の縮染^{ニテ}、作者の専文ハ五集に有之、いろく^レ腹稿^{シタツメ}いたし候を捨て仕舞候仕合、御賢察可被成候。大坂板元ハ河太、巡島記^{ニテ}こり候間、俠客伝も二の足を踏候処、丁平達^テ願ひ候て、一式引請万事江戸板元の通りニいたし候よし申ニ付、つゞり立遣し申候処、果して如此変卦出来遺憾不少候。俠客伝四集うり出し大長

のひニ成候故、美少年録四集も来年ハ延引、明々年よりはしめ可申哉、いまたしれかね候。その内ニハ拙齡七旬ニ及び候故、氣力追々^レおとろへ可申候。何事も勢ひニ従ひ候ものニ候処、只今の利のミ考、はやく全力満尾させて株板ニせんと思ふ了簡なきハ、賈豎の猿智恵^{ニテ}是非もなき事と、歎息の外無之候。右之仕合ニ付、四集も此節板下とも不^レ残出来候へとも、うり出しハ明々年末ノ正月ニ成り可申候。御一笑と奉存候。

(天理図書館蔵「馬琴等書翰集」九〇)

四 丁子屋平兵衛の大坂行については、二四 天保四年四月九日二五 同五月六日書簡参照。

二八 [天保五年] 二月一八日

一 甲午日記〔二月二日〕

一、夕七時前、いせ松坂殿村佐六状大封一ツ、大伝馬横丁殿村店より届来ル。正月廿日の状也。右状中俠客伝三代金式分在中、外ニ江戸名所図会代金為替手形入にて状三通。一通ハ年始祝義状、宍通ハ旧冬の返輸長文也、一通ハ旧冬申遣し候異聞²の返輸也。正月七日此方より差出し候俠客伝三集、小津新蔵方へハ正月十六日ニ着いたし候よし、佐六分

大伝馬町店迄出し候包ハ、大伝馬町店より正月八日出ニいたし候ヲ。依之正月廿日迄未届よし申来ル。遺憾甚し、江戸名所図会一口買とり、差越しくれ候様被頼之、この外、とし玉もの小刻唐本小説、幸便ニ出し候旨、請取届候よし也。おもち書状の請取書遣ス。

1 小林花子「曲亭馬琴書簡特集」一三所収（上野図書館紀要」第四冊）

2 堀内快堂「曲亭書簡集」（日本芸林叢書」第九卷所収）

二 同〔正月六日〕

一、予今日いせ松坂、殿村佐六・小津新蔵へ年始状、副翰とも四通認之、其後宗伯手伝ひ俠客伝三集式ヲ、右ハとの村頼之分、外ニ同人にかし候水滸伝全書之又七十二回より七十六回迄一冊封入、紙包ニ作る。則かけめ四百目余有之、小津新蔵ニ同書老ヲ紙包ニいたし、此かけめ式百匁、両様とも年始状・とし玉・黒丸子等封入、夕七半時前ニ出来、即刻しまに申付、殿村佐六ニ遣之、紙包并ニ添状一封ハ、大伝馬町（虫損）殿村両かえ店へ遣し請取書とらせ、小津新蔵分紙包ハちん先払にて、嶋や佐右衛門方へ遣し、是又請取印形取之、但島やかよひ新帳未差越候間、去巳年帳へ請取ヲケさせ、追て新かよひへうつし候様申遣ス。暮六時しま帰宅。

三 同〔二月三日〕

一、四時比、大伝馬横町殿村店より松坂主人殿村佐六より之

二八 「天保五年」二月一八日

小紙包一、同郷小津蔵新蔵より竹筒包一ツ届来ル。おもち請取書遣ス。佐六より到来とし玉小刻唐本人中画一帙・楠公詠草墨本也。小津新蔵よりハ年始状・副翰共二通、とし玉竜爪筆十枚也。

四 同〔二月四日〕

一、予作者部類一の巻境浦の分老丁、もくろく式丁稿之早。夜五時より小説人中画老卷半冊許、四時過如例一同就枕。

五 同〔二月八日〕

一、予今日類焼見廻の世話等にて多用、且昨夕の疲労ニ付休筆、夕方より人中画式之卷・三之卷半分許披閱、今夕四時如例一同就枕。

同〔二月九日〕

一、予八犬伝九輯一の巻本文之内わつかに半丁稿之、暮時より火事さわきにて休筆、今夕人中画三の卷・四の卷半分許披閱、但し四の卷ハ今古奇観ニ有之、移花の旧話なれば見るに不及、今夕九半時比一同就枕。

五 癸巳日記〔正月二十七日〕

一、昼前大伝馬町との村店より松坂との村佐六書状届来ル。おもち請取書之。右ハ当月十五日出之年始状、并ニ添状略

一八一

文式通也。

同〔二月八日〕

一、昼後飛脚や状配り、松坂殿村佐六より之紙包届来ル。おミち請取書遣之。右ハ正月十五日出タラ便、かねて案内有之候とし玉唐本春柳鶯全^口四冊一帙也。

* 参考 天保四年三月八日付篠齋宛書簡

〔小林花子「曲亭馬琴書簡特集」一〇〕

六 甲午日記〔正月一六日〕

一、大坂河内や茂兵衛年始状、并ニ別翰一封、今日丁子や平兵衛被届之。俠客伝三集正月二日ニうり出し候よし也。四編ハ大坂ニて不残すらせ候間、船つミいたし差越しくれ候様申越候よし也。

七 同〔正月四日〕

一、今夕五時過、丁子や平兵衛より手代二人を以、俠客伝三集明五日うり出し候よしにて、如例本二^口、金百疋被贈之。……

八 同〔正月一六日〕

一、昼後丁子や平兵衛為年礼来ル。予并ニ宗伯も対面、とし玉台附扇子箱、并ニ箱入ねり羊肝式棹入、金百疋被贈之。

……此余雑談數刻歸去。

九 天保四年一二月一二日篠齋・桂窓宛別翰〔堀内快堂「曲亭書翰集」所収〕

一、江戸名所図会的事かねて御聞及も被成候哉。この書は天明の比、内神田佐柄町の名主齋藤庄左衛門が思ひ起し候処、不果志て没し候に付、その子庄左衛門親の稿を統候として、文化中より折々鵬齋がりゆきかひ相談いたし、絵は雪旦にかゝせ候。小田原看市の図の板下を見候は、二十四五年已前の事に候キ。此庄左衛門は、冷泉家の歌をよみ候て生ぬるなる人物なりき。肝煎名主にて冊子の改役人の一人なりければ野老も面識に御座候処、十ヶ年已前に身まかり、その子庄左衛門弱冠なれども父祖の志を果さんとて、誰やらに相談いたし、稿を統候よし及聞候処、全部やうく出来いたし、明春はうり出し候よしに御座候。勿論板元は日本橋通老丁めの須原や茂兵衛也。凡四十年許かゝり候事故、須原やも久しく元入いたし、及迷惑候へども、名主の事なればせんかたなく、編者の思ひのまゝにいたしうち過候よし、出板の節かふても見んとおもひて聞候処、全部十巻にて代金壹両貳分のよし。是におそれて沙汰に不及候。名所図会流行の折すら唐土名所図会代金壹両貳分なる故にうれず候。況今日名所図会すたり候。よしや江戸の名所図会なりとも、かゝる時節に高料の新本、尤心もとなき事に御座

候。出板の節本御地へも早々廻り可申候。御かりよせ被成御覽候へば、御高許ひそかに御しらせ可被下候。

〔日本芸林叢書〕第九卷

10 注一参照。

甲午日記〔二月五日〕

一、四時過清右衛門来ル。……且松坂殿村より頼申越候江戸名所図会の事、丁子やかけ合可申事、もし丁子やにてと、のひかね候ハ、須原や茂兵衛へ罷越可申、并ニ馬くらう横丁ひやうしやに表番注文之義等、件々及示談。……

同〔二月七日〕

一、同刻〔墓敷過〕清右衛門来ル。過日申付候江戸名所図会、丁子やニ有之、則かけ合候処、おろし直段ニ可致上旨申候よしにて、右之書一〇請取持参、尚又大伝馬町殿村店にて金子可請取事、須原や源介にて右平〔全損〕燕可請取事、件々用事申付、右殿村金子手形わたしおく、依之清右衛門早々帰去。

二 同〔二月七日〕

一、八半時前、佐久間町藤堂様表門前町湯屋火元のよしにて

二八〔天保五年〕二月一八日

失火有之、大風ニ付いつミ橋辺忽延焼、則向ふへうつり弁麴橋通り下町一円大火に及ぶ。大抵己丑三月廿一日の大火のことし。

一、夕七時比小伝馬町・大伝馬町・池丁迄延焼ニ付、丁子や鶴や等皆類焼のよし。風鍋町辺より駿河町越後や等西側ハ火をのかれ候よし風聞、北風にて西少しまじる故也。

一、夜中も弥大風ニ付火鎮らず、今夜終霄延焼、深川ハ飛火のよし風聞、何方迄やけ込候哉未詳。

一、今朝しまを以、中川金兵衛ハ使を遣し、八大伝けわく番の事丁子やに可申伝旨申遣ス。然所右之大火にて丁子や類焼ニ付、そのかいなし。

同〔二月八日〕

一、天明比火鎮ル。はま町辺ハ大橋手前迄、八丁堀筋は仰鳴迄、通町ハ西側残り、東側のミ、日本橋通り・芝辺迄延焼のよし風聞、具敷申事ハ未知と云、後ニ聞、日本橋通りハ石町より中橋迄東、側のミ延焼也。

一、八半時比より宗伯を以処々類焼見廻遣之、丁子や平兵衛ニ手拭三筋・梅干一折、鶴や喜右衛門ハ手拭式・梅干一折、西村や与八・山口や藤兵衛に手拭二ツつ、森や次兵衛・大坂や半蔵・二見や忠兵衛・ 手札也。丁子やハ浅草京やうら店借用、大坂や半蔵も同様にて借宅いたし候よしニ付、くやみにて罷越、見廻申入候よし、其外ハ皆焼迹ニ罷

一八三

越候よし也。処々橋焼落候ニ付、廻りみちいたし□川を
わたし候よし也。焼死のもの弁慶橋辺、其外二三人つ、有
之、⁽⁴⁴⁾死十余人見かけ候処、男女親子三人人抱合焼死のものも
有之、檢使未済様子ニて其ま、道ニ倚有之、犬の死骸尤多
しと云、処々無滞廻勤、薄暮帰宅、丁子や・鶴屋・西村・
山口・森や・二見や土蔵ハ皆恙なしと云。

三 同〔二月九日〕

一、暮時より檜物町松平阿房守殿抱やしき火元のよし失火有
之、西南風烈ニ付数町延焼、中橋中通りより通式丁め・屯
丁めの間、火通り西側へ焼ぬけ、西河岸迄焼失のよし、今
夜九時比火鎮ル。

三 同〔二月一〇日〕

一、昼九時前より南の方ニ失火、初ハかまくら河岸のよし申
候へ共、丸の内よし風烈ニ付、及延焼いまた火元、并ニ延
焼多少詳ならず、火元西丸下松平伯耆守殿長局より出候よ
し也。

一、夕七半時過、渥見覚重来ル。予夜食中ニ付不面、宗伯対
面。……覚重叔母松平伯州家中ニ付見舞罷越、叔母連候同
人媳等三四人つかへり、又罷越、只今帰路のよし也。火
さき鍛冶橋外へ焼出、二口に成り、一方ハ八丁掘辺過日焼残
り候本田やしき等焼亡のよし、一方ハすきやかしのかたへ

やけ候よし也。薄暮早々帰去。

一五 同〔二月一日〕

一、昼時九つ過比、小石川水戸様御屋敷失念、西北風烈敷候
間、飯田町清右衛門方少し風脇ニ候へ共、お次迎として宗
伯罷越、火元之火外へハ出不申候得とも、飛火のよしニて、
小川町へうつり阿部備中候やしき近辺焼亡、神保小路井戸
殿此外旗本衆少々焼失のよし也。八時過宗伯お次を携、清
右衛門方証書類預り帰宅。清右衛門方へハ久右衛門をはし
め山の手より多く右用の人来り、不残片付候よし也。夕七
半時前、おさきお次の迎ニ来ル。則ち次同道ニて帰去。但
し八半時比風鎮り候ニ付、火も亦滅とめ早。後に聞く、阿部備
中守殿中やしきハ
悉なし、火元間宮□則殿ニてその
辺の武家十七八軒類焼のよし也。

一五 同〔二月一三日〕

一、今日南大風尤猛、夕七時比ニ至て初て風止、去ル七日よ
り今日迄日々風烈七ヶ日也。

一、右風止て後、夕七時過駒込追分辺ニ出火有之、火元そば
や也と云。此時北風ニ成候得とも幸ひに風なし、七半時比
消し留早。

一六 同〔二月一六日〕

一、四半時比、御成道石川殿屋敷中長屋より失火、此方風脇

俟得とも近処の事故不安心の処、幸ひにて大火に至らず、
屋前消し留早。右ニ付第一番に大坂や半蔵・丁子や平兵衛
来ル。此外下町より追々かけ着くれ候而、清右衛門来ル。
委細ハ別帳ニ記ス。森村元立も近所に参居候よしにて来
訪、とかくする内火鎮り候間、右衆一同帰去早。

一、此節あやし火等の訴も処々より日々有之、度々の火災ニ
付、とり片付用意いたし可申旨宗伯へ示談、可持旨過半葛
籠ニ納め拵へおく。依之家庶も位牌ハとり収め、過去帳の
ミにいたしおく也。

〔参考〕「異聞雜稿」抄

〔続燕石十種〕第二所収。ここには本
艦隊の原本より抄録した。以下同。

〔瓦板貼込、其二〕

出火場所方角附

甲午二月十日比より市中を亮ありくもの、是ハ
初板也。中句より又別板三枚、画図大小二枚、
印行して亮ありく物これ也。〔馬琴注、朱書〕

頃は天保五甲午年二月七日昼八ツ時頃、外神田佐久間町貳丁
目より出火して、折節西北風はけしく、和泉橋近辺・松永丁・
佐久間丁より飛火ニ而、柳原土手下・松下丁・九軒丁・佐野
様御屋敷、夫より竜閑丁・鎌倉横丁・久右衛門丁代地・弁慶
橋・松枝丁・富永丁辺・石原様・大沢様・市橋下総守様御屋
敷、お玉ヶ池横瀬駿河守様并ニ高橋様、其外之御屋敷數多、
紺屋丁・新土手より白銀丁三丁目・四丁目、大伝馬塩町・鉄
炮丁・小伝馬丁・牢御屋敷・石出帯刀様、其外町家不残、亦

一口は、豊嶋丁・細川長門守様御屋敷・大和丁・江川丁・元
岡井丁・亀井丁・橋本丁・小伝馬上町附木店・馬喰丁壱町
目・貳丁目、此辺平一面、同三丁目・四丁目片かわ、并ニ馬
場御郡代屋敷焼のこる。夫より横山丁三丁目角・兩國吉川丁
片かわのこる。同広小路見せ物小屋・兩國御橋焼のこる。橋
丁四丁・同朋町・村松丁・久松丁・浜丁・矢ノ倉、此辺平一
面、夫より小笠原様、并ニ津輕様・船越様・牧野様・一ツ橋
様御屋敷、是より飛火にて新大橋焼落る。浜丁、水野老岐守
様・牧野遠江守様・永井様・安藤様、此辺之御屋敷數多御類焼、
亦一口は本石丁鏡堂、并ニ本丁三丁目より四丁目・大伝馬町
通・旅籠丁、大丸や呉服店残る。大門通・田所丁・長谷川丁・
富沢丁・人形丁辺、平一面。堺丁・葺屋丁、両芝居人形座ま
で不残焼る。并ニ芳丁・大坂丁・竈河岸・かきから町・銀座御
屋敷・甚左衛門丁・親父橋焼落る。稻荷堀、松平越中守様・
安藤対馬守様・酒井雅楽頭様御中屋敷、并ニ奥山様・戸田様・
本多肥後守様・小野様・林肥後守様中屋敷・松平玄番頭様上
屋敷、戸田近江守様・酒井出雲守様・尾州様・紀州様御蔵屋
鋪焼ル。永久橋のこる。戸田采女正様・松平和泉守様・久世
隠岐守様御中屋敷、箱崎丁・南部堀、并ニ御船手永代橋きわ
ニ而焼止ル。亦一口は、伊世丁・瀬戸物丁・宝町壱丁目より
三丁目まで、東片かわ焼る。越後や呉服店のこる。小田原丁・
安神丁・長浜丁・本船丁・小船丁・あらめ橋焼落る。小網丁
不残、鰻渡、牧野長門守様御上屋敷、坂本丁・茅場丁・薬師

堂・靈巖嶋不残焼る。埋立地新靱蔵のこる。松平越前守様御中屋敷・向井将堅様御船手屋敷、夫より佃嶋・新田嶋不残焼る。亦一口、江戸橋蔵屋敷、四日市万丁・青物丁、海盜橋焼る。通老丁目白木や呉服店・近江店焼のこる。同式丁目より中橋広小路迄東片かわ、音羽丁・平松丁・佐内丁・小松町・油丁・新右衛門丁・楡正丁・下横丁・本材木町老丁目より六七丁まで、中橋さや丁・塗師丁にて焼止る。亦一口ハ、八丁堀、九鬼大隅守様、并ニ松平中務少輔様御屋敷・八丁堀神田代地・北嶋丁・岡崎丁・亀嶋丁、其外不残焼る。松平越中守様御上屋敷、焼のこる。松屋丁・本八丁堀五丁目まで、中の橋・稻荷橋、焼落る。向ハ、南八丁堀式丁目、松平右近将監様より伊井様御中屋敷、堀田主税様・堀田式部様・松平内匠様御屋敷迄、是より鉄炮洲稻荷社、焼る。松平阿波守様御中屋敷・東湊丁・船松丁・細川能登守様・松平長門守様御上屋敷、同十軒町迄焼る。当七日の末ノこくより焼出し、翌朝卯ノこくニ而、よふく焼止ル也。凡男女死人有事いまた不知數、江戸町家困窮之者共、類焼いたし、難渋之義、筆紙ニつくしかたし。なれ共、此度之大火前代之断ニもならんかと、其あらましを書印ノ已。

甲午(虫損)三月十二日、市中を売あるくもの、購得之。(馬琴注)

(瓦板貼込、其二)

天保五年甲午二月九十兩日 虫損 同十四日、売あるくもの。

(虫損)
於門前買得之。(馬琴注)

時節当来とはいへど、其翌九日酉の初刻、南風甚々敷して、日本橋檜物丁より出火して、数寄屋丁・元大工丁・三嶋長屋川岸通・呉服丁式町・西川岸迄、跡火にて、上横丁北側より通四丁目両側老丁目まで焼る。日本橋御高札場焼のこる。実ニ目もあてられぬ次第なり。

「折もく、時もく」とや、又候、同月十日午の刻頃、大名小路辺より出火して御類焼之御屋敷、其あらましを書記ス。松平伯耆守様・松平丹波守様・林肥後守様・備前様・松平和泉守様・松平能登守様・松平三河守様御屋敷より銀治橋御門焼る。京極大膳様・松平土佐守様・松平阿波守様・南御町奉行様、并ニ数寄屋橋御門焼る。折節、西風はけしく、飛火いたし、上横丁・富横丁・南横丁・桶町・三会所・中橋広小路町、南伝馬町、不残。さや丁・ぬし丁・松川丁・鈴木丁・因幡町・常盤丁・柳町・具足丁・炭丁・本材木町八丁目まで、西ハ、南大工町・銀治町上下・五郎兵衛丁・疊丁・北紺屋丁・白魚屋敷上下、京橋焼落る。銀座四丁、東ハ三十間ほり不残、太刀売・弓丁・西紺屋丁・鍵屋丁・新看丁・弥左衛門丁・数寄屋町川岸・南鍋町・佐柄木丁・かゝ丁・宗十郎丁・滝山丁・守山丁・南大坂丁・山王丁・八官丁・丸屋丁、東側焼る。通りハ、尾張丁布袋や・夷や呉服店焼る。竹川町・出雲町・金六町・金春屋敷迄焼る。新橋のこる。東ハ、南八町ほり・あさり川岸・大富丁・本多下総守様・伊達紀伊守様御屋敷・

新庄様・牧野様・堀田相模守様・西尾様・細川越中守様・諏訪伊勢守様御屋敷、夫より松村丁・木挽丁・森田勘弥唐・人形座焼る。同四の橋・五の橋共焼落る。汐留橋迄、夫より牢女ヶ原、狩野様・松平周防守様・柳生但馬守様御屋敷・仙石様・加納遠江守様御屋敷・仙台様・田沼様・宮原様・溝口信濃守様・奥平大膳大夫様、又一口は、筑地合引橋焼落る。松平土佐守様・梶野様・能勢様・松下様・巨勢日向守様・松平様・備前様・桑山様・松平飛彈守様・南部信濃守様・桂川様・稲葉様・青山様・秋田様・莊田様、并ニ依田様・朽木隠岐守様・横田様・本多様・木下様・石川橋、三枝様・花房様・戸川様・畠山様・津田様・伊東様、夫より西御門跡御堂、并ニ地中不残焼る。東は小笠原様、築地小田原町・飯田町、其外町家不残、紀州様御蔵屋敷・浪除稻荷ニて留る。夫より向築地、増山河内守様・村垣佐太郎様、此式間焼のこる。稲葉丹後守様・稲葉中務少輔様御屋しき・多賀様・大嶋様・尾州様御蔵屋敷まで、南ハ松平陸奥守様御屋敷裏長や少々焼る。脇坂中務大輔様御屋敷焼る。芝口壱町目より三丁目東井戸きわニて焼止るなり。此外御屋鋪様方、并ニ町家不知数、九十時ほどの間、人民心痛る事かきりなく、然とも四かいなみしつまり給へば、前代見もんの嘶の種と書印ノ已。是ハ初板候後にくへしきもの三枚。画図も大小二枚出たり。〔馬琴注〕

二八〔天保五年〕二月一八日

一、甲午二月十一日午牌、小石川水戸様御邸より失火梅の御。今日も西北の風烈にて、諸小屋、并に諸舎多く烏有となりぬ。しかれども大家なれハ、その火を邸外に出さず、未下刻消し留早。この折、小川町雅子橋通り、間宮所左衛門殿大納言様御小納戸屋敷より失火、小石川飛火也といふ。その辺の武家式拾軒許類焼。申牌より風止たるにより消し留早。御家臣片岡某火元也とい。御守殿ハ御別条なし。*頭注「間宮は飛火にあらず、つけ火なるよしにて、六尺とらハれたりと云。」

一、同月十三日、風烈、申牌、駒込追分蕎麦屋より失火。この折幸に、風やすらきたるにより、大火に至らずといへども、延焼の町家少からず、根津権現の裏門前にて、火鎮ると云。一、右間宮殿の失火は、飛火のよしを御支配へ届ありしよし、聞えしかと、実ハ悪棍のつけ火にて、その翌日、件の火つけは搦捕られたりとぞ。

一、又駒込の失火も悪ものゝわざ也。この火つけも翌日搦捕られたりと云。件の火つけハ、元來牢中に在る罪人なるか、七日の大火の折、放されたれハ、三日の後かへり参るへきものなるに、かへりまらざるのミなれて、又かゝる悪事をしめる冥罰、立地にむくひぬと知れるもの、話也。」

一、二月七日大火に及ひしその火元ハ、神田佐久間町の湯屋也と風聞ありしか、湯屋にハあらず、藤堂殿の表御門前なる三味線屋也とぞ。この三味線屋の隣に土圭師あり、これ彼火元あらそひに及ひしと聞えしか、この日、件の三味線

一八七

屋ハ琴に作る桐を躡るとて、店前にて火をたきしかハ、藤堂家の辻番より咎めて、かゝる大風烈に、家外にて火をたきこと、不埒也。はやく消すへしといハれしかハ、その火を家内へとり入れて、又その桐を^(虫損)出すべしとそ。かゝる事もあれは、申わけ達かたかりしにや、三絃屋ハ入牢し、土圭師ハ手鎖にて町役人に預けられしといふ也。

一、二月十日の松平伯耆守殿の失火ハ、その火長局より起りたり。吾婿の叔母ハ、彼家臣其の母也。そかをる長屋ハ、長局の向ひなりけれハ、火勢烈しくて出ることかなハす、長屋の窓へ戸をおろしかけて、その戸を階子にして、窓より逃出たりといふ。この日大名小路なる類焼の諸大名にて、家臣の子とも・みやつかへの女房に焼死したるもの多しといふ。童子杯ハ家中へあそびに出たるを尋るに知れず、その間に屋敷一面に焼たりけれハ、すべなくて皆のかれ去りしとそ。

一、七日の大火に、焼死のもの多かり、子か相識るもの、兩三人、目撃したるを數るに三四十人に及へり、その多寡いかばかりなるや詳ならずといへとも、百をもてかそへたりけん、但幸ひに己丑の春の大火の折の多かりしに似ざるのみ。

一、当年^{甲午}四緑の木、中宮にあり、又二月ハ七赤の金、中宮に入りぬ。月家の金、年家の木を尅するのミならず、これに加るに、火をもてせしかハ、七日・九日兩日の火災に、

江戸の中央なこりなく焼たり。その兆、己丑の火と相類すもて、警となすへし。

一、二月十六日下谷御成道、石川殿の中屋敷より失火、幸ひに、この日大風ならざりけれハ、延焼に及ハす、只これのミならず、火元詳ならざる火ハしは、又江戸中よりあやし火の訴、日々に多しといふ。

一、旧冬ハ、雨雪しは、也けれハ、江戸中火事稀也。今茲正月に至りても雨多かりしかハ、火事なかりき。荒噓の折、火災なきをせめてもの事なりとて、衆人たのもしく思ひたるに、二月に至りて右の如し。雨ハ正月廿七日にふりたるのミにて、二月上旬より日毎の風烈、十七八日に及へり。

この故に、世の人火災をおそれ、家具を蔵に収め、土蔵なきものハ葛籠に納め、或ハ荷つくりなとして、スハといハ、逃去んと欲する用心のみなし、天明丙午の正月より三月まで、しは、火災を恐れしと相似たり。天明丙午にハ、江戸中春しは、火災あり、秋に至りて洪水あり、その明年丁未の夏、江戸中飢たり。今茲ハ噓と火と一度に禍ありといへとも、天明に比れハ、なほ甚しからず、幸ひといふへし。

一、当今江戸なる材木屋に材木すくなし。しかれとも七日・九日兩日の火にやけたるものハ、板囲ひもなしかたからざりしに、十日已後ハ、諸材木甚高料にて容易ならざれば、速に仮宅をいとなむもの稀也。松板ハ、官府への書上

ケ相場、金苞両ニ六拾貳枚なれども、その相場に売るものなし。よりにて相対をもて、金苞両ニ四拾枚に買ふと云。屋根板ハ、己丑の大火後、金苞両ニ貳拾三四把なりしに、今茲大火後、金苞両ニ九把になりぬ。瓦ハ菅坪金苞分前後にて葺たるか、九拾刃ならされハ葺すといふ。この余貴きこと皆これに準ず。公儀の御入用御さし支になることもあらん歟とて、木場の材木にハ封印を附られ、江戸入の材木復も川筋に出迎て、外へ売らせす、皆御用になるといふ。かゝれば庶人ハかあゆきもの也。そか中に、大伝馬町なる大丸屋のミかねて仮普請の伐組あれば、類焼後七日めに仮普請成就して、商売をはしむること例の如し、これらを江戸のきはひといハまし。

一、類焼の窮民御救として、小屋を作らせらるゝこと先例の如し。己丑の御救小屋より多し。凡九ヶ所西両国・豊嶋町・佐本町河岸・八丁堀・築地・久保町・数寄屋河岸等也と云。何事もしはゝなれば、世俗奇とせず。こたひの大火に、くさゝの話說あるへけれども、予か為にいふもの稀也。

一、二月九日の檜物町火事の火元ハ、松平阿波守殿の抱屋敷也と聞えたり。此抱屋敷ハ、文化丙寅の春三月の大火後、鍛冶橋内の上屋手挾也とて、檜物町の沽券地二ヶ所を購求られ、家作ハ町並なれと門番所あり、家主ハ幾人歟片隅に長屋を給ハりて、町役に宛られ、当宿の諸士ハ上屋敷へかよひ勤す也。この所鍛冶橋御門外御壑の向角也。二月九日

にこの所より失火して、次の日拾日にハ上屋敷も亦焼けたり。

一、二月十一日、水府御邸の火事にハ

峯姫様御立退にて、先高松の御住居へ御立よりあり、それより御城へ入らせられけり。本日高松家の邸ハ風下なるに、峯姫様御立よりにて冗紛限りなかりしとそ。その翌十二日高松家御鷹の鷹拝領にて、上使到来せられしとそ。彼家の冢宰黙翁の書中に聞えたり。

* 頭注「此段伝聞のあやまりなり。黙翁の状下に報す、合せ見るへし。」
〔書簡は巻頭に貼込みあるも便宜上末尾に掲げる。〕

一、二月十日、丸の内の火事の翌日、沼津侯卒ス。七十二歳、なほ内々にていまた披露に及れず。当日の風聞にハ、已前より恙ありしに、十日の大火にいたく駭き給ひて、暴に卒せられしといふものあり。実ハさにあらず。十日の朝も登城すとて、ゆあみし給ひしに俄に、心地例ならずと宜ひて、いく程もなくことたえ給ひしとそ。

一、二月八日ハ例のことく、上野 御灵屋に 御参詣 御成

の御沙汰ありしに、前日七日佐久間町の失火、大火に及ひしかハ御延引、同月廿日に至て上野へ 御参詣 御成あり、かゝれば佐久間町の火元ハ、御咎軽力るへからすなど風聞す。いかになるやいまた聞知らず。

一、又十日の火事にハ、鍛冶橋・数寄屋橋両御門御焼失なれハ火元の評判宜しからず、伯州ハ深川の下屋敷に在り、自分遠慮にて登城せられすと云。後に聞く、遠慮七ヶ目して御免ありしとそ。この秘

録は、只遺忘に備ん為に竊にしるしおくのミ。人に見ることを許さゝるもの也。

一、甲午の春二月十八日癸丑、今晚より大風雨、但し雨ハ多クふらす。天明より雨歇ム。辰の中刻より大雨。この折雷初て鳴る。初声尤甚。凡五已牌より雨霽れたり。この折昌平橋内、并に駿河台

辺へハ大雹多くふりしと云。予ハこれを知らず。廿一日の朝、宇津宮侯の家臣大嶋生来訪、語次、彼雹の事をいはる。

聞くに、雹の大サ小指の頭程あり、ふる折石杯へあたれハ、三四尺はねあかりにき、そをうかひ茶碗へ拾ひ入れしに、忽碗中に満ぬ。午後まで解さりしと也。吾庵とハ僅に二町余隔りたるに、こゝらへハ雹一顆もふらさりき。こも亦一奇といふへし。二月廿一日追記早。この後亦異聞あらハ別にしるすへし。

一、二月七日大火後、処々よりあやし火の訴、日毎に多きにより、町奉行所より町々へきひしく被仰渡、多ク増し人足を致し、昼夜由断なくうちめくり、あやしきものあらハ推とらへて申出へし。右ニ付町入用多くなるとて難渋を申ス。地主あらハ申出へしと触らる。又中旬に至りて再触あり、去ル七日大火之節、石川嶋・佃罵類焼に付、よせ場の罪人を放されしに、かへり参らざるもの多し、件の罪人等悪事を致ス歟のよし、その聞えあり、弥以町々昼夜きひしくうちめくり、あやしきものあらハ捕へて可訴出と仰わたされしと云。

一、去秋より、米穀昂貴なれハにや、こたひハ表店なる町人

も、仮宅不如意のものハ、願ひて御救小屋に入るもの多かり。神田佐久間町河岸なる御救小屋ハ、殊に広かれとも、入るもの多かれハ立錐の透もなしとそ、凡三ヶ月はかりハ公儀の御やしなひにあふことなれハ、恥をしらざるものハ、さまで路頭に立にもあらぬも、御救小屋に入らまくほつするなるへし。御救小屋ハ先例五間に十間也。こたひ佐久間町河岸なるハ、五間ニ廿間也と云。この外もしかるや。

一、二月七日・拾日の大火に類焼の坊賈等、或ハ蔵庫へさしかけの小屋を作り、或ハ仮初にいさゝかなる小屋を作りしもの。日々の猛風に勝ず、就中二月十三日、暁よりの大風雨に多く屋根を吹放され、困したりと云、宣也。当今、屋根葺等処々の造作に手廻りかぬるにより、そか女房娘杯にも葺しむ。凡三四尺四方に葺たるをもて来て、仮小屋の屋根に推当、只とぢ目にのミ竹釘を打たれハ、幾坪ありとも、一人にて只一日半日に成し果すこと神速也。その三四尺に葺たるものハ、皆屋根葺等か妻子の所為也。かゝる屋根なれハ、猛風にあふて破損せざることなし、御救小屋なども、己丑の春ハ苦葺にて、三方ハ松板もて羽目にせられしに、こたひハ羽目にすへき処も、みな苦なり。かゝれば、公儀にも御貯の板多からぬ歟、或ハ請負しものゝ、板ハ直ひ貴き故に、すへて苦を用ひたるならん。

一、二月七日の大火の事、京大坂へハ同十一日に聞えたりと云。大坂の書賈河内屋太助より予に贈りたる近火見舞の書翰、十二日出六日限にて到来しけり。脚力の住選、その神

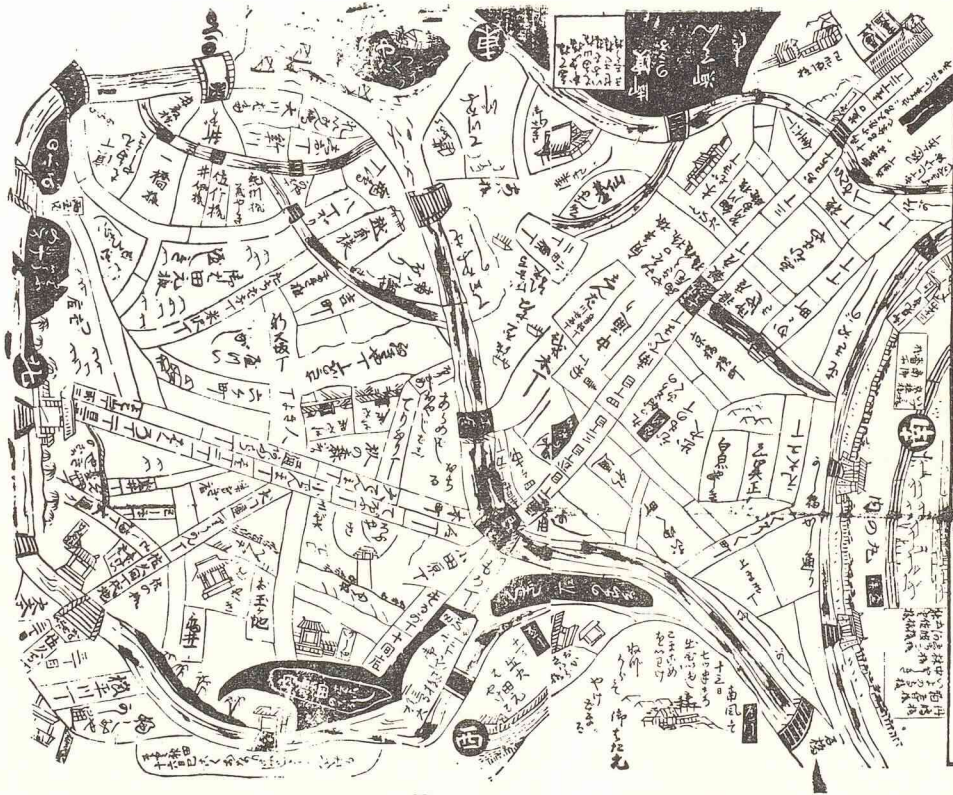
「異聞雜稿」貼込焼場方角図

〔続燕石十種〕不載

〔絵図欄外馬琴書入〕

甲午二月中旬より市中を亮ありくもの、同月廿一日、於門前貴得之、この□精細のとも紙中広げれへこに貼しかたし。小石川の火事はた元□せしへ高貴
に罹りし也。さらへ小石川とのミかくへきもの也。俗人の樹酌笑ふへし。

甲午二月中旬より市中を亮ありくもの、同月廿一日、於門前貴得之、この□精細のとも紙中広げれへこに貼しかたし。小石川の火事はた元□せしへ高貴
に罹りし也。さらへ小石川とのミかくへきもの也。俗人の樹酌笑ふへし。



廿五日庚申薄曇風烈今朝辰刻

廿六日辛酉

廿七日壬戌

廿八日癸亥

廿九日甲子

晦 日乙丑

二月八日ハ例年猛風多かれハ、海船なども憚ること珍らしからねとも、江戸にてかくのごとく日々の猛風ハ多くあらざること也。後の話柄にもなるへければこの記に及ぶのミ。

一、二月十一日初午の稲荷祭も、今茲ハ江戸町々火災に憚りて幟を建、神燈を出すものなし、但幟を免れたる御曲輪外なる武家のミ、十一日の宵の程うちはやすもありしかと、それも多からざりき、彼岸中ハ例年六阿弥陀参り多かれハ、その寺々にてハ、年中の物日にすなれと、此春の彼岸には寂寞也と聞えたり、但正月中旬、本所の梅やしき、角田河の新梅荘、尤良賤群集したりといふ。正月十三日ハ卯の日なりけれハ、亀井戸の妙義へ参るもの、なへて梅屋敷へ立よらざるハなし。梅やしきに於て、十二日・十三日、この両日ハ一日の茶錢、醬油樽に三樽つゝあふるほどあり、金にして一日分拾両余なりしとそ。*頭注「一日分十金余の茶代は梅ほしつと云。」 いたく客多けれハ、茶を汲出すに手廻らす、水盃もよし、飲せと罵るもの多かり、処せきて尻をかけすにかへるも少からざりしとそ。この日、本所角田河の辺にハ、

二八 「天保五年」二月一八日

午牌より諸店みな食物をうり尽して、物ほしきものもすへなし、やうやく両国橋頭へ来て、腹をつくらひしと、十三日に妙義へ参りしものゝ話也。この日ハ浅草観音のほとりなる酒食の店も、午より後ハ、みなうりつくしたりといへり、真崎などもおなしかるへし。

一、相撲ハ、去年の冬興行中、しはくくの雨雪にて、とりをハらす、三ケ日のこりて、年ハ暮たり。今茲正月下旬より太鼓を廻せしか、旧冬の残りをととり果たる歟、二月七日の大火後いかになりけん、知らず。

一、三芝居ハ、正月の中芝居はしまらず、二月に至りて開場のよし聞えし(虫損)に、はやくはしめたるハ五六日、おそぎハ兩三日にして、みな焼たり。歌舞伎役者等は、大坂へゆくもあるへし、この後雨しはくくにて、人氣おたやかにならずハ、ひな棚なども例のごとく飾るもの稀なるへしと聞ゆ、すへて春色を失ハざることなし。

一、今茲正月下旬より米価聊引さけて、金壱両に白米五斗、小売ハ百文ニ七合、上白米ハ六合五勺になりぬ。しかる(虫損)二月大火後、又金壱両に四斗、小売ハ百文ニ六合也といふ。麦・大豆・小豆も是に準して価又登れり。

一、大火後、ボテつりといふかつき商人すくなくなりぬ。焼場に灰かき人足に出る故也。商ひよりわり合宜しと。云そもしハらくの程なるへし。

一、今茲三月上旬公家衆参向、延引なるへしとそ、この事二

月廿三日間にき。そのわけ異日分明なるへし。この事虚説也。
けん公家衆
御到着也。
二月廿九日なり

一、牢屋敷揚り屋類焼ニ付、先例の如く、元飯田町に焚出しを被為命、同町月行事差添、日々焚出しの食料を調進ス。且、飯田町三軒の湯屋より毎日朝夕両度、飲湯を担桶一荷つゝ調進すといふ。

一、御救小屋に入たる窮民等へハ、靱藏町会所より日々壹人別ニ飯三合弱打抜にして、一日に一ツつゝ与へられ、湯ハ一荷つゝその町々より可遣と命せらる。全類焼の町々なれば、尤不便なれども、各町日々輪番の湯を遣すと聞えたり。一、今度厳令により、町々火消人足を増すをもて、町入用尤多かり。人足一人を増せハ、足留錢・革羽織・股引等、一ケ年に金拾両許の費用なきことを得ず。かくの如くにして、一町にて五人つゝ増せハ、年中に五拾金余の費用也。類焼の町々の地主等、費用統かさるも多かれハ、殆困し居りといふ人多けれハ、非常を防ぐに便りよかるへし。しかれども猛風の折、大火に及びてハ、人力のよく防ぎ留むへきにあらず、その人足を増んより、願くは人々よく火を警めて、怠ることなきにしくはなかるへし、思慮浅きものは「火をおそれず、常に視聴の間嘆息することあり、火を警ることを旨として、火を怕るゝこと 官をおそるゝこと」ならハ、よく訶愚突智のあらびを防ぐに足るへし。
旧来より御定の火消人足の員数を私に減しつる町々もあらん歟。されハ場所にて人足すくなき故に、さる殿命のありしなるへし。

〔木村黙老書翰〕

一、異聞雑稿巻冊補遺之分、御見せ被下、忝奉存候。但右之内二月十一日水府藩邸失火之条ニ御記被成候峯姫君様、弊邸に御立寄之儀は、小子書状ニ候哉。訛謬認上候事哉。其日
峯姫君様ニは御庭内へ御立除而已ニ而、屋敷へ御出之儀も無之、
御城に御出之儀も無之候。弊藩
文姫君様ニは 御城へ御立除ニ候処、其前日、鍋嶋疾比々谷之
御住居様十日之火事ニ而、御城へ御立除、一夜御滞留、翌十一日御帰殿御供揃ニ相成候処に
文姫君様御出ニ而、御城
御台様御広敷ハ、紛冗誠ニ筆紙ニ難尽事ニ御座候。鎮火之上、
文姫君様ニは其夜直ニ御帰殿之事ニ御座候。其翌日上使ニ而屋敷ハ大ニ混雑仕候事ニ御坐候。
右之次第小子書中ニ訛謬有之候与相見へ、御書中少々事
実違居候間、御直置被下候様奉希候。
右異聞雑稿巻冊返璧仕候間、御落手可被下候。
一、雑稿中御書損誤字与存候処へ不審紙付置申候。

二七 注(一)参照。

一六 「平山冷燕」の篠斎よりの注文のことは、既に一七 天保三年四月二八日の馬琴書簡にみえるが、篠斎は天保四年一月一八日出(同二八日馬琴落手)に再びこれを記し、馬琴は返書を一月六日に送り、篠斎のもとには同二四日に届いた

(小林花子氏「上野圖書齋紀要」第四冊 曲亭馬琴書簡特輯 一、二所収)。

一、右に付、噺世明言・警世通言・五色石・平山冷燕等、被成御覽度候間、当地書賈をあざり候て、有之候は、申上候様被仰越、承知仕候。いづみや幸衛門・いづみや庄次郎杯は、唐本も多く取扱ひ候書賈候間、申遣し置可申候。乍然、小説物はやり候故歟、毎度注文申遣し候ても、なしくと計申候間、いかゝ可有之哉難計候。

一九 甲午日記〔二月五日〕

一、四時過より宗伯出宅、麻布六本木土岐村元立に年始祝義にて罷越候ニ付、予名代かね候て、麻布古川大郷金藏に右同断、夫より水天宮に参詣、且三田長運寺へ墓参いたし、尚又芝神明前いづみや市兵衛方へ罷越、年始答礼申入、岡田嘉七方に立寄せ本類注文いたし、帰路十軒店英大助にも本注文申し遣候趣及掛合早、今日土岐村夫婦空宅のよし也。宗伯七半比帰宅。

一、今日宗伯へ申付候岡田や英やにて注文之書無之よし、須原や源介方ニ冷山平燕有之、但高料のよし也。芝泉市も他行中のよし、今日迄にて年札不殘勤早。

二八 「天保五年」二月一八日

甲午日記〔二月七日〕 注一〇第三項参照。

二〇 甲午日記〔二月二六日〕

一、予悪寒同様ニ候へとも今朝おして起出、勢州松坂殿村佐六へ遣し候書状認之、同書小津新藏へも一通差添、昼時出来。依之宗伯ニ申付、佐六頼ニ付かひ入置候江戸名所図会一口。平山冷燕一帙・異聞雜稿等あて板入、一包ニいたし、状中へハもめんと代金三朱封入、あふらかみ当紙包ニいたし候処、七百四拾匁有之、右脚ちん巻朱ト式百六十九文指添、しまを以瀬戸物丁嶋やに出し、かよひ帳へ請取印形取之。……夕七時過帰宅。

三 三村清三郎「曲亭書簡集拾遺」〔日本芸林叢書〕第九巻所収〕に
は、左の書簡が収録されている。

(己三月同十二日書)

覚

一、五拾匁 江戸名所図会 一部

一、廿八匁五分 平山冷燕 一帙

一、七分 荷物本あて板代

一、六匁式分九厘 七百四拾目飛脚ちん

一、廿匁式分五厘 取替候もめんと代の内

過差引

〆八拾六匁七分四厘

一九五

此金耆両式分也。伝馬町御店より請取。

差引三匁式分六厘残り申候。此残り銀、伝馬町御店へ返上可致哉。御幸便之御示教可被成下候。夫迄預り置申候。委曲ハ先便申上候ニ付、御承知与被存候。依之御勘定のみ如此坐候。以上

巳三月二日

滝沢

殿村様

右の書簡を案ずるに、「巳」は「午」の誤記または誤読と解せられる。すなわち癸巳日記には該当の記事は見当らないが、甲午日記〔三月一日〕に左の記事がある。

一、今日清右衛門不参ニ付、明日油丁間や罷越候序ヲ以、大伝馬横丁殿村店へ罷越、松坂佐六より差越候手形をわたし、金耆両式分請取、その内金三分ハ丁子やに遣し、残り三分ハ此方^に持参候様清右衛門へ覺書いたし、右手形并ニ佐六^に之請取状一封、おさきへわたし申遣ス。この事清右衛門へ向向、右覺書の内へしるし遣之。

三 馬琴は「異聞雜稿」に「江戸名所図会」のことを記している〔続燕石十種〕第二所収。

一、甲午の春正月、江戸名所図会出ツ江戸日本橋通一丁目。須原屋茂兵衛板也。全本七卷を釐て二拾冊とす。こたひの印行ハ前集十冊也。この書の編者ハ、神田雉子町の名主、斎藤市左衛門、諱ハ幸雄

号松濤軒。寛政の初より発起せしに、果さずして世を去りしかハ、その子市左衛門幸隆一併、親の志を紹て、編集十数年に及ひしかとも、また浄書の功を遂すして、文政改元の

年身まかりにき。幸孝の子、市左衛門幸成号月、父祖の遺志を果さんとすること亦年あり、終に校訂浄書して、上木の功成りぬといふ。

かゝれハ父祖三世、約莫四十許年の苦心を積たるもの也。
この事冠山老侯、及亀田綾瀬の序に詳也。その文、秋里籬嶋の都名所図会に做ふて、是も亦俗書たることを免れすといへとも、然とも穿鑿精細にて、古人の漏らししを補ひ、世の人の

思ひかけぬ事も多かり。しかれともなほいかにそや思ふくたりもなきにあらす。そか一二をいハ、芝浦の条下に、南向茶話写本を引て、南向亭云、本文に書名をいハす、芝といふハ、

彼地の古老の説に、海岸近き処に柴を建て、海苔のかゝるをとる故に、木の小枝を柴といふにより、地名に呼ひしか、後に芝に改る歟、云云。編者云、按するに此説是ならず、海苔をとるハ元浅草のミにて、昔ハ今のこく品川に

ハなかりしなれハ、古へにいハハ断なきに似たり、云云といひて、この下に太田道灌の平安紀行を載て、文明十あまり二年の比、水無月のはしめつかた、土さへさけてとか、

旅人のぬしものせし、避暑の床をはなれて都にまうのほりぬ。中略。芝といふ処を過るとて、露しけき道の芝生を踏

ちらし駒に任するあけくれの空、といふ道灌の歌を引て証

にしたり、この弁理あるに似たれとも、また必とすへか(虫損)

らす、愚按するに、南向茶説の話、是にちかかり。彼処ハ海苔をとる柴の多くある処なれハ、ふるくハたけの柴の浦と叫たるならん、更級日記に、たけしハ竹柴に作れるにて、分明ならずや、されハ竹柴の竹ハ仮字にて建也。海岸ちかき水中に多く柴を建たる浦なれハ、建柴の浦といひしを、後に柴芝同訓なるにより、芝に作りて今に改めたるならん。海苔ハ昔浅草のミにてとりしといへるも、昔浅草川なる漁者を大森へ移されしといふによりて。芝浦にハ海苔のなかりしと思へるも偏見なるへし、昔浅草ハ鎌倉街道にて、且浅草寺に詣る人も多かれハ、柴にてとりたる海苔をも浅草へ遣して売せしにより、今もなほ浅草海苔といふなるへし。又道灌の歌に、芝浦を過る折、芝の地名を芝生にかけてよまれたりとて、芝の証にハしかたし、柴芝同訓なれハ、柴を芝生の芝にかけてよめらんこと、かゝる例シ歌にハ珍しからず。されハ編者の引たる廻国雜記に、道興准後の柴浦にてよみ給ひし歌に、船にこりつむ柴のうら人とあるニそ、当時の光景を目撃し給ひしまゝなるへけれハ、柴浦たるへき明証也。只これのミならず、今も大森にて海苔をとる料に、海岸近く建る柴木を、土俗ハヒビといふ也。越谷吾山か彼ヒビを見てよめる狂歌に、ひゞ／＼のりとするひゞハひゞにしてこの下句を忘れたり。とあるハ是也。よりて思ふに、柴浦ちかき町名に、今も日比谷あり、日比谷の名ハ昔より呼來たれハ、此日比谷も彼海苔をとる小柴を、土俗ハヒビといふ

により、そのヒビを出す処などにてありけん歟、是も亦しるへからず。とまれかくまれ、予ハ南向茶話の説をなか／＼よしと思へり。芝浦の本文ハ卷の第三冊一七十五丁の右に見えたり。一、又右同書卷の第二冊半井ト養翁居宅地の条下に、ト養の狂歌、ト養ハ本道とこそ思ひしにうみちをとるハ外科かのそミカ、トあるを載て、且編者の云、按するに、江戸砂子にト養の詠とすれとも、歌意ハ他の人の詠るかことし、不審少からずといへるハ、只その歌を江戸砂子に載たるをのミ見て、その他の考の足らざる也。江戸砂子に云云としるしつけたるハ、沾涼か伝聞のあやまち也。この歌、一書には右のごとくならず、

ト養ハ外科もすこしハいたす也うみちをとつてあとハるやしき

とあり、是にてよく聞えたり。かゝる事いくらもあるへけれとも、予この比右眼の患ひありて、燈下の読書不便なれハ、わつかに二三冊を披閱せしのみ。いまた卒業に及ハす。程よく見て思ふよしもあらハ、異日又この下にしるすへし。

批して云、江戸名所図会ハ、その功編者ハ四分にして、その妙ハ画に在り、遠境の婦女子の大江戸の地を踏むに由なきハ、これにます玩物あるへからず。冠山老侯の序に、余云云、恨幸雄之輯愆期失時。又云、若夫覽者尤其不雅馴可謂不知類矣。この二語よく褒貶を尽されたり。この書、寛政中、諸名所図会流行の折に出なハ、実に楮価踊貴すへし、只今出

て且画面なくハ、増補改正江戸志写本 十一卷 あれハ、読書の人にハ珍しけなからんを、幸ひにしてこの佳妙の画あり、臥遊の為にいとく宜し、この画工雪且ハ予も一面識あれとも、かゝる細画ハ、また観ざりき。縦、北斎に画かするとも、この右に出ることかたかるへし。編者三世の内中、予ハ幸雄と今の幸成を知らず、幸孝ハ文化の初より草紙の禁忌改正役をうけ給へりたる一人にて、冷泉家の歌をよみたり、この編集の事に就て根岸なる魚田鵬斎かりしはく、赴きて意見を問ひ、をさく談合すといひにき。筆工嶋岡生かこの書の内なる、船町の魚市の画の板下のいて来しに、筆工をかき入るゝとて、そをもて来て見せたるハ、文化五六年の事也けんかとおもほゆ。されハこの編集の噂を聞きハ、寛政の年より也。三世四十年にして印行に及ひし實に一奇といふへし。又見るに、巻の二第四冊、品川の条下なる洲崎弁天ハ画面のミあり、本文なし、おとしたる歟。

右の江戸名所図会ハ、巻数を七星に配当せるよしにて、全部を七巻と定めるを、又三冊つゝ分巻したり。おもふに編者はしめの(虫損)戻つもりより、楮数いと多くなりしかは、已ことを得ず、分巻せしなるへし。しかるに紙の折目毎に、書名と巻数をしるさず、張数を左のとち目にしるしたれハ、落張などを改るに不便也。披閱稍久しきに至りて、毎巻貼する処の外題、或は破裂し、或ハ落失などするときハ、いつれの巻といふことを知るに、いよく不便也。著書に熟ナレさる作者は、是等の用心宜しからざること多かり、こを分巻にせず、始より全部二十巻になすこときハ、その書に貫目のつくこと格別也。ざるを恕に天璇之巻なとしるしたれハ、巻の数目さたかならて、いよく不便ならずや、又おもふに、

この書、西南ハ武蔵の国堺まで録したり、かゝれハ武蔵一國の事を収めたる歟と思へハ、東北ハ五六里の外に過ぎず、且前集に浅草隅田川などを出さハ、図説共に宜しかるへきに、前集にハ江戸の事少くて、郊外多かり、雪且の画ハ佳といへとも、郊外の寺院ハ皆細画にて相似たるも多かれハ、目さきかハらす、飽くこゝちす。是等も編者の著述に熟さる故也。又校訂もゆきとゝかすと思えて、誤字なきことを得ず。就中第十冊、関戸天守台の条に、相伝ふ正平七年壬二月八日、武蔵野合戦の時、新田義貞公脇屋義治公云とある義貞ハ、義興の訛外なるへし。是等ハ特に尤しき誤写也。著述の上にハ、みづから思ひ誇ることもあり、さらにも筆工剛人にあやまらるゝこと多かれハ、敢咎に足らねども、さしも父祖三世四十年の苦心を積たるにハ、似けなし。かくいへはとて、誦るとな思ひそ、婦幼の為におとろかしおくのミ、猶熟読して、又思ふよしもあらハ異日いとまあらん折にいふへし。甲午春二月二十四日記。

甲午日記〔二月二二日〕

一、続西遊記国字評一冊・異聞雜稿一冊、昼後宗伯ニ申付製本せしむ。夕方出来。

一、予去ル七日已来休筆、此右眼の患あれとも左眼恙なきにより、八犬伝九輯稿又今日よりはしむ。終日にて一の巻本文の内一丁半稿之、七丁め迄也。夕方より夜ニ入、江戸名

所図会第一冊披見早、如例四時一同就枕。

同〔二月二三日〕

一、予右眼の患ひ同様といへとも、今日異聞雜稿又追録し、且八犬伝九輯老の巻の内、才に半丁余稿之、夜ニ入江戸名所図会二冊め披閱、三冊め半分許見かけ今日四時一同就枕。

同〔二月二四日〕

一、予異聞雜稿追記いたし、昼後月代等いたし候ニ付、八犬伝九輯一の巻の内、才ニ半丁余稿之、夜ニ入江戸名所図会三の冊披閱早、四の冊少々けみす。四時過一同就枕。……

三 天保四年一月二日出〔懸御河君に内々雜談一通〕

〔堀内快堂「曲亭書簡集」〕

一、本朝医談は被成御覽候哉、先月一友人より借覽いたし候処、尤有用之書と存候。医事は是迄唐山によらざれば蘭法に本づき候ものみに候処

天朝の医療のみを書あつめ候事、尤めづらしく忝く覚候。篇者の蔵板に候間かひ取申度、一友人にたのみ置候。篠齋翁杯別して御氣に入るべき書に御座候。

二 甲午日記〔正月一〇日〕

一、宗伯旧冬より痰咳ニて胸痛有之、朝ハ面部も少々浮腫の

二八〔天保五年〕二月一八日

様子ニ付て、腹裏保養いたし候様、度々申聞おく。

同〔正月一日〕

一、昨夜大風雨ニ付、雪大かた打けし早。○宗伯朝起候節、宿痰ニて離義のよし、自療専ラ煎薬ス。

同〔正月二〇日〕

一、四半時比よりお百・宗伯・おみち・太郎・おさき携、飯田町清右衛門方へ年礼かね、鏡開ニ被招候ニ付罷越。……宗伯風邪ニて悪寒いたし不食ニ候へ共不及退出、一同薄暮帰宅。……

同〔正月二二日〕

一、宗伯持病の齒痛差起り、夕方より甚しく終夜伸吟不睡、
□朝ニ至て猶同様也。

同〔正月二三日〕

一、宗伯口痛今日も苦痛同断ニてうめき止ときなし、夜ニ入同断、曉七時比より痛少しうすらき睡り候よし也。

同〔正月二四日〕

一、宗伯口痛、今朝ハいたみやすらき候よしなれとも、未及平愈、追て順快なるへし。

同〔正月二六日〕

三 同〔二月五日〕

一、太郎今日より千字文を讀しむ。宗伯口痛兩三遍、いまた一行も記憶せず。

一、予今日晝後より初て八犬伝九轉稿本一の巻本文より創之、夜四時迄ニ壹丁半弱稿之、四時過一同就枕。

同〔正月二八日〕

同〔二月六日〕

一、今夜四時比より宗伯又口痛不睡、今日四谷行風烈にて途中風にうたれ、口熱と風冷と相尅せし故なるへし、おミチ看病、曉七時過よりいたミ少しやわらきて睡眠と云。

一、予今日八犬伝九轉一の巻本文之内、一丁半弱稿之、三丁め左迄也。筆洩り多く不稿、夜ニ入四時比少し筆すゞミ候へ共、時刻ニ成候故筆硯を収め、四半時一同就枕。依之今夕不睡也。八半時より熟睡ス。

同〔正月二九日〕

一、今朝五時過宗伯起出、口痛未愈、今日麻布土岐村・芝泉市等へ年始可罷越旨、昨申示し候へ共、右口痛ニ付延引保養可致旨、意見申示候ニ付、則保養ス。

三 江戸作者部類については、木村三四吾氏「近世物之本江戸作者部類考」上・下（『西莊文庫の馬琴書翰千・十』）『ヒブリア』第一六一七号、昭和三五年六・一〇月号に詳しい。

一、宗伯晝後ハ又口痛甚しく、夜ニ入同断、苦痛にて如例うめき候ニ付、五時比予、観音咒方の札を書き、年徳合壬の方へ打之、祈念早、效驗有之、四時比より痛やわらき夜中熟睡のよし也。

二七 「異聞雜稿」のこと。馬琴自筆半紙本一冊一〇〇丁。（早稲田大学図書館蔵、「統燕石十種」第二所収）

馬琴が篠齋に送ったのは、この上冊にあたる部分であろう。いま、上冊・下冊合して一冊となっている。

同〔二月一日〕

三 注三〇参照。

一、宗伯口痛、今日ハ大かた平愈ニ候へとも、頭痛未愈、終日平臥也。今日四時過一同就枕。但し宗伯ハ今夕五時より就枕。お百并ニ太郎ハ毎夕五時前後、先へ枕に就く也。

元 二四。天保四年四月九日書簡（六八頁）参照。

三 文政一二年三月二一日、四半時比、筋違御内外伏見屋材木

置場よりたばこ火の失火にて、大火に及び、馬琴の知己縁
辺災火に遇った。

三 甲午日記〔二月一六日〕

一、右ニ付予今日も休筆也。夕七時前より松坂殿村佐六に初
春の返翰認之、種々用事入申之ニ付、如例長文故、今夕四
時やうやく書早。宗伯今朝より感冒のよしニて半起半臥
也。今夕四時如例一同就枕。

同〔二月一七日〕

一、同朋町さし物や喜三郎へ申付候江戸名所図会あて板二枚
出来。右代銀七十二文遣之、但しあまり手薄ニ付、棧打候
様申遣ス。昼後右棧出来ル。請取早。

一、……且清右衛門ニ過日かひ置せ置候唐本平山冷燕指越し
候様申遣ス。しま八半時比帰宅、右唐本持參請取早。

一、予今朝より松板小津新蔵へ遣し候返翰長文、夕方迄ニ染
筆し早ル。巻紙一卷許也。夜ニ入平山冷燕卷の巻第三回迄
披閱。

同〔二月一八日〕

一、予松坂殿村・小津両友^ニ之返翰なほ書もらし候事有之、
今朝より昼後迄追書八時比右両書やうやく書早、二通を一
封ニして、殿村佐五平名宛にす。大包ニ付掛目拾三匁八分

二八 天保〔五年〕二月一八日

有之、八日限状ちん式百五拾四文、かよひ帳差添、しまを
以瀬戸物町嶋やに遣之、八半時前也。嶋やハ類焼後土蔵へ
さしかけ出来のよし、右かよひ帳へ請取印形取之、夕七半
時比帰宅。……

三 注三参照。

三 二四 天保四年四月九日書簡 注一参照。

三 俠客伝第四集巻首。(次頁挿絵参照)(学習院大学蔵本)

三 井沢長秀「広益俗説弁」

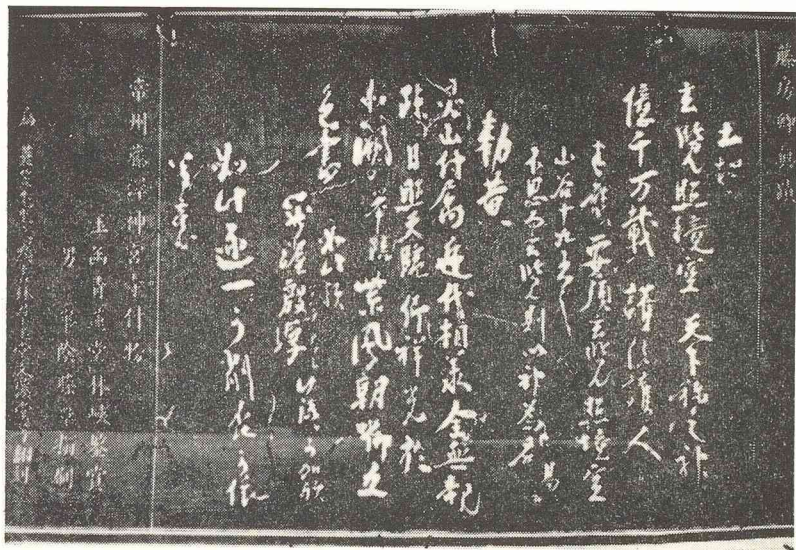
三 谷重遠「俗説贅弁」

三 齋藤彦曆「諸国名義考」二巻二冊 文化八年刊。

文化八年の刊記あるものには本居大平・川喜田常道の序(文
化七年)があり、刊記のないものには川喜田の序がない。

三 川喜田常道、江戸の人通称利右衛門、本居大平の門。

三 天保四年一月六日付篠齊宛馬琴書簡(「上野図書館紀要」第四
冊二所収)



一、李笠翁著述覽世名言・笠翁一家言等は、被成御覽候へとも、いかなる人に候哉しれかね候よし。野老、笠翁と名つき候事、李笠翁信仰故、定めてくはしく存居可申候条、あらまし致注進候様被仰越、承知仕候。乍然、野老か先年しはらく笠翁と称し候事は、彼笠翁をしたひ候て名つき候義には無之候。いとやくより、夫木集の、かくれみのかさの歌の意にて、別号蓑笠と唱候に付、蓑を略して、笠翁と称し候得とも、大かたは、李笠翁よりつき候事と被存候仁多く、昔年、大坂の馬田昌調よりも、日本の李笠翁先生杯と被申越、めいわくいたし候事有之候き。笠翁は、詩文尤精妙に候へ共、作意においては、羅貫中の半分にもうけられず候。中く笠翁を信仰は不致候也。十二楼、并に十種曲扱にも、よき趣向御坐候得とも、又肉蒲団やうの猥褻の作もあれは、方正の学にあらざりしなるへし。そはとまれかくもあれ、彼人の作は、勧善懲悪を専文につゝり候はかり、甘心に御坐候。名言杯にも、甘心の趣向只一つ二つ御坐候のみに候。

一、李笠翁は、清の国初の人にて、西湖の頭に家在り。故に、湖上の笠翁と称し候。何を渡世にいたし候哉、富家のよしに候。書齋を湖辺に作り、窓を〇如此あふきの地かみのことくして、此窓の下に坐し、机に倚り、詩文并に稗史伝奇を作りてたのしみ候よし。湖水の方より船にて見れば、あふきの地昏中の画のことくに見え候よし。これらにても、

その風流想像せられ候。清帝にめされ、拝趨いたし候へとも、辭して官には就不申よしに候。李卓吾と時を同しくして、共に當時の聞人のよしに御坐候。李卓吾も、清帝にめされ、拝趨いたし候得とも、是も官には就不申候。李卓吾は、尤長髯に候よし。この李贄は、後に罪ありて、終りをよくせず。昔より、長髯の人、鬨羽をはしめ、多く終りをよくせざりしよし時論御坐候。笠翁は、さる禍もなく、めて度終り候人のよし、管見これらに不過候。なほくはしき事は、博物家に御たつね被成候様奉存候。但し、笠翁も、李卓吾も、清人なれば、けし坊主に御坐候。寛政中、笠翁の図を見候事御坐候。矢張けし坊主画き有之候き。

四 癸巳日記〔二月一〇日〕

一、夜五時比鶴屋万次郎・同藤兵衛より使札、主人喜右衛門事病氣の処、今日八時死去之よししらせ也。使さし置歸去といふ。此取次しま也。不知にて送葬の日限を不聞候間、明朝使を遣し可聞よし存候ニ付、人足太兵衛へ明早朝之使申付、手かミ認おく。

四 馬琴旧蔵は「新刻批評繡像平山冷燕」(六卷 康熙 中靜寄山房刊 八冊)をさすのか、また新取のものは、おそらく清版四冊本。

四 甲午日記〔二月一七日〕

一、予今朝より右の眼中不例少々損有之、右眼一向に見えず候間、宗伯ニ様体申聞、自今日洗薬用之、今日四時如例一同就枕。

同〔二月一八日〕

一、予右眼少々翳有之様子にて、一向ニ不見、左眼ハ平生の如し、腹薬可然旨、宗伯申之、尚又薬用ス。

四 同〔二月一八日〕 注三参照。

二九〔天保五年〕五月二日

一 甲午日記〔三月二三日〕

一、昼時、大伝馬横丁殿村店より松坂佐五平大封状届来ル。おミち請取書遣之、右ハ三月十二日出之状也。正月十二日以来、此方より三度差出し候書状之返事也。三月十八日出もめんいと代三朱、并ニ廿二日ニ出し候江戸名所図会・平山冷燕・巳年の雑考等ハ三月十一日松坂へ着いたし候よし、此外件々返事申来ル。外ニ一通先便此方よりたつねニ遣し候英双橋作者之事・筑志船物語序目等之事、外ニ俠客伝三集誤写真出し巨細ニしるし越さる。

二 甲午日記〔二月二六日〕

二八 二月一八日書簡 注二〇参照。

三 同書簡 注三参照。

四 「吉野山花まつ頃の朝な朝な心にかかる峯の白雲」(佐川田昌俊)を引く。

五 篠齋の和歌山行をさすのか。後段(九七頁)に出る。

六 正月一二日出の年始状、別翰は二七の書簡。

七 五代 新兵衛守良(幼名亀藏。元名理修又岩磨、文化一一年甲戌相統。文政五年壬午八月二日京にて没。二三歳。法号温岳守良居士)のことか。

八 甲午日記〔三月二七日〕

一、夕七時比松坂小津新藏より差越候紙包壹、飛脚屋より届来ル。右ハ三月七日出並便也、勝五郎・北溪帰去の後開封、新藏事三月八日ニ京へ出立のよし、依之略文手昏一通在中。外ニ三人ほうし二冊・告志編一冊・黙老本朝水滸伝後編評一冊・同俠客伝二輯の評一冊被返之。尚又平妖伝四冊・同人随筆白波記二冊、被供之、外ニ先ニ便頼置候橋本たはこ

入二ツ到来、右一包也。たはこ代ハあとより可被申越旨、書中ニ申来ル。右返り物五冊・被返候本六冊也。

*なお馬琴より桂窓への書簡は、正月六日出(天理図書館藏)。二月八日出(同上)。二月二六日出の三度のもの。をいう(甲午日記による)。

九 甲午日記〔四月二九日〕

一、夕七時比、いせ松坂殿村佐六より差越候紙包二ツ、飛脚間屋より届来ル。各五百幾十匁有之、おミち請取書遣ス。四月朔日出ダラ便りニ付、今日着也。右ハ此方よりかし遣し置候鎖国論一冊・瓊浦偶筆二冊・足利治乱記二冊・水滸全伝七十二回より七十六回迄・夜半点附一冊・黙老後西遊記の評一冊・野州奇洞の図説一綴、図本共被返之、右一包也。外ニ唐本小説兩交婚伝八冊一帙・同隔簾花影八冊一帙これは見候様先便案内有之よし越され也。右一包也。共ニ式包なり。兩交婚伝ハ平山冷燕の後編、隔簾花影ハ金瓶梅の後編ニテ両様とも珍書也。

一〇 甲午日記〔三月二七日〕 注ハ参照。

癸巳日記〔二月二日〕

一予いせ松坂との村・小津への別翰長文一通、昨日より認かけ

候分昼後迄ニ書早、夫より本のあて板二枚こしらへ、小津新蔵へかへし本、本朝水滸伝後編五冊・池のもくす七冊・多気城の図一幅・梅桜日記一冊、外ニかし遣し候分、告志編一冊・鬼神論二冊、メ十六冊、書状在中あて板二枚入、紙包拵ニ早。此かけ目七百四拾匁あり、尚又殿村佐六にかし遣し候瓊浦偶筆二冊、大封状在中、俠客伝三集看板一枚、あて板二枚入、紙包ニ拵早。此かけ目二百六十目有之、夕七時過出来、此状ちん二包分金式朱ト六十八文差添、しまを以瀬戸物丁嶋や佐右衛門方へ遣し、かよひ帳へ請取印形、取之、但、小津にも俠客伝看板遣し、帰路いつミはし甲野やニてたはこかひ取しめ、薄暮帰宅。但し、との村へ水滸伝全伝の内、点附之一冊かし可遣処、取込ニて失念、遺憾甚し。後便ニかし遣スへし。右松坂へ文通、所要ニて昨今兩日他事をなさず。

* 殿村條齋、小津新蔵宛書翰（「上野図書館紀要」第四冊 曲亭馬琴書簡特集一三・一五所収。）

二二八 二月六日書簡 注三参照。

三 甲午日記〔二月二三日〕

一、山本殿には……宗洪殿医学館へ聴講ニ被参留守中ニ付、塾生訶庵に申談し……予か口状申述る。云云、且眼科おく医浅井氏之事等問しむ。予か眼疾療治の爲也。件々右訶庵

二九 「天保五年」五月二日

に申談し早といふ。

同〔二月二十五日〕

一、早朝山本殿塾生石津訶庵来ル。右ハ過日宗伯罷越候節、眼科之事問遣せし爲也。山本殿ニてハ土生玄碩療治候よし、居宅ハ芝也。今朝啓俊院先生目薬取ニ遣し候間、可申遣哉之旨、宗洪殿より被申越、遠方ニ付無人ニも候へハ今しはらく見合せ、尚又不宜候ハ、紹介可願旨及返答及ふ。訶庵承知、早々帰去。……

一三 「異聞雜稿」に左の如き記事あり。

一、今茲正月下旬より米価聊引さけて、金苞兩に白米五斗、小売ハ百文ニ七合、上白米ハ六合五勺ニなりぬ。しかるに二月大火後、又金苞兩に四斗、小売ハ百文ニ六合也といふ。麥・大豆・小豆も是に準じて価又登れり。

一四 癸巳日記〔正月一六日〕

二三 天保四年正月一七日書簡 注三参照。

同〔一〇月二九日〕

二六 天保五年正月一二日書簡 注三参照。

同〔一二月二一日〕

一、夕七時前、丁子や平兵衛来ル。予対面。八犬伝九輯潤筆

一〇五

の内尚又金八両被渡之、外ニ金百疋歳暮の着代として被渡之。……

一五 甲午日記〔二月五日〕

一、予今日昼後より初て八犬伝九輯稿本一の巻本文より創之、夜四時迄ニ壱丁半弱稿之、四時過如例一同就枕。

同〔二月六日〕

一、予今日八犬伝九輯一の巻本文之内一丁半弱稿之、三丁め左迄也。筆渋り多く不稿、夜ニ入四時比少し筆すゞミ候へ共、時刻ニ成候故筆硯を収め、四半時一同就枕。依之今夕不睡也。八半時より熟睡ス。

同〔二月九日〕

一、予八犬伝九輯一の巻本文之内、わつかに半丁稿之。暮時より火事さわきにて休筆。……

同〔二月二日〕

一、予去ル七日己来休筆、此右眼の患あれとも左眼恙なきにより八犬伝九輯稿又今日よりはしむ。終日にて一の巻本文の内一丁半稿之、七丁め迄也。夕方より夜ニ入、江戸名所図会第一冊披見早。如例四時一同就枕。

同〔四月二三日〕

一、予八犬伝九輯四の巻廿八丁終り迄つけかな不残夕方迄ニ稿し早、此節眼氣不宜ニ付、今夕ハ休筆。四半時比一同就枕。

同〔四月二四日〕

一、予八犬伝九輯四之巻画稿三丁夕七半時比迄ニ稿早。四の巻書画共廿八丁全稿出来也。夜分ハ休筆。四時一同就枕。

一六 同〔五月三日〕

一、四時過中川金兵衛、八犬伝九輯三の巻半分十四丁め迄板下写本出来、今夕泊番にて是よりやしきへ罷越候間、明朝引番ニ立寄可候候間、夫迄ニ校合願候旨申述、稿本差置帰去、其後昼時迄ニ校訂、悞写付札いたしおく。

同〔五月一日〕

一、今朝丁子やより使ヲ以、八犬伝九輯式之巻さし画の式、画写本壱丁出来、直ニ筆工ニかき入致させ見せらる。一覽の上、右使ねわたし遣ス。

一七 同〔四月五日〕

一、木村黙老書写江戸近世作者部類一の巻校訂、宗伯ニ申付、今日終日にて校閲し早。

同〔四月二三日〕

一、此節宗伯木村黙老方にて出来の江戸作者部類写本校訂、尤誤脱多くひま入候よし也。

同〔四月二六日〕

一、予木村黙老方にて写し出来の江戸作者部類二の巻再校、終日にして三十二丁稿之、尚十九丁残ル。悪写本ニ付、宗伯校訂いたさせ候へとも、尚不行届候ニ付、予再校ス。夜ニ入、今日木村氏より被貸候聞まゝの記一冊披見、四時一
同就枕。

同〔四月二七日〕

一、予先達而木村黙老方にて写し出来の江戸作者部類校訂、塗抹悉施雌黄、八時過校し早。夫より後西遊記序目像賛等十八丁程の内抄録、今夕四時前迄也。昨日より八犬伝九輯
休筆。

* 木村三四吾氏「近世物之本江戸作者部類考」(ピブリック第一六・一七号 昭和五年六・一〇月)に詳細なる考証がある。

一六 九輯上帙^{卷一}至六(九二一—一〇三回) 六冊 天保六年正月

同中套^{卷七}至二下(一〇四—一一五回) 七冊 天保七年正月

一〇編

同下套之上^{卷一三}至一八(一一六—一二五回) 五冊 天保八年正月

二九 「天保五年」五月二日

一一編

同下套之中^{卷一九}至二三(一二六—一三五回) 五冊 天保九年正月

一一編

同下帙之下甲号^{卷二四}至二八(一三六—一四五回) 五冊 天保一〇年正月

一一編

同下帙之下乙号上套^{卷二九}至三二(一四六—一五三回) 五冊 天保一一年正月

一一編

同下帙之下乙号中套^{卷三三}至三五(一五四—一六一回) 五冊 天保一一年正月

一一編

同下帙下編上^{卷三六}至四〇(一六二—一六六回) 五冊 天保一二年正月

一一編

同下帙下編中^{卷四一}至四五(一六七—一七六回) 五冊 天保一二年正月

一一編

同下帙下編下(結局編)^{卷四六}至四九(一七七—一七九回下) 五冊 天保一三年正月

一一編

同結局下編^{卷五〇}至五三下(一八〇回〔上・中下〕・一八〇勝回〔上・中下〕・回外剩筆) 五冊 天保一三年三月

一一編

一九 「滝沢家訪問往來人名簿」文化六年の項(二九丁)に左の如くあり。

巳十月十六日

狂名平夏海

一 佐渡国相川

石井文吉殿

〔朱〕旅宿川井新石町粉屋徳兵衛

改名静藏

二〇七

三〇 癸巳日記〔五月三日〕

一、佐渡相川石井静蔵より差越候紙包壹ツ、佐渡より出府の商人届来ル。請取書遺之、廿余年絶音問候処、此節文通、箱入つはな鱈・弘法書心經拓本一枚・金百疋被贈之、右八大伝九編に静蔵狂歌加入之事、頼申越しによつて也。片便ニ付不及返翰。

同〔五月一三日〕

一、昼前佐渡相川の旅人、過日持參石井静蔵夏海の来書之回翰乞ニ来ル。則暫くまたせ置、右返翰一封、勿ミ揮毫。右旅人にわたし遣ス。右ハ相川の商人のよし也。

三 「南総里見八大伝」第九輯卷之一に左の如くあり。

佐渡相川人。石井夏海氏者。予故人也。山海隔絶。不ニ相見一二十有余年于此。客歳偶有ニ鴻翅。其書曰。貴著八大伝一書。新奇絶妙。世人所レ知。我孤鷗亦年年流布。雖ニ老圃船公樵夫鋏匠。而未レ聞為レ差。如レ僕乘レ獨不レ知レ飽。愛玩与ニ米石一般。因而為レ庶ニ幾附驥之僥幸。呈三閱賤咏二三。長歌三伏乞賜ニ筆削一見レ許レ載ニ諸後輯一則生平望足矣。反歌三伏乞賜ニ筆削一見レ許レ載ニ諸後輯一則生平望足矣。於戲旧故情願不レ可レ辞。然若ニ其長歌。無ニ余楮可レ録。即取三三短歌ニ以附載焉。歌曰。

家くにの盾にやたりのすくれ人夜をもるのみの門のいぬ
かは
いにしへの犬のはなひし糸ならむ筆もて綾につゝる君か
な

こかねなす君かことの葉なほ見まく穴めてたしとほりす
佐渡人

右夏海氏所レ咏。其第二歌。則取ニ今昔物語語載。白犬呑齧而鼻中吐レ絲故事ニ云。圖。至蘭紙粉狗。即同意。 蓑笠陳人又識

三 夏海の誤記。

三 「南総里見八大伝」第八輯卷之一に左の如くあり。

いはのやのかにまるおちが八大伝をめでよろこびてよミたる八うた
たをやめの花のたもとにおひたてとこゝろは雲をしのゝをすゝき
あたうちてたのミよりつるとしころのめくみもかへす大川の波
これやこのやしなひとりていぬかひのありておやには似さりけむ蜂
もゆる火の中にかれて犬山のわさすてつるも心たかしや
きえぬへき露のしら玉神も手にとりてもていぬえにはふか



二九 「天保五年」五月二日

しな

たひかゝる犬田のくろのすまひ草したにくちたるゐのくつ
ちかな

おほろけのかりの色かはをみなへしあたをもつくす花のひ
とゞき

いねむらのかきねのくす葉うらみをもかへせる露の玉やう
れしき

蟹麻呂者伊勢松阪人殿村常久一称也。別号巖軒。善研ニ
究ニ国学一而所ニ發明ニ不レ少矣。是以其著宇通保物語年立。
千種根左志。各一卷有レ之。皆刻ニ于家ニ。然レ性謙讓。而
不レ遊ニ於名利間一。是故其書雖ニ刻成一。而自レ非ニ知音之
友。未ニ嘗与ニ諸人一。嗚呼可レ惜焉。文政十三年。庚寅秋
七月十六日病没。享歲五十二。是歌易レ寶之前月所レ咏
云。因附ニ録簡端楮余ニ。 蓑笠漁隱再識

三三 第三集卷之三(第七・八丁)の挿絵。有像第三十四「竹裡投石
能碎衆兵乱箭」の右図。(上図参照)

三五 この一段、段末迄、木村三四吾氏引用考証さる(「近世物之本
江戸作者部類考」)。

三六 前便二八 二月一八日馬琴書簡による問合せの返事の礼。
(八六頁) 参照のこと。

二七 前便二八 二月一八日書簡(八三頁) 参照。

二六 木村黙老筆大字本。

二五 甲午日記〔三月二四日〕

一、昼前、木村互より使札。昨日清右衛門を以、飼籠鳥・汝本圃史返却之处他出のよしにて、右返翰也。塩尻^一より三冊・江戸作者部類新写本二冊・浮世画考かりとち小冊壹、被借之。請取返翰遣之。……

*注二七参照。

二四 大島右源二筆小字本。

甲午日記〔三月二一日〕

一、昼前大嶋右源二來ル。予対面。……江戸作者部類稿本一の巻料帛差添わたし遣ス。

同〔四月三日〕

一、今朝四時前大嶋右源二來ル。予対面。江戸作者部類一の巻写し出来。原本共持參。右筆料金一朱遣之、尚又式之巻料帛差添わたし遣ス。

同〔四月一八日〕

一、今朝四時前大嶋右源二來ル。予対面。作者部類小字の方

二之巻写し出来。原本共持參。右筆料三百廿文遣之、并ニ同書黙老本大字の方一の巻料帛五十七枚添わたし遣ス。本朝水滸伝後編評是又写させ候間、料帛廿枚差添、右両様一緒ニ渡し遣ス。作者部類此度のハ筆料四文半つゝの趣、申開おく、早々歸去。

同〔四月二九日〕

一、予大嶋右源ニ写させ候江戸作者部類式の巻校合ニ付終日也。此書松坂殿村佐六ニ被頼候ニ付、写させ可遣ため也。夜ニ入黙老西遊記の評再開、并ニ両交婚伝・隔簾花影序目のミあらまし披閱。四時過一同就枕。

同〔五月一日〕

一、四時過、大嶋右源二來ル。予対面。作者部類大本の方卷の巻、并ニ本朝水滸伝後編黙老評、右二様写し出来。原本共持參。右筆料^(虫損)二百八拾文遣之。尚又同書大本の方式之巻料帛差添渡し遣ス。

同〔五月二日〕 注三第二項参照。

三 甲午日記〔四月一六日〕

一、昼前、丁子や平兵衛より使ヲ以、……頼置候淨るり本十

冊被指越之、無程平兵衛罷越候よしニ付、右請取おく。

一、丁子や平兵衛程なく來ル。頼置候淨るり本とて揃かね候よしにて又一冊持參。過刻のとも十一冊也。此内いろはくら三組盃不用也。……

同〔四月二五日〕

一、予過日丁子やよりかりよせ候淨る瑠本作者板元年月等十冊抄録早。其後塩尻三の巻抄録早。今日兩眼とも不出来にて、左眼もかすミ筆硯不取之也。

三 本所四ツ目（横川端）六千七百石 交代寄合 山名主殿

三 通行本「からころも」は「八」に当る。

三 甲午日記〔四月二九日〕

一、予大嶋右源二ニ写させ候江戸作者部類式の巻校合ニ付終日也。此書松坂殿村佐六ニ被頼候ニ付、写させ可遣ため也。夜ニ入黙老後西遊記の評再閲、并両交婚伝・隔簾花影序目のミあらまし披閱。四時過一同就枕。

三 同〔五月一日〕

一、予今朝より種々多用、右昼後やうやく果し、夫よりいせ松坂殿村佐六両度の書状回翰書之、長文にて今夕四時迄ニ

二九 〔天保五年〕五月二日

未果。四時過一同就枕。然処夕飯ニたへ候蛤〔なまつけ〕にあたり候歟、夜中痰咳起り、且脇肋いたミ、夜半迄不睡、曉より熟睡ス。

一、殿村氏よりかりよせ置候、日本外史、後西遊記等、明日飛脚へ可出ニ付、種々多用。四月廿五日已來著述今明日迄休筆也。

同〔五月二日〕

一、八半時比迄ニ、予松坂殿村氏之書状書早。夫より同所小津新藏之返翰認之。且、殿村佐六に返却の日本外史廿二冊、あて板・包紙等元のことく、宗伯ニ包せ早。此かじめ、九百七十匁あり、此内同人に写させ遣し候、江戸作者部類二冊、屋前宗伯ニ申付、たちまハしかりとちに致させ在中、外ニ同人に返却の後西遊記一帙あふらかみかけ、あて板いたし、予包之。此かじめ、三百七拾匁有之、外ニとの村佐六に遣し候書状一封、小津新藏之書状在中、是ハ八日限早便にて遣之、紙包二ツ、脚ちんゞ金三朱ハ、並便り也。八日限書状ちん老匁式分、此錢百九十三文。右夕七つ半時、前下女まつ〔虫填〕もたせ、かよひ帳指添、お百をさしそえ、瀬戸物鳴やに遣し、請取手形かよひ帳へしるさせ、お百・松とも薄暮帰宅。右殿村へ之状ハ三月十二日・四月一日両度出、四月廿九日着被返候書物、被貸候唐本等之請取、件々用事申し遣ス。長文状也。

二二一

三 甲午日記〔四月二十九日〕注九参照。

若山行のことは、次の三〇 七月二一日書簡(九九頁)にも関連記事あり。

三 馬琴一家の健康状態につき、甲午日記から抄録列举する。

宗伯の長男太郎、七歳。長女つき、五歳。二女さち、二歳。

〔正月〕(六日) 予、今晝より水瀉、昼時迄五六度瀉ス。薬用、晝後ハ瀉せず、此外太郎・おさちみな水瀉、寒気あたりなるへし。今夕五時過より爐により休息。(十日) 宗伯旧冬より痰咳ニテ胸痛有之、朝ハ面部も少々浮腫の様子ニ付て服薬保養いたし候様度々申聞おく。(十一日) 宗伯朝起候節宿痰ニテ難義のよし、自療専ら煎薬ス。(十二日) 宗伯持病の齒痛差起り、夕方より甚しく終夜呻吟不睡、今朝ニ至て猶同様也。(十三日) 宗伯口痛、今日も苦痛同断ニテうめき止ときなし。夜ニ入同断、晝七時比より痛少しうすらき睡り候よし也。(十四日) 宗伯口痛、今朝ハいたみやすらき候よしなれとも未及平愈、追々順快なるへし。(十五日) 予、風邪悪寒いたし候ニ付、昼時より爐により休筆。(十六日) 宗伯口痛兩三遍。(十七日) 予、晝後より又膝冷堪かたく候間、爐により休息。(十八日) 今夜四時比より宗伯又口痛不睡。今日四谷行風烈ニテ途中風にうたれ口熱と風冷と相剋せし故なるへし、おミち看病、晚七時過よりいたミ少しやすらきて睡眠と云。(十九日) 今朝五時過宗伯起出、口痛未愈、晝後

より又口痛甚しく、夜ニ入同断、苦痛ニテ如何うめく。

〔二月〕(一日) 宗伯口痛、今日ハ大かた平愈ニ候へとも、頭痛未愈、終日平臥也。(二日) 予、晝前より悪寒いたし候ニ付、終日爐に倚り休息。(七日) 予、今朝より右の眼中不例、少々痛有之、右眼一向に見えず。(八日) 予、右眼少し翳有之様子ニテ一向ニ不見、左眼ハ平生の如し。(九日) 予、此節右眼を患ふといへとも不廢読書。(十日) 此右眼の患あれとも左眼恙なきにより、八犬伝九輯稿又今日よりはしむ。(十三日) 予、右眼の患ひ同様といへとも〔執筆・読書〕。(十五日) 予、今朝より感冒、昼時より悪寒甚し、晝後より病臥。(十六日) 予、悪寒同様ニ候へとも今朝おして起出、悪寒つよく候ニ付夕七半時比、とりかむり就枕。(十七日) 予、寒熱今日も同様ニ候得とも病床ニ打臥候てハ不自由ニ付起居、爐により平臥、晝後より〔読書〕。(十八日) 予、今朝ハ少し邪氣退候様子ニ付起出候得とも食気なし、且眼疾も同様ニ付尚廢業也。(十九日) 予、寒熱ハ追々順快、但食気薄キのミ、眼病ハ同様ニ候へとも推て著述ニとりかゝる。(晦日) 予感冒追々痊可、但眼痛ハ同様也。

〔三月〕(一日) 予感冒ハ追々痊可、但し眼病ハ同様也。(四日) 宗伯風邪ニテ悪寒のよし、今日ハ半起半臥也。(五日) 宗伯風邪悪寒ニ付、今日も半起半臥。(八日) 宗伯脚氣昨今同断、灸点等いたし可然旨申聞おく。(二日) 予、夜中燈下細字書候故、左の眼も少しいたミ、且しばつき候。依之已後夜

分ハ著述休筆保養すへし、四時比よりいたミ去ル。お百昨日より感冒ニて悪感つよく候よし、今日ハ終日平臥也。

(二三日) お百風邪今日も同様也。此節一円風邪流行、おきく・おいねも打臥候よし清右衛門申之、おさき・お次も風邪ニて咳出候よし、鶴や義二郎も風邪ニて打臥居候よし、宗伯告之。時節度々冷不順之故也。(四日) 宗伯風邪感冒ニて悪寒頭痛のよし、半起平臥也。お百も風邪未及痊可、此節一円流行の症也。無人ニておミち一人也。此外ハ小兒ニて用立す。殆多務也。(五日) 宗伯風邪今日も平臥ニ付、松前家ニ当日祝義ニ不出。(六日) 宗伯風邪今日も同様ニて平臥、お百は追々快方也。(八日) 宗伯夕方より又持病の口痛のよしニて灸治等致ス。風邪未愈。(九日) 宗伯感冒ニ付痰咳差起り、今日も終日平臥也。(二〇日) 予、感冒再感、頭痛いたし不食ニ候へとも、勤て八犬伝九十五回の内三丁稿之、廿六丁右迄也。夕方より悪寒甚しく候ニ付、干

うとんかひ取調理いたさせ三碗食之、薄暮より取かむり就枕。(二日) 予、風邪少々快方。依之今朝起出早、宗伯風邪口痛同様ニ候へとも壳薬切しもの有之間、包紙等造之。

(三日) 予、風邪追々快方。(晦日) 宗伯感冒并ニ口痛追々快方、乍然咳氣喘息ニて歩行成かたきよし、……且、痲症の氣味ニて屏居ス。予、眼疾久しく同様、煎薬・丸薬・洗薬、日々服用、……

[四月] (一日) 宗伯不快ニ候へとも久しくやしきへ不罷出候ニ

付、昼後推て松前両やしきへ罷出、脚氣ニて途中歩行難義ひま入候よしニて、夕十半時比帰宅。予又感冒、昼時比より悪寒いたし候へとも、所要相勉め、八犬伝九輯二の巻之内卷丁半稿之、六丁め右迄也。夜ニ入弥悪寒ニ付休筆平臥。五半時前より一同就枕。(四日) おさち熱氣有之、流行の風邪なるへし、今夜中よほと熱氣のよし也。(五日) おさち熱氣今日も同様ニて終日睡眠、折々せわり候へとも朝ハたへ候よし也。(六日) おさち今日感冒少々快方の処、夜中九時比より亦復熱氣大ニ発し、腹痛いたし候哉、せハリ不快也。予昼後月代ス。二月下旬已来五六十日長髪、今に風邪全快なし、然れとも今日暖氣ニ付如何おミちに剃らしむ。(七日) おさち風邪熱氣未退、折々腹痛候哉、鳴くこと昨夜の如し、煎薬并奇応丸用之、おさち熱氣つよく折々腹痛、血氣不宣候ニ付、昼前お百を以本郷金介丁へ蒼竜丸かひ取ニ遣ス。……今日より日ニ一粒つ、三度用ひ候様おミちへ申付、三包の内一包ハ太郎分也。右薬三包わたしおく。此外煎薬奇応丸等度々用之。(九日) おさち今日ハ様子不出来ニ付蒼竜丸一日ニ四粒つ、用ひ候様おミちへ申聞。……(一〇日) おさち今日ハ少々快方之様子ニ候処、夜中又熱氣出、とかくむつかしき症也。(二日) おさち今朝ハ熱氣不遣、依之不出来の様子也。煎薬并蒼竜丸日ニ四粒つ、用之。夜ニ入喘息せわしく、又熱氣出、尤むつかしく凌かね候様子ニ付、熊參湯并蒼竜丸共ニ度々用之。四時比より熱氣退キ

喘息止、夜中ハおたやか也。(二二日)今朝よりお〔さ〕ち少々快方、熱氣退く、折々咳嗽有之。○太郎も此節流行の咳出つ。宗伯咳尤甚し、昼より終日咳不已、お百も咳出候而流行の症也。(二三日)今朝天明よりおさち又熱出ツ。宗伯并ニ太郎痰咳昨日の如し、流行の症也。宗伯ハ腹薬・煎湯用之。太郎ハ昨日迄蒼竜丸用之。おさち今日ハ少々快方の処、夜ニ入又熱氣出喘息有之、汗出。煎薬・丸薬度々用ひ候処、夜中ハ熱氣去り睡り候よし也。宗伯痰咳并ニ熱氣、今日ハ聊快方のよし也。(二四日)予、昼時より腹痛水瀉一兩度、黒丸子服用、其後不瀉、又感冒の氣味ニて悪寒有之、且右の眼少々いたミ有之ニ付、昼後より休筆。……おさち今日ハ熱氣多く不出、汗ハ度々出で、少し快方也。太郎咳同断、折々出、宗伯痰咳同断。(二五日)おさち昼後より又痰咳ニて喘息有之、熊參湯・蒼竜丸等用之。今夕も折々同断、夜中睡りかね候様子也。(二六日)昼後おさちお次を携来ル。……お次咳久しく同様のよしニ付、今日より宗伯則煎薬調劑遣之。太郎咳夜中いよ／＼出つ。是亦煎薬用之。(二七日)おさち病氣昨今ハ少々快方也。(二八日)昼後清右衛門来ル。お次薬乞也。宗伯調劑いたし遣ス。おさち昨今熱氣無之処、今夜中又甚しく熱有之、汗多く出候よし也。とかく出来不出来有之。○太郎流行の咳同断、夜中も折々出その外ハ平生とかハることなし。(二九日)予、又感冒ニて悪寒いたし候ニ付、昼後より宗伯薬加減いたし、風薬服用

ス。おさちとかく夜分熱氣出汗多く候よし。……(二〇日) 昼後清右衛門来ル。お次薬取也。但お次急ニハ直りかね候趣、予申聞ニ付、自分存寄を以薬やめ可申旨宗伯へ申聞候よし也。おさち今日も元氣無之、今夕も熱少々出、汗ハ無之よし也。昼後土岐村元祐来ル。……お次病体見せ、予眼病の事さし薬家伝有之候間、近く差遣し可申旨やくそくニ及ぶ。(二三日)太郎過日少し怪我いたし、足の指腫し、脱をもち候哉いたミ候よし也。(二五日)予、今日兩眼とも不出来候て、左眼もかすミ筆硯不取之也。

三 隠元豆の大きさ、四・八匁。

なお「異聞雜稿」中に天保四年の物価について左の記事がある。

今茲癸巳、東北諸州の荒凶、これを天明丁未の荒歉に比れハ、江戸ハなほやすきに似たり。米穀絶てなきにあらす。只その価廉ならざるのミ、癸巳一ケ年、江戸市中の米価大概左の如しと云。

- | | | | |
|----|------|---------|--------|
| 正月 | 金壹両ニ | 玄米八斗四五舂 | 白米七斗六舂 |
| 二月 | 右同断 | | |
| 三月 | 金壹両ニ | 玄米六斗四五舂 | 白米五斗七舂 |

四月 右同断ニテ一舛許昂し
五月 右同断ニテ二三舛昂し

六月 右におなし

七月 金壹両ニ 玄米六斗六七舛 白米六斗

八月 金壹両ニ 玄米五斗五六舛 白米五斗

九月 金壹両ニ 玄米四斗七八舛 白米四斗三舛

十月 金壹両ニ 玄米白米右同断

十一月 金壹両ニ 玄米四斗貳舛 白米三斗八舛

十二月 金壹両ニ 玄米五斗 白米四斗四舛

甲午正月に至て、玄米五斗・白米四斗四舛、旧臘におなし。
癸巳十二月、糯米ハ玄米五斗より六斗の物あり。白糯米、或ハ三斗五六舛に売るものあり、四斗二三舛に売るものあり。不同也。

*〔頭書〕天保六年甲午夏六月二日ヨリ白米小うり百文ニ四合五夕ニナル。同月七日ヨリ又上りて百文ニ四合ニナル。白米金一両ニ二斗七舛也。

新麥ハ金一両ニ三舛替也ト云。この夏、江戸町中裏借屋のものへ、又萩蔵御救米を下さるゝしらべありと云。今年ハ初ての御救也。六月七八日ヨリ掛リノ役人トリシラベアリト云。

麦ハ 竹林麦百文ニ六七合 挽割麦 上百文ニ七八合
並 麦同 七八合 下同 八九合

黑豆壹舛 百六拾四文 味噌豆壹舛 百四拾八文

紅豆壹舛 百六拾八文 赤小豆壹舛 百廿四文
百四拾八文 百三十六文

二九 〔天保五年〕五月二日

米穀の価、その物の美惡にておなしからすといへとも、当時江戸の小相場右の如し。粟ハ百文ニ七合、胡麻ハ百文に六合也。砂糖は去年迄、和白白光印壹斤百八拾文、黒砂糖壹斤百拾六文なりしに、癸巳の春より俄に登りて、和白白光印壹斤ニ三百五十文、黒砂糖壹斤ニ貳百八拾文ニなりたり。然るに田舎行の砂糖絶て売れざる故に、冬十時比より並和白貳百八拾文、黒砂糖拾貳文に下落したり。三光印壹斤貳百四拾文、三本雪白ハ三百文許なるへし。糯米砂糖ともに高直の故に、餅菓子・乾菓子共に、その形半分になりて、甘味薄かりしに、砂糖の価元のことくになりしより、聊甘味ありと云。十月申並和白砂糖問屋相場ハ、形はなほ平生半分也。」

味噌ハ己丑の大火已前ハ、金壹両ニ三拾八メ四五百目なりしに、大火後ハ三拾貳貫目、三十メ四五百目なりし事連年也。かくて癸巳の冬十月より、貳拾三四貫目になりぬ。五十文より下ハ小うり^{下ハ小うり}と云。をせす

*〔頭書〕味噌ハ甲午の夏五月より、金壹両ニ貳拾貳メ四百目になりぬ。諸物の貴き事此ときに極れり。

酒ハ壹舛三百三拾貳文より下直の物なし。それも水を加味しぬるにより、味ひ水くさくて酔すといふ。多く飲むものハ必下痢す。舛売酒屋ハ各紙牌を張出して、酒高直ニ付はかり切ニ仕候。入物御持参可被下候としたり。この餘、薪炭紙絹布綿の類、魚肉野菜に至るまで、日用の物にひとつも下直な

二一五

るハなし。悉記すに違あらず。余ハなそらへ知るへし。道中はたこ、東海道・中山道共に一人前式又五分、江戸馬喰町ハ式又五分、奥州津輕領ハ糧を齎らせされハ通行しかたしといふ。

近年諸物高直なるに執たる歟、裏屋住にてその日かせきをなすものも、錢百文ニ白米五合五夕たりといへとも、飢色のものなし。是併ラいともかしこぎ

御膝許の御恩沢なるへし。当年奥羽などの光景を伝聞て、大江戸の有かたさを思ハすハ、必冥利に尽ぬへし。食物にハ制度なきをもて、近年良賤なへて口腹に奢ること甚し。上果子(KAY)などの最上の美味になりたるにても知るへし。かれハ五十年に一度の荒飢ハ、口腹の為に奢るものを箴め給ふ天の鍼砭にこそあらめ。録して児孫のいましめとなすのみ。あなかしこ

(なお、三〇 七月二日書簡の注三を参照の事)

三 甲午日記〔四月二七日〕

一、今日夕七時過杜鵑の声はしめて聞之、南の方にて数声也。
五月の節前わつかに三日ニ成候て、杜鵑やうやく声あり、当夏ハ尤おそし。

三〇 〔天保五年〕七月二日

一 甲午日記〔六月二六日〕

一、夕七時過、大伝馬殿村店より松坂殿村佐六大封状届来ル。おミち請取書遣之、金子入也。右ハ此方より五月二日ニ出し候書状返翰長文一通、外ニ作者部類校閲抄一通、同書写本料三匁二分五厘、江戸名所図会代端銀、差引候て、二冊部類写本料前金分共金式両壺朱到来、差引金壺分ト銀三匁五分預リニ成ル。委曲別帳ニ記之。

二 注ニ参照。

三 二九 五月二日書簡 注五・三参照。

四 甲午日記〔五月二五日〕

一、予八犬伝九輯五の巻の内、本文半丁書直し、つけかな廿七丁終迄六丁稿之、五の巻稿本満尾也。いまたよみかへし誤脱を改るに不及のミ、今夕四時前迄ニ稿し、四半時如例一同就枕。

同〔五月二六日〕

一、予八犬伝九輯五の巻十五丁迄写本校閲、今夜来客長座ひま入、且右写本二度よみ返し致候故ひま入、八半時比稿早。其後同書九輯五の巻稿本廿七丁かりとぢいたし校閲、悞脱補綴、暮六時過皆出来也。

同〔五月二九日〕

一、予八犬伝九輯五之巻さし画稿、三丁稿早。……

同〔六月四日〕

一、予今日より八犬伝九輯六の巻稿本ニ取かゝり候処、先月廿九日以来休筆故、心放れ筆しふり候故、一向ニ不出来、わづかに荅丁稿之、今夕五時過迄也。五半時過一同就枕。

五 同〔六月七日〕

一、昼後丁子屋平兵衛同道にて、大坂書林河内や茂兵衛来ル。予対面。当月三日ニ江戸着、則丁子屋ニ止宿のよし、仲ヶ間帳合の爲出府ニ付、商物ハ持参せずといふ。みやけ代として金百疋被贈之。煎茶之くわしを以饗之、水滸後画伝之事被頼之、八犬伝十二冊書早次第可創書及約束、丁子やも又扇面看板稿之事催促せらる。雑談數刻帰去。

同〔六月二日〕

一、薄暮前大坂河内や茂兵衛、丁子や平兵衛同道にて来ル。予不快なるも種々対面、用向乞付候ニ付、十五日山王祭礼見物いたし、来ル十六日出立のよしにて暇乞の爲也。水滸後伝ハあとへ廻し、当年俠客伝五輯願候之趣、被頼之、并丁子や美少年録四編も願候趣、平兵衛申之、いつれ八犬伝不残稿し早候上、当冬比より取かゝり可申、申聞おく。且雪丸作よみ本序文之趣、丁平尚又被頼候得とも、序文之義ハ

一同断候て不書候趣、かねて申聞候通り、出来かね候よし断りおく。右用談早て暮六時比帰去。

六 癸巳日記〔二月一四日〕

一、俠客伝四集五之巻終迄四十回め直し稿本、宗伯ニ如例脱字校訂せしむ。夕方迄閲校早。……

七 甲午日記〔正月二六日〕

一、予俠客伝四集口絵稿案いたし候へとも未果。……

八 二月の大火。二八 二月一八日書簡参照。

九 甲午日記〔正月二七日〕

一、予今日八犬伝九輯取かゝり可申、支度いたし候か、昼後より又膝冷堪かたく候間、爐により休息。……

同〔二月一日〕

一、同刻〔八半時過〕丁子や平兵衛来ル、予対面、俠客伝三集稿本持参被返之、請取書く。八犬伝九輯稿本催促せらる。近日可渡旨申聞おく、雑談後帰去。

同〔六月七日〕

一、予八犬伝九輯六の巻の内、才に荅丁稿之、此節眼氣不宜、

且氣力すゝまさる故也。……

同〔六月一日〕

一、子八犬伝九輯六の巻七丁め、菴丁弱稿之、不快ニ付不果、今夕五時過より一同就枕。

二〇 同〔六月一日〕

一、予不快未痊可、晝後又腹痛、食不進、しかれとも筆硯を不廢、今日より俠客伝四集菴の巻口絵三丁稿之、像贊も隨て半分許稿案終日也。今夕五時一同就枕。

同〔六月一日〕

一、予俠客伝四集菴の巻惣もくろく一丁、とひら半丁稿ス、終日也。

同〔六月一日〕

一、夕七半時過中川金兵衛来ル。今朝清右衛門を以呼ニ遣し候故也。右丁子や、用事頼ミ、俠客伝四集口絵・惣もくろく・とひら稿本共ニ五丁、ふくろかけ渡之、渡之。丁子や、早く届くれ候様頼之。此餘用事示談、則承知之趣申之、稿本受取歸去。

一、予俠客伝四集序文菴丁半の内、菴丁弱稿ス、細文也。全稿未果、これのミ終日也。

同〔六月一日〕

一、予俠客伝四集の自序、細字菴丁半今日稿了、又姓名目録半丁の内七行書直し、是又細字稿し早、終日也。夜ニ入右姓名目録の頭書いたし、序文とゞもにち合し、且筆工金兵衛への口状書、その処々へは入り入こしらへおく、明朝丁子やより人參り候ハ、わたし可遣スカため也。右早て今夕五半時一同就枕。

二 同〔六月二五日〕

一、宗伯終日腹痛つよく水瀉ニて病臥、夜ニ入同断、夜中よりいたミ退くと云。

一、予も水瀉、晝十余度、夜中三度、且今日諸かひ物等多用ニ付、休筆也。今夕五半時過一同就枕。

同〔七月二日〕

一、予連日水瀉、晝十度許、夜中一兩度つゝ也。……

同〔七月四日〕

一、予終日腹痛、晝六七度、夜中三四度大便少しつゝ瀉ス。……

同〔七月五日〕

一、予今日終日腹痛、度々下痢、多く通せず。……

同〔七月六日〕

一、予終日腹痛、痢病下地之様子ニ付、宗伯藥転法用之。

同〔七月七日〕

一、予終日下痢、夕方より悪寒有之、依之夜食後早々就枕。

夜中熱氣出下痢。夜中ハ兩度也。よほと不例なれとも病臥に至らず。今日昼より夜中更ニ風なし、酷暑堪かたし。

同〔七月八日〕

一、今日使札來客等なし。……予腹痛下痢同様之内、昼後より少々順快。宗伯藥加減いたし、人參六片つゝ入、效あるに似たり。熱氣未退。今夕夜食後、六半時比より就枕。：

同〔七月九日（宗伯代筆）〕

一、敵君六月下旬より度々御水瀉被為在候処、當六日より輕痢之御様体、御腹痛急ニ而度々御下痢被為在、今夕七ツ時前悪寒強、其後大熱被為發、終夜御渴強、度々御藥被召上候。此初瘧ニ而瘧痢之御症ト奉拝診、御藥九味和中湯加減指上候。

同〔七月一〇日（宗伯代筆）〕

一、敵君御不例、御下痢昼迄八九度、昼後六度、夜中御下痢不被為在候。御瘧今日は間日ニ而不被為發、御腹痛も余程

軽く被為成、窘迫も少く、痢も余程御通被為在候。只御食氣なく、朝本飯漸々二十粒、昼仙台桶之湯式杯、夕入麵少々召上候。

一、敵君御不例御大病ニ御座候得とも、御脉格別御疲労も不被為在、宗伯愚按ニは、先痢を愈し、痢愈れハ大方瘧も截るもの也。若截すハ跡ニて瘧の療治をすへきか、元來疫邪内ニ中れハ痢病になり、表に中れハ瘧になる。大根一ツものなれハ、本を治する順なるべしと、既に昨日和中湯調呈、効あるに似たりといへとも、不肖之子として、敵君の大病を老医にまかせざるハ、病を謹ざる也と奉伺、敵君無用之趣、被仰聞候へとも、今朝林玄曠ニ來診之義頼遣ス。今朝指支之儀有之候間、（虫損）可罷出旨返書來ル。薄暮入來、拝診之上同様ニ御坐候へ共、痢は軽く瘧は重く被為在候間、先重き瘧を治し然へき趣被申之、柴烟畑桂万湯五貼調劑被指置、茶菓子等例之通饗之、五ツ時前歸去。早速御藥一貼煎し指上候得共、殊之外苦く召上り兼候趣ニて、一度指上候のミ也。

同〔七月一一日（宗伯代筆）〕

一、敵君御不例被為成、御替之儀無御坐候へとも、今日は少々御快被為在、朝本飯三碗・昼一碗・夕入麵少々・夜四ツ時小キ握り飯五被召上候。圓に四度被為入候へ共、御大便御小水とも御通無之、依之御胸痞御藥、昨日程不被召上候。

玄曠調劑御薬式貼煎候得共、免角辛苦く召上り兼、和中湯被遊御用候。今日は御発日ニ候へ共、一昨夜度々御下痢被為在候故、表邪洩、且御痢追々被愈候ニしたかひ、御腹痛邪御右之方に寄小く相成候故、最早初発のミ御再発無之、一同恐悦奉存候。

同〔七月二日〕

一、予今日ハ下痢も五六降ニて、瘧疾も不發候故、食事からく二碗つゝ三度食用、先ハ順快也。林玄曠薬苦く候間、宗伯薬用之、依之今日も林氏へハ薬取不遣。

同〔七月一三日〕

一、今朝人足太兵衛を以、林玄曠方へ薬取ニ遣ス。玄曠他行のよしニて、玄仲より様体書うけふミ、并ニ前方五貼来ル。前方ニ付、尚宗伯薬用之。

同〔七月一四日〕

一、予昼後より下痢も無之、追々順快、只氣力不本復のミ、依之八犬伝九輯七之巻さし画の内巻丁稿之。……

同〔七月一五日〕

一、四時比林玄曠来診、宗伯応対。予も罷出、追々順快ニ付自療ニて補置可為致旨及相談、右診脉早、雑談後早々帰去。

同〔七月一六日〕

一、予昨日より食物停滞の氣味ニて、今日ニ食餌味なく、且氣力不引立候間、終日廢筆、松坂殿村氏に遣し候書狀認可申存、書かゝり候へ共、右ニ付不果。

三 甲午日記〔六月一日〕 注九参照。

三 俠客伝四集売出しは、天保六年五月一日。

三二 天保六年正月一日書簡 注四参照。

一四 「瀧沢家訪問往来人名簿」〔六〇丁オ〕につきのごとくあり。
〔丁亥は文政一〇年〕

丁亥十一月十一日初入来英泉紹介

雪麻呂事

一 榊原遠江守殿家来湯嶋七軒町中やしきに在り 田中源治

甲午日記〔六月二日〕

一、薄暮前大坂河内や茂兵衛・丁子屋平兵衛同道ニて来ル。

……且、雪丸作よみ本序文之趣、丁平尚又被頼候得とも、序文の義ハ一同断候て不書候趣、かねて申聞候通り、出来かね候よし断りおく。右用談早て暮六時比帰去。

一五 癸巳日記〔四月六日〕

一、昼後、つるや喜右衛門より手代差添、元岩井町狂歌師の

よし、町人梅の屋家橋といふもの来り対面を乞。つるや手
番、喜右衛門并ニ嘉兵衛手迹ニ無之候へとも、相違有之ま
しく存候ニ付、不得已対面之上、来意を尋候へハ、此度播
州ひめ路狂連中、八丈伝人物題ニて狂歌集興行ニ付、予か
序文願候よしニて、金百疋持参、然とも予他作の序一円ニ断
候テ不書越、申聞候へとも、しひて頼候故、いつれ勘弁之
上鶴や迄返事可申入旨申聞、右金子不請候処、無理ニ差置帰
去。右金子近日鶴や迄帰し可遣旨、今日清右衛門へ申付お
く。

一六 同〔四月二日〕

一、昼後、赤坂職匠町画工北溪来ル。四谷伝馬町三丁目中村
や勝五郎といふもの同道、予対面。右勝五郎多類并ニ湯屋
株所持いたし罷在候処、地本間屋仲ヶ間ニも入候間、予著
述よミ本全体出板いたし度よしのたのミ也。依之交着一折
持参。北溪も菓子一折贈らる。筆視繁多ニ付、速ニ出来候
得とも、手透を得次第心かけ可申旨、及挨拶、長談数刻帰
去。

同〔一〇月二五日〕

一、夕七時比、画工北溪来ル、予対面。手みやけ被贈之。先
比中村や勝五郎頼候武者画本之事、北溪此節手透(虫損)ニ画(虫損)に
取かゝり度よし申之。依之右画の注文示談。……尚又同人

画、勝五郎板、諸国名所の錦画廿番ほど出来、右折本ニ
いたし候よしニて序文を被頼、右用談数刻訖て帰去。

同〔一二月八日〕

一、同刻〔九時過〕、赤坂画工北溪来ル。手みやけ二種被贈之。
中村屋勝五郎頼ミ武者画本之事、并諸国名所の画序文之事
被談之。愚意之趣巨細に示談。右早て帰去。

一七 甲午日記〔六月二二日〕 注五第二項参照。

一八 同〔二月二一日〕

一、今日丁子や平兵衛家作棟上ヶ也。……麗矢十五ヶ日めに
て棟あげ尤速なる事也。是迄之建家惣高は沓丈九尺有之、此
節沓丈六尺ニいたし候よし。二階家也。間口三間、おく行五
間半許、麗ぬり込一式金三拾五兩ニて請合せ候よし、造
作とも五十金ニて出来すへし。此節材木等尤高料、松板金
沓両ニ四拾枚、替やね板金沓両ニ九束、屋葺沓坪ニ付金沓
両式分也。その餘みな□しと云。こは十九日ニ丁子や来訪
之節の話なるを後勸の為にこゝに記しおくのミ。

同〔三月一〇日〕

一、昼前丁子や平兵衛来ル。……但し、丁平方家作出来、四
五日前見せひらきいたし候よし也。

一元 「滝沢家訪問往來人名簿」(一九丁オ)に「神田錦町書林柏屋半藏」の名がある。前後よりみて文化二年頃の位置と思われる。

二〇 甲午日記〔五月二一日〕

一、夕七時比、丁子や平兵衛來ル。予対面、八犬伝潤筆として金拾兩持參。則請取早。右の内三兩ハ九輯潤筆廿四兩分残り皆済、又七兩ハ十輯潤筆内金也。平兵衛今朝より腹痛のよしニ付、黒丸子二包ほど遣之、画賛看板下書、并ニ額字等之事被頼之、右用談早て歸去。

同〔六月七日〕 注五参照。

同〔六月二〇日〕

一、予今日俠客伝四集看板、并ニ丁子や頼画賛扇、看板稿しかゝり候処、中川金兵衛俠客伝九輯五之卷写本校合持參ニ付、昼時より右校閱ニひま入看板稿未果。

同〔六月二一日〕

一、予俠客伝四集看板稿一枚、并ニ丁子や頼画賛扇・看板稿壹枚稿之、俠客伝看板ハ如例六寸日向一枚半也。画賛扇看板ハ堅五尺横一尺也。上ノ方一行六字、下ノ方七行細字也。右昼後出来、其後去年中山本宗洪殿頼ミ唐糸一枚、芦ニ蝸牛画賛染筆、右早て平妖伝写本三之卷のわく四十七八枚引

之、是にて終日也。今夜五時就寐。

同〔六月二四日〕

一、夕七時過丁子や平兵衛小もの、……并ニ画賛扇・俠客伝四集看板兩稿も金兵衛へわたし置候ニ付、同人より丁子や使りけ取候よし、扇看板ハ板さしそえ、大横町芳齋へ可遣置旨、右使に及示談、右用事早て丁子や使早々歸去。

三 二九 五月二日書簡(九五頁) 参照。

三 二九 五月二日書簡(九四頁) 参照。

室鳩巢「兼山麗沢秘策」のこと。

三 近藤守重「辺要分界図考」八卷(文化元年一二月序)。卷二の第一図に「櫓をツナカイに牽カスル図」あり。

三 二九 五月二日書簡 注三参照。

三 同右。

三 甲午日記〔五月三日〕

一、予今朝より感冒再感ニて惡寒いたし候ニ付、休筆也。然ル処夕方より柏餅停滞いたし、中腕以之外いたミ搦かたく候ニ付、薄暮より就寐、熊胆汁并ニ黒丸子等效なし、吐剂

批把葉湯煎用の処、水のミ吐之、大便両度通し有之、四時過よりいたミうすらき睡眠ス。

同〔五月四日〕

一、予熱氣有之、氣力未復候ニ付廢業、保養、今夕五半時一同就枕。おさち折々澹熱有之、とかく同様なり。

同〔五月五日〕

一、予いまた氣力本復せず、折々中腕いたミ有之、且元祐差越候目葉さし候処、右眼少々いたミ左眼もかすミて宜しからず、依之今日も廢業。……

同〔五月一九日〕

一、……予又感冒夕方より少々惡寒、且滯食の氣味にて、今日ハ食氣不進、依之宗伯藥加減す。

同〔五月二〇日〕

一、予感冒の上、滯食にて寒熱、下痢朝夕兩度、氣分不安ニ付、昼飯後より平臥、依之休筆也。

同〔五月二一日〕

一、今朝如例予起出、いまた本復せずといへとも、寒熱薄らき候故也。宗伯も四時より起出、是又痊可ニあらず、此節

三〇〔天保五年〕七月二一日

家内病人多く不便之事也。

同〔五月二二日〕

一、……予滯食順快、然とも尚食氣平生のことく取らず、おさちも同断也。熱ハ不出。

二七 注一〇参照。

二八 二月一八日書簡（八六頁）参照。

二九 土生玄碩。二九 五月二日書簡 注三参照。

三〇 甲午日記〔六月一八日〕

一、夕方丁子や平兵衛來ル。予対面、為暑中見廻、着代南一片如例被贈之。明晩富士登山講中と同道出立のよし、告之。……

三一 同〔七月〕

〇十八日辛巳晴夕七時過より曇暈七半時比小雨忽止多く秋暑

一、……六月中より日てりニ付、近在処乞雲いたし候よし、夕方遠雷その催しあり、しかれとも此辺ハ雨ふらず。曇候のミ也。

同〔七月二五日〕

一、六月初旬より六十日の日てりにて、庭の椿、神類・額草・
 浅麻つゝし・赤松とも枯れたる物多く有之、しかれとも水
 ニ医して、且当夏ハ無人にて、水くミ候もの無之ニ付、折
 くゝわつかに根元へのミ水を沃くといへとも、救ふに至ら
 ず、近年稀ナル大旱也。田舎の野蔬追くゝ枯候よしにて、
 瓜・茄子・さゝけ等尤高料也。里芋なども壹舁六十四文也。
 さつまいもなどハ例より尤高料。としまや醬油壹樽ニ付、
 百文程つゝ高料ニなりぬ。

三 文政一〇年丁亥。ただし「泰平年表」によれば文政九年丙
 子に六月東国炎旱の記載がある（『日本災異記』・『天災地変に関する調
 査』下巻参照）。

三 「異聞雜稿」中に左の記事あり。

今茲米相場、高直至極なりしハ、六月下旬より七月初旬まで、
 大相場御蔵前の弘 百俵三斗五舁代金百拾七両貳分、市中小売ハ
 白米百文ニ付四合なりき。金老問に
 武斗七舁五合しかるに、千住宿の米
 あき五人、又江戸にても、米をかこひたる米あき人ありと
 聞えて、そのものとも、凡十二人召捕られ、御吟味中入牢せ
 しに、牢死せしものもあり。さらても七月に至り、日々に南
 風にて入津の他州米多かりしかハ、忽地大相場、百俵ニ金六
 拾五兩ニ下落し、小売の春米、百文ニ五合五夕になり、又六
 合になり、七合になり、八月朔日より、上白米百文に八合に

なりぬ。かゝれハ米のなきにあらす。皆奸民の私慾にて、窮
 民の咽喉を締るもの也。その悪心盜賊にもまされり。憎むへ
 し。

甲午日記〔六月七日〕

一、米や文吉、過日注文之飯米、昨夕方迄可指越処、持參不
 致候間、今日催促可申遣旨、家内へ申付おく、此節米相場
 弥引上ヶ候よし也。

一、当月一日、米直段等引上已前、文吉方へ注文申付候処、
 やうくゝ今夕方持參、両ニ三斗貳舁替ニ付、はやく持參せ
 ざる故かくの如し、朔日の相場にて差越候様申遣し候得と
 も、生得強情もの故聞わけず、自分勝手をのミ申ニ付、先
 此度ハそのまゝかひ入おかしむ。米麦・味噌直段、追くゝ
 一円ニ直段上り、諸人難義限りなし。

同〔六月一日〕

一、千住米や十一軒打こハされ、その内米多くかこひ候米や、
 五人入牢のよし風聞有之、昨夕米相場、百俵ニ付廿兩直段
 引下ヶ候間、玄米両ニ三斗五六舁ニ成候よし也。

同〔七月七日〕

一、御救として、今般 公儀より下直ニ被下候御米、飯田町
 ハ今日名主より切手わたり、九日迄三日の間、勝手次第も

より米やよりかひ取候様、被 仰渡候よし、清右衛門ニ聞之。

一、此節米直段追々下落、白米上物、金壹両ニ付四斗八舛、下米ハ兩ニ五斗也。先月上旬相場より、兩ニ壹斗八舛下直ニ成ル。処々困米多く入津故と云。

同〔一〇月一八日〕

一、……今夕方米屋文吉より白米持參。兩ニ六斗貳舛替也。去年八月已米、初て六斗相場ニ成りぬ。諸國農作の聞えあるによりて也。

(なお、前項注ニ參照の事。)

三 甲午日記〔七月一九日〕

一、いせ松坂との村佐六に遣し候返翰、終日書之、如何長文ニ付、未果、夜ニ入休息。

同〔七月二〇日〕

一、いせ松坂殿村佐六に之返翰長文、三十二枚つき巻紙壹まきニ認之、今日屋後出来、并ニ同処小津新藏へ返翰壹通認之早、明日嶋やに可出ため也。

同〔七月二一日〕

一、夕方雷雨止候而、薄暮よりお百を以せと物町嶋やに遣し
いせ松坂殿村佐六に遣し之封状、かけめ廿匁有之、八日限
早便にて出之、小津新藏に之状も封入す。脚ちん貳百五拾

三〇〔天保五年〕七月二一日

文也。太郎同道、暮六半時過、かよひ帳へ受取印取之、帰宅。

三 甲午日記〔七月二五日〕注三第二項參照。

同 甲午日記〔三月一六日〕

一、昼後清右衛門來ル。昨日申付候ミのかミ中より見せ紙六帖請取持參。壹匁三分と壹匁貳分のよし、右豎幅如何せまく候へとも、相応之品にて、六帖ともにかひ入候ニ付、かよひ帳清右衛門ニわたし遣ス。右ハ松坂小津新藏分南朝編年録謄写の料舛也。清右衛門雜談數刻帰去。

同〔三月二二日〕

一、昼前三田村三碩來ル。予対面。……依之松坂小津新藏より被頼候南朝紹運録一冊、料舛四十三枚差添わたし遣ス。外ニ南朝編年紀略一之巻、山科宗仙へ兼約いたし、写させつものり処、幸便有之よしニ付、右原本料舛六十三枚差添、是又三碩にわたし遣ス。

同〔四月二日〕

一、薄暮三田村三碩來ル。予対面。南朝紹運録写し出来、原本共持參。右筆料貳百六十六文渡し遣ス。……

同〔四月一〇日〕

一、屋後山科宗仙來ル。南朝編年録一の卷写し出来、原本共持參。右筆料壹朱ト百八文、并ニ弍の卷料拾七十二枚、前の不足分共也、わたし遣ス。右ハ松坂小津より被頼候ニ付、立かへおく也。

同〔四月二一日〕

一、屋後山科宗仙來ル。南朝編年録二の卷写し出来、原本共持參、右筆料金弍朱渡之、但過弍百十六文かしニ成ル。尚又同書三の卷料拾差添渡し遣ス。右宗仙雨天の節ハ長合羽着用、座敷へ着坐、三日ト今日ト両度也。尤非礼の爲体、言語同断也。

同〔五月四日〕

一、屋後早々山科宗仙、南朝編年録三の卷写し出来、原本共持參、右筆料壹朱ト弍百八文の処、先日かし有之ニ付、引おとし金一朱遣し、尚又八文のかしニ成ル。……

同〔五月九日〕

一、松坂小津へ写し遣し之写本四冊、宗伯へ申付製本せしむ。此節仕立職人可頼もの無之によりて也。右仕立未果、今夕五半時比一同就枕。

同〔五月一〇日〕

一、いせ松坂小津新藏被頼候南朝編年紀略、同紹運録共四冊製本、屋後宗伯仕立終り候ニ付、外題之かミはり入させ、下包いたしおく、明日嶋や可出ため也。

同〔五月一日〕

一、予屋前より松坂小津新藏へ遣し之書状認之。被頼候写本今日嶋屋に為出候故也。屋時認早。

一、八半時比お百を以、いせ松坂小津新藏行紙包壹、かけめ三百廿二匁、右瀬戸物町嶋やに遣之、脚ちん先払也、請取印形かよひ帳へ取之、夕七時比帰宅。右ハ南朝編年紀略・同紹運録共ニ四冊の写本、あて板二枚入書状在中也。右写本入用候高金三分壹朱ト三百也。此内たはこ入代銀差引、序ニ差越て候様申遣ス。但シ太郎同道ニて罷越候。

* 五月一日小津新藏宛書簡は国立国会図書館蔵

〔上野図書館紀要〕第四冊、六所取 以下抄録 (同書は天保六年とあるは五年の誤り)

一筆啓上仕候。漸赴薄暑候得とも、とかく不順之氣候御坐候處、被為揃弥御清栄可被成御起居、奉賀候。蔽屋無異と申なから、小兒とも、其外病人多候て、特にせわしく致消光候。乍然、一同凌罷在候間、御休意可被成下候。去る二日、早便を以、篠齋子へ書状差出し候に付、一封御同人方へゆたね申候。定て相達し、被成御覽候半と奉存候。其節、得貴意候かねて御頼之南朝編年紀略・同紹運録、共に四冊、

やうく写本出来、則製本致させ、今日飛脚問屋嶋屋佐衛門方へ差出し申候。着之節、御改御落手可被下候。此等のわけ、巨細に左に得貴意候。

一、右編年紀略・紹運録とも、原本に略字多く有之、譬は、権の字を才と書き、称の字を禾と書候たくひ也。一昨年、篠齋子の本を校訂の節、大かたは朱を以直し置候得とも、人さまの御蔵弄、多く汚し候もきのとくに付、そのまゝにいたし置候も多く有之。扱、写させ候拙蔵弄の本、多用にて、其後再校訂もいたしかね候。それを又写させ候。大抵は、原本よりあやまりすけなかるべく存候得とも、何分校訂のいとま無之候間、一わたり御校合可被成候。篠齋子本御とりよせ、御引合せ被成候は、大抵はわかり可申候。

一、先得得貴意候通り、仕立職人類焼にて、遠方に罷在り、且、四・五冊のはした物は面倒かり、急に仕立不申候間、仕立に差扣候。此度、右仕立させ候は、本屋にて、仕立をもいたし候者に御坐候。仕立のみ渡世にいたし候ものより下手にて、仕立ちんも少し高く御坐候得とも、そのものに申付仕立させ候。御気には入かね可申候得とも、右之仕合に御坐候。

○本横は、六寸壹分と申付候処、六寸にいたし仕立参り候。一体原本横幅ひろく、間をあけて書候故、六寸にては、のど少々つまり候。尤障り被成候程には無之候へとも、右之御心得にて、とち際より折を御つけ被成候様可被成候。

三〇「天保五年」七月二日

一、表帯は、大本形、上うら表帯百枚に付、代廿六枚に御坐候得とも、此節、紙ことの外高直に付、廿六枚にては、例より少々薄く御坐候。此表帯、手前に入用有之、先月あつらへ候て、五十枚はらせ候。尤、当時は、三・四十枚有之候へは間に合候得とも、五十枚はらせ候間、その内四枚御ゆつり申候。後々までよこれ不申候。品よろしき表帯之様に存候間、俠客伝三輯には、蟹をもり入させ候。これは、蟹なしにいたさせ候。誂不申ては無之候。四枚はかりは張り不申候。五十枚誂候内に御坐候。此段御承知可被下候。

一、半紙・みのかみ等、春中より品きれのよしにて、上物一向に無之、近年覚不申程之事に御坐候。此みのかみ、下直之節は、一帖に二匁分位いたし候物に候処、壹匁四分つゝにてかいとり候。諸物高料ならぬもの無之候故、此本惣入用、とくと勘定いたし見候へは、去年野生写させ候より式・三匁も高料に付可申候。則、惣勘定左にしるし申候。

覚

みのかみ

五帖半

一七匁七分

一三匁三匁六分 南朝編年紀略筆料

一五匁壹分六厘 同紹運録筆料

一壹匁壹分壹厘 右本上うら

一壹匁式分 表帯四枚

一壹匁式分

のつゝみ

糸代とも

四冊仕立ちん

二二七

四拾八匁七分八厘

〔文敷〕
此金三分壹朱と三十〇

右之内にて、たはこ入代御指引、いつ也とも御序之節被遣候様奉存候。

……〔中略〕……

五月十一日

著作堂

〔花押〕

桂窓大人

前文に申おとし候。

采覧異言、御うつし相濟候は、近便に御かへし可被下候。右之書、全三十冊、かねて得貴意候ことく、去春中より、黙老へかし、彼方にて追々写し候処、此節大抵うつし早り、采覧異言の二冊のみに成候故、度々催促被申越候間、無摺促し奉り候。もし、今に御写させも不被成候は、追て又貸進いたし候とも、此方にてうつさせ上候とも可致候間、一とまつ御返し被下候様奉存候。彼人性急にて、ちとおもひやりなく候間、はやく間に合せ、かし遣し度、如此御坐候。自分用にて御さいそくいたし候わけには無之候。御賢察可被下候。

三 甲午日記〔五月一日〕

一、予昼前より松坂小津新藏へ遣し候書状認之、被頼候写本

今日嶋屋に為出候故也。昼時認早。

一、八半時比、お百を以いせ松坂小津新藏行紙包壹、かけめ三百廿二匁、右瀬戸物町嶋やに遣之、脚ちん先払也。請取印形かよひ帳へ取之。夕七時比掃宅、右ハ南朝編年紀略・同紹運録共ニ四冊の写本、あて板二枚入、書状在中也。右写本入用候高、金三分壹朱ト三文也。此内たはこの代銀差引、序ニ差越し候様申遣ス。但シ太郎同道ニて罷越ス。

同〔五月晦日〕

一、昼時小あミ丁小津新藏かけ店岩佐やより松坂小津新藏書状届来ル。当月廿二日出、八日限早便也。右ハ当春中此方より差出候両度の状、并ニ五月二日篠齋迄差出し候書状の返事也。篠齋事此節若山へ罷越候よし、此外用答件々略文ニて申来ル。

同〔六月二五日〕

一、暮六時比、室町飛脚間や京屋よりいせ松坂小津新藏より指越候紙包持參、請取書遣之、右ハ六月二日出ダラ便りニて采覧異言二冊、此方より五月十一日ニ遣し候あて板包紙を用ひ被返之。書状不来、口状書在中、此書先便返却さいそく申し候ニ付、返上之趣のミ申来ル。五月十一日出ニて遣し候写本四冊着請取之事も不申来、并ニ右写本筆料等も未被差越也。

三 同〔正月六日〕 二八 二月一八日書簡 注ニ参照。

完 同〔二月二日〕 二八 二月一八日書簡 注一参照。

四 小津新蔵よりの来簡は、甲午日記によれば、二月三日〔正月二〇日〕出。二七 二月一八日付書簡 注三参照。・三月二七日〔三月七日出〕。六月二五日〔六月二日〕出。・七月一三日〔六月二七日出〕がある。なお、三月二七日の来簡の記事に俠客伝代金のことはない。

四 甲午日記〔七月一三日〕

一、〔丙時過飛脚間や状配り、いせ松坂小津新蔵より差越候紙包一ツ届来ル。かけめ三百目有之、おもち請取書遣ス。右ハ六月廿七日出並便也。開封の処、去年中かし遣候鬼神論二冊被返之。并ニ桂窓〔虫損〕花染日記二冊見せらる。略文書状一通在中。然ル処、今便も五月中此方写させ遣し候南朝編年録の事何とも不申来、且右筆代筆料金三分毫朱余も不差越候。失念ニハあるましく候得とも、一体吝の為歟、勘定延引尤こゝろ得かたし。当盆前ハ松前家より扶持代金も不被渡候哉、今以沙汰なし、彼是引当間違ニて、殆及迷惑の

同〔八月二日〕

三〇〔天保五年〕七月二一日

一、夕七時比、小あミ丁岩佐屋より松坂主人小津新蔵書状一封、并ニ写本代金三分毫朱ト三文持參。宗伯請取書遣之。七月十八日の状也。右金子請取早。

四 甲午日記〔七月二日〕

一、昼前、木村亘より使札。東雅一貳合卷二冊被返之。尚又その次九より十六迄合卷二冊かし遣ス。余病臥ニ付、返事痊可之節可致旨、書添させ、宗伯請取書、并ニ右之書二冊箱ニ入、使にわたし遣ス。

同〔八月六日〕

一、八半時過、木村黙老より使札。白石叢書廿八・廿九二冊被返之。且類考借覽いたし度申来ル。義大夫節伝記二通被為見之。此外用事等件々及回報。七月十二日使札、東雅引かへ借遣し候節、予大病の趣、自宗伯口状書ニて申遣し候処、其事不申来、不存様子ニ付、疑ひ之趣申遣ス。并作者部類あやまり有之、直し進し可申候間、写本被遣候様、当六月中申遣し候処、其後その義も一向返事無之、失念なるへく思ひ候間、其段も申遣ス。

同〔八月七日〕

一、今朝四時前、木村亘より使札。作者部類二冊被指越之。昨日申遣し候右ハ、久しく失念のよし也。又予大病の事、

一、いせ松坂殿村佐六に遣し候票答書染筆、長文也。同所小津新藏へも九月中の回翰、書之。今夕五半時にて未果、長文なれハ也。四時如何一同就枕。

同〔十一月朔日〕

一、八半時比、清右衛門当日祝義として来ル。過日示談いたし置候半帗十五帖、近所さのやにてかひ取持参、内式帖不足候間、とり^〇させ、已上十五帖分金一朱遣ス。つり銭拾文持参、尚又しはらくまたせ置、いせ松坂殿村佐六に遣し候書状二通、同所小津新藏へ一通、右三通一封^〇いたし、八日限早便也。外一包並便にて、右両封瀬戸物丁嶋やに差出し候様申付、脚ちん金老朱ト廿四文渡之。

一、今朝より松坂両店、佐六・新藏へ遣し候書状残り認之、作者部類写本入用等、別帗へ認之、右三通、沓封^〇いたし、且作者部類二本四冊、外ニ黙老俠客伝三集評一冊、あて板二枚入、紙包^〇拵へ、右二封かよひ帳・脚ちん等差添、清右衛門ニわたし、嶋や佐右衛門方へ出さしむ。状ハ八日限、帗包ハ並便也。右所用果し候へハ、夕七時過ニ成り、尤疲勞いたし候間、休息いたし、夜ニ入、江戸繁昌記三編一冊の内、廿七八丁め迄、爐よりなから披閱、四時過如何一同就枕。昨今、いせ松坂へ之書状等にて尤多用、寸暇なし。やうやくこれを果し早。

五二九 五月二日・三〇 七月二一日書簡参照。

甲午日記〔一〇月一六日〕 注一参照。

同〔一〇月一八日〕

一、今日も度々来客にてひま入、子休筆也。夜ニ入、松蔭日記一の巻披閱早。過日、松坂殿村よりかし越候写本也。四時過如何一同就枕。

同〔一〇月二八日〕

一、昼後大島右源二来ル、予対面。三人はうしうつし出来、原本とも持参。右筆料式百七文遣之。尚又、松蔭日記三四両冊、料紙差添わたし遣ス。半紙幅せまく候間、写し候様談しおく。

同〔十一月五日〕

一、四時前三田村三碩来ル、予対面。塩尻十八の巻写し出来。原本共持参。右受取、筆料式百八文渡之。且松蔭日記一条より八条迄、見写しにて写旨申談し、右原本二冊、外ニ見合せの為同書別本二の巻一冊、料紙半紙五帖添わたし遣ス。

同〔十一月二日〕

一、夕七半時比、大嶋右源次来ル、予対面。松蔭日記合本三

四式冊写し出来、右原本共請取。筆料三百十六文の処、金一朱遣之、百文のかし也。尚又同書合本十六式冊、外ニ金剛談・鳥おとし合本一綴両様とも料紙半紙五帖余渡之、金剛談の方先へ写して差越くれ候様談しおく。右示談早て帰宅。……

同〔十一月一八日〕

一、四時前、三田村三碩来ル。松かけ日記一の冊八条迄見うつし出来、原本共持参、右筆料原本七十四枚分、三百八文遣之、且塩尻十九・廿右二冊料舛差添わたし遣ス。

同〔十一月二九日〕

一、今朝五半時比、大嶋右源二来ル。予食膳中也。松蔭日記五六写し出来、原本共持参。右筆料、并ニ金剛談・鳥おとし筆料共、四百廿文、内百文かし引三百廿文遣之、尚又松蔭卷式兩冊料舛差添遣之早。然ル処、右銭とりちかへ廿九文不足ニ遣之、後ニて心つき候故、異日序ニ右之不足銭可遣之。

同〔十二月一四日〕

一、昼後、大嶋右源二来ル、予対面。松蔭日記卷式二冊写し出来、原本共持参。右請取、筆料三百卅四文遣之、右日記六冊写し済。……

天保六年一月一日付、篠齋宛馬琴書簡（京都大学蔵「馬琴書簡集」二所収）

一、松蔭日記の事、云々得貴意候処、云々被仰越忝承知仕候。旧臘おし詰ニ全写し出来、大慶不少候。未致校訂候へとも、一わたり旧拙藏本とよミ合見候処、御藏本ハさのミ悞写見えず候。字音などハ少々ちかひ候処、有之候へとも、字音の事故さでもあるへく候。右ハ当三四月比、前借の唐本と一緒に返璧いたし候様被仰越、承知仕候。其節必返上可仕候。

六 馬琴八月一五日出の書簡の返事への再答か。

「事跡合考」 四卷の著者は柏崎具元（永以）。

七 二八 二月一八日書簡・二九 五月二日書簡参照。（此の項木村三四晋氏引用「ピブリック」第一七号）

八 甲午日記〔八月一七日〕

一、昼前、大嶋右源二来ル。予対面。花染日記二冊写し出来、持参。右筆料金巻朱ト四拾文遣之。尚又江戸作者部類二の巻、料紙六十五枚さし添わたし遣ス、此分松坂より被頼之、写し候故也。写し方示談、右早て帰去。

同〔八月二九日〕

一、昼前、大嶋右源次来ル。予対面。江戸作者部類二の巻写し出来。原本とも持参。右筆料三百四文遣之。尚又同書二ノ上、料昏差添渡之。松坂行入用写本也。

同〔九月六日〕

一、昼後清右衛門来ル。……過日残し置候写本、池のもくす七冊・事迹合考五冊、右表昏十二枚差添、江戸作者部類二の巻さしかえ一冊、右清右衛門を以、万吉〔表具師〕方へ遣之。……

同〔九月一日〕

一、昼前、大嶋右源二来ル。予対面。作者部類卷の巻原本差添、写しとり候分持参、右請取。筆料式百六十四文処、金一朱わたし遣ス。百四十八文過也。次の筆料にて差引候つもりにてかしておく。尚又同書一二、右写本を以うつし候様示談。料昏ミのかミ二帖と十四枚指添わたし遣ス。見合せニいたし度よし申候間、予か蔵本新製の同書二冊かし遣ス。

同〔一〇月二日〕

一、昼後、大嶋右源二来ル。予対面。作者部類一二兩冊写し出来、原本外かし置候蔵本とも兩様被返之。右同人妹外に嫁し候処、懐胎水気升衝にて死去いたし候ニ付、うつし物延引ニ及び候よし也。右筆料前借百四十八文引落し、三百

三二 〔天保五年〕 十一月一日

六十二文遣之。尚又三人はうし二冊、料昏差添わたし遣ス。
九 同〔九月九日〕

一、予、昼前より写本江戸作者部類、此方蔵本二冊、いせ行二の上一冊とも三冊校訂之。黙老蔵本二ノ上も処々校之。……

同〔一〇月二三日〕

一、いせ松坂との村・小津に遣し候江戸作者部類四冊の内、校訂残り二冊校之。昼一冊、夜一冊。今夕四時前迄ニ校し早。四時過如何一同就枕。

同〔一〇月二三日〕

一、今日、作者部類追加之分四通り、手前蔵書、松坂の分二通り、黙老へ遣し候分とも四通り也。今夕五時過かき入早。……

同〔一〇月二五日〕

一、過日、大嶋右源二写し来候江戸作者部類の内、二ノ上もくろくの巻、右巻丁不足ニ付、昨朝しはく穿鑿いたし候へとも無之。依之、今朝三頓へたのミ、大嶋氏に右巻丁早々写し、差越候様伝言たのミ、料昏一枚、原本一枚差遣し候処、四時過、大嶋より同人弟を以、右もくろく巻丁、不

調宝ニてとり残し置候よしニて、今朝遣之。原本白紙とも、右とり残しのもくろく宍丁分差越之。則うけ取、式本丁數揃ひ早。

10〔参考〕参照（本項末尾）。

二 三〇 七月二一日書簡参照。

三 甲午日記〔一〇月四日〕

一、今日、俠客伝四集式の巻二度め校合。……夜分ハ眠氣不
宜ニ付、今夕は休筆。爐により、四時一同就枕。

同〔一〇月二四日〕

一、予、禽鏡かき入、悞写の分みな補写し早。夜ニ入、江戸
繁昌記二編披閱。四五日来眼疾不出来、めやに出、且かす
ミ候間、燈下の読書等尤不便也。廿六七丁迄よミかけ、今
日四半時、一同就枕。

同〔一〇月二五日〕

一、予、今般万吉へ製本致させ候写本類とりしらへ、俠客伝
四集一の巻、又再校ニ取かゝり候処、わつかに三丁校し薄
暮に及ぶ。五七日来、眼病不出来ニて、夕方より尤不便ニ
付、今日ハ読書も廢し、四時にて就枕。……夜中ハめやに

出、朝ハやにニてとぢ候得とも、眼中ハさしてかハること
なし。

三 七月来の宗伯の病症を甲午日記より抄録すれば左の如くで
ある。

〔七月〕（八日）宗伯連日虚熱あり。昨日より左腕いたむとい
ふ。俗に所云そら手の類か。（五日）宗伯昨夜中より又度々
水瀉腹痛のよしニて、半起半臥也。依之松前家へ中元祝義ニ
不出。（六日）宗伯水瀉未愈。不快中ニ候へとも、お百風
邪ニて盆中墓參不致候間、宗伯推て、夕七時比より深光寺
へ墓參、暮六半時過帰宅、途中難義ニて休息ひま入候よし、
帰宅後夜中数度水瀉のよし也。（七日）宗伯昨夜中、数
十度水瀉ニ付、今日ハ病臥也。お百風邪ハ今日より順快と
云。宗伯水瀉少々遠く成候得とも、疲勞ニて終日病臥。食
餌ハ少つゝたへ候よし也。（九日）宗伯不快同様之内、少
々食氣出。しかれともおとろへ未及本復。（十七日）今日も
宗伯病氣不出来ニて半起半臥也。（十八日）宗伯先月より中
暑の上、三四日前より感冒之処、昼後より寒熱甚しく夜中
迄呻吟。（十九日）宗伯今日も寒熱不食ニて終日病臥也。

〔八月〕（一日）宗伯病臥ニ付、今日ハ朔御祝義ニ松前家へ不出。
但し今日ハ連日の内、少々快方也。（二日）宗伯病臥の処、
今日ハ推て起出、書齋本箱とり退キ、あと并ニ本をとり出
し早、おミち手伝終日ニて、右本箱元のことくす□。

(六日) 宗伯此節不食のよしニ付、求ニまかせ白砂糖・葛粉・道明寺糲等かひ寄せ、おミちへわたしおおく。(一日) 宗伯水瀉止り候処、下部ニ浮腫有之、脚氣のよし申之、自療也。(二日) 宗伯脚氣、鳥犀角用ひ候様申聞おく。歩行不自由ニて今日も半臥也。(三日) 昼後より宗伯腹痛、水瀉甚しく殆苦腦す。かれ是ニて予今日も休筆。(四日) 宗伯腹痛水瀉悪寒、今日ハ少し快方のよし、然共つかれニて終日平臥也。(五日) 今晚七時前よりお百吐瀉。腹痛ニて頗苦惱。依之宗伯起出診脉、湯剂一帖調劑、おミちも起出、七時過ニ煎し薦之候へハ、いたミやわらき熟睡、少々雀乱の気味歟。滯食ニて当分の症なるべし。終日平臥也。(六日) 薄暮より宗伯しは、水瀉のよし、小便不利ニ付右のことし。

〔九月〕(七日) 宗伯久々病臥ニて、明後日重陽祝義ニて松前家に出かたく、あまり不沙汰ニ成候間、予代筆ニて広間当番中へ其段申入レ、頼遣ス。(八日) 宗伯脚氣の症のミならず、顔疝たるへきよし、心つき候間、今朝 宗伯へ申聞、右之療治手当いたし可然旨、及示談。宗伯二三才の比、罌丸腫いたミ候事度々有之、所云顔疝也。其後ハ罌丸の患なしといへとも、腰脚の患ハ皆顔仙の故なるへし。(九日) 障子切張り、客之間四枚・台所式枚これはハ宗伯今日張之。病中不可然旨申聞、禁候へ共退屈のよしニて、手わさにいたし候処、夜ニ入腹痛、起居難義のよし也。

〔十月〕(二日) 松前上やしき役所より、宗伯へ使札到来……

三一 「天保五年」十一月一日

明廿七日・八日兩日、於吉祥寺御修行被成候間、可致參詣旨申來ル。宗伯病臥之趣申断り、自筆ニてうけふミ遣ス。

〔二月〕(二日) 宗伯水瀉、今夜四十度許と云。宿水多きにより、二便の送斷をたかへたること例のことし。(三日) 宗伯同断「馬琴少々感冒小悪寒。水瀉、且痰咳多く出候ニ付、平臥。

〔二月〕(六日) 宗伯連日掃除いたし候ニ付、下部腫氣まし、且痰咳つよく、今夕水瀉 甚煩悶、しかれとも水瀉ニて如例腫氣減すへし、今日ハそうち休日也。(八日) 宗伯下部腫氣ニて起居難義、且痰咳つよく、折々煩悶の様子也。(十日) 宗伯下部の腫氣、且痰咳つよく、昼後より思たえ難義のよ(虫現)むつかしき症也。食餌ニ心つけ、油こき物等不食いたし可然旨、申聞おく。

一四 甲午日記〔九月二日〕

一、八犬伝九輯序文、七行六丁半創稿、今夕四時前迄ニ出来。

一五 同〔一〇月四日〕

一、屋前丁子や使ヲ以、八犬伝九輯一の巻口絵残り卷丁かき入出来、筆工中川氏より受取持参、見せらる。然ル処、口絵三丁と存候哉、六丁めうら注文筆工不貼候て差越候間、口絵ハ式丁のよし、口状書いたし右使者又中川氏に遣し候序ニ海哥上五七直し有之、其段も認遣ス……其後再考

二三五

候処、右第二の哥も直し度処出来候へとも、もはや遣し候得ハ、追てほり直の上、入木直し可為致事。

同〔一〇月一〇日〕

一、今朝丁子やより小もの使を以、俠客伝四集二三両卷三度め校合すり、二度め校本差添被指越、右請取。過日認置候八犬伝九輯ふくろひやうし外題もやう稿本等二枚遣之、且過日認置候丁子やに手かミ、同書一の卷六丁め筆工の内、哥直し有之事、右一通、外ニ大坂中之芝居ニて、此節坂東彦三郎座かしらニて、八犬伝を狂言ニいたし候よしニ付、河茂に申遣し、右番付をとりよせくれ候様たのミ遣ス。……

一六 同〔一〇月一二日〕

一、昼時比、丁子やより使ヲ以、俠客伝四集二三両冊三度め校合乞ニ来ル。且俠客伝・八犬伝とも〳〵行事改ニ差出し度候間、稿本わたしくれ候様、申来ル。然処、八犬伝九輯ハいまた序文板下不出来候間、改ニ出しかたく候。俠客伝四集も此節すり本校合中ニて、入用候間、不急候ハ、今しハらく見合せ候様申遣し、且俠客伝四集二の卷三度め直しわたし遣ス。同書三の卷三度め校合ハ不出来候間、明日とリニ可参旨申遣ス。

同〔一〇月二一日〕

一、昼時、丁子や平兵衛来ル、予対面。八犬伝九輯序文稿本二冊被返之。且俠客伝四集一二両冊持参、右請取。俠客伝稿本五冊ふくろ入わたし遣ス。改ニ出し候よし也。○今朝未明より平兵衛西荒井弘法大師へ参詣のよし、供水竹の筒ニ入持参被贈之、眼病のもの洗候へハ效あるよし也。……
一、火ともし比、丁子やより使を以、八犬伝九輯序文板下出来被為見、右受取おき、同書稿本六冊ふくろかけ、并ニ俠客伝四集三の卷直し落有之分、下ケ札いたし、右両様丁子や使にわたし、口状書差添遣之。

同〔一二月一九日〕

一、夕七時比、丁子や平兵衛来ル、予対面。俠客伝四集行事わり印濟、八犬伝九輯も名主改相濟候よし、右二本稿本持参。……

一七 同〔一二月晦日〕

一、夕七時前、丁子や平兵衛来ル、予対面。八犬伝九輯三の卷式番校直し出来すり本。并ニ同四之巻初校すり本持参、右請取。二の巻三度め校の内、つけかな多少直させ度候間、其段申示し、三度め校すり本わたし遣ス。……

天保六年正月一日付篠齋宛書簡（江戸文学研究所収）

一、八犬伝九輯の事先便云々申上候処、云云被仰越承知仕候。

旧臘よりほり立校合に取かゝり、二三兩冊は校合をほり、唯今すり込居候。卷四兩冊は初校のみにて、いまだ校合相済不申候。板元は当月下旬、ぜひくうり出したいとせり立候へども、悪ほり多くまじはり、就中巻の巻は以之外ほり崩し、中々筆も入れがたく候故、板元方にて下直し致させ、十一月中より下直しにいたし、一昨日やうく初校すり本差越候へども、ほりちがひ等多く有之、兩三度にては手をはなちがたかるべく候。ケ様之始末に候へば、うり出しは二月にも成り可申哉、なれども遠からず被成御覽候事は一定に御座候。出板之節如例二部飛脚へ差出し、直段の事は別紙にいたし、御賢息様迄可得貴意旨、承知仕候。

一六 天保六年二月二日付篠齋宛書簡（「江戸文学研究所取」）

……八犬伝九輯彫刻、当春正月に至りやうやく六之巻迄揃ひ候。已前二より五迄は追々に校合いたし、右六之巻は二月七日に校合いたし終り候。尤校合済候分は、追々すり込候故、手廻しはやく、則今日うり出し候よしにて、昨夕板元より本差越候間、御兼約のごとく式部巻包にいたし、今夕飛脚へ出し候。松坂御賢息様より御届可被成候間、添状認代金等御賢息様へも御案内申入候。此度のは六冊にて紙数も例より多く候間、おろし直金巻分式朱にうり候よしに御座候。依之式部代金三分也、此段御承知可被下候。よほど爰も有之、よみでも有之候故、直段板元氣ばり候事と被存候、

三一 「天保五年」十一月一日

但し此本に限らず、改名主へ出し候本と拙者方へ遣し候本は、紙すり等えらみ、三十部許別に製本いたし候よしに付、並うりの製本とは少しはちがひ可申候。いかゞ可有之哉、得と御覽被成候様奉存候。

一七 甲午日記「二〇月七日」

一、昼前、木村黙老より使札。昨日清右衛門を以、返却いたし候写本等請取回輸也。……且黙老筆頭の家老、来春致仕の噂有之、左候ハ、黙老国住居可申付哉のよし申来ル。及、大坂中の芝居にて、坂東彦太郎座頭にて、八犬伝の狂言いたし候よし等申来ル。右返輸遣之。

同「二〇月一日」注一五の二項参照。

一八 天保六年正月一日付篠齋宛書簡（「江戸文学研究所取」）

一、大坂若太夫芝居八犬伝狂言之事、先便云々得貴意候処、云々被仰越、其後桂窓子より右狂言画本差越し被下、大悦不少奉存候。早速黙老へも見せ候。此狂言之事、当地にても存候もの、折々有之候。御礼申つくしがたく忝奉存候。かの狂言之事実に、貴評の如くたるべく致想像候事に御座候。

*伊原敏郎「歌舞伎年表」にはみえないが、天保六年の「役者現銀店 芸品定」上、坂東彦太郎の項（三八ウ）

一三三

に「頭取 其後金花山雪曙と題して八大伝の新狂言が出ました。お役ハ大田小文吾・植村刑口・金森大助・船むしと四役いづれも評よく「エイキ」中でも女形の船むし、別して小文吾ハよふまりました。」と記されている。

二〇 甲午日記〔九月四日〕

一、夕七時比丁子や平兵衛来ル、予対面。俠客伝四集三之巻初校すり持参、請取おく。……大坂河茂、此節又長崎へ罷越候よし噂有之、当今長崎へ式度、江戸へも夏中来ル。尤歩行壮健の人也。

同〔九月二〇日〕

一、昼後、丁子やより使を以、俠客伝四集看板、同藤房卿翻刻右すり本校合を見せらる。且同書式の巻画つき、六丁・七丁二枚、板紛夫のよしにて、さし画筆工とも書直させ、板下校合見せらる。筆工ハ浅草ニ罷在候金八といふものよし也。右三函請取置。……

同〔九月二一日〕

一、今朝四時比、丁子やより小ものを以、俠客伝四集二之巻初校本差越之、内六七式丁不足也。右使根きし重信方へ罷越候よし申ニ付、帰路又立より候様申付、すり本請取早。夫より昨日丁子やより校合ニ差越候俠客伝四集二之巻、画

つき六丁式丁筆工見わたし、菅丁校訂、右ハ浅草ニ罷越候手習師匠金水とかいふ筆工ニ書せ候よし、はしめも此方筆工書させ、書さま不宣候処、多く候間、直し付札十数条有之、ことの外ひま入、やうやく午後迄校にし早。……

同〔九月二三日〕

一、昼前、丁子やより使を以、俠客伝四集看板校合直しすり本見せらる。直り候間、宜キ旨申遣ス。……

同〔九月二四日〕

一、昼後、丁子やより小ものを以、俠客伝四集一の巻初校合すり本差越之。……

同〔一〇月二三日〕

一、夕方、丁子や平兵衛来ル、予対面。俠客伝四集五の巻初校すり本一冊持参。請取おく。

同〔一一月二日〕

一、四時前、丁子やより手代使ヲ以、俠客伝四集四の巻初校すり本一冊指越之、右請取。……

三 同〔一〇月二二日〕

一、昼時比、丁子やより使ヲ以、俠客伝四集二三両冊三度め

校合乞ニ来ル。……俠客伝四集二の卷三度め直しわたし遣ス。同書三の卷三度め校合ハ未出来候間、明日とりニ可参旨申遣ス。

一、俠客伝四集三之卷三度め引合せ校合、夕方しるしつけ早。……

同〔九月二日〕注三〇第三項参照。

同〔十一月一日〕

一、昼後、丁子や平兵衛より手代使ヲ以、俠客伝四集式度め直し、同壺の卷四度め直し、……俠客伝二ノ卷画つき六七式丁持参とめおく。大悪ほり也。

三 同〔十一月一日〕

一、夕七時比、丁子やより使を以、俠客伝四集五之卷三度校合すり本、再校本一冊差添、外ニ二の卷六七式丁再校すり本、初校すり本差添、又序目口絵初校すり本等差越之、右請取。兩三日中ニとりニ可参旨、右使ニ申示し遣ス。此とり次おみち也。

三 癸巳日記〔一〇月二九日〕

一、夕八時前、丁子や平兵衛来ル。予対面。俠客伝四集年内彫刻出来かね候ニ付、明々年末正月うり出しニいたし度よ

三二 〔天保五年〕十一月一日

し申之、右潤筆残り金七両持参請取早。并ニ当正月請取候美少年録四集潤筆内金十両ハ、八大伝八輯の潤筆ニまハしくれ候様被申ニ付、其意ニ任せ早。猶又八大伝八輯追内金三両被渡之。都合拾三両の内金ニ成ル。俠客伝四集うり出しの事ニ付、申談し度義も有之候へ共、丁子や多用のよしニ付不及其義、明日手紙ニて申遣し、且大坂河内や茂兵衛へも書状遣し、已来俠客伝五集の著編ハ断ニ及候内心之旨、今夕宗伯申聞おく。

同〔十一月一日〕

一、引つゝきて丁子や平兵衛より小ものを以、俠客伝三集一より三迄三冊ほり立、初校すり本被差越之。……依之、右使またせおき、大坂河内や茂兵衛へ遣し候書状一通認之。右ハ俠客伝四集明々年末正月うり出しニ致し度よしニ付、さやうニ延引ニ及ひ候て者、年のわれ候候大部もの満尾ニ数年かゝり、無覚束存候間、四集切ニてあとハやめ可申存趣之断状也。別紙丁子やにも其段申遣ス。……

* 天保四年冬の事につき、癸巳日記に見える記事は右の如きものである。なお、三三 天保六年二月二日書簡 注四一七参照。

三三 二八 天保五年二月一日書簡参照。

三三 癸巳日記〔一〇月二九日〕

一、予今日俠客伝四集五之卷末、三丁余稿之、廿三丁うら同終迄也。廿四丁め半丁名坪分残ル。……

三 甲午日記〔九月一六日〕

一、昼前、木村亘より使札、今朝清右衛門を以、此方より使札遣候回報也。俠客、伝三集黙老評書出来、見せらる。

三 同〔十一月朔日〕注四第二項参照。

三 同〔一〇月一四日〕

一、昼後、つるや喜右衛門より使を以、傾城水滸伝十三編上帙、今日うり出し候よしにて、菅日被差越之、本仕立わろし。……

三 同〔正月五日〕

一、薄暮、芝泉市より使札、金瓶梅三集ことの外評判宜く、多くうれ候ニ付、製本不問合こまり候よし、初編・二編上帙すり、ふくろ入ニ直し候よしにて、右菅ふくろ被贈之、且あと作之事たのミ来ル。請取返翰遣ス。……

同〔九月一三日〕

一、同刻〔薄暮〕、芝泉市見せものより使札。太郎へ水滸伝人物大にしき画六枚被贈之。泉市出店の事ニ付、無寸暇

(ママ)
無之よし、宗伯病氣見廻申来ル。実ハ金瓶梅かねて稿本をほつするなるへし。右使差置、明日可参よしにて帰去。

同〔九月一七日〕

一、芝神明前、いつみや市兵衛より使札。……且金瓶梅稿本等の催促申来ル。右報翰遣ス。且此方の様子くハしく申遣し早。

同〔一〇月五日〕

一、昼飯後早々、芝神明前いつみや市兵衛来訪。手みやけ持参、予対面。金瓶梅稿本さいそく也。雑談数刻帰去。……

同〔一〇月一三日〕

一、今日より芝泉市板、新編金瓶梅三集下編八冊の内、五ノ巻画稿創之、今夕四時迄ニ四丁半稿之。四半時如例一同就枕。

同〔一〇月一四日〕

一、泉市板、新編金瓶梅三編下帙、二之巻終迄、五丁半絵わり今夕四時迄ニ稿之、四半時一同就枕。

同〔一〇月一五日〕

一、金瓶梅三集下編五の巻、筆工菅丁余稿之、昼後ハ清右衛

門参り、用向示談等にてひま入、短日ニ付休筆同様也。夜分ハ休息。今夕四時過一同就枕。

同〔一〇月一六日〕

一、……右のことく所用打つゝき有之ニ付、金瓶梅稿本ハ休筆也。夕方より膝冷候ニ付、爐により休息。今夕四時如何一同就枕。……

同〔一〇月二六日〕

一、芝いつみや市兵衛たのミ合巻双橋、此節予眼病にて出来かね候間、可及断、清右衛門へ申付、泉市へ罷越、口状申入候様、巨細ニ申示し、認かけ之右画稿十丁、清右衛門ニわたし置、右画稿泉市ニ見せ、ケ様ニ迄いたし候得とも、何分細書かき入出来、無抱及断候旨、可申聞旨申付置、明日明後日中可参よし申之、帰去。

一、然ル処、昼後九半時比、いつみや市兵衛来ル。予対面。先刻清右衛門へ申付置候趣申聞、及断候へとも、既に表橋外題ほり出来、今日持参仕候処、今さら難義ニ及ひ候旨、達而被頼之、去年此下帙分潤筆請取置候ニ付、強ても断かたく存候ハ、筆工ハ別橋大字ニ晝候て、可然旨、出来の画稿十丁ハ画工国貞へ遣し画せ候様、申談し候処、とひら稿本、明日迄願たく申ニ付、いつれ明廿七日昼時、人差越候様示談いたし、彫刻出来の外題あつかりおく。……

三二 〔天保五年〕十一月一日

同〔一〇月二七日〕

一、昼九時、芝泉市より使札ヲ以、昨日約束之金瓶梅画稿本乞ニ付、右とひら稿二本、泉市使ヲ以、筆工金兵衛へ遣候処、金兵衛当番のよしにて、差置又帰り来ル。依之、しらくまたせ、右金瓶梅三集三集五の巻筆工出来分、壹丁半弱、此節ひかへの分懐橋ニかき取、右画稿本五六冊返翰さし添、泉市使にわたし遣ス。但金瓶梅看板出来、すり本被為見之、則受取おき、其義も回翰申遣ス。

一、今朝、金瓶梅三集下帙、五七ノとひら二枚稿之。其後本文出来分壹丁半弱、此方ひかえに書とり、昼飯後より俠客伝四集五ノ巻初校、廿四丁右終迄校之。……

同〔一〇月二九日〕

一、薄暮、芝泉市より使札、金瓶梅三集下帙、とらひ筆工二本出来、見せらる。即刻校閲、右使にわたし遣ス。但、画外題の方、ほり立筆工つけかなの内、しふヲしめとほり有之、入木いたし、しふト直スへき旨申遣し、是亦右すり本、使にわたし遣ス。

同〔十一月三日〕

一、芝泉市板、新編金瓶梅三集の下五之巻はじめより筆工書直し、夕方迄ニ壹丁半稿之。……

二四一

同〔十一月九日〕

一、昼前、芝いつみや市兵衛より手代使を以、金瓶梅三集の下
さし画十丁、国貞より出来のよしにて、被差越。然とも此
方案文不出来候ニ付、出来次第筆工金兵衛へ可遣旨、并ニ
われら眼病多く不宜、夜分并ニ〔虫損〕くれ候後ハ、一向筆とりか
ね候越等、あらまし申遣ス。とり次お百也。

同〔十一月十五日〕

一、金瓶梅三集の下稿本、出来かね候ニ付、今日清右衛門に
申付、一兩日中ニ芝泉市へ罷越、予眼病の上打身にて机に
かゝりかたく、〔無断〕右稿本出来かね候越、可及断旨口状く
ハしく示談、金瓶梅筆工綴りかけ候二丁の稿本、泉市へ見
せ候為、今日清右衛門ニわたしおく。右用事早て、清右衛
門早々帰去。

一、八半時比、いつみや市兵衛来ル。家内入湯中ニ付、予罷
出対面。金瓶梅稿本折あしく打身等にて出来かね候間、当
暮出板の間ニ合〔虫損〕、きのとくニ存候へとも、〔虫損〕用捨いたし、
来冬出板のつもりニいたし、可然旨委曲示談。右ニ付今日
清右衛門ニ申付、一兩日中、清右衛門ヲ以、断可申入存候
事、并ニ過日国貞より出来の金瓶梅の画ハ、国貞筆に書候
も、門人代画なるへく存候事杯、件々示談。泉市大ニ望を
失ひ帰去。○四五日前より清右衛門〔虫損〕待候処不来、今

日七日めにてやうやく〔虫損〕間、泉市へ使申付候処、手
帛〔虫損〕ニ成り、遺憾々々。

同〔十一月二日〕

一、夕七時比、芝神明前いつみや市兵衛手代伝兵衛といふも
のより使札来ル。右ハ新編金瓶梅三集下帙稿本、度々被催
促候へとも、予眼疾にて出来かね候ニ付、無抛当年ハ及断
候処、尚又推てたのみ申越候。且、金式朱分うなき切手被
之、依之少しも快方を得候ハ、稿本取かゝり可申候心か
けニ候へとも、何事も病気の事故、間ニ合申ましき旨回報
ニ申遣し、右切手ハ不受かへし遣ス。使のものかれ是申強
候得とも、決して不受、返し早。

同〔十一月三日〕

一、昼後、芝泉市手代ヲ以来ル。過日うなき切手伝兵衛より
被贈候を差戻候ニ付、右わひわけとして、餽菓子片木折入
沓持参、云云申ニ付、右罷出対面。此節ニ至り、進物被差
越候てハ迷惑ニ及候趣、巨細ニ申聞候て不受、右手代彼是
申といへとも、いつれ金瓶梅稿本出来の上ハともかくも可
致間、其節迄ハ預り置候様申聞、返し遣ス。

一、今日より又、金瓶梅稿本とり出し候処、度々来客等にて、
〔虫損〕わつか稿し候のミ、夜ニ入爐ニより休息、四時如例一同就
枕。

同〔十一月二四日〕

一、予新編金瓶梅三集の下五の巻の内、式丁許筆工かき入、今夕五時迄也。五時より爐により休息。

同〔十一月二五日〕

一、薄暮お百差添ミちを以、中川金兵衛に手昏遣ス。右ハ泉市合巻金瓶梅写本筆工頼候ニ付、明日中参くれ候様申遣ス。金兵衛老母に手昏わたし候よしにて、火ともし比帰宅。

一、金瓶梅三集の下五ノ巻かき入、筆詞書共稿早。但、いまたよみかへし不及校訂、四時過一同就枕。……

同〔十一月二六日〕

一、八半時比、中川金兵衛来ル。予対面。金瓶梅三集の下、六七画写本十丁、五の稿本一冊添わたし遣ス。右稿本遅滞の趣委曲面談。早々認候様申聞おく。金兵衛請取、早々帰去。

一、金瓶梅五ノ巻、昼時誤脱補正稿し早。尚又六ノ巻筆工少々稿之。

同〔十一月二七日〕

一、夕七時前、芝いづみやより市兵衛より使札、予眼病并ニ宗伯病氣見廻として、ねりえうかん二棹被贈之。右回翰ニて金瓶梅稿本五ノ巻、昨日筆工金兵衛にわたし候趣等申遣

ス。

一、金瓶梅三集下六の巻の内、筆工書入壹丁弱稿之、終日也。……

同〔十一月二九日〕

一、昼時、中川金兵衛来ル。金兵衛筆工金瓶梅三集の下五之巻、五丁出来持参。今日泊番にて自是罷出候間、明日帰路又可参候よし、取次おミちに申置帰去。

天保六年正月一日付篠齋宛書簡〔江戸文学研究一所収〕

一、新編金瓶梅は旧冬申上候ごとく、昨年は休筆の心得にて罷在候処、九月中より板元度々願出候故、十月上旬当座のがれに画稿十丁いたし遣し候処、右の画も出来候得ども、何分かく氣無之候故、十一月に至りかたく及断候。然る処、板元泉市伴頭儀兵衛といふもの又願出候は、主人に御断の上に又願候は恐入候へ共、金瓶梅は諸方へ看板も引き申候。且旧板も五百部すり込仕入置候。新本の紙も多うかひ取置候処、当年出来不申候ては、外聞内証とも極めて及難義候間、おそく成候とも、いかやうにもいたし、早春うり出し度候間、御聞濟被成下候へと被口説候。且種々おくり物等いたし候へども、おくり物はおしかへして一ツも不受候得ども、板元難義に及び候ては不本意に付、画わりと筆工と別にいたし、かきかけ見候処、それにては工合不宜

候間、画わり計二通り画稿いたし、一本は画工へ渡させ、一本は筆工つゞり立候へども、夜分燈下にては細書出来かね候故、ことの外くるしむ、十二月十七日八之巻迄書をはり、十八日夕筆工出来、十二月下旬廿一丁不残彫刻出来、大晦日四ツ時二度めの校合相濟、正月二日にうり出し候。その神速おどろき候程之事に御座候。勿論板は二ツにわらせ、彫刻料尅丁例より一倍にて金式分余とやら申事に御座候。二日に式百部出来うり出し、同七日迄に千四百部製本出来、処々へ配り候へ共、遠方へは尚行わたらずとて、小うりよりさいそく被致、手廻りかね候間、板元見せにてはうらずに小うりへわたし遣し候よし、正月八日に板元年始の札に罷越、右之趣申述大悦びに御座候。依之、松坂杯へは本おそくまはり可申候。例の方よりもし不差越候はゞ、右之御心得にて御催促被成御覽あれかしと奉存候。

三〇 二九 五月二日書簡(九六頁)参照。

甲午日記にみえる両書の読書曆は左の如くである。

〔隔簾花影〕(五・一二) 卷の巻四回め迄看之。(五・一三) 一の巻末五回め披開。(五・一四) 二の巻披開いたし候へ共、燈下にて見えわかす。(七・二) 七回め半冊披開。(七・三) 二の巻十一回め迄披開早。(七・八) 三冊め十二回より十四回

披開、為銷暑之料。馬琴病中(二・一七) 廿回廿一回披開。(二・一九) 廿四回め迄一冊披開早。尚又廿五回看之。(二・二〇) 廿六回、廿七回披開。(二・二二) 第五冊三十回迄披開早。又六冊め三十一回披開。(二・二三) 六冊め三十四回迄披開。(二・二三) 六冊め終迄披開。(二・二四) 七冊め三十八回迄披開。(二・二五) 七冊め四十回迄披開。(二・二六) 七冊め終四十一回・四十二回迄披開。

〔両婚交伝〕(二・二六) 二之巻第二・第三回迄開之。式の巻也。末四五丁残ル。(二・二七) 四冊め半迄披開。七回迄也。(二・二八) 四の巻よみかけよみ早。夜ニ入五の巻半分十回迄披開。(二・二九) 五之巻終迄披開。(二・三〇) 六之巻半分開之。(二・三八) 六冊め終十三回迄披開。(二・三九) 七卷め十四回迄披開。(二・四〇) 七之巻十六回迄披開。(二・四一) 八冊め十八回、団円迄披開早。卒業也。(二・四二) 一の巻再覽。

天保六年正月一日付書簡(江戸文学研究)所収)

一、旧冬より夜分は不眠、且寒氣に堪かね候故、薄暮より毎夜倚爐、安閑と亥中迄罷在候故、かねて借用の両婚交伝並に隔簾花影を毎夜披見、かねても申上候ごとく、花影は先達而四五冊よみかけ候処、其後久しく成候而忘れ候処も有之に付、先づ両婚交伝より看かゝり候処、此小説奇妙の珍書にて、且筆工ハキ／＼といたし、燈下にて至極よみ易

く、事の外おもしろく覚候故、旧冬全部看訖り候。是迄恩借の小説中かばかりめでたき妙作は未覚候、尤前編平山冷燕に似かよひ候処なきにあらず候へ共、筋よく通り、且巧に御座候。但し、詩は前編に劣り候様に覚候。譬ば平山冷燕は造化天然の名花の如く、両交婚伝はそれをせて上手の作りし綵剪花つうげんに似たり。勿論、二才子二才女も平山冷燕の二才子二才女に劣り候故也。此四才子の外、黎妓は技群の才女に候。これらは観音の化身とか文昌星の化身とせせばよからんと存候。又強婚の段に緑綺をにせ物につかひ候もいかにぞやと存候。これら皆前編に不及故に御座候得ども、是は慾目にて後編にかばりの物多く得がたく候。いかで御秘藏被成候様奉存候。尚異日寸暇もあらば略評御めにかけたく、今より心がけ候事に御座候。

一、隔簾花影、両三日已前やうやく看をはり卒業いたし候、此小説も仕入本あらず、作者こゝろありて作り候は勿論也。畢竟、因果応報と色即是空の四字を説広め候のみ、新奇の趣向は見えず候得ども、その中にはよろしき事も往々有之候。抑金瓶梅は唐山にてことの外歎び候小説に候へども、愚眼などにはさばかりにも不存候。それを蒸かへせしもの故、実は勞して功なき場にも候はん歟。譬ばよき梅也とも、桃台に接ぎ候へば花も実も佳ならざることくに候。看官がたは何によらず未見の小説に候へば、あかずして御覽候へども、野生がごとき年中小説に飽候上、多用中に看候へば、

三一 「天保五年」十一月一日

作り物がたりは和漢とも拔萃のものならねば、眼にとまり不申候。夷録に候へば、巧拙によらず速によみをはり候へども、小説の中ぐるなるは心不進候故、長引候事に御座候。御一笑と奉存候。なれども此書も亦珍奇にて世に多かるまじく存候。いかで御秘藏可被成候様奉存候。

右両書も三四月比返上仕候様被仰越承知仕候。其節迄に序目はさら也、奇字杯抄録いたし、暮春の比返上仕候間かねて御承知可被下候。

三 小石元瑞〔日本芸林叢書〕第九卷「曲亭書簡集」の年末詳正月一日付書簡の注に「竹清云 小石元瑞は儂齋と交りあり」とある。

三 天保六年正月一日付書簡〔江戸文学研究〕所収

一、女仙外史之事、先便云々申上候処、右は御藏弄被成候よし、よく御行届被成候事と奉感候。黙老俠客伝の評中に被引候鉄花仙史の事承知仕候。此義は後条に又可申上候、御照覽可被下候。

三 同

一、瓊浦通の事、尚又云々得貴意候処、可被成御覽思召候よし承知仕候。いつなりとも御都合よろしき節、早速貸進可仕候間、其節尚又被仰越候様奉存候。しかし己のみ有用の事と存候ても、御氣に入可申哉、難計奉存候。

三 甲午日記〔一〇月二一日〕注三参照。

同〔一二月六日〕

一、夕方、飛脚やより松坂殿村佐六状届来ル。大封九日限ニて十一月廿七日之状也。江戸作者部類二口写本料残り勘定、金三朱ト五匁銀二ツ到来、受納め早。右ハ十二月一日(マツ)此方より差出候早便状ハ九日ニ着、並便紙包ハ廿日ニ着のよし、件々返事例の長文ニて申来ル。佐六事当月四日過、弥若山へ引移り、来三四月中立かへり、内義をも引移らせ候つもりのよし、媳婦懐妊ニ付、佐六内義ハ来年迄松坂同居のよし申来ル。

天保六年正月一日付書簡〔江戸文学研究〕所収)

一、若山に御退隠之事、旧臘十日過頃に御出立のよし、この余之義共あらまし被仰越承知仕候。然らば旧臘いよいよ御移徒と想像仕候。寒中の御道中御苦勞とは奉存候へ共、南海は寒中とはいへども、江戸杯とちがひ温暖にも可有之候へば、御凌ぎ易き方ならん歟と奉存候。姑く御経営の御苦心を御のがれ、御心地も長閑やかにて、御面影もわかぬ浦ちかくあら玉のとしを迎へさせられ候はんと、いとくめでたく奉賀候。御媳婦様御孕身のよし、十三ヶ年その御気色も無之処、此節右之趣にて御子孫御繁昌の御吉瑞、さこそ御惣容様の御悦申ばかりなく、蔭ながら珍重奉存候。右に付、御内政様は御附添の為、当年四月比迄松坂に御残り、貴君御老人まづ若山へ御発駕被成候て、当三四月比、又松坂へ御立かへり被成候節、御令政様御同伴可被成よし、さ

こそと奉存候。それ迄御一人にて御不自由にもあらせらるべき歟、乍然外ならぬ御欲びの筋なれば、御不自由も亦御後たのしく思召候半と奉存候。若山御寓居の御主人御姓名并御居宅の街名等くるしからず候はゞ、心得の為承り置たく奉存候。若山へは年来度々御出かけ被成候事故、さすがに他郷へうつらせ給ひしごとくには、あるまじく候へ共、なほ故郷にますべくもあらず、四五年も経候へば、江戸へも御出かけ可被成思召候よし、それまで命めでたく候はゞ、得拜顔候て心緒を尽し申たく奉存候外無之候。只是迄ちがひ拙翰杯も速には達しかね候半と、是のみ遺憾不少候。其御地の趣後便にくはしく御しらせ可被下候。

天保六年二月二日付篠齋宛書簡〔江戸文学研究〕所収)

一、旧冬若山に御出立御延引は、古人常久様御子息二十一歳と成らせられ候処、大病にて御見はなち被成がたく思召候内、終に大晦暁御遠行、当正月四日御送葬被成候よし、尚わか／＼敷御人のかくならせ候御事、御愁傷奉察候。然処、御媳婦様御臨月より一ヶ月はやく、正月二十日に御安産被成、御産婦様は御恙もなく御肥立のよし、御出生は御男子にて御よはくは見えさせ候へども、御七夜には御名進ぜられ、御一同御欲び御鍾愛被成候処、御月足らず故歟御嘉損のよし、御なげきの程さこそと奉察候。世に八月子は育てども九月子は不育と申候如く、九ヶ月にてうまれ候は、

いづれも生育無之様に存候。乍然瘍損の後は程なく又御懐孕あるものに候へば、来年頃は又御欲び可有之奉存候。拙家媳婦も四ヶ年前八月傷産いたし候へども、上に男女二人の小児あれば、さばかりをしみ候ものも無之、翌年又女子出生、是は丈夫に育候。瘍損の後は大かた如此に候へば、ゆくものはかへらず、只後年を御たのしみ被成候様にと奉存候。忝へも申聞候処、何分宜申上くれ候様申候。これらの駭嘆千万言にもつくしがたく御座候まゝ省略仕候。御惣容様へよろしく御伝声奉願候。

一、若山御居宅はいまだ詳ならざるよし、御主人の御姓名等御しるし被下、忝承知仕候。いよ／＼御落つき被成候はゞ、くはしく御様子御しらせ可被下候。拝顔のこゝろにてなぐさめ可申候。……

三 甲午日記〔一〇月七日〕

一、昼前、木村黙老より使札。……且、黙老筆頭の家老、來春致仕の噂有之、左候ハ、黙老国住居可申付候哉のよし申來ル。……

同〔一二月五日〕

一、四時過、木村黙老より使札。……今般黙老国勝手被申付、右ニ在府の賞功として主君より金百兩拜領のよし、依之來春二月比出立ニて、高松ニ引移り候よし申來ル。右回翰、

并ニ大坂若太夫芝居、八犬伝狂言画本かし遣ス。長文ニ付
屋前ニ及び、右使ニわたり遣ス。

天保六年正月一日付篠齋宛書簡（江戸文学研）所収

一、先便一寸得貴意候キ、黙老子去冬十二月上旬、いよ／＼国勝手被申付、姑く在府太義のよしにて、御主君より金百兩賜り候よし、依之二月は妻子を引連レ高松へ帰り候よし、旧冬被申越候。是迄とても面会は只一度にて、月々文通のみに候へ共、さすがに江戸を放れて遠く讃州へ被帰候ては、おのづから疎遠に可成候。且同人息女十五歳に被成候を、同藩へ嫁し候故、旧臘はことの外多用のよしに付、鉄花仙史の事も右之仕合に御座候間、遠慮いたし未申遣候。是は彼人高松へかへられ候後、彼地より御かり受被成候方、便利に可有之奉存候。蔵書も悉携られ候よしに御座候。

一、黙老子高松へ移徒致され候ては、同好の友も無之よし、貴老わか山御退隠之事、旧冬御噂申遣候処、いまだ御目にかゝらず候へども、御同好之御事に候へば、已來文通いたし御心易く蔵書など貸借いたし度候。紀州・讃州は隣国の事に候へば文通はさらなり、書籍の貸進もたやすく候。左候へば愚老と交遊の心地にてなぐさめ申度候間、紹介いたしくれ候様、旧臘一兩度被申越候。野生答に篠齋と友垣結ばせ給はん事、於愚老忝奉存候。乍去、平生多用の仁に候へども、是迄年々三四度の不過文通候。申遣し候ともいかが可

申越哉、難計候へ共、若山に退隠いたし候ては、松坂に在し日より寸暇を得候半歟、遠方の事紹介いたし、先方の返事を得て云々いたし候ては、その内に貴翁の御発駕にも及び可申候。則、紹介の義は心得候間、篠齋へ御状可被遣候。早春拙翰中へ入封いたし、松坂迄可遣旨を及返事候へば、早春書状一封被差置候に付御届ヶ申候。右之趣に御座候間、此段御承知可被下候。書籍はことの外好み候人にて、奇書多くとり入候。書籍御貸借には至極可然候。外にはさばかり有益之事も無之候へども、高ぶらず謙遜正直のかたに近き性質の様に被存候。第一節儉家にてよく家を成し候人に御座候。御承引に候はゞ、黙老へ御回報一筆被遣可被下候。夫迄に立被致候とも、引つゞきそのもより迄指出し可申候。何分貴君の御才学と御風流を慕ひ被申候故に御座候。同好にして知己も亦得がたく候へば、聊御詞敵には可被成候得ども、此老何事も精細なる事は不得手にて、文通などもはしからず候。されば簡略にて亦よき事も御座候。此義かねて御承知可被下候。

天保六年二月二日付篠齋宛書簡（江戸文学研究ニ所収）

一、黙老子書状も被成御覽候得ども云云、御心むつかしき折に候へば、わか山へ御移徒御おち着被成候上にて、御返事可被遣候よし、承知仕候。黙老子も高松へ立、二月中と聞え候処、高松より代りの家老衆交代いたし候上、迹引わた

し罷帰候様、被為候儀よしにて、三月四日比立立と申事に御座候。御別紙に右一義被仰越候趣、早速黙老子へ通達可致候。追て御返事は此方へ被遣候に不及候。直に讃州へ御出しの方便に可有之候。此段も黙老子へ可申入置候。江戸へ被遣候は迂遠に候。黙老子高松の住処右のごとくに御座候。
讃州高松御城近辺浜町にて

高松御家老

木村 亘

天保六年三月二八日付篠齋宛書簡（江戸文学研究ニ所収）

一、黙老子三月七日に江戸立被致候。京都に七日許逗留いたし、大坂にも三日許逗留のつもりよし、左候はゞ四月上旬ならでは、高松に到着致まじく候。二月廿八日にいとま乞に來訪候間、暫時清談いたし、貴兄の御尊杯も申出候き。老人も六十二歳のよし、此後江戸出府は致すまじきよしに候間、生涯の別に御座候。送行拙詠

なげかじな身は老ぬとも玉くしげ

ふたゝびあはぬわかれならずは

又さぬき高松といふことを

あづまにはいまさぬきみをふる郷に

たかまつらんとおもふわかれ路

黙老かへし

なげくぞよわかれのこの玉くしげ

ふたゝびあはん時しなれば

貴兄同人へ御返翰の事、五六月比松坂へ御立かへり、万事おち付候上ならでは、出来かね可申候。それ迄彼人の返事とも被成御覽候へと申し、先便被遣候彼件の御別翰を遣し候間、大い歎れ候様子に候。高松に御返翰被遣候はゞ、大坂藏やしき役人中名当に被成、藏やしき迄御差出し被成候へば、高松船平生参り居候間、早速届可申よしに御座候。……

三 天保六年三月二日付、小津桂窓宛書簡（天理図書館蔵）

一、江戸名所図会后編へ去春うり出しの節、来秋出板のよし丁子や申候へとも、当秋出板心もとなく候。右画工雪且ハ老人ニ候而没し候。雪且悴細画をよくいたし候間、続て画せ候よし、いつれニも出板之節、早々老口飛脚へ差出し候事心得申候。篠斎子もやくそくニ付、出板次第右之通り取斗ひ可申候。此段御承知可被下候。

天保六年閏七月一二日付、篠斎宛書簡（京都大学蔵一馬琴書簡集「二所収」）

一、江戸名所図会后編之事、承知仕候、かねて丁子やに頼置候得とも、今に出不申候。出板次第老部差登せ候事心得罷在候也。四十年ニて初編出候書ニ候へハ、後編も引つゞき出板心もとなく候なれとも、板元ニ利有之候へハ、いそぎ候事ハ前々とちかひ、由断あるましく候。

一、長州の前の大夫人ハ何かしの宮様ニ被成御座候よし。こ

三一 「天保五年」十一月一日

の宮様野生作のよミ本御愛観被成候よし。……且又江戸名所図会の画者雪且の悴、今の長谷川雪且ハ長州の御画師のよし。江戸名所図会の画をことの外御賞美のよし、右雪且を案内ニ被成候て、蔽屋へ御出被成度よしなど聞え候間、尤恐入、貴人と申、殊ニ御夫人に拝顔之事杯、甚いとハしく奉存候間、此義ハ何分宜く御断り被下候とわひ候て、帰し候也。……

三 天保六年正月一日付、篠斎宛書簡（江戸文学研究「所収」）

一、しりうごとの事、先便云々得貴意候処、右之書は先年平田氏よりも御もらひ被成候て、御蔵弄に候へば、いまだ手に入不申候はゞ差上候に不及趣、承知仕候。彼書于今手に入不申、却て幸ひと存候。平田氏の答書、鳥おどしも大かた同人より贈られ、御所持と奉察候。屋代翁の答書、金剛談も右同断歟と奉存候、それを今更云々得貴意候は、遼東の冢にて恥入候事に御座候。いぬる比、右屋代・平田の答書一本合巻、黙老子外よりかり出し候よしにて、見せられ候間、早速写させ置候。その比黙老云しりうごとの書は、好で人の非をいふたれば、よからぬ事は勿論なれども、中にはその大家の病ひにあたり候事も見え候。畢竟この答はなくもがたと存候とありしに、愚答て云貴意のごとく、君子は好で人の悪をいはず、かゝるたはぶれぶみを作りて、剩板にゑりて流布せし事、言語同断の事歟、就中輪池翁の

書をそしりて、キセルでもとはしたがよしといひしは忌憚らざるの甚しき也。書は巧拙によらず、人によりて好キ不好あるものに候。殊に彼翁の書は、やんごとなき御かたにもとり用ひさせ給ふよし、承り候事もあるものに候。乍去しりうごとの作者のよからぬ事は勿論に候へ共、大家としてかゝる誹謗にあひ候事、畢竟浮華の高名の崇に候へば、実にこの答書はなくとも、しる人はしるべく候得ども、門戸を張り徒弟を集め候人は、門人のおもはん事もうしろめたければ、立派答なくてかなはぬ事に可有之候。扱その解嘲も悉くあたれりや、己等ごときはわきまへがたき事もなきにあらざ。さればしりうごとの作者長寿ならば、後年昨非をさとりて、実学者の域に入るべからんに、短命なりしは惜むべき才子と存候と申遣し候キ。平田氏杯は御懇友の事故快くは思召まじく候へども、外見にはかく思ひ候事に御座候。この一条ははゞかりあり、御他言御用捨可被成下候。

*皇朝学者
 妙二奇談しりうごと三卷三冊 小説家大人著 天保二年
 序、同三年刊(日本隨筆大成)「百家説林」所収。平田篤胤。
 海野幸典・小山田与清・石川雅望・岸本由豆流・屋代
 輪池の六人の悪口を述べたもの。なお、馬琴は、金剛
 談(屋代弘賢の答書)・鳥おどし(平田篤胤の答書)を筆耕大嶋
 右源二に写させている。——注五甲午日記(二月二日)参
 照。その出来は二月一七日である。——

三 甲午日記(二月二日)

一、昼時丁子や平兵衛来ル。予対面。……しりうごと・妙々奇談等本穿鑿いたし、江戸繁昌記共差越くれ候様たのミお
 ぐ。……

同(二月三日)

一、夕方丁子や平兵衛来ル。予対面。……尚又、妙々奇談二冊、但後編也。江戸繁昌記初編より三編迄持参被返之。過日たのミ置候故也。雑談後歸去。

一、今日作者部類追加之分……今夕五時過かき入早、夫より妙々奇談後編上冊・江戸繁昌記二編浴室一段披閱、四半時比一同就枕。……

同(二月四日)

一、予禽鏡かき入悞写の分、みな補写し早。夜ニ入、江戸繁昌記二編披閱、四五日来眼疾不出来、めやに出、且かすミ候間、燈下の読書等尤不便也。廿六卷迄よミかけ、今夕四半時一同就枕。

同(二月二八日)

一、……夜ニ入、江戸繁昌記二編一冊よミかけ廿余丁より六丁迄披閱し早、五時過より爐により休息、四時一同就枕。

同〔十一月一日〕

一、……夜ニ入、江戸繁昌記三編一冊の内廿七八丁め迄爐に
よりながら披閱、四時過如例一同就枕。昨今いせ松坂へ之
書状等にて尤多用、寸暇なし、やうやくこれを果し早。

同〔十一月二日〕

一、寒氣ニ堪かたく、夕方より爐により江戸繁昌記三編よみ
かけ披閱、右早て同書初編よみかへし、半分余ニ至る。未
果、四時一同就枕。

同〔十一月三日〕

一、……夜ニ入、江戸繁昌記初編再読、よみかけよみ早、又
しりうこと再読、中の巻迄披閱、四半時一同就枕。

同〔十一月四日〕

一、……五半時比よりしりうこと再読残り壹冊半披閱之早、
四時過より一同就枕。……

同〔十一月二日〕

一、四時前、丁子やより手代使ヲ以、……且、過日借覽の中
本秋雨夜話上中下三編九冊・妙々奇談前後二編四冊・紙こ
ま前後二編八冊、元のことく封しふくろニ入返之遣ス。此

三二 〔天保五年〕十一月一日

段謝礼手かミ差添、封したし置候よし申遣之、右丁子や
使にわたし遣ス。江戸繁昌記ハとめ置、品ニよりかひ取可
申よし申遣ス。

〔参考〕

〔別筆〕

午十一月朔日出同九日着

別楮啓上仕候。如本文、得貴意候作者部類写本式部出来ニ付
今日同時ニ紙包ニいたし、飛脚問屋鳴屋佐右衛門方へ差出し
候。尤、紙包ハ並便ニ御坐候間、書状より六七日おそく着可
仕候。右入用右之通りニ御坐候。

覚

一七匁ハ ミのかミ五帖

一貳拾匁九分 四冊分 貳百廿丁筆料

一壹匁貳分 ひやうしにしの内
八枚并ニ仕立ちん共

外ニ 一貳匁三分三厘七毛 紙包脚ちん

一 右之内金壹兩三匁四分 前之余金預り有之
かけめ貳百七拾五匁

右差引 拾三匁三厘七毛

右之通に御坐候。御幸便之節、前書之通被遣候へは、勘定相

済可申候。

右筆料、大字のかた故、沓丁拾文ニ定め、写させ候。江戸の銀(破損)に直し、九厘五毛ツ、ニ御坐候。尤、並の写し物より格別入念写させ候故、如此ニ御坐候。並の筆料ニ候へハ、沓丁六七文ニて出来申候。

〔下ダ札〕

「本書申上候通り、此写本、四五日のいとまを費し、不残校訂いたし、悞写は白墨ニてぬりけし、書直し置候へとも、尚見おとしも難計候。御熟覽の節、誤字御坐候ハ、御直し可被下候。」

此度の写本ハ、よほど増減有之、当五月上候写本と、少しつゝちかひ申候。その分

○沓の巻もくろく五丁

〱 哥山ヲ除キ

尉惣輔ヲ加入いたし候。

右哥山ト可山ハ同人ニて、重複故ニ御坐候。

同卷三十二丁

〱 哥山ヲ除キ、右同断加入。

同卷五十七丁

〱 中本作者沓人追加。

同四十三丁左右追加同断。

〱 式之卷上

初丁もくろく一

右沓丁書直し申候。

同三丁右

箕山の分、注相改メ、且頭書を加申候。

同十一丁 十二丁

右拾沓丁ハ十丁ノつゞき。

この書も、例の作り物語也といふ所書直し候。それより十一丁め、丸に書直し、十二丁め、初稿より沓丁ふえ申候。

同廿二丁ウラ十行

右十行書直し候。

廿三丁 廿四丁

此式丁ふえ申候。

同四十丁め左

八犬伝板かひ取候大坂書賈塩屋長兵衛としるせしハ悞也。

河内屋長兵衛也。右直し申候。

此外、御両君御指適の□糾は、不残改申候。事長く本文ニ書加へかたきハ、頭書ニいたし候。頭書ハはやくわかり申候故別ニ注し不申候。

一扱、当夏上候細字のかたの写本、彼御沓人の御懇友様へ御ゆつり被成候とも、此度の改正本とちかひ候まゝにてハ、御用捨可被下候。式の巻ハ、五六丁見写しニ不被成候てハ、おさまりかね可申候。何とそ後世異本無之様にいたし度候間、此

段先様へ御談し被成候て、此度写させ候を原本にして、御枝訂被成、ちかひ候廻ハ、不殘御書直し可被成旨、御申被成候ハ、御ゆつり被成候とも、不苦奉存候。もし左様之事、御手かけ不被成候御方にて、御面倒にも思召候ハ、写し直させ上げた候。乍然、見うつしハ、此方筆者難義かり、出来かね可申候。たとへ出来候ても、筆料もよけい遣し、且出来あしく可有之候間、おなしくは其御方にて、御書直し御改被候方、御弁利と奉存候。そハとまれかくまれ、前の細字のか成たニハ、懼りも多く御坐候ニ付、あのみ外へ御遣候事、くれくも御無用ニ被成可被下候。篠齋様ハ御出立前御心せわしくケ様之御世話も難被成候半、いかて桂窓様御ころ得被下、前文之趣、可然御取計被下候様奉希候。此拙翰ハ勿論、並便紙包共 いかて御出立前着いたし、被成御覽候様仕度、尤差急キ今の飛脚へ出し申候。勿々不備。

十一月朔日

著作堂

(花押)

篠齋大人

* 本書簡は「上野図書館紀要」第四冊一四、「ヒブリア」第一七号、「竹清叢書」雁来魚往第十冊より所取。

三二 「天保六年」正月一日

一 「三」は「四」の誤記か。三集とすれば、三集は天保五年

三二 「天保六年」正月一日

正月五日(江戸)売り出しになっており、記述が日記と相違する。また甲午日記の正月十一日前後にも関連記事は見当らない。

二 甲午日記(一二月二五日)

一、予大坂河内や茂兵衛へ可遣書状一通、同河内や太助に可遣回翰一通、書之。河茂へハ俠客伝四集序文其外、悞写有之、校合の節見おとし有之ニ付、入木之事申遣ス。河太へハ去ル十日着之状返翰、注文之売葉出来合無之、且直段不引合ニ付、断申遣ス。

一、明日、清右衛門下町へ罷越候よしニ付、大坂河茂へ遣し候急状、丁子やね持参いたし、明日差出しくれ候様申し入、可渡旨申付、丁平へ口状書差添、右清右衛門へわたしおく。一、薄暮、丁子やより使ヲ以、……且、河茂へ之書状明日清右衛門可致持参間、早々飛脚へ出しくれ候様、口状右使に申聞ケ遣ス。

同(一二月二八日)

一、夕七時比、丁子や平兵衛来ル、予対面。歳暮祝義として着代金百疋被贈之。……昨日頼遣し候大坂河茂に之状、昨夕飛脚やね出し候よし也。雑談後帰去。

三 同(一二日五日)

一、昼後、丁子屋平兵衛来ル。客間ハ掃除中ニ付於書齋対面、俠客伝四集五ノ巻いろさし校合すり右二丁、八大伝九輯看板すり本校合持参、見せらる。看板ハ即刻校閲、一字つげかなニほりあやまり有之、俠客伝五ノ巻すり、とめおく。俠客伝、板不残登せくれ候様、河茂より申来候ニ付、来春うり出しおそく成可申よし也。八大伝九輯の下、潤筆前金之事等談之、雑談数刻帰去。……

天保六年正月一日付、篠齋宛書簡〔江戸文学研究所取〕

一、俠客伝は、旧冬追々に板大坂へ登せ候得ども、此節右の板不残坂着いたし候哉、難計候。とびらは彫工にて故障有之、板登せの節間に合不申候故、すり本にて登せ候よし、此節やうやくすみ板出来、わくのいる板はいまだ出来不申候、ケ様之勢に候へば、うり出し八大伝より後れ可申候。なれども是亦当春中に被成御覧候半は一定に御座候。是亦かねて御承知可被下候。

天保六年正月一日付、小津桂窓宛書簡〔天理図書館蔵〕

一、俠客伝四集ほり立、九月節句後より取かゝり十二月中旬やうやく校合相済候。板ハ追／＼ニ船つミにいたし、大坂へ登せ候。不残坂着へ今春ニも可及候。左候へハ江戸うり出しハ、いつ比ニ可成哉、難斗候。出板之節早速一日飛脚へ出し候事、心得罷在候。江戸より大坂のかたうり出し早

かるへき歟。左候ハ、此方より差出し候已前ニ可被成御覧哉と奉存候。とひらハ板木師ニ故障有之よしにて、あとへ残り、この節やうやく墨板のほり出来、わくの立板ハいま出来不申候。とひらハすり本にいたし、登せ候よしニ候へとも、如此仕合ニ御座候。御遠察可被成下候。

天保六年二月二日付、篠齋宛書簡〔江戸文学研究所取〕

一、俠客伝四集は、旧冬校合いたし終り、右板木追々船づみにて、大坂に登せ候処、海上の事故、正月下旬迄も大坂へ着不致候板も有之候よし、正月二日うり出しになり不申候ては、いつとてもうり句あしく候間、半紙下直の品出候節、ゆる／＼とすり込ると板元河茂申候より、是迄のごとく、江戸にてすらせ候へば、随分正月二日のうり出しにも成候処、聊の勘定合に拘り、板木を船づみにてとりよせ候故、右之仕合に御座候。依之、いつうり出し可申哉難計候。もし来正月迄もちこしてうり候哉。しからば四年越しに成候。寔に沙汰の限りに御座候。大坂板元には前に懲り候へども、丁子や彼是取持候間、無拗つゞり遣し、後悔いたし候。如此勢ひに御座候間、一向はり合無之候。御賢察可被下候。

天保六年二月二日付、小津桂窓宛書簡〔天理図書館蔵〕

一、俠客伝四集ハ大坂にてすり込せ候よしにて、旧冬追／＼ニ板木を船づミにいたし、登せ候へ共、海上の事故、正月

中旬迄大坂に着不申板有之よし、うり出し正月二日ニなら
ず候間、下直の半昏見当り候節、すらせ可申候など河茂申
候よし、しからハイツうり出し可申哉難斗、沙汰の限りニ
御座候。大坂板元ニハ毎度懲り候得とも、丁子や彼是とり
為候故、無抛つゝり遣し候処、右之仕合ニて一向ニはり張
無之候。御賢察可被成下候。

天保六年五月一六日付篠齋宛書簡〔江戸文学研究〕所収〕

一、俠客伝四輯、大坂は三月中旬にうり出し候よし、例の浪
速人の不実にて、江戸下しすり本は、彼方にてうり出し候
後、板すり菅人にだら／＼とすらせ、両三度に出し候由に
候へども、そのすり本久しく着不致、丁子や甚心勞いたし
罷在候処、五月節句前とやらに、やう／＼すり本着揃ひ候
故、晝夜とりいそぎ製本いたし、昨十五日に江戸うり出し
に御座候。十五日は飛脚休日に候間、今日右の書二部、外
に新編金瓶梅三集の下一包にいたし、今夕飛脚へ出し申
候。代銀の義は、三輯迄は江戸にてすり込うり出し候処、此
四輯は大坂へ板を登せ、又大坂よりすり本差下し候故、脚ち
ん等雜費多くかゝり、引合かね候間、一部につきおろし直
拾六匁五分にわたし候よしに御座候。依之、式部にて三拾
三匁、金瓶梅は一匁二分に御座候。メ三拾四匁二分に御座
候。此段御承知可被下候。三月下旬大坂にてうり出し候間、
若山へも本廻り、とくに被成御覽候半と査し奉り候へ共、

三三 〔天保六年〕二月二一日

御兼約に付式部速にさし出し申候。但、直段前々より少し
登り妙ならず候へ共、一回之義にて少しの事をねぎり候も
いかゞに候間、右之通りに御座候。如例校合見遣し等も可
有之候。御覽の後御示教可被下候。尤貴評御手透の節承り
たく所仰に御座候。うり出し夏氣に成候故、折あしく捌ヶ方
いかゞと存候処、看官まぢかね候事故、かし本やの勢ひよ
ろしく、十四日に下ぶくろのみを乞、先づ袋を得意へ見せ
候半杯と申やから多く有之よし、丁子やの話に御座候。十
四日より入梅ふりくらし、十五日昼前迄以之外の大雨中に
うり出し候故、捌けかたいかゞと存候処、十五日昼より雨
止み夕方より晴候。左候へは、遠方のかし本やも晝より必
出かけ候半と存候。十五日板元之様子は未聞候得ども、勢
ひは右之通りに御座候故、三百部製本は当日出しつくし候
半と猜し候事に御座候。只入梅中故、道中川支等も可有之、
定て延着に及び可申哉と、胸ぐるしく、本意ならぬ事に御
座候。

五 二一 天保三年一月二〔五〕日書簡参照。

六 二〇 天保三年一月二日書簡参照。

三三 〔天保六年〕二月二一日

一 三二 天保六年正月一日書簡 注二参照。

二 三一 天保五年十一月一日書簡 注二参照。

三 三〇 天保五年七月二一日書簡 注二参照。

四 天保六年閏七月一二日付、篠齋宛書簡〔京都大学蔵「馬琴書簡集」二所収〕

一、野生事去冬十月比、誤て椽頬より落候て、真倒様ニ庭の飛石の上へ倒れ候。其折ハさのミにも不存候処、去年寒中に旧折傷発り、腰の上九の脛の辺、右のかた痛、起臥ニ不便ニ候間、はり薬等手当いたし候処、そのなこり早春迄折々発り候か、その後ハ忘れたることくに候ひき。然ル処当夏六月土曜前、左右之旧折傷以之外ニいたミ出し、枕して臥す事ならず、起臥の折ハ人に扶けられ候て、やうやく安坐いたし候故、甚不便ニ御座候。依之鉄砲町百瀬長蔵と申骨接医の家伝の薬を服用いたし、凡三廻り許ニて痛ハ治し候処、引つゞき又左のかた、この外いたミ、股ハ引つり、亦腹起臥不便、已前よりも甚しく、今以朝ハ抱起され候。是亦折身と存、右之薬を用ひ候処、後度にハ絶て效無之候。依之考候処、後のハ打身にあらす、疝ニ御座候。是迄疝ハ持病ニて腰痛いたし、歩行不便ニ候へとも、かやうに甚しき事ハ此度か始ニ候。依之治疝の腹薬いたし候処、追々快方

昼の内ハ扶けなくても起臥いたし候へ共、夜中ハ甚しくいたミ、夜半よりことの外難義ニ御座候。朝未明より起候て安坐いたし候へハ、痛ミ薄ラキ候。臥し候へハ甚しくいたミ候。これらも著述の妨げにて、机にかゝり候へハ骸曲り候故いたミ候て、細字を書候事不成候。長文ニても手簡ハ手にもち候て書候故、出来申候なれとも、食味気分等は生平ニさはかりかハり候事無之候。只食料少々減し、乍憚兩便の通しあしきのミに候。当年ハ種々の窮厄にて、心身共に不穩候。是亦御亮察可被成下候。……

甲午日記〔一〇月一七日〕に左のごとくあるのが、椽先より転落の事か。

一、余今日腰痛、且氣分引立かね候間、終日休筆廢書也。今夕四時一同就枕。

五 癸巳日記〔一〇月二十九日〕

一、予今日俠客伝四集五之卷末、三丁余稿之、廿三丁うら同終迄也。廿四丁め半丁名坪分殘ル。今夕四時過、如例一同就枕。

六 同〔一〇月一九日〕

一、早朝中山金兵衛來ル。俠客伝四集三之卷の内、三十五回の末五丁筆工出来、尚又後刻可参よしニて差置帰去。

一、同刻〔曇時〕中川金兵衛来ル。過刻之俠客伝四集三之卷の内残り五丁写本わたし遣ス。板元丁子やね持参のよしニ付、伝言たのミ遣ス。……

七三一 天保五年一月一日書簡 注三参照。

八二八 天保五年二月一八日書簡 注二一七参照。

九三一 天保五年一月一日書簡 注三参照。

三四 〔年未詳〕正月七日

- 一 現存日記を検するに、文政一〇・一一・一二年、天保二・三・四・五年に、正月七日に年始状を書いた記載がない。

或いは、二三〔天保四年〕正月十七日〔追啓〕の本簡の、十七の「十」を書き落したものであるかも知れないが、これを証するに足る記述がない。なお馬琴がしばしば日付の書き落しをしていることは、七〔天保二年〕九月〔二十〕二日・二二〔天保三年〕十一月二十〔五〕日の書簡で知ることが出来るが此処では〔年未詳〕として置く。

付 封一・封二

現存日記を検するに、ともに一〇月一日・二二月一一日前後に、河内屋茂兵衛宛書簡の記事が見当たらない。

私が館蔵の馬琴書簡の解説を思い立ったのは、昭和四十年の暮、暉峻康隆教授が来館されて、明年は山東京伝没後百五十年にあたり、明後年は馬琴生誕二百年・没後百二十年となるので、近世文学会を早稲田大学において開く予定だということとを洩らされた時にはじまる。その時、すぐに私の頭にうかんだのは、河茂宛の書簡十数本のことであった。本館では種類の事情もあってか、それが未整理であり、いまこそこれを整理しなければと思ひ、念のために少し調べてみると、天理図書館では百数十通の書簡の悉くについて年次推定を与えて整理を了え、同館の司書研究員木村三四吾教授は「ピアノ」に長期に亘って、「西荘文庫の馬琴書簡」を発表継続されておられた。また一方、国立国会図書館では小林花子氏が「上野図書館紀要」に「曲亭馬琴書簡特集」を発表されておられた。これらの成果をみるにつけ、安易に日附を列挙して整理すみとすることの出来ぬことを知り、それ故にこそこれまで右の書簡に手をつけられなかつた意味も推測された。同時にこの本館収蔵の書簡が、未整理ながらも学界ではすでに知られている資料であることも知った。ところで図書館の日常業務においては、これを正面から取り組むことは許されていない。当面与えられている仕事は全く別のものであるので、私は書簡に取り組む時間を、執務開始前の三、四十分をあてることにして、あせらずにはじめることにした。それに昼休みの一時間も加えた。当時、早稲田大学においては、学費改定問題がこじれて、年を超えて一大紛争となるに至った。図書館の閲覧業務が止むことはなかつたが、そのためにわれわれも早朝より夜に至る学内警備に動員され、図書館における宿直の回数も増加した。その間のいわゆる休憩時間を書簡解説にあてることが出来たので、思いがけず仕事が進んだ。元来読解力に乏しい私にとっては、これは甚だ貴重な時間であった。非力な私は難渋の馬琴の書簡を眼で読みとることが出来ないで、書いて読んでせいもある。また一方、暉峻教授を中心とする館蔵の馬琴日記の研究会の会員は、岡村千曳・洞富雄・鶴月洋の四氏であったが、岡村・鶴月両先生が相次いで物故されたあと、暉峻・洞両先生より私に参加するようにとのお勧めもあって、自然馬琴に接する機会に恵まれ、考勘・浄書などともに館外の仕事であるが、書簡と関連する日記の抄録も意外と進捗したのであった。こうした時に新収の書簡一通も加えられた。

館蔵の資料からみて、馬琴のそれが京伝のものとほ比較にならず多いことから、京伝と馬琴の展覧会を一緒にすることは沙汰止みとなり、京伝の展覧会は本館の木村寿さんが中心となって、昭和四十一年十一月に開催された。同じ年の十月、佐々木館長ならびに角田事務長両先生の御理解をえて、天理図書館に赴き、同館の馬琴書簡に接し、木村三四吾先生

より親しく御指導をえることが出来るのは、書簡の整理ということからも、また解説ということからも大変有難いことであつた。

こうして、昨四十二年六月、書簡の整理を終え、また本稿の方もどうか脱稿に至ることが出来たが、難読の文字については人の見境いなく多くの人に御教授を仰いだ。天理図書館でおめにかかった九州大学の中村幸彦先生、「平仄伝」の翻訳をなされた神戸外語大学の太田辰夫先生、近くでは、森銃三・中村俊定・加藤諄の諸先生にしばしば御指導を賜つた。それにつけても私が改めて感服したのは、南大曹博士の書簡の収集態度である。いま館蔵に帰している三百余巻、千七百余通の書簡に三千数百枚におよぶ一応の解説（内追加分は二百通近く除く）を付し、目録と索引を用意し、悉くに裝潢を施していることの立派さである。その中に馬琴のもの四通を含んでいる（二通は既刊であるが）。当初私は、この解説原稿を複写してこれを校訂することからはじめようと思つたが、ある事情もあつてそれが叶えられなかつたので、改めて私流に読むことからはじめた。僅かな時間も惜しい時であつたので、それを残念に思つたこともあるが、結果的にはそれが馬琴の書に慣れさせることになり、時間はかかつたにせよむしろ幸いをもたらせてくれたと思つている。安直な方法は、あるいはこの作業を途中で放擲させることになつたかも知れない。

この拙稿を、書簡整理終了の報告旁々、佐々木館長に御目にかけてところ、本館の紀要別冊第三号としてとりあげていただいたことは望外のよるこびである。はじめは昨年の夏中に印刷に付せる予定のところ、諸般の事情で年を越してしまつたが、これも止むをえないことと思う。また昨年十一月には、天理図書館で近世文学会が開かれ、馬琴生誕二百年記念の展覧会が併せ行われ、本館からも多少の資料を出品したが、同館では木村先生や、植谷・石川・鮫島氏らによつて立派な図録と、詳細な「馬琴年譜考」を刊行されたことは偉大なることであつた。校了も近いいま、あれやこれや思う時、蛇足ありまた不足あり、ただいたらぬことばかりで甚だ忸怩たるものがあるが、このようなものでもなおいくらかでも益することあらばと願うのみである。「俠客伝」の口絵の墨本は、館本が傷んでいるところから、学習院大学図書館の秋場四郎氏を通じて、同大学のものを使わせていただき、奈良日吉館の田村氏の御縁につながる東京の小津緑平氏には松阪の小津与右衛門家の系譜を御教えいただいた。上司の内山義寶管理課長および畏友の山口一之・服部匡延・加藤秀幸氏らには重ね重ね相談に与つていただいた。編集は毎度のことながら茂木堯秀氏を煩わし、また沢本君恵さんは面倒な校正を手伝つて下さつた。多くの方々への学恩をただただ謝するばかりである。

早稲田大学図書館紀要 別冊3

早稲田大学
図書館所蔵 曲亭馬琴書簡集

昭和四三年七月二五日 発行

実費
頒価 一二〇〇円

編集 早稲田大学図書館

印刷所 早稲田
大学 調度課印刷所

発行所 早稲田大学図書館

